芦屋市文化財調査報告　第97集

平成８年度国庫補助事業（２）

芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書

—阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—

芦屋廃寺遺跡（Ｚ地点）
芦屋廃寺遺跡（第45地点）
芦屋廃寺遺跡（第49地点）
寺田遺跡（第77地点）
寺田遺跡（第89地点）
寺田遺跡（第90地点）
打出小槌遺跡（第22地点）

2014年３月

芦屋市教育委員会

芦屋市文化財調査報告　第97集

平成８年度国庫補助事業（２）

芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書

—阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—

芦屋廃寺遺跡（Ｚ地点）
芦屋廃寺遺跡（第45地点）
芦屋廃寺遺跡（第49地点）
寺田遺跡（第77地点）
寺田遺跡（第89地点）
寺田遺跡（第90地点）
打出小槌遺跡（第22地点）

2014年３月

芦屋市教育委員会

例　言

1. 本書は、芦屋市教育委員会が平成８年度国庫補助事業として実施した阪神・淡路大震災における埋蔵文化財緊急発掘調査（震災復興調査）の概要報告書である。発掘調査費・遺物整理費等の総額は206,000,000円である。また、報告書（本書）作成を実施した平成25年度の発掘調査費・遺物整理費・報告書印刷製本費等は、総額3,500,000円である。補助率は、ともに国１／２、県１／４、市１／４である。
2. 発掘調査は、森岡秀人（芦屋市教育委員会文化財課係長・当時）、竹村忠洋（同文化財課係員・当時）両名の助言の下、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所に派遣された別記の支援職員が担当した。国庫補助金に係わる事務は、山本英明（文化財課課長・当時）・森岡秀人・岡田きよみ（同課庶務担当職員上半期・当時）・久家登志子（同課庶務担当職員下半期・当時）が担当し、文化庁記念物課の岡村道雄（主任文化財調査官・当時）・坂井秀弥（文化財調査官・当時）の両氏、兵庫県教育委員会社会教育文化財課の櫃木誠一（課長補佐・当時）・井守徳男（課長補佐・当時）・長谷川誠（主査・当時）・村上賢治・山本誠の諸氏、同県教育委員会埋蔵文化財調査事務所の大村敬通（副所長・当時）、復興調査班の山本三郎（班長・当時）・小川良太（班長・当時）、水口富夫（主査・当時）の諸氏から種々ご指導を賜った。
3. 当該年度に届出があり、確認調査を行ったのは131地点である。平成７年度ならびに当該年度の確認調査の結果を受けて、本発掘調査を実施したのは10遺跡、32地点である。これらの実績報告については、平成17年度に、『平成８年度国庫補助事業　芦屋市内遺跡発掘調査―震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査―実績報告書集（以下、『実績報告書集』と略記。）』（芦屋市文化財調査実績報告集１）によってその内容を公にしている。これは、支援職員が限られた期間でまとめた実績報告であるため、調査地点によっては多くの出土遺物が未整理・未報告の段階のものを含んでいた。そこで、これらの貴重な埋蔵文化財の保存・活用を図るため、平成24年度より再整理作業に着手し、平成24年度に『平成８年度国庫補助事業（１）芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書―阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査―三条九ノ坪遺跡（第15地点）・月若遺跡（第35・37地点）・月若遺跡（第36地点）・業平遺跡（第26地点）・業平遺跡（第29地点）・業平遺跡（第31地点）・大原遺跡（第21地点）（芦屋市文化財調査報告第95集）（以下、『第95集』と略記。）を刊行した。本書では、『第95集』では紹介できなかった調査地点のうち、『実績報告書集』でその報告が十分に尽くされている２遺跡３地点については第１章に『実績報告書集』の要約や図面を掲載し、再整理によって出土遺物等についてさらに詳しい情報を得ることの出来た３遺跡７地点について、第２～５章で報告している。なお、土層や遺構の認識は、『実績報告書集』や図面・記録等に従い、多少の用語の統一を図るとともに、その後の周辺調査によって新たに付け加えられた知見を盛り込んだところがあるが、基本的には、発掘調査時の所見に従っている。個々の遺跡地点名、所在地、調査担当者の氏名・所属（調査時点）については、一覧表を付している。
4. 出土遺物・資料整理作業は、平成８年度には、支援職員（別記）並びに森岡・竹村・木南アツ子（芦屋市教育委員会文化財課嘱託・当時）が担当し、その指導の下、下記の芦屋市臨時的任用職員（調査員・調査補助員・整理員・整理補助員・当時）が従事した。

相澤敦子　荒木幸治　石野照代　岩戸晶子　伊勢かほる　一色伸朗　牛山恵美　梅木素子　奥谷由香　岡本久仁子　奥山淑子　柏木明子　片岡亜紀　木村健明　久保ふく子　古瀬由賀子　小島静子　斉藤里加　桜井雅子　笹山美津子　高月祐治　竹林裕一　舘　真史　戸塚由委子　中井みどり　永野　香　永井達也　中西邦子　仲谷由利子　福田竜馬　丸谷　明　湊　健　森木省悟　若林純也　渡部智博

5.　平成25年度に実施した遺物・資料整理作業、報告書（本書）の編集・作成作業は、芦屋市教育委員会生涯学習課再任用職員（学芸員）森岡秀人、同課嘱託白谷朋世（学芸員）が担当し、同課係長竹村忠洋（学芸員）と同課嘱託坂田典彦（学芸員）が補助した。上記の職員・嘱託のほかに、下記の臨時的任用職員、文化財ボランティアが従事した。なお、本書に収録した一部の図面の中には、平成24年度に作業を進めたものも含まれている。

（臨時的任用職員）　天羽育子　西岡崇代　山本麻理

（文化財ボランティア）　相澤敦子　梅本素子　久保ふく子　小島静子　中井みどり　仲谷由利子

本事業に関わる事務は、同課課長岡一美、同課係長竹村忠洋、同課臨時的任用職員本田典子・寄川千幸が担当した。また、本事業の実施に際しては、兵庫県教育委員会文化財課から指導・助言を受けた。

6.　本書の執筆は、調査時の調査担当者の実績報告書や記録をもとに、森岡・白谷が行い、編集は白谷が担当した。調査担当者の氏名と併せて、目次に執筆分担者の名を掲げている。

7.　本書の調査地位置図には、平成８年度に使用していた、『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図および利用の手引き』〈芦屋市文化財調査報告　第24集〉芦屋市教育委員会　1993　添付の「芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図」を用いている。このため、現状地形や遺跡範囲と異なる部分がある。

8.　方位については、真北を用いた。標高については、東京湾平均海水準（T.P.）で表示している。

9.　標準土色帖で判定した褐色の「褐」字は、本書では「褐」を代字として使用した。

10.　遺物写真は、各調査地点で出土した遺物から代表的なもののみ収録しており、遺物番号は遺物実測図の番号と一致している。

11.　本書を作成する上で引用および参照した文献はキッコウ括弧で表記した。なお、発行機関が教育委員会の場合は「教委」と省略して記している。また、引用・参照文献などは、巻末に集約している。

12.　平成８年度の調査・整理作業において、勇　正廣、都出比呂志、冨井　眞、藤川祐作、古川久雄、村川行弘、矢野健一、山本徹男諸氏の協力を賜った。

13.　平成25年度の整理作業において、市　大樹、岩木智絵、岡野慶隆、合田茂伸、鈴木忠司、高橋照彦、竹原伸仁、中久保辰夫、中畔明日香、福永伸哉、藤川祐作、丸山　潔、山田浩史諸氏の協力を賜った。

発掘調査地点一覧表

遺跡地点名	所在地	氏名（所属）
芦屋廃寺遺跡Z地点	西芦屋町19番地の一部	岡本敏行（大阪府）・大道和人（滋賀県）
芦屋廃寺遺跡第45地点	三条町165番地	矢口裕之（群馬県）・禰冝田佳男（大阪府）
芦屋廃寺遺跡第49地点	三条町161－4、161－5番地	森岡秀人・竹村忠洋（芦屋市）
寺田遺跡第77地点	三条南町19番地５	植松邦浩（香川県）・小野田義和（福島県）
寺田遺跡第81地点	三条南町38番地２	柏原正民（兵庫県復興調査班）・目次謙一（島根県）
寺田遺跡第86地点	三条南町31番地８	矢口裕之（群馬県）・禰冝田佳男（大阪府）
寺田遺跡第89地点	三条南町65番地１	森岡秀人・竹村忠洋（芦屋市）
寺田遺跡第90地点	三条南町44番地１	森岡秀人・竹村忠洋（芦屋市）
堂ノ上遺跡第１地点	春日町104番地	鎌田勉（岩手県）・藤井整（京都府）
打出小槌遺跡第22地点	打出小槌町49番地ほか	大川勝宏（三重県）・半澤幹雄（千葉県）

目　次

例　言

第１章　阪神・淡路大震災に伴う平成８年度の埋蔵文化財保護行政とその整理作業の進展
第１節　平成７年１月発生の阪神・淡路大震災とその後の動き……（森岡秀人）……　1
1. 地震発生の初期行動と文化財保護
2. 震災下において埋蔵文化財の保護をどう取扱うべきか
第２節　平成８年度における震災復興調査の体制作りとその後の経過……（森岡）……　2
1. 条件整備としての復興調査体制
2. 震災復興調査の維持と自治体連携
第３節　震災復興調査の実態について……（森岡）……　3
1. 発掘調査の支援状況と調査量
2. 続く行政担当者間の協議とその経過
3. 現地公開に関する二、三の動き
4. 平成８年度の下半期の動向について
第４節　平成８年度の復興調査事業を終えて……（森岡）……　4
1. 周知遺跡の変化　震災前・震災後
2. 小結
第５節　『実績報告書集』の要約……（白谷朋世）……　7
第２章　芦屋廃寺遺跡の調査成果
第１節　地理的・歴史的環境……（白谷）……　11
第２節　Ｚ地点の調査……（岡本敏行・大道和人・白谷）……　12
1. 調査に至る経緯
2. 発掘調査の方法
3. 発掘調査の経過
4. 調査区の層序
5. 検出遺構
6. 出土遺物
7. まとめ
第３節　第45地点の調査……（矢口裕之・禰宜田佳男・白谷）……　24
1. 調査に至る経緯
2. 発掘調査の方法
3. 発掘調査の経過
4. 調査区の層序
5. 検出遺構
6. 出土遺物
7. まとめ
第４節　第49地点の調査……（森岡・竹村忠洋・白谷）……　35
1. 調査に至る経緯
2. 発掘調査の方法
3. 発掘調査の経過
4. 調査区の層序
5. 検出遺構
6. 出土遺物
7. まとめ
第３章　寺田遺跡の調査成果
第１節　地理的・歴史的環境……（白谷）……　45

第２節　第77地点の調査……………………………………………………（槙松邦浩・小野田義和・白谷）………　46
1. 調査に至る経緯
2. 発掘調査の方法
3. 発掘調査の経過
4. 調査区の層序
5. 検出遺構
6. 出土遺物
7. まとめ
第３節　第89地点の調査…………………………………………………………………（森岡・竹村・白谷）………　54
1. 調査に至る経緯
2. 発掘調査の方法
3. 発掘調査の経過
4. 調査区の層序
5. 検出遺構
6. 出土遺物
7. まとめ
第４節　第90地点の調査…………………………………………………………………（森岡・竹村・白谷）………　58
1. 調査に至る経緯
2. 発掘調査の方法
3. 発掘調査の経過
4. 調査区の層序
5. 検出遺構
6. 出土遺物
7. まとめ
第５節　寺田遺跡第90地点における郡領層墨書土器をめぐって……………………………（森岡）………　84
1. はじめに
2. 日本古代の郡・郡司と出土墨書資料
3. 郡領層墨書土器の前提となる郡域の古代行政支配
4. 菟原郡の成立事情と研究の近状
5. 摂津国誕生、摂津職・摂津国府の動静と７世紀前後の菟原郡中枢域の集落動態をめぐって
6. 摂津国胎動に向けての菟原郡の立郡以前の動静
7. まとめにかえて
第４章　打出小槌遺跡の調査成果
第１節　地理的・歴史的環境……………………………………………………………………（森岡・白谷）………　95
第２節　第22地点の調査……………………………………………（大川勝宏・半澤幹雄・森岡・白谷）………　96
1. 調査に至る経緯
2. 発掘調査の方法
3. 発掘調査の経過
4. 調査区の層序
5. 検出遺構
6. 出土遺物
7. まとめ
第３節　打出小槌遺跡第22地点出土の特殊遺物…………………………………………………（森岡）………116
1. 阪神地方の国府型・国府系・非国府系ナイフ形石器、角錐状石器の出土様相について
2. 阿波を含む外来系土器の影響関係と大阪湾海域

引用・参照文献目録
報告書抄録

第１章　阪神・淡路大震災に伴う平成８年度の埋蔵文化財保護行政とその整理作業の進展

第１節　平成７年１月発生の阪神・淡路大震災とその後の動き

1. 地震発生の初期行動と文化財保護

あれから19年　東日本大震災から丸３年が経過し、震災復興を目的とする埋蔵文化財調査が方針を立て進められつつある。その前例ともなって、今もその方法の是非が問われることの多い阪神・淡路大震災から数えて早19年の歳月が経過した。芦屋市内の街並みからはこの震災の爪跡がほとんど消え去り、被災者自身の記憶も風化しつつあるが、文化財保護事業の上では、記録保存のための発掘調査報告書の作成という業務がなお山積しており、震災の負債ともなっている。また、地域社会ではこの震災で自宅を失った人々が移り住んだ災害復興公営住宅における高齢化の問題や進行する孤立化の問題が生じている。被災者に貸付けた国の災害援護資金の未返済問題は、小規模な商店などの本格的再建にも重い問題を残しており、表面的に見えない部分での課題は多い。

被害状況の回顧　振り返ることになるが、平成７年（1995）１月17日未明、淡路島北部を震源地とする大規模な地震が発生し、当初、「兵庫県南部地震」と呼ばれた。これが阪神・淡路大震災である。芦屋市内各所においてはこれまで未経験の震度７という強烈な揺れが記録され、市域の人家や公共施設、ライフラインに壊滅的な被害がもたらされた。この地震による犠牲者は、平成26年１月段階において6,434人と発表されており、市内死亡者は444人を数える。被災した建物の内訳は、全壊4,722棟、半壊4,060棟と、60％近い建築物が著しい損壊を受けた。このために、避難者を受け入れた施設は６月18日まで機能し、深刻かつ不自由な日常生活を強いられた数多くの市民がいた。

地震被害の対応と遺跡保護　地震が発生した平成６年度は、多くの避難者対応業務に追われた。と同時に、文化財被害状況の把握を伴う緊急の課題を一つずつできることから始めた。平成７年２月６日には、文化庁文化財保護部記念物課の調査官や企画官の現地視察があり、兵庫県・芦屋市は災害下の遺跡保護についても、一定の方針を決めていくことになった。被災と関わる市内遺跡の面積は101haを超えることが判明した。本市が当時配置していた文化財専門職員は１名、専門嘱託は１名である。この埋蔵文化財調査体制ではおよそ対応は不可能という事態に直面した。今後の取扱いをめぐって、被災市町には、災害救助法が適応され、該当地の広域なエリアを対象とする大きな枠組みでの復興を目指した抜本的な方針が必要とされた。

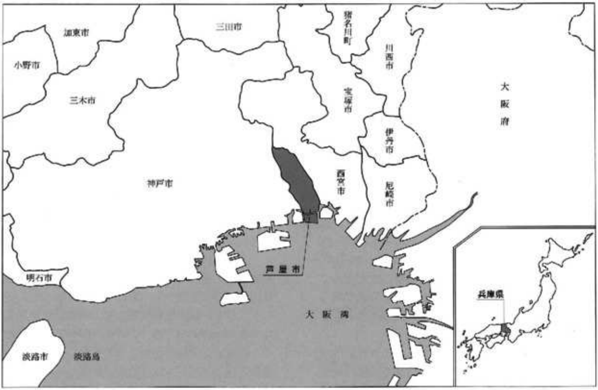

第１図　兵庫県と芦屋市の位置

2. 震災下において埋蔵文化財の保護をどう取扱うべきか

当面の取扱いと基本方針　文化庁通知の二形態　約１ヶ月の間、街・人の復旧、支援と文化財保護は容易に両立するものではなかった。

文化庁は、震災下にある多くの自治体の現状を踏まえて、平成７年２月23日に、庁保記第144号による文化庁次長通知「阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」を出し、同年５月末までに着工する震災復旧のための工事について、文化財保護法に定められた諸届出および通知を広範囲にわたって不要なものとした。その後、３月29日には、文化庁次長からの「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について」の通知が届き、同年６月１日以降における保護手続きに関する基本原則が定められるに至った。被災地の早期の復興が急務であるとの認識に立ち、速やかに、その関連事業の円滑な推進と埋蔵文化財保護行政の緩和との整合性を採っていくことが大きなねらいとされた。加えて、具体的な「適用要領」や「取扱いマニュアル」を定めることにより、さらに柔軟で適正な取扱いを進めた。

発掘調査の再開　以上の軽減措置を十分踏まえつつ、芦屋市は６月１日から文化財行政についても平常事務を再開させ、弾力的な確認調査と発掘調査に着手した。その経緯・経過の詳細については、『芦屋市文化財調査報告第27集』〔芦屋市教委1996〕で確認調査を、『芦屋市文化財調査報告第28集』〔芦屋市教委1997a〕で本発掘調査を詳しく説明しており、参照願いたい。

第２節　平成８年度における震災復興調査の体制作りとその後の経過

1. 条件整備としての復興調査体制

支援体制の受け入れと予算の整備　芦屋市は平成８年度の下半期から本格的な復興調査体制作りを目指した。平成７年10月１日、北は宮城県から南は鹿児島県までの第２陣の派遣職員10名が、全国支援として兵庫県に来援した。震災対応の埋蔵文化財調査費は、平成７年度6,000万円を計上したが、平成８年度にはそれを１億8600万円に増額し、９月補正で２億3000万円、12月補正では２億6500万円の予算規模に達するまで変更を加えていった。芦屋市の文化財保護行政で執行を予定される額としては最大であり、経理体制も庶務専従の職員をおいて執行管理した。

発掘届出数の急上昇とそのピーク　多くの軽減措置により、復旧・復興に絡む調査件数自体を大幅に減じることが可能となったが、６月１日以降、発掘届出書自体の実数は急速に上昇し、母数そのものが増加したために、事前審査や確認調査件数はウナギのぼりに増えていった。その現象は、まさに市内の街並みの震災復興の早期の進捗を物語るものであり、現象的には喜ばしい反面、果たしてやり遂げられるのかといった不安も覚える毎日であった。振り返ると、平成８年度はそれがピークに達した年度であったことになる。

三位一体の支援に呼応する芦屋市の動き　再度の整理を加えつつ、震災対応の経過をみてみよう。先ず震災の復旧・復興事業および関連事業に対する財政的措置が大幅に図られた。次いで人的支援については、前年度どおりの支援依頼が、全国知事会会長から各都道府県知事宛に行われ、自治省と文化庁も各自治体との調整を諮って、受け入れ自治体である兵庫県に各都府県・政令指定都市から専門職員が必要人数派遣された。平成７年４月、県内の遺跡調査に携わる兵庫県埋蔵文化財調査事務所内に「復興調査班」が置かれた。それは全国の支援職員を受け入れる場となり、調査環境がしっかり確保されるとともに、専門職員も配備された。東日本大震災とは異なり、被災地の範囲が限定的であったため、調査拠点は一県集約型のセンターを作ることによって、機動性は高められたと言えよう。

2. 震災復興調査の維持と自治体連携

関係自治体の連絡会の発足　被災地では独立独歩の足並みの取れない動きは禁物である。被災関係市町においては、具体的な取扱いを定めるため、平成７年度に、兵庫県と関係10市10町によって、「阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱い等に関する連絡会」が立ち上げられた。その後、こうした連絡会議は平成８年度以降も継続され、被災自治体間の連携が強化された。復興調査事業量の中・長期的な把握と協力体制の確立を目指した第10回連絡会の後、７月３日には、第11回連絡会において、「県・市町の適正な協力体制の確立と運営」も加味して協議された。

見込む必要のある調査事業量や支援期間　調査事業量の算出基準や方法については、被災10市10町でかなり異なっており、早い時期での調整協議の必要性があった。復興調査適用期間についても、３年や５年の延長要望が考えられるため、総事業量の把握は早い段階から必要不可欠であった。支援の期間延長は、人的支援、財源としての国庫補助金、基本方針の３本柱のセットで進められる必要がある。さらに、出土遺物の基礎整理に基づく実績報告書の作成以降、出土資料の注記・接合・実測・保存処理・写真撮影・トレース・レイアウト・報告原稿執筆などの業務が今後に残された大きな課題といえる。この点、膨大な整理作業についても応分の支援が必要と考えられ、また、増加した資料の保管スペースなども検討対象となった。兵庫県保管資料は、復興調査後の一定の時期に地元自治体に移管されるわけであり、その後の有効活用や十全の保

管場所設営も大きな課題であった。とくに正規の報告書の発刊については、本書第97集自体が震災復興調査の使命を担っており、震災後20年を迎えてもなお、作業の持続が見込まれる。

第３節　震災復興調査の実態について

1. 発掘調査の支援状況と調査量

支援職員の動きと契機、下地　兵庫県への支援職員は、平成７年度６月に25人、同年度10月に10人、平成８年度４月に34人に達し、同年度は合計49人が従事している。メンバーは37都府県・政令市から集まった埋蔵文化財の専門職員で、地域的な特性をもつ発掘調査手法や記録保存の仕方、補助員の分業内容などの違いを互いに克服して、遠隔地からの参加という日常のストレスを解消しながら、初体験の方も多い市街地中心部での発掘調査作業や周辺対応を進めていった。埋蔵文化財調査における広域的な相互支援の先駆けとしては、昭和63年（1988）から平成６年（1994）にかけて、関西国際空港関連事業に伴う大規模な発掘調査で、大阪府埋蔵文化財協会が近畿圏から延べ59人を受け入れたのがおそらく最初で最大の経験であり、この度の震災復興調査支援職員の中にも、その体験者が派遣されていた。折柄、平成７年（1995）12月には、文化庁の調査研究委員会が埋蔵文化財調査体制の改善策の一つとして、「地方公共団体間の相互派遣の促進」を挙げており、震災復興調査の体制作りの下地として深く連動するものと考えられる。

国庫補助事業の震災適用枠　国庫補助事業の対象については、震災前には個人住宅建設に限られていたが、震災後は中小企業の事業にまで拡大適用され、取扱いも平常時に比べかなり弾力的なものとなった。具体的には、①新たな試掘や確認調査は原則として避ける、②被災前の規模・構造を大幅に変えない復旧工事については調査を要しない、③発掘調査は、工事による掘削が遺構を破壊する場合に限る、である。換言すれば、将来実利的に残る遺構や遺物包含層は掘らないという基本的方針が樹立されたわけである。

発掘届出数の増加傾向　ちなみに、兵庫県下の平成７年度の発掘届出は、復興事業753件、通常事業432件、計1,185件を数え、前年度計662件の約1.8倍に膨れ上がった。実際の調査件数は、復興事業385件、通常事業519件であり、この数値の差はまさに埋蔵文化財包蔵地の保護に対する柔軟な対応が反映しているとみられる。このいわゆる「阪神方式」は、その後の全国的な埋蔵文化財の発掘調査手法や保護体系の平準化の動きを加速し、規定していくことになったとみて大過ない。後世に「阪神方式」という呼称で伝わることもありうることと考えられた。

2. 続く行政担当者間の協議とその経過

阪神地区文化財担当者会の役割と機能　阪神間は、昭和50年度に県下でいち早く文化財担当者会を結成し、年３～４回の会合を開き、担当者レベルでの問題解決や広域的な保護の仕組みを協議、連携してきた。震災後の対応にもこの厳然たる結び付きは重要である。

平成８年度の阪神地区文化財担当者会は、平成８年８月30日、芦屋市の芦屋市民センターを会場として開催され、「震災復興に伴う埋蔵文化財事前調査の現状と課題」をテーマに、阪神８市１町の調査量や復旧・復興の実態や課題が比較、討議された。また、９月４日には、芦屋市民センター403号室を会場として、阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱い等に関する第12回連絡会が開かれ、「埋蔵文化財調査事業量の中・長期的な把握」と「県・市町の適切な協力体制の確立と運営」を議題に意見交換がなされた。発掘調査事業量の見込みでは、平成８年度がおそらくピークになること、全国支援期間の平成７～９年度の事業量に対して、平成10年度以降、公共事業の全面調査が減少化傾向をみせるものの、民間事業の方はその後も数年横這いで推移することが、シミュレーション的に見通された。並行して復旧・復興に係る埋蔵文化財発掘調査成果の公開と資料の保存に関する兵庫県教育長通知もあり、復興調査が地域住民の理解と協力を得て進められるよう、現地説明会の開催や各種広報活動・普及にも努めること、調査成果は考古学等の学問研究の資料に活用できるよう、年報・概報および報告書の刊行に努めること、報告書刊行に必要な設備・補助員・作業員などの要員確保、印刷物や映像資料を残して学校教育・社会教育の現場で活用できるようにする工夫と努力、発掘調査成果の速やかな公開（展示施設などの利用）、さらに発掘調査図面・写真や出土遺物の活用と保存、その収蔵施設などの整備、腐朽しやすい出土遺物（金属製品・木製品など）の保存処理、公開・資料保存のための埋蔵文化財専門職員の充実など、条件整備の確認と配慮に関する事柄が大半であった。しかし、復興調査を完全に終えた現段階でも、設備の充実や調査成果の公開と活用はなお抑制された環境のまま、大きく変わってはいないと思われる。

基本方針の期限を迎えて　埋蔵文化財取扱いに関する基本方針の定められた期限である平成10年（1998）５月31日は、全国支援に基づく復興調査の当初計画の終了を意味し、常に意識に置かなければならない定点である。調査量と国庫補助金額のシミュレーション、中・長期的な事業量把握に対する数多い不確定要素や諸条件の問題などとの触れ合いと解決施策、さらに調査内容の弾力的運営における諸効果の検証などが必要とされた。また、専用住宅における発掘手法、調査深度と調査期間の釣り合いなどが効果を発揮したのかど

うか、内省的に個別の検討を行うことも必要であった。

3. 現地公開に関する二、三の動き

小阪家住宅地の調査と公開　芦屋市は、これまで多くの遺跡調査現場の公開を図ってきた。焦眉の急を要する復興調査であったが、現地説明会は必要に応じて開催した。今回下層部のみを報告する市指定文化財小阪家住宅の解体に伴って実施された三条町の発掘調査では、上層遺構部分について、この住宅が市域最古の現存民家であり、建立年代や増改築変遷の解明が学術的にも要請されたために、考古学的な発掘調査を実施したもので、その成果をいち早く公にした。調査の結果、江戸時代後期に建立されたことが判明し、南海トラフ西半分で発生した巨大地震、宝永４年（1707）の宝永南海大地震の地震痕跡も確認されたことから、９月13日午後２時に報道関係者に一斉発表した。

地震痕跡の検出　地震痕跡（地割れ、液状化現象、噴砂、建物の倒壊痕跡）の検出例は、市内の調査で格段に増え、ＪＲ芦屋駅北西約150mで実施された業平遺跡の震災復興調査においても、京都・伏見を震源とする1596年の慶長大地震の痕跡が見出されている。これは液状化現象に伴うもので、マグニチュード7.5で伏見城が崩落した時のものと考えられる。市内調査の説明会は、９月26日に寺田遺跡第40地点でも開催し、多くの市民が参集した。可能な限り、現地公開については推し進められるところとなった。

保存・公開・活用の問題点など　文化財の保存と公開、そして活用は平常時においては基本原則であるが、震災復興調査においては、色々な問題点が噴出した。一例を挙げると、節度ある震災関連調査においても、文化財保護法に関する違法行為が生じ、今後の対応のために、始末書をはじめ、慎重なる措置を施した。業平遺跡第28地点における事例はその典型例であり、文化財保護法第57条の２の規定を守らず工事に着手し、調査前に埋蔵文化財を損傷するといった事態が発生してしまった。

また、公表の機会である現地説明会を開催せずに復興事業を優先した業平遺跡では、画期的な遺構内容を評価しつつも遺構を保存せず、計画通りにマンション建設を認めたため、公開原則を要望する市民運動とかなり対峙することとなった。阪神間では、この年度最大級の成果となった尼崎市武庫之庄遺跡第36次調査などでも、遺構自体の保存問題が生じており、平成８年７月頃、日刊紙などでその推移が取り上げられている。非常時だからこそ、一つ一つの調査地点の調査と保存や活用はかなり自粛した判断も求められたと言える。

4. 平成８年度の下半期の動向について

復興調査の進行状況の見直し　阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、11月６日午後２時から、伊丹市埋蔵文化財調査事務所で開催された。下半期の第14回連絡会では、平成８年度の進行状況の相互チェックと国庫補助金の対象調査事業量について協議された。また、10月14日には、文化庁次長通知（10月１日付庁保記第75号）を受け、兵庫県教育長から芦屋市教育長宛「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」が通知された。平成６年７月６日付の規制緩和に関する閣議決定における今後講ずべき措置の明示と、平成７年11月の総務庁行政監察局による行政監察結果の報告における勧告などを踏まえ、埋蔵文化財保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明文化等の指摘に伴い、適切な実施が求められたものである。基本的事項や埋蔵文化財保護・発掘調査体制、都道府県の役割と体制整備、市町村の役割と体制充実、地方公共団体間の専門職員の相互派遣、都道府県と市町村の発掘調査等の分担区分の見直し、民間調査機関の適切かつ効果的な導入、発掘調査経費、発掘調査の円滑・効率的な実施、工事の種類・形態ごとの発掘調査等の対応に関する標準の策定、発掘調査成果の活用などが大きな課題として詳細に提示された。これらの文化庁次長からの通達事項は、とくに震災復興調査やその取扱いと連動したものではなく、各都道府県教育委員会教育長宛に出されたものであるが、平成８年度の復興調査の最盛期に通知された点に社会情勢を反映した特徴がある。「工事の種類・形態ごとの発掘調査等の対応に関する標準の策定」や広報活動、発掘調査報告書の早期作成など、発掘調査の円滑・効率的な実施等と深く関与する点が注目されよう。

第４節　平成８年度の復興調査事業を終えて

1. 周知遺跡の変化　震災前・震災後

埋蔵文化財包蔵地の更新　阪神・淡路大震災を体験した本市は、文化財保護法上に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地についても大幅な変化を遂げた。これは、基本的には周知遺跡の範囲から外れる場所であっても、個人住宅以外は可能な限り確認調査を実施したことによって、次々新しい情報が得られたからである。第２図を基にこの点について見ておきたい。

上図は、平成５年に発行された、震災前の埋蔵文化財包蔵地地図である。土地区画とは異なり、包蔵地の境界を現地形や旧地形、遺物の散布・包含状況によって線引きしたものである。一方、下図は震災後の平成13年刊行の埋蔵文化財包蔵地分布地図から引いたものであり、その範囲は地籍境界に合わせ、取扱いしやすいように改善され、内容自体は刷新された。

大震災後の包蔵地図変化の諸類型　一目瞭然のことながら、その変化の大きな特徴を類型化すると、①新出した包蔵地、②消滅した包蔵地、③範囲が拡大した

包蔵地、④範囲が縮小した包蔵地、⑤墳形が変化した古墳、⑥消失を認めた古墳などに分類可能である。いまその逐一を説明する余裕はないが、①③⑤の存在が大きな変更点であり、とくに①の典型例として、清水遺跡・前田遺跡・若宮遺跡などを挙げることができる。③については、六条遺跡・寺田遺跡・津知遺跡・業平遺跡・堂ノ上遺跡などが該当する。①は確認調査の成果が、③は主として復興調査の成果が大きく反映されたものである。実際、①の清水遺跡からは、認識されていなかった弥生時代前期の集落が墓地を伴って見つかり、前田遺跡からは芦屋初出の弥生時代前期の水田跡が発掘されている。若宮遺跡などは阪神電鉄以南から初めて発見された初期の農耕集落跡で、住居跡が群れをなして営まれ、その前段階には、縄文晩期の集団が関わっていることも判明した。また、③の六条遺跡は、芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業・清水公園建設事業に伴う事前発掘調査によって古代末〜中世前期の建物群や苑池状遺構などが検出された。寺田遺跡は、神戸市に事務委任して実施した都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査によって、縄文時代〜近世に至るボリュームのある複合集落跡が次々と発掘され、大きな成果が齎されている。業平遺跡の縄文時代石器製作跡、弥生時代集落や古墳時代集落、平安時代の住居跡などが面的に把握できたのも復興調査によってであった。⑤は打出小槌古墳に代表されるであろう。方墳ではなく、この地域で最大の前方後円墳になることが確実となり、その後に受け継がれた調査によって、その規模が詳しく判明したのである。

以上のように、本地域の震災復興に伴う調査で明らかにされた歴史的な新事実の多くは、上記した①③⑤の変化の過程で見出されており、それらの集約と導き出された地域像の更新は、今後市民に還元していかねばならない。

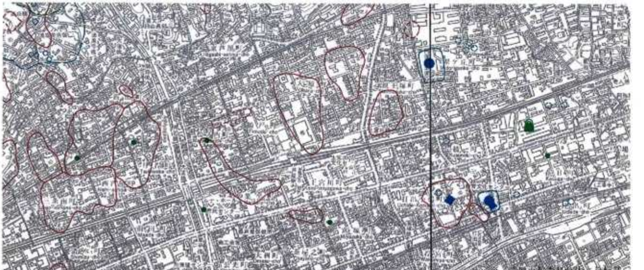

第２図　芦屋市遺跡分布地図にみえる周知遺跡の範囲（上：震災前、下：震災後）

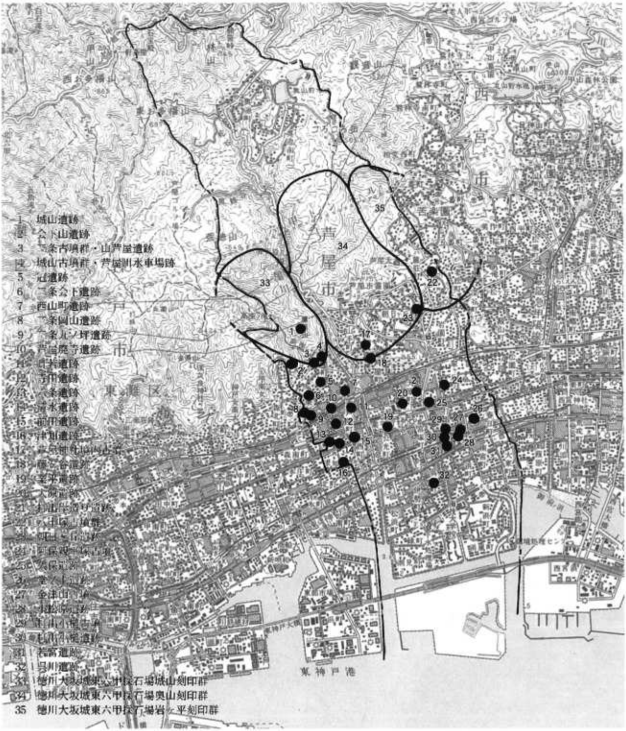

第３図　芦屋市内主要遺跡分布図　1／50000

2. 小　結

平成24年度の国庫補助事業として、平成８年度事業の出土遺物の再整理と発掘調査報告書の作成が予算化され、『平成８年度国庫補助事業（１）芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書―阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査―』〈芦屋市文化財調査報告第95集〉〔芦屋市教委2013〕を刊行した。本年度も例言に示した体制で作業を継続し、昨年度分と併せて合計28地点、平成８年度出土資料の約半分について、概要報告書を刊行することができた。平成８年度分の作業はまだ多くの課題を残しているが、酣となってきた東日本大震災の復興事業の有り様をも常に意識しながら、芦屋市としては、平成26年度以降も取り組んでいかねばならない必須の事業である。

第５節 『実績報告書集』の要約

平成８年度に国庫補助事業として実施した、阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う発掘調査については、『平成８年度国庫補助事業　芦屋市内遺跡発掘調査―震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査―実績報告書集（以下、『実績報告書集』と略記。）』〔芦屋市教委2005〕に、個々の地点の調査成果、概略を述べている。『実績報告書集』に主要な遺構平面図や遺物実測図を公表している２遺跡３地点については、その再録を避けて、要約や補足のみの記述とする。

寺田遺跡第81地点　寺田遺跡の中央から、やや北東寄りに位置する芦屋市三条南町38番地２（敷地面積約150㎡）において、震災復興を目指した木造２階建の個人住宅新築工事が計画された。それに即応して、平成８年（1996）10月24日に確認調査を実施したところ、現地表下26～50cm と85～100cm において遺物包含層が検出された。この結果を受けて、11月５～７日に全面調査（調査面積76㎡）を実施した（第４図）。

調査区の層序は、上から、表土、茶褐色砂礫土の整地層（第１層）、灰褐色シルトの旧耕作土（第２層）、黄褐色礫混じりシルト（第３層）、土師器・須恵器の遺物包含層である淡黄褐色シルト～シルト質細砂（第４層）、土師器の遺物包含層である茶褐色礫混じり中砂～細砂（第５層）、流入土である暗茶褐色礫混じり細砂（第６層）で、第６層上面が遺構面である。また、確認調査によって、第６層の下には、弥生土器包含層、寺田遺跡の鍵層（ベース層）である黒褐色粘砂、暗黄色砂礫層が存在していることが確認されている。

本調査では、建物建設に伴う工事掘削深度（現地表下60cm）までを掘削対象とし、それ以下は、遺構の一部に限って掘り下げた。検出した遺構は、旧河道とみられる溝１条とピット２基である（第５図）。

溝は、調査区の北東隅を中心に、北壁中央から東壁中央にかけて検出されたもので、南北220cm、東西440cm を測る。ただし、大半は調査区外に広がっており、わずかに溝の南肩部を検出したのみである。埋土は、上位が灰褐色シルト質細砂や淡灰色礫混じり中砂～粗砂で、細砂～シルト混じり極細砂で構成されたラミナがみられた。湧水が著しかったため、現地表下１ｍまでしか深掘しなかったが、中位は灰褐色砂礫混じり粗砂、下位は暗茶褐色礫混じり中砂～粗砂である。上層を中心に、マンガン分の沈着が著しい土師器片が出土している。「く」の字状に頸部で屈曲して口端部を丸くおさめ、体部外面に細いタタキ、内面にヘラケズリの認められる庄内甕をはじめとして、平底でわずかに突出する甕の底部やタタキ甕の体部片など、弥生時代終末期に属する土器片の集中出土が認められた。一方、須恵器は認められなかったので、弥生時代終末期（庄内式併行期）に埋没が進んだ様子がうかがえる。

第４図　寺田遺跡第81地点調査風景

第５図　寺田遺跡第81地点調査区全景（南から）

ピットは、調査区の南西部分で直径15cmのものを２基確認したが、時期や性格は不明である。

溝から出土した遺物は、流動堆積によって流れ着いた印象が強いものである。寺田遺跡北方の扇状地扇央部には芦屋廃寺遺跡や三条九ノ坪遺跡が展開しており、さらに丘陵上には三条岡山遺跡・三条会下遺跡・冠遺跡など、同時期の遺跡が存在している。また、寺田遺跡は、芦屋川と東川が形成した複合扇状地扇端付近に立地するため、旧河道の氾濫痕跡が各所で確認されている。当調査地点で検出した溝（旧河道）も、こうした氾濫痕跡と考えておきたい。

寺田遺跡第86地点　芦屋市三条南町31番地８号に所在する当該地（敷地面積約80㎡）において、木造２階建の専用住宅新築工事が計画された。平成８年12月３日に実施した確認調査では、現地表下10cm で中世の耕作面を検出したほか、古代の濃厚な遺物包含層の存在を確認した。住宅建設による遺物包含層の損壊は避けられないことから、建築部分の約20㎡ を全面調査して記録保存を行うことになった。12月17日の関係者による現地立会を経て、18～25日に本発掘調査を行った。

調査区では、上から順に、コンクリート塊を含む暗青灰色～褐色礫層（第１層）、全体に褐鉄鉱含浸帯のみられる灰褐色シルト質中砂～細砂層（第２層）、暗灰色～褐色シルト質中砂～細砂を主体とする土壌層（第３

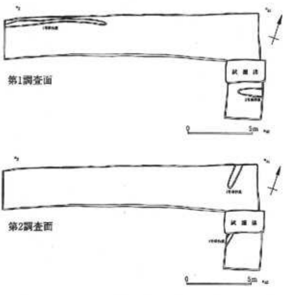

第６図　寺田遺跡第86地点調査区平面図　１／300
※『実績報告書集』から転載。

層)、層厚30cm以上の包含層である暗灰褐色シルト質中砂～細砂層（第４層）を確認した。第４層は、上部の暗褐色シルト質細砂（第4b層）と、下部の暗灰色～褐色シルト質中砂～細砂（第4a層）に分けることができるが、いずれも文禄５年〔慶長元年〕(1596) の慶長伏見地震による噴砂に切られていた。

第４層上面で検出した第１遺構面と、工事掘削深度である現地表下50cm において第4a層中で設定した第２遺構面において、耕作痕が見出された（第６図)。第１遺構面では、第２・３層から掘り込まれた東西方向の犂溝２条が検出された。これらは、噴砂との兼ね合いから、江戸時代のものと考えられる。一方、第２遺構面の耕作痕は、南北方向を指向する２条の犂溝である。これらは第４層中から掘り込まれており、慶長伏見地震に先行する中世のものと考えられる。なお、第４層は、古代～中世の土師器・須恵器・瓦器の細片を含んでおり、その土質から畑の可能性が考えられる。

以上のように、本調査では、時期の異なる耕作痕を弁別するとともに、慶長伏見地震の噴砂によって、その時期を明確に分離することができた。当該地の調査と前後するように、芦屋市域では各遺跡において慶長伏見地震の噴砂痕跡が検出されるようになっている。それらの噴砂痕跡は、中世と近世の境界を示す指標として、大変有効なものである。

堂ノ上遺跡第１地点　中位段丘上に立地する芦屋市楠町（旧小字「堂ノ上」）は、宝永３年（1706）に流水文を主文とする外縁付鈕Ⅱ式銅鐸が出土したとの史料が見出されたことに基づき、埋蔵文化財包蔵地として堂ノ上遺跡が周知されている。この堂ノ上遺跡の南西部に隣接する春日町104番地（敷地面積約560㎡）で、阪神・淡路大震災の後に、住宅復興を目的とした鉄筋コンクリート造４階建共同住宅の新築が計画された。基礎施工による工事掘削深度は150～250cm と深いことから、遺構・遺物包含層の有無を確認するために、平成８年３月25･26日に確認調査を実施した。その結果、敷地南半はすでに大きく削平されていたが、北半の２ヶ所のトレンチで、近世～近代の水田土壌と、古墳時代～近世の遺物を含む数枚の遺物包含層を確認した。また、東側の第１トレンチでは現地表下100cm で、西側の第３トレンチでは、現地表下140cm において地山を検出した。そこで、調査方法や範囲を検討、協議した上で、当該地北部に調査区（面積180㎡）を設定して、５月20日～７月１日に本発掘調査を実施した（第７・８図)。本発掘調査で確認した井戸の下部構造については、11月７・８日に補足調査を実施して全容の解明に努めた。

調査区では、現代の整地層である第１層の下に、上から順番に、近代水田耕作土（第２層)、近代水田床土（第３層)、18世紀後半頃の水田耕作土（第４・５層)、近世後半の水田耕作土（第６・７層）が水平堆積しており、耕作土の下には、流路ＮＲ１による堆積層（第８・９層)、流路ＮＲ２による堆積層（第10・11層)、黒灰色粘土（第12層）が存在していた。ＮＲ１埋積土が堆積する頃に、走行方向の異なる流路ＮＲ３が、ＮＲ１・２を切り込む形で堆積していた（第13・14層)。

遺構については、東西方向の自然流路（ＮＲ１・2）と北東から南西に下る自然流路(ＮＲ３)が検出された。

第７図　堂ノ上遺跡第１地点遠景（東から）

第８図　堂ノ上遺跡第１地点調査風景

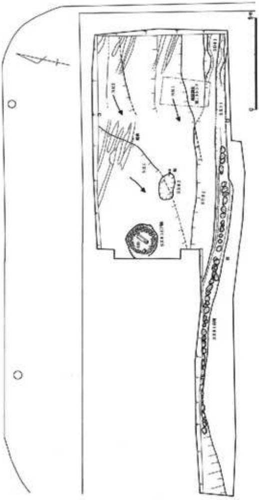

第９図　堂ノ上遺跡第１地点調査区平面図　１／200
※『実績報告書集』から転載。

第10図　堂ノ上遺跡第１地点全景（東から）

第11図　堂ノ上遺跡第１地点調査区東部全景（西から）

第12図　堂ノ上遺跡第１地点ＳＸ01（西から）

第13図　堂ノ上遺跡第１地点ＳＸ02（北から）

第14図　堂ノ上遺跡第１地点南北セクションベルト
土層断面（東から）

これら３本の流路は、いずれも調査地の西側に位置する谷に向かって流下している（第９～11・14図）。

ＮＲ１からは、土師器・須恵器・緑釉陶器・国産焼締陶器（15世紀代の備前焼擂鉢・丹波焼擂鉢）・磁器（中国白磁小皿）が出土しているが、それぞれローリングが認められるので、流水によって運ばれてきたことが明らかである。この流路が途中まで埋没して澱んでいる段階で、北側の地山（明黄褐色砂礫土）を用いて人為的に埋め立てている。整地層からは備前焼擂鉢片が出土しており、上面には水田面が形成されている。上部をＮＲ１・３に切られているＮＲ２は、３本の流路では最も先行するもので、流力の弱い粘質砂層が堆積している。最下層からは磨耗した土師器片とともに縄文時代の石鏃や剥片石器が出土しているが、時期の特定は困難である。ＮＲ３からは、中国青磁や近世初期の唐津焼が出土している。埋土は細砂～粗砂で、流力が弱まった段階で一気に埋没したようである。なお、これらの流路からは18世紀以降の遺物は出土していないので、概ね17世紀には埋没が終了したものと推測できる。

そのほかには、東西方向にのびる土留めの石列（ＳＸ01）（第12図）、ＮＲ３に先行する不整形土坑（ＳＸ02）（第13図）、17世紀以前の井戸跡（ＳＸ03）（第15図）、水田耕作に伴う溝跡（ＳＤ01・02）、近世後半以降の犂溝跡が確認された。

ＳＸ03は、検出面の直径が約1.5ｍ、深さ約２ｍの石組の井戸である。検出面はＮＲ３の底面かつＮＲ２の上面なので、17世紀以前に遡る井戸とみて大過ない。石材は人頭大の河原石を用いており、六甲花崗岩に若干の砂岩や閃緑岩が混じる。井戸底には水溜として、上端径約55cm、高さ約40cm の底のない木桶を設置していた。井戸の埋土に人為的なものはほとんど認められなかったが、井桁の一部か井戸を結界する囲みの一部とみられる石柱２本が出土している。また、埋土には大量の木の葉や松の実、植物の種子、アオハナムグリをはじめとする昆虫の羽などが混入しており、９～10月にＳＸ03の大部分が埋まったものと考えられる。

水田耕作土から出土した遺物には、東播系須恵器鉢や土師質羽釜、近世陶器・磁器や瓦がみられ、下層ほど帰属年代が古くなる傾向が看取できる。

以上のように、当該地は、17世紀後半から18世紀初頭に自然流路を人為的に埋め立てて水田造成を行ったことが確認された。これは、史料等で知られる青山氏の新田開発期に合致する。その後、近代に至るまで稲作地帯であったが、必ずしも水の便がよい場所とはいえなかったようである。ＳＸ03は、流路が停滞した時期に、水不足を補うために設けられたのかもしれない。また、ＳＤ01・02は近在の溜池からの導水用の溝であろうか。なお、堂ノ上銅鐸に関わるような弥生時代の遺構・遺物は検出されなかったことから、集落と直結しない銅鐸単独出土の蓋然性の高さが再認識されることとなった。

第15図　堂ノ上遺跡第１地点ＳＸ03（西から）（1. 石柱検出状況　2. 上部半掘状況　3. 上部完掘状況　4. 木桶出土状況）

第２章　芦屋廃寺遺跡の調査成果

第１節　地理的・歴史的環境

芦屋廃寺遺跡は、芦屋川と東川の合力によって形成された扇状地上の地形変換部に位置する、縄文時代から中近世にわたる複合遺跡である。この扇状地上には、ほかにも西山町遺跡、月若遺跡、寺田遺跡が分布しており、市内で最も濃密に埋蔵文化財を包蔵する地域である。当遺跡は、阪急芦屋川駅の西方約500m付近を中心として、東西約200m、南北約250mの範囲に広がっており、現在の三条町・三条南町・西山町・西芦屋町にまたがっている（第１図）。

この遺跡は、明治時代以来、西山町付近を中心として白鳳時代～近世の瓦が大量に出土することから、古代寺院の存在が推定されてきたが、史料等に該当する古代寺院名がないことから、現在の地名にちなんで「芦屋廃寺」と呼ばれている。芦屋廃寺の寺域はすでに宅地化しており、地上にその面影を留めていないが、発掘調査の蓄積によって、ある程度その内容が推定されるようになっている。発掘調査の嚆矢としては、西山町134番地において、昭和42～43年（1967～1968）に実施された第１次～第３次調査が挙げられる。この地点では、白鳳時代から近世の瓦や塼が大量に出土しており、この調査地点が芦屋廃寺の中枢部と推定されている。また、この近接地で、昭和11年（1936）に塔心礎が確認されており、現在は芦屋市立美術博物館に移設されている。昭和60年代に入ると発掘調査が急増し、阪急神戸線のすぐ北側に位置するＢ地点では、昭和61～62年（1986～1987）の調査によって、古代～近世にかけて大量の瓦や遺構が検出され、防空壕も確認されている。加えて、平成11年（1999）に実施された第62地点の調査において、古代寺院の建物基礎の一部が検出されている。ここでは、文禄５年・慶長元年（1596）の慶長伏見地震に伴う地割れと、それによって壊滅した寺院の建物基壇が、大量の瓦を伴って検出されている。ただし、Ｂ地点のすぐ南に位置するＡ地点では、古代瓦の出土がきわめて乏しかったことから、芦屋廃寺の伽藍域がＢ地点や第62地点を南限とすると考えられる。また、阪神・淡路大震災の復興調査として平成13年（2001）に調査した第75地点では、「寺」字刻印をもつ須恵器鉢をはじめとする大量の土師器・須恵器・瓦が出土し、煤化した供膳具を数多く含んでいることから、奈良時代中頃の法会に関わる土器群と想定されている。その出土状況は、西側の谷地形への一括投棄を思わせるもので、この地点が伽藍の西限を示唆するといえる。第75地点のすぐ北側に位置する第108地点では、平成20年（2008）に、律令期や平安時代後期の土器類と火災後の片付けに伴う谷へ

は、第95集報告地点。
は、第97集報告地点。

第１図　調査地位置図１／5000

の廃棄層が確認されており、東川が下刻した谷地形に接する位置にも、寺院に伴う金属加工工房が存在していた可能性が考えられるようになっている。

さらに、芦屋廃寺遺跡の北東部に位置する第115地点は、平成21年（2009）の調査によって、芦屋廃寺の伽藍域からは少し外れると目されるようになったが、新たに徳川大坂城再築に係る採石場が確認されており、徳川大坂城東六甲採石場の範囲が扇状地上にも広がっていることが認識されるようになっている。

このほか、第77地点では、縄文時代早期の遺物包含層や縄文時代前期初頭の竪穴住居跡が確認されている。第122地点では、弥生時代後期後半～古墳時代前期の集落跡が確認され、重複する竪穴住居群や大量の遺物が検出されている。炉跡や粘土貯蔵穴など、きわめて特徴的な遺構も多く、椀状滓や多様な搬入土器も認められるなど、他地域との交流や文化伝播の顕著な集落であったことがうかがえる。また、７世紀代の乳幼児の甕棺墓も確認された。Ｌ地点では、谷斜面に大量の中世土師器皿が廃棄されており、Ｏ地点では、中世の掘立柱建物跡が検出されるなど、中世の遺構や遺物も多く知られている。

このように、随所で多様な遺構・遺物が検出され、寺院と併行して多彩な集落も展開していたようである〔芦屋市教委　1970・1986・1988a・1988b・1989・1991・1993b・1996・1997a・1999b・2001b・2005・2007a・2008a・2009a・2009c・2010a・2010b・2010c・2011・2013b・2014、芦屋市役所1971・1976、芦屋廃寺跡発掘調査団・芦屋市教委1987〕。

第２節　Ｚ地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市西芦屋町19番地の一部に所在する当該地（敷地面積約250㎡）は、阪神・淡路大震災によって家屋が倒壊し、居宅の再建が急がれた（第１～３図）。再建住宅として、木造２階建個人住宅新築工事（基礎掘削深度は現地表下65cm）の計画が進捗し、建築主から周知の埋蔵文化財に該当するか否かの照会があった。当該地は芦屋廃寺遺跡の範囲内に所在していることから、本市教委では、計画建築物によって遺構や包含層が損壊を被る公算が高いことを回答した。建築主から文化財保護法第57条の２に基づく発掘調査届出書が提出され、平成８年（1996）３月11日付で兵庫県教育委員会に送付したのを受けて、同年４月10・11日に本市教委文化財課文化財係長森岡秀人と同課埋蔵文化財嘱託木南アツ子を調査担当者として確認調査を実施した。確認調査では、２ヶ所のトレンチを設けて掘削したところ、遺物の包含状況は濃密で、分層発掘によって、土坑２基（ＳＫ—１・２）とピット５基（ＳＰ—１～５）、溝１条（ＳＤ—１）が検出された〔芦屋市教委2005〕。

この結果を受けて、４月24日から５月14日にかけて、本発掘調査を実施した。

第２図　Ｚ地点調査地近景（南西から）

第３図　Ｚ地点調査地現況（南西から）

2. 発掘調査の方法

確認調査の結果、当該地全域に埋蔵文化財が分布していることが明らかになったので、建設予定地内に調査区を設定し、南北約10.6m、東西約10.0mの124㎡の範囲を、住宅新築基礎掘削深度である現地表下65cmまで、掘削して調査を行った（第４図）。旧宅地の整地土と旧耕土・床土は重機によって掘削・除去し、それより下層は人力掘削を基本とした。なお、現地表下65cm以下については、住宅新築による破壊を受けず現状が保存されるため、調査は行っていない。

3. 発掘調査の経過

平成８年４月24日に発掘調査に着手し、重機掘削を進めた。翌25日から第１遺構面の検出を行い、26日にかけて遺構の調査を行った。４月30日から第２遺構面の検出を目指して人力掘削を進め、５月９日に第２遺構面を検出した。第２遺構面の遺構の大半は掘削深度を超える深さであったため、完掘できた遺構はごく一部である。その後、図面作成や写真撮影を行い、５月14日に調査を終了した。

4. 調査区の層序

本発掘調査では、確認調査時の土層名や土層番号を踏襲した。層序は、上から順に、既存建物解体に伴う整地層、水田土壌（第１・２層）、数枚の遺物包含層（第３～11層）、流入堆積による砂層（第12～16層）、遺物包含層（第17層）、砂層（第18層）、粘土層（第19層）である（第５・６図）。ただし、本発掘調査で検出したのは流入堆積層である第12層までで、それ以下については、現地表下2.35mまで掘削した確認調査時の所見に拠って記述している。各遺物包含層は、北東から南西へ緩やかに下がっていくことが判明した。なお、住宅新築基礎掘削深度である現地表下65cmまでの調

第４図　Ｚ地点調査区配置図　1／400

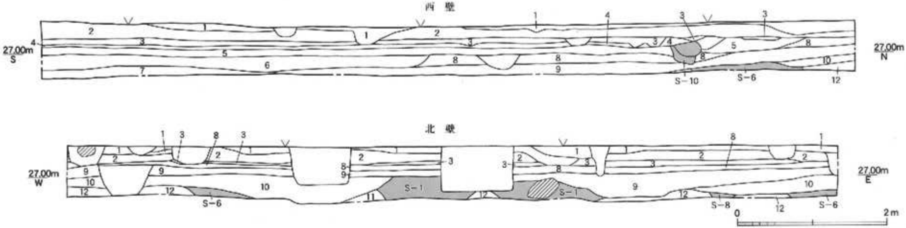

第1層　暗灰色粘質土。近世以降の水田耕土。
第2層　淡黄灰色粘性細砂質土。水田床土。鉄分の含浸顕著。
第3層　淡灰茶色粘性細砂質土。近世遺物包含層。
第4層　淡黄灰色粘性細砂質土。近世遺物包含層。
第5層　暗橙茶色粘性細砂質土。中世遺物包含層。鉄分の集積が見られる。
第6層　暗茶褐色砂質土。中世を下限とする遺物包含層。鉄分・マンガンの含浸が認められる。
第7層　淡茶灰色粘性シルト。古墳時代後期頃までの遺物を少量含む流入堆積層。
第8層　暗茶色粘性砂質土。弥生時代後期と古墳時代後期～奈良時代の土器を大量に含む遺物包含層。鉄分の集積が目立つ。
第9層　暗茶褐色砂礫混じり粘性砂質土。弥生時代後期と古墳時代後期の土器を含む遺物包含層。マンガンが全体的に含浸する。
第10層　暗茶灰色粘性砂質土。弥生時代後期遺物包含層。
第11層　暗茶灰色粘性砂質土。弥生時代後期遺物包含層。
第12層　黄茶色～明黄色細砂。流入堆積層。
S－1　黒茶灰色粘性細砂質土
S－6　黒茶灰色粘性砂質土
S－7　暗茶灰色粘性細砂質土
S－8　暗茶灰色粘性細砂質土
S－10上　灰色粘性砂質土
S－10下　黄灰色粘性砂質土

第5図　Z地点土層断面図　1／50

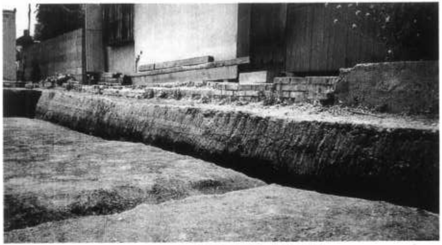

第6図　Z地点調査区西壁（北東から）

査であったため、一部では、遺物包含層である第11層の掘削半ばで調査を終了した部分がある。

第1層は暗灰色粘質土で、近世以降の水田耕土である。第2層は淡黄灰色粘性細砂質土で、第1層に伴う水田床土である。

遺物包含層である第3～11層は、暗茶色や暗茶灰色を呈するものが多い。第3層は淡灰茶色粘性細砂質土で、近世遺物を包含する。第4層は第2層によく似た淡黄灰色粘性細砂質土で、肥前磁器など近世の陶磁器片を少量含む。第5層は暗橙茶色粘性細砂質土で、中世の土器を少量含む。第6層は暗茶褐色砂質土で、奈良時代前後の須恵器片や中世土器を含む。第7層は淡茶灰色粘性シルトで、ローリングの著しい土師器・須恵器片が少量みられる。土質や遺物の状態から流入堆積によるものと考えられる。第8層は暗茶色粘性砂質土で、弥生時代後期～古墳時代前期初頭、古墳時代後期の土器を多量に含む。奈良時代の遺物も少量認められる。第9層は、暗茶褐色砂礫混じり粘性砂質土で、第8層とよく似た遺物相である。第10層は暗茶灰色粘性砂質土で、弥生時代後期後半の遺物をわずかに包含する。第11層は、暗茶灰色粘性砂質土で、第10層とほぼ同色であるが、礫分の含有度が高い。弥生時代後期後半の土器片を含む。

第12層以下の洪水等による流入堆積層の堆積は厚く、第12～16層を合わせて70cmを超える。第12層は黄茶～明黄色細砂で、流入堆積層の最上位に当たる。この層の上面に弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭ならびに古墳時代後期の遺構が濃密に存在しているようである。第13層は、茶黄～明黄褐色砂、第14層は暗黄褐色粗砂、第15層は暗黄褐色砂、第16層は黄褐色砂である。また、現地表下約1.8mに位置して庄内式期の土器片を含む第17層は、有機質土で茶褐色粘質土を呈する。第18層は明褐色粗砂、第19層は淡茶色シルト質粘土である。

下位の堆積状況から、当該地は、扇状地を縦横に走る谷部分に当たっており、第17層のような湿地状の土壌の形成と洪水等による土砂の流入が繰り返されたようである。第17層形成以降、大規模な洪水によって急速に埋没が進み、第12層形成段階で谷はほとんど埋没して、生活域として利用されるようになったと考えられる。

5. 検出遺構

現地表下65cmまでの掘削の間に、2枚の遺構面を検出した。検出順に上から「第1遺構面」、「第2遺構面」と呼称する。また、遺構は、その性格や種類に関わらず、「S―○」と表記している(第7・8・13・14図)。

第1遺構面は第5層上面で検出を試みた遺構面であるが、調査区北半部は後世の削平によってすでに第5層が失われていたため、第8層上面で検出したものである。この遺構面では、近世以降の溝状遺構1条（S―10）と耕作に伴う犂痕群2ヶ所（耕作溝群1・2）を確認した。一方、第2遺構面は、掘削底付近の精査によって確認したもので、斜面堆積のために調査区北部は第12層上面、中部は第9層中、南部は第6層上面の遺構である。この遺構面で確認した遺構は、土坑6基（S―1・3～5・7・8)、ピット2基（S―2・9)、溝1条（S―6）と耕作に伴う犂痕群1ヶ所（耕作溝群3）であるが、耕作溝群3以外は現地表下65cmまでの掘削に止めたため、完掘できていない。

①第1遺構面

第1遺構面で検出したS―10は、調査区北寄りに位置する、東西方向を指向する溝である。幅40cm、深さ30cmで、断面は逆台形を呈しており、溝底は第9層に達する。埋土は上位が灰色粘性砂質土、下位が黄灰色粘性砂質土で、遺物は出土していない。

耕作溝群1は、調査区北半部の第8層上面で検出した北北西―南南東方向を示す犂溝群である。幅約20cm、長さ150～200cm、深さ約3cmのU字形の溝6条が、60～100cm間隔で並んでいる。埋土は灰色粘性砂質土で、遺物は出土していない。

耕作溝群2は、調査区南西部で検出した東西方向を示す犂溝群で、第5層をベースとする。幅約20cm、長さ120～250cm、深さ約3cmのU字形の溝4条が、20～50cm間隔で並んでいる。埋土は、耕作溝群1と同じ灰色粘性砂質土で、遺物は出土していない。

これらの遺構は、水田耕作に伴うものと推測できる。

②第2遺構面

第2遺構面で確認したS―1～9は、第9層まで掘削できた範囲に分布するもので、S―5のみ第9層上面で、そのほかは第12層上面で検出した。弥生土器や須恵器を包含するものが多い。この範囲では、確認調査時に1トレンチ内の第10層上面でSK―1を検出している。この遺構は弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器を出土しており、その位置からみてもS－1やS－6の一部と考えられるので、併せて記述する。一方、調査区南部の第6層上面で検出したものは、耕作溝群3に限られ、S―1～9に対応する遺構は、さらに下位に埋没していると考えられる。

耕作溝群3は、耕作溝群2と同様に東西方向を示す犂溝群で、長いものでは450cmを超える。幅約20cm、深さ約3cmのU字形の溝で、埋土が灰色粘性砂質土であるなど、第1遺構面の耕作溝群にきわめて似た遺構である。このことから、同様の農具を使用した水田耕作に伴う遺構と判断できるが、遺物は出土していない。

土坑・ピット・溝は、S―1とS―5のみ一部掘削し、ほかは検出のみに止めた。

S―1は、北壁沿いで確認した楕円形に近い土坑であるが、調査区外に広がっている。長軸450cm、短軸150cm以上を測り、深さは26cm以上である。掘削部分

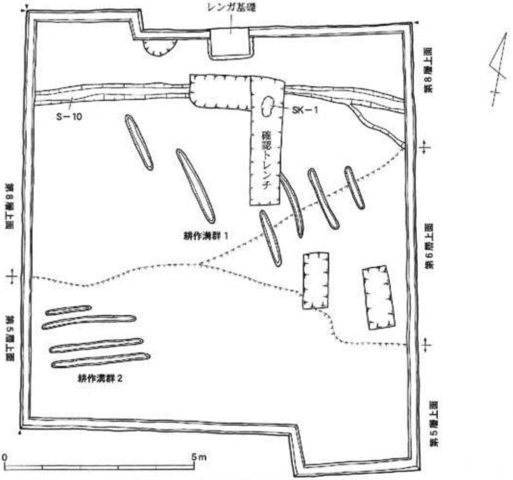

第７図　Ｚ地点第１遺構面平面図　１／100

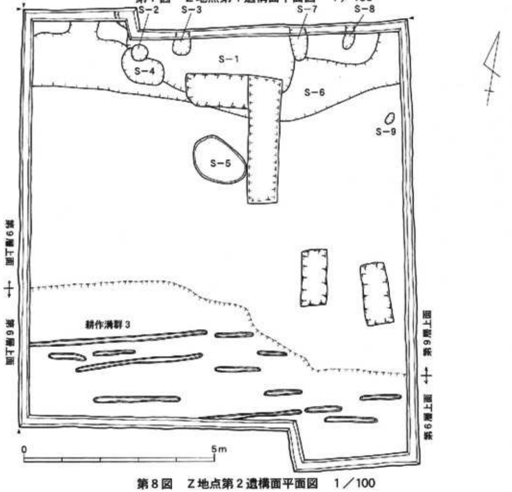

第８図　Ｚ地点第２遺構面平面図　１／100

の埋土は黒茶灰色粘性細砂質土で、人頭大から拳大の礫に挟まるようにして土器が出土している。弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器が多量にみられ、遺存状況の良好な土器も幾つか認められる。また、古墳時代後期の土器も一定量確認できる（第９図１～23)。

Ｓ―２は、調査区北部で確認した円形のピットでＳ―１・Ｓ―４を切る遺構と考えられる。直径42cmで、埋土は検出状況からの判断ではあるが、暗茶灰色粘性砂質土である。

Ｓ―３は、北壁沿いで確認した楕円形状の土坑で、Ｓ―１を切るようである。長軸50cm以上、短軸46cmで、埋土はＳ―１よりやや淡い暗茶灰色粘性砂質土にみえる。少量であるが、弥生土器甕底部（第９図24）や古墳時代後期の須恵器杯蓋（第９図25）が出土した。

Ｓ―４は調査区北部で検出したもので、Ｓ―１・Ｓ―６と接し、北肩をＳ―２に切られている。長軸123cm、短軸78cmの楕円形状を呈する。埋土はＳ―１・２よりかなり明るい茶灰色粘性砂質土である。

Ｓ―５は調査区北部で検出した楕円形の土坑で、長軸152cm、短軸106cmを測る。埋土は、掘削できた範囲において暗茶灰色粘性砂質土で炭を大量に含んでいた。口縁端部を内側に巻き込む土師器杯（第９図26）や奈良時代後期の杯Ｂ（第９図27）が出土しており、Ｓ―６などより上位に位置する第９層をベースとすることからも、北部に集中するほかの遺構より新しい、奈良時代以降の遺構であることがわかる。

Ｓ―６は、北部に広がる遺構で、東西方向に長く、溝と判断した。埋土は、人頭大の礫を含む黒茶灰色粘性砂質土である。

Ｓ―７は、北部に位置しており、さらに調査区外に広がっている。Ｓ―１・Ｓ―６と切り合い関係を有すると考えられる。長軸90cm以上、短軸48cmの楕円形の土坑で、埋土は、暗茶灰色粘性細砂質土である。

Ｓ―８はＳ―７より東に約１ｍの位置にあり、調査区外に広がっている。長軸74cm以上、短軸24cmの長楕円形の土坑で、Ｓ―７に似た暗茶灰色粘性細砂質土を埋土とする。

Ｓ―９は、調査区北東部でＳ―６より南側で検出したピットである。長軸30cm、短軸20cmの楕円形で、茶灰色粘性砂質土を埋土とする。

ＳＫ―１は、確認調査時の１トレンチ内で確認した、長軸72cm、短軸30cm以上、深さ56cmを測る不定形の土坑である。上位層から須恵器片が、下位層から土師器片が出土した（第９図28～31）。

このように、第２遺構面で検出された遺構は、斜面堆積の影響を受けて、調査区北部の第12層上面で検出したＳ―１～４・６～９が弥生時代後期後半～古墳時代後期、第９層をベースとするＳ―５が奈良時代以降、調査区南部の第６層上面検出の耕作溝群３が、近世の遺構と推測できる。

6. 出土遺物

今回の調査で出土した遺物は、確認調査分と合わせると、27ℓ容量のコンテナ７箱分である。その内訳は、弥生土器・土師器・須恵器・陶器・磁器・土製品・鉄製品などで、圧倒的に多いのは弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭頃の土器であり、次いで古墳時代後期の須恵器が一定量認められる。そのほか、奈良時代や室町時代、江戸時代の遺物も認められる。以下、遺構（Ｓ―１・３・５、１トレンチＳＫ―１）出土遺物と、包含層出土の遺物に分けて図示する（第９～12図）。

①遺構出土の遺物

第９図は、１～23がＳ―１から、24・25がＳ―３から、26・27がＳ―５から、28～31が１トレンチＳＫ―１から出土したものである。

１～20は弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器、21～23は須恵器である。器形をみると、１～４が壺、５・６が甕、７～11が鉢、12・13が高杯杯部、14～19が底部、20が高杯脚部である。また、21・22は杯蓋、23は杯身である。

体部中位が強く張った扁球形を呈する広口壺１は、口頸部長にやや疑問が残るが、完形に復元した。底径は小さいながらも突出する平底をもち、肩部内面がユビオサエ、それ以下が横方向のハケ調整で、外面はハケ調整の後に丁寧なヘラミガキで仕上げている。頸部直下にはヘラによる放射線状の文様を描く。頸部は直立気味に立ち上がり、肥厚気味の口縁部は屈曲して大きく外上方に開き、端面にナデ調整を加えている。胎土は良質で、器壁はヘラミガキによって光沢を帯びており、橙褐～淡黄褐色を呈する。なお、体部には明瞭な黒斑がみられる。１によく似た調整を施す２は、淡黄灰色を呈する広口の長頸壺の口頸部で、北四国系の搬地製土器といえる。黄灰色を呈する３は、短い頸部をもつ広口壺であろう。外面は指頭圧痕が残る粗い調整であるが、内面には小刻みにハケ調整を施す。端部は幾分内面に摘み上げる様にナデを加え、端面は丸く収める。４は直口壺で、体部外面にはヘラミガキを施したようで、外上方に立ち上がる口縁部はナデ調整である。口端面に擬凹線状のナデを加えている。

５・６は、頸部が「く」の字状に屈曲する。体部内面はユビオサエ・ユビナデ調整で、外面にはタタキ成形の後にハケを施している。口縁部はナデ調整で、明確な端面をもつ。長石や石英、シャモットまたはクサリ礫の微細粒を含む５は黄橙色を呈するが、長石や石英が目に付く６は、シャモットなどの包含が乏しく乳白色を呈しており、黒斑がみられる。

７は、直口鉢の底部に径５mmの焼成前穿孔を行った有孔鉢で、口径17.2cm、底径3.6cm、器高13.3cmに復元できた。器壁は橙褐色で、一部に黒斑もみられる。外

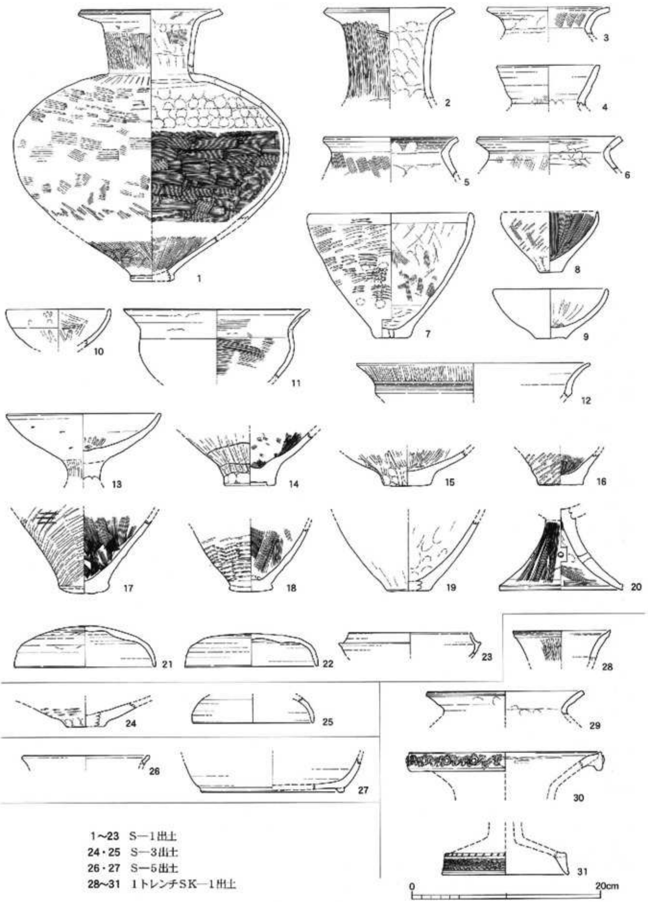

1～23　S—1出土
24・25　S—3出土
26・27　S—5出土
28～31　1トレンチSK—1出土

第9図　Z地点遺構出土遺物実測図　1／4

面は水平方向のタタキを用い、内面はハケとナデで整形する。口縁部はヨコナデで、端部を厚くし、丸く収める。８は口端部がやや欠損するが、ほぼ完形で、口径約10.0cm、底径2.5cm、器高6.4cmを測る。外面は幾分磨滅しているが、タタキとハケが認められ、内面に細かい放射状のハケを施す。色調は灰褐色である。椀形の９・10は、器面が荒れているが、ヘラミガキ調整のようである。器高指数の小さい９は、８より明るい黄橙色、10は黄灰色で、ともに黒斑を有する。口縁部を外反させる11は、端部をシャープに仕上げる。淡黄灰色を呈する外面はナデ調整で、淡橙褐色を呈する内面にはハケ調整を多用する。杯部が有稜の高杯12は、ヘラミガキで器面調整し、稜角直上にヨコハケを加えている。断面は暗灰色で、器面は黄橙色を呈する。13は、椀形の杯部をもつ高杯で、脚柱部は中実である。花崗岩起源の白色砂粒を多く含み、器面はややざらざらした質感で、黄橙色を呈する。調整はヘラミガキが主流で、口端部にヨコナデをめぐらせる。

図示した底部の内、14・15・19を壺、16〜18を甕または鉢と判断した。橙〜灰褐色の14は、底面をユビナデで上げ底状とし、側面にユビオサエを加えて底部を突出させる。内面は蜘蛛の巣状ハケメとナデ調整である。外面は板状工具でナデ上げた際の工具の小口圧痕が連続的に残る。15は、外底面に成形時の藁状圧痕が残る。内面外面ともにヘラミガキで整形されており、淡褐色を呈する。体部外面や底面に黒斑が認められる。乳白色を呈する16・17は、外面に右上がりのタタキ、内面に蜘蛛の巣状ハケメがみられる。１cm大の花崗岩片を含む17は、体部外面に煤化がみられ、残存部の上端から、タタキの方向が変化している。18は、底面に藁状圧痕が、内面底に指頭圧痕がみられる。体部の調整は、外面が略水平方向のタタキ、内面が植物繊維によるナデである。内面は淡黄灰色を呈し、外面は淡黄橙色に黒斑を有する。19は、淡灰橙色を呈する。内面外面ともにナデ調整で仕上げている。

20は、４方向に小さな円形透かしをもつ高杯脚部で、ラッパ状に開く裾部の端部には、凹線状のヨコナデをもつ明確な面を有する。器壁は淡灰褐色を呈しており、内外面はハケで調整している。

１〜20の土器は、いずれも在地の土器である。壺では、１・２の口縁部形態や１の扁球形の体部形態が、西摂１様式併行期とみてよいだろう〔森岡・竹村2006〕。また、しっかりした口縁部をもつ甕５・６は、第Ⅴ様式以来の形態であり、底部16〜18の様相からも、庄内式併行期に先行するといえる。鉢は、第Ⅴ様式以来の形のものが主流である。高杯は、かなり口径をもつ12の口縁部の発達がまだ弱いことや、13の様な椀形のものが存在していること、脚部がラッパ状に開く20の様相から、やはり庄内式併行期よりも先行する傾向が看取できる。このように、Ｓ—１から出土した土器は、弥生時代後期後半に主体を置くものである。ただし、４の直口壺は、１・２より新しく、西摂４様式で出現すると考えられるものであり、鉢の中には、８・９のように器高が減じて半球化が進んでいるものも認められるので、Ｓ—１の土器群の下限は、西摂４様式まで下る。つまり、これらは、西摂１様式〜西摂４様式の範疇で捉えることができる、弥生時代後期後半〜古墳時代前期初頭のものである。

一方、須恵器は、稜の退化した21・22の口径が大きく、天井部が丸みを残す21がＴＫ43型式、低平な22がＴＫ209型式の杯蓋である。立ち上がりの短い23は、22より若干先行する杯身であるので、６世紀末〜７世紀初頭の一群である。

Ｓ—３から出土した24は、体部外面にかすかにタタキがみられる弥生土器の甕片で、Ｓ—１出土の弥生時代後期の土器群よりやや新しいものだろう。また、25は、ＴＫ209型式と考えられる須恵器杯蓋である。

Ｓ—５から出土した26は、橙褐色を呈する土師器の杯で、口端部を内面に折り曲げる、律令期の資料である。内面外面ともにナデ調整を施すが、暗文の有無は観察できない。27は、底端部に近い位置に小さな高台を貼り付けた須恵器杯Ｂである。灰白色を呈する軟質焼成の播磨産といえる。これらは、奈良時代後半に比定できる。

28〜31は、確認調査時の１トレンチＳＫ—１の下位層から出土した。28は、口端部を摘み上げる壺の口縁部で、細頸壺とみられる。外面は縦方向のヘラミガキで調整されており、口縁部には強いヨコナデを施す。29は、「く」の字状を呈する甕の口頸部で、灰褐〜橙褐色である。頸部で緩やかに屈曲し、内面には明確な稜をもたない。ユビオサエ成形後に、口縁部に丁寧なヨコナデを加えて、端部を丸く収めている。外面には煤が付着する。30は広口壺で、外反する口縁部の端部に上下に拡張する面をもつ。端面には、繊維状の工具を用いた矩形や半円形の歪な波状文を描き、円形浮文を貼り付けて竹管文を押捺する。内面にはヘラミガキを施す。31は、強く屈曲して接地する器台脚裾部で、端面には二条の凹線文間にクシガキ波状文をめぐらせる。屈曲部にはクシを用いた列点文もみられる。30・31は、ともに白色粒とシャモットまたはクサリ礫を含む良質の胎土を用いており、淡灰橙色を呈する。

これらは、Ｓ—１から出土している弥生時代後期後半〜古墳時代前期初頭の土器群と併行する時期のものであり、ＳＫ—１の上位層から出土した須恵器は、Ｓ—１出土の須恵器と同時期とみて大過あるまい。

②包含層出土の遺物

第10図には、第３〜８層を「上層」として取り上げた32〜43と、第６層出土の44・45、第８層出土の46〜56を掲げた。「上層」として取り上げたものは、弥生時代〜中世の資料が混じるが、これは、第６層以上に

帰属する中世遺物と、第８層以下に由来する弥生時代～奈良時代の遺物に分別できるようである。32・46～49は弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器、33～40・50～56は須恵器、41～42は東播系須恵器、43は竈、44は土師器、45は瓦である。

「く」の字状に屈曲して短く外反する口縁部をもつ32は、口端部を上下に拡大して面をもつ広口壺で、弥生時代後期末のものである。

33・34は杯蓋、35～37は杯身、38は椀、39・40は壺である。33・36はＴＫ43型式で、６世紀末の資料であるが、36は一回り小さく復元すべきであった。天井部が丸味を帯びた34は、天井部がヘラ切り未調整の杯Ｈ蓋で、７世紀前半に下る。復元口径10.0㎝の35は、杯Ｇ身で、34よりも新しい７世紀半ばのものである。37は杯Ａで、焼成はややあまい。奈良時代のものといえる。38は底部の突出が弱く、平安時代後期以降に下る。外底面に回転糸切り痕がみられる。39は、緩やかに外反する厚手の口縁部をもつ。玉縁状の口端部の外面下部に一条の沈線をもつ広口壺である。直立する短い口縁部の40は、頸部外面に、ヘラ状工具を当てて立ち上がりを強調し、口縁部外面にナナメ方向の板ナデを加える短頸壺で、口端部は内傾する凹面をもつ。39は古墳時代後期で、40はやや新しいものと考える。

41・42は東播系須恵器鉢で、41はわずかに肥厚して

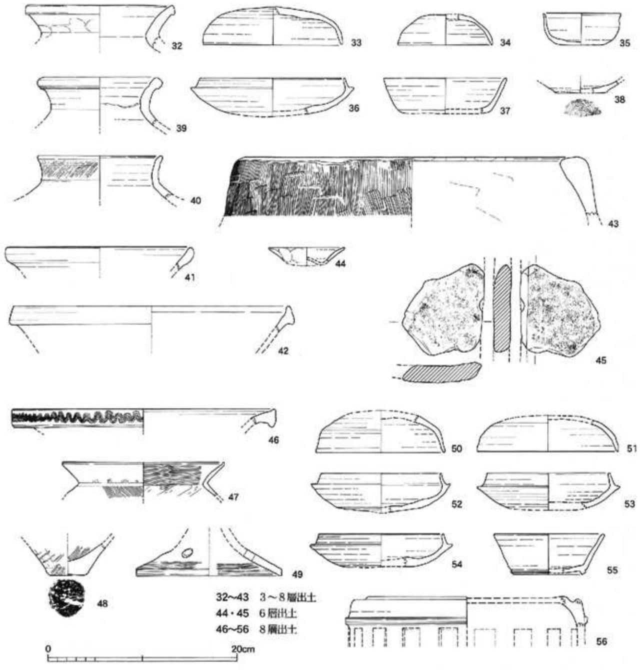

第10図　Ｚ地点包含層出土遺物実測図（１）　１／４

丸味を帯びる端面をもつもの、42は口端部が上下に拡張してほぼ直立する端面をもつもので、ともに13世紀のものといえる。

土師質焼成で黄橙色を呈する43は、外面にタテハケを施す。端部が肥厚しており、竈の上端部と判断した。

44は淡黄橙色を呈するヘソ皿である。45は５㎜以下の花崗岩片を含む平瓦である。磨滅が顕著な上に、鉄分の沈着もあるため、辛うじて凹面の布目と凸面のタタキが観察できる。焼成は須恵質焼成のようである。

46は、口縁端面に波状文を描く広口壺である。47は、体部内面をケズリ、外面に繊細なハケメを施した庄内式甕である。48は、Ⅴ様式甕の底部で、外底面に木葉痕が残る。49は高杯の脚裾部である。これらは、Ｓ－１出土の土器群とほぼ同じ年代のものといえる。

50・51は杯蓋、52～55は杯身、56は円面硯である。まだ稜を残す50は、口縁部を摘んで細く仕上げており、高杯蓋の可能性もある、６世紀のものである。外面のケズリの範囲が広い53は、同時期の杯身といえる。肩部の稜がなくなった段階の51や、外面のヘラケズリの省略が進んだ52・54は、ＴＫ43型式に比定できる６世紀後半のものである。底端部に丸味をもち、そのすぐそばに小さな高台をもつ55は、体部が外開きに立ち上がるもので、奈良時代後半と考えられる。陸の外縁が残存している56も、同時期のものであろう。

第11図は、57～91が第９層から、92が第10層から、93が第11層から出土したものである。57～69は弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器群、70はタコツボ、71は土師器、72は土製品（土錘）、73～91は須恵器、92は鉄製品、93は弥生土器である。

57・58は壺、59・60・62は甕、61は鉢、63は高杯、64・65・68は底部、66・67は脚部、69は手焙り形土器である。

二重口縁壺の口縁部である57は、直立気味に立ち上がり、外面の上下に沈線とクシガキ波状文を加飾する。58はＳ－１出土の１に似た広口壺の口頸部であろう。

59・60は、「く」の字状に屈曲する短い口縁部の端部が直立する。口端部に擬凹線文をめぐらし、59は瀬戸内地域、60は北近畿地域の影響を感じさせる甕である。ただし、淡橙～淡灰褐色を呈する胎土に長石や石英、シャモットまたはクサリ礫を含んでおり、在地の土器である。体部の球胴化が認められる62は、頸部内面の稜があまく、緩やかに屈曲して口端部に面をもつ。体部は、外面が幅広のタタキ、内面はユビナデが顕著である。59・60・62は、外面に煤化が認められる。

薄手の61は、口縁部外面に丁寧なナデ、内面にハケを施す大形鉢で、明確な端面を作り出している。

63は、断面黄橙色、器壁橙褐色で、大きく外反する口縁部をもつ有稜の高杯である。ヘラミガキで調整し、口端部には面をもつ。

64・65の底部は、幾分突出する平底で、64は底側部のユビオサエが顕著である。65は底側部までタタキが及ぶ。68は、突出のやや弱い平底で、ナデによる調整が認められる。淡黄褐色を呈する軟質焼成である。64は甕、65は甕または鉢、68は鉢の底部である。

ラッパ状に開く66・67は、どちらも円形透かしをもち、内面はナデ調整、外面はヘラミガキを施す。調整や器形はよく似ているが、66は淡黄灰色を呈する軟質焼成、67は良好な焼成で暗褐色を呈する。

69は、断面が三角になるように指で摘むように貼り付けた体部突帯にヘラ圧痕を加えたもので、かすかに外面のハケ調整が観察できる。胎土は長石・石英・シャモットを多く含み、橙色に発色している。

口縁部が内傾する70は、口端部を摘んで仕上げている。外面には粗いハケメがみられる。長石や石英、シャモットまたはクサリ礫を含み黄橙～橙褐色を呈する胎土は在地のもので、タコツボと判断した。

71は、丸味を帯びた体部に外反する口縁部をもち、体部はやや下膨れである。体部外面や、体部内面上部のハケ調整は顕著で、体部内面下部はユビオサエとナデで仕上げている。57～70と比べて、混和材や色調に差異は認められないが、胎土は一層緻密で、器面は幾分光沢がある。また、体部外面に煤化がみられることなどから、７世紀以降の煮炊用の甕と判断した。

72は残存長5.2㎝、径1.4㎝を測る棒状有孔土錘の欠損品である。このような土錘は、弥生時代後期からみられ、５～６世紀に盛行する〔堺市博物館1987〕。

73～77は杯蓋、78は高杯蓋、79～86は杯身、87は壺、88・89は甕、90は鉢、91は高杯脚部である。杯蓋は、73のように口端部に内傾面をもつＴＫ209に先行するものもあるが、稜があまくなる６世紀後半のものが主体である。また、杯身の立ち上がりはあまり高くないが、極端に短い立ち上がりで受け部から上への突出がほとんどないものは乏しいので、やはり６世紀後半のものが大半を占めている。７世紀に下るものは、笠形の天井部に扁平なつまみを有する78や杯Ｇの85、杯Ａの86など、少数派である。

良好な焼成状態の87は、青みを帯びた灰色を呈する良質の短頸壺である。丁寧なナデ調整で薄く仕上げた口縁部はほぼ直立し、端部がわずかに内彎する。断面が橙褐色、器面が灰～灰白色を呈する88は、短く屈曲する口縁部にタタキを施した後、ナデで仕上げたもので、口端部を上方に摘み上げている。厚手の89は口端部を上下に拡張し、上面に摘み上げるとともに、下方に１条の沈線をもつ。90は外開きに直線的に立ち上がった頸部が屈曲し、口縁部が直立して上面に凹面をもつもので、外面にわずかながら自然釉の気化痕跡がみられる。脚裾部の可能性もある破片である。これら壺・甕・鉢類も、概ね６世紀後半のものと考える。外面が黒色、内面が淡灰色を呈する91は、ラッパ形に開いた裾部が大きく下方に屈曲し、強いナデによって明

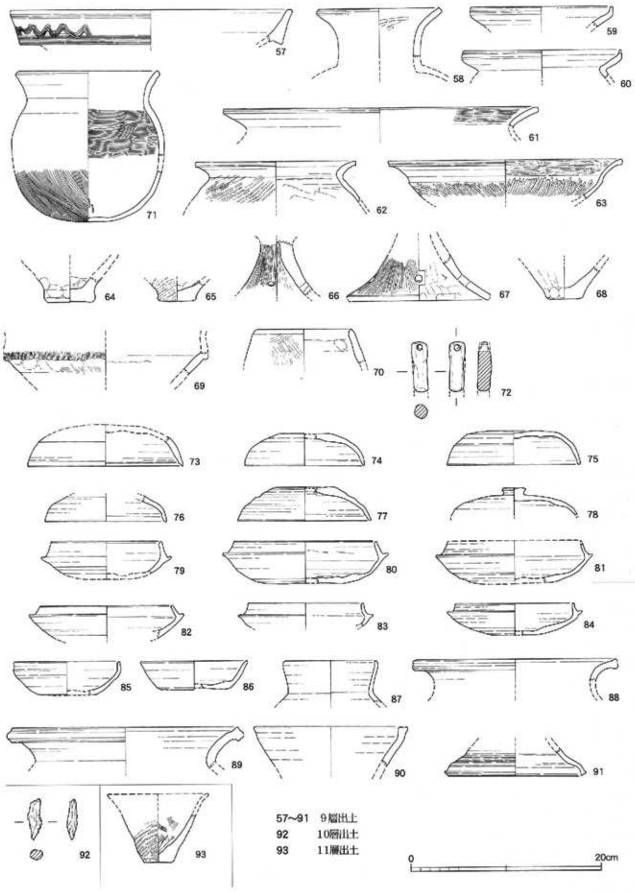

第11図　Z地点包含層出土遺物実測図（2）　1／4

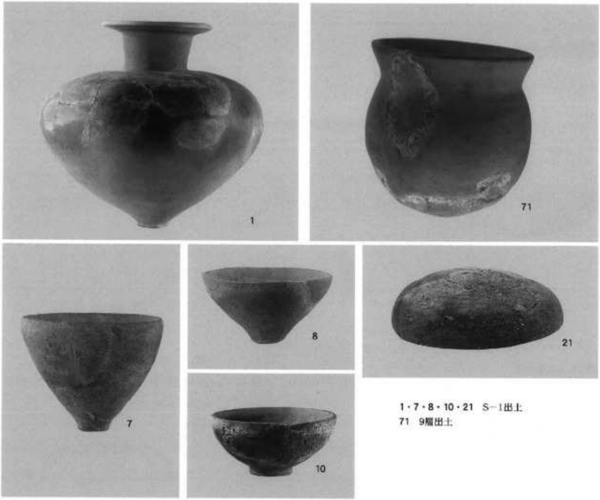

第12図　Z地点出土主要遺物

確な面をもち、端面の内側のみが接地する脚台である。堅い焼き上がりで、ほかの杯蓋・杯身より若干先行する時期のものである。

第9層から出土した弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器群と古墳時代後期の土器群は、第8層出土のものとほとんど時期差を見出すことはできない。ただし、須恵器についてみると、第8層出土のものよりも第9層出土のものの方が、明らかに残存率や器面の状態などは良好であるので、第9層は一次的な堆積による包含層であるのに対して、第8層は二次的な移動を伴う包含層といえる。また、奈良時代の土器群は第9層では乏しく、第9層の形成時期は古墳時代後期を中心とするようである。

92は錆によって膨れ上がっているが、欠損部をみると、本来は幅1cm、厚さ4mmほどの板状の鉄製品であったようである。

径の小さな平底をもつ93は、淡橙～乳白色を呈する。底部側面に指頭圧痕がみられ、外面は右上がりのタタキ、内面は蜘蛛の巣状のハケメとナデで仕上げる鉢である。帰属年代は弥生時代後期末と思われる。

7. まとめ

本調査は、住宅新築基礎掘削深度である現地表下65cmまでの調査であったが、近世～中世の水田面、弥生時代後期後半～奈良時代の遺構群の存在を確認することができた。また、弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭と古墳時代後期の土器を大量に含む包含層において、良好な資料を多く検出することができた。

現地表下65cm以下の未掘部分については、さらに遺構面の存在が推測し得るとともに、これらの遺構面や包含層の形成前には、当該地は頻繁に洪水等の被害を受けていたことも確認された。

なお、須恵器杯や円面硯がみられるものの、芦屋廃寺が盛行した時期の遺物は多いとはいえない。また、瓦の出土が極端に乏しいことや旧地形からみて、当該地は、寺の中枢からは幾分外れた地点であったということができる。

第13図　Ｚ地点第１遺構面全景（南から）

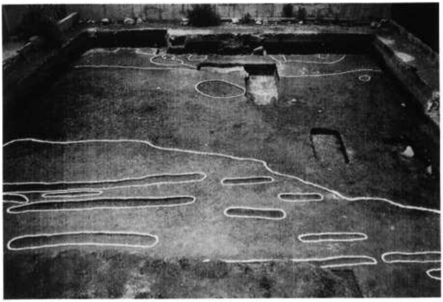

第14図　Ｚ地点第２遺構面全景（南から）

第15図　Ｚ地点調査風景

第３節　第45地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市三条町165番地に所在する当該地には、芦屋市指定文化財（平成６年度指定）である小阪家住宅が建っていた（第１・16図）。小阪家は、正徳２年（1712）段階と文化元年（1804）～文政５年（1822）段階に尼崎藩領下におかれた三条村の庄屋を務め、歴史的に貴重な近世文書を多数保管してきた旧家である。また、その家屋は、江戸時代建立（元禄年間に遡るとする史料も存在する）の市内現存最古の萱葺き民家として知られるもので、阪神地方における古民家の建築様式を今に伝える稀少な存在でもあった。

しかし、平成７年（1995）１月17日に発生した阪神・淡路大震災は、市域の施設および民家に大きな被害をもたらし、小阪家住宅も全壊の判定を受けて解体を余儀なくされた。このため、指定文化財の移築復元に供する記録作成のための学術調査が必要になり、芦屋市の委託を受けた神戸大学工学部建築史研究室が、建築学の立場から本住宅解体に伴う学術調査を実施した。さらに、上屋の解体が完了した後には、考古学の分野から建立時期を考定し、増・改築など建物自体の変遷の解明と下層構造との関係を把握することを主目的とする事前調査が必要になり、芦屋市教委では、森岡秀人・木南アツ子を担当者として、平成８年（1996）８月５日から10月21日にかけて、発掘調査を実施した（調査面積158.2㎡）。

その結果、小阪家住宅は遅くとも18世紀末頃までに建立されたものであり、その後、各所に改修の手が加わっていることが判明した。また、小阪家住宅の基盤層下で確認された18世紀以前の遺物包含層は、大規模地震に伴う液状化現象の痕跡（砂脈）によって引き裂かれていることが確認され、宝永４年（1707）に発生した「宝永南海地震」の痕跡であることや、この地震の際に当該地界隈が震度５以上の大きな揺れに襲われていたことも明らかになった。

小阪家解体後、当該地に共同住宅の建設が計画されるようになったのを受けて、周知の埋蔵文化財包蔵地である芦屋廃寺遺跡の範囲内ならびに隣接地であることから、10月23日から11月27日にかけて、下層部分を対象とする発掘調査を行った（調査面積200㎡）。

2. 発掘調査の方法

先行して小阪家住宅の解体に伴う学術調査が行われたため、引継ぎを受けて本発掘調査を開始する段階では、すでに近世の遺構面が現れていた。したがって、調査は初めから人力掘削によった（第30図）。

第１遺構面調査段階では、小阪家住宅に伴う石列が一部残っていたり、小阪家住宅直前の半地下式の竈等の調査を並行して行ったりしたことから、小阪家の建物の軸線に合せた学術調査時の地区割りを踏襲した（第17図）。なお、第２遺構面以下については、遺構の基盤層に包含されている巨礫が調査区全体に点在していた。これを取り除くことは不可能と判断したので、巨礫を避けて部分的に掘り下げ、遺構・遺物の検出を図る手法を採用した。

3. 発掘調査の経過

発掘調査は、平成８年10月23日から11月27日に実施した。10月23日に復興調査に切り替わる引継ぎを行い、調査を開始した。

当該地では、二枚の遺構面を検出することができた。第１遺構面は、11月13日まで遺構の検出・掘削や図面作成、写真撮影を行った。次いで、第２遺構面上に堆積する第５層を除去し、15日から第２遺構面の調査を行った。また、下層の堆積状況を確認するために、20・21日に調査区西部を深掘し、第８層について検証した。27日に終了立会を行い、器材を撤収して、現地での調査を終了した。

第16図　第45地点調査前の小阪家住宅（芦屋市指定文化財）

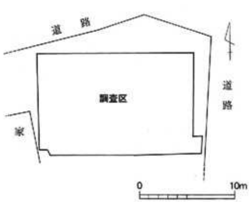

第17図　第45地点調査区配置図　１／400

4. 調査区の層序

小阪家の住宅下部構造等に関する事前調査で確認した基本層序は、表土を第１層とし、上から順番に第６層まで土層番号を付けた。今回の調査では、第１層～第３層は上層調査時の認識をそのまま踏襲し、それより下位について分類基準を改め、新たに土層番号を振った。このため、上層調査の土層番号とは対応しない。また、同一の性格を有するものであっても、色調や粒子の違いが認められるものは、「4.1」や「4.51」のように枝番を付けて区別している（第18図）。

第１層は、黒色シルト質細砂の表土を主体とし、明らかな叩き締めや踏み締まりが認められる黄灰黒色粘質土（1′層）が若干認められる。なお、1′層は宝永南海地震に比定される噴砂の砂脈を切る層である。

第２層は、灰色砂質シルトの水田耕土で、この層中を宝永南海地震に比定される噴砂の砂脈が吹き上げている。第２層上面を整地して、小阪家住宅の建築基盤層として利用しており、礎石の一部や地覆石の多くはこの層を掘り込む掘形を有している。

第３層は、灰色シルト質中砂からなり、水田土壌層の下部を構成するもので、水田床土と考えられる。この層の直下で第１遺構面を検出している。

第４層は、灰色シルト質細砂～中砂を主体とする水田土壌と洪水堆積物の互層から構成され、調査地東部の谷を埋める堆積物と調査地全域に広がる堆積物からなる。当該地が耕地化した後に、氾濫した土砂が何度も水田を覆っていることがわかる。層厚は80cmに達する部分もある。この層からは、古墳時代～中世の土器が大量に出土しているが、総体的に磨滅が著しく、第４層の下に位置する第５層よりも若干新しい東播系須恵器鉢や瓦片もみられる。ただし、中世後半以降の遺物はきわめて乏しく、第５層形成からさほど間をおかずに成立したものと考えられる。

第５層は、暗灰～暗褐色を呈する第６層を母材とする褐色シルト質細砂である。塊状無層理の層相を呈する褐鉄鉱・マンガン汚染帯を有し、谷状構造をもつ土壌層で、層厚は10cm 程度である。中世の濃密な遺物包含層で、個々の遺物の残存率は高い。なお、この第５層が第２遺構面を覆っている。

第６層は、暗灰～暗褐色砂質礫層の互層によって構成されており、明確なラミナがみられる。土石流堆積物の再堆積層で、第７層を不整合に覆っており、この層が形成された段階では、調査区が幅の広い河川内であった可能性が考えられる。上部は第５層と共通の遺物相を示す。層厚は最大で100cm 程度である。第２遺構面の遺構は、概ねこの上面で確認されている。

第７層は、黄灰色砂質礫層からなる土石流堆積物で、第８層を不整合に覆う。層厚は100cm を優に超えており、150cm 大の花崗岩塊を多く包含する。

第８層は、黒色有機質シルト質粘土を主とする湿地性堆積物で、下位には暗灰色砂礫層がみられる。層厚は50cm 以上あるが、下端は確認できなかった。磨滅した古墳時代～奈良時代の土器片に加えて少量の布目瓦や瓦片がみられることから、この層の形成は古代を中心とするものであろう。

5. 検出遺構

今回の調査では、近世（第１遺構面）と中世（第２遺構面）の二枚の遺構面を検出することができた。なお、調査区の南東部、小阪家住宅のドマからオモテノマに当たる位置で検出した半地下式の竈は、小阪家住宅直前の遺構の可能性はあるものの、小阪家住宅に直接関わるものとも考え得るので、ここでは扱わず、小阪家住宅に関わる発掘調査報告に譲ることとした。

①第１遺構面

水田土壌層下部（第３層）を除去した段階で検出された近世の遺構面で、採石土坑、畑・水田に伴う畦状遺構、耕作痕群が検出されている（第19・21・27図）。

採石土坑は、調査区中央部に８基確認された略円形や楕円形の土坑（採石土坑３・４・７～11・13）で、

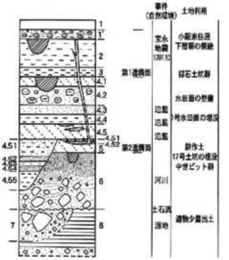

※『実績報告書集』から転載・一部改変。

※ 第４層は次のとおり細分した。
4.1　水田耕土下褐鉄鉱汚染帯（橙黄色シルト質土壌汚染帯）
4.2　水田を埋設した整地土（灰褐色シルト塊まじり粗砂）
4.3　耕土化を若干受けた洪水砂（灰褐色シルト塊まじりシルト質中砂）
4.4　水田耕土（灰色砂質シルト）
4.5　水田耕土下褐鉄鉱汚染帯（橙黄色シルト質土壌汚染帯）
4.51　水田耕土化を受けた洪水砂（灰色シルト質中砂～細砂）
4.52　洪水砂（灰色シルト質中砂）
4.53　水田耕土に似た土壌（灰色シルト質中砂）
4.54　洪水砂（灰色シルト質中砂）
4.55　生物擾乱を受けた洪水砂（灰色シルト質中砂）

【遺構埋土】
A：小阪家下層竈跡・土坑の埋土
B：採石土坑の埋土
C：中世のピット群・溝の埋土

第18図　第45地点土層断面模式図

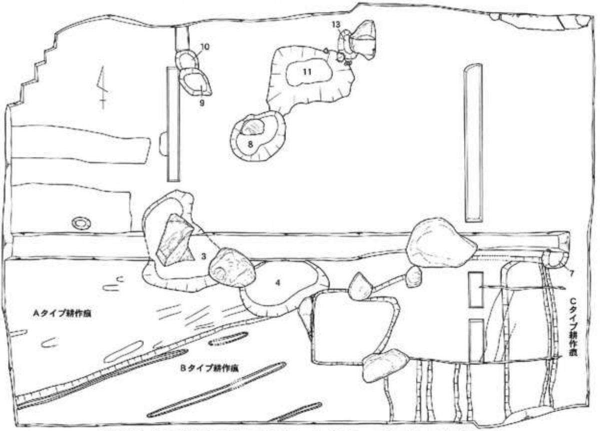

第19図　第45地点第１遺構面平面図　1／100　※数字は採石土坑番号を示す。

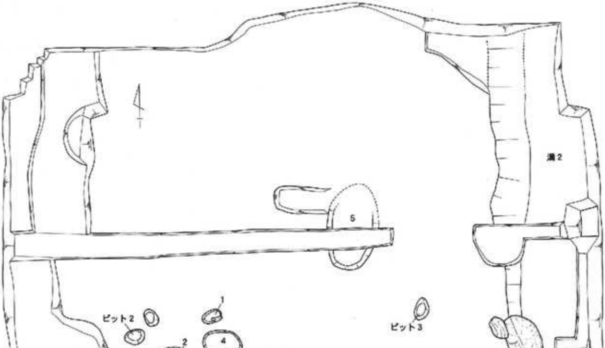

第20図　第45地点第２遺構面平面図　1／100　※数字は落ち込み番号を示す。

大きなものは長径３m、短径２m、小さなものは直径1.5mで、深さは最も深い採石土坑３が0.72mである。埋土は灰～灰褐色シルト質中砂～細砂で、Ｃタイプの矢穴痕をもつ花崗岩塊や花崗岩剥片を伴うものが含まれている。また、唐津焼をはじめとする近世陶器・磁器片も少量ながら出土している（第23図１・２）。これらは、第２層を切り込み、第１層で覆われていることから、宝永南海地震以後で、小阪家住宅建築以前の江戸時代後期の遺構である。石を掘り出して利用するというより、宅地化の際に邪魔になるものを除去したり、その上部を割り取ったりしたものかもしれない。

畑・水田に伴う畦状遺構は、調査区の南西部から北東方向にのびる段状の遺構である。遺構は4.5層をカットして構築され、第３層に覆われる。遺構の南部には灰色砂質シルトからなる水田土壌層（4.4層）と水田を埋設した整地層（4.2層）が広がっている。遺構は、幅0.2m、長さ８mの直線状であるが、遺構の形状からみて、畦そのものではなく、4.4層で構築された水田の畦の下部を構成する疑似畦畔と考えられる。

畑・水田に伴う耕作痕群は、調査区の西部および南部にみられる。形態や走行方向からＡ・Ｂ・Ｃの３タイプに分けられる。

Ａタイプの耕作痕は、調査区西部の4.5層上面に残存し、第３層に覆われた溝状の遺構である。幅1.25m、長さ４m、深さ３cmで、東―西方向を指向する。形状からみて、畑の畝に伴う耕作痕と推測できよう。

Ｂタイプの耕作痕は、畦状遺構以南の4.4層上面に明確に残存しており、4.2層に覆われた犂溝状の遺構である。畦状遺構の方向に沿う西南西―東北東方向を指向しており、幅0.25m、長さ1.8～４m、深さ３cmの遺構が1.4m間隔で分布する。形状からみて、水田などの耕作痕と推測できよう。なお、畦状遺構北側の4.5層上面にも類似する耕作痕がかすかにみられる。

Ｃタイプの耕作痕は、洪水層起源の土壌層（4.3層）をカットして設けられ、4.2層に覆われた溝状または段状の遺構である。幅1.3m、長さ1.8m以上、深さ５cmで、概ね南―北の走行方向を示す。この耕作痕は4.4層水田面東部に限って分布しており、4.4層を洪水が覆い、4.3層形成後の水田復旧に関わる可能性が高い。

耕土や耕作面を覆う洪水層（第４層上部や第４層）から出土した遺物には、瀬戸焼皿や唐津焼皿がみられるが、肥前系磁器や京都・信楽系の陶器などは認められないので、江戸時代でも前半期の耕作遺構であろう。

②第２遺構面

この遺構面は、土壌層（第５層）下面およびこれに対応する面で検出した中世の遺構面で、溝２条（溝１・２）や土坑６基（落ち込み１～６）、ピット３基（ピット１～３）が認められた（第20・22・28・29図）。これらは、いずれも土石流によって運ばれた花崗岩巨礫の少ない位置に分布しており、礫を残したままの土地利用がうかがえる。遺構の性格は判然としないが、この付近に中世集落が展開していた可能性が非常に高い。この面で検出した遺構は、土師皿や瓦器椀を伴うものが多く、13世紀中頃を前後する時期のものと推定できる。以下に、主な遺構の概略を述べる。

溝１は、調査区南西部に位置する東西方向の溝で、調査区より西側と南側にのびる。幅1.2m、検出長4.0m、深さ25cmを測り、断面形は「U」字形である。この溝の埋土は暗灰褐色礫混じりシルトで、最上部で11世紀初鋳の北宋銭を出土したほか、土師皿・椀、東播系須恵器鉢、瓦質羽釜、青磁碗（第23図３～11）など、鎌倉時代の遺物を包蔵する。溝２は調査区の東端で確認した南北に走る溝である。東肩が調査区外にあるため、規模は不明であるが、幅が2.5m以上あることは確実である。水が流れた痕跡はみられず、徐徐に埋没していったと考えられる。遺物は少ないが、土師皿、東播系須恵器椀・鉢、瓦器椀、瓦質羽釜、土鍋脚部（第23図12～18）や玉石片がみられた。

落ち込みは楕円形のものが多いが、法量は多様である。落ち込み３～６は遺物が出土しており、落ち込み３から土鍋を含む土師質土器片（第23図19）が、落ち込み４から土師皿、瓦器椀・皿、瓦質鍋（第23図20）などが、落ち込み５から土師椀・皿・鍋、東播系須恵器椀・甕、瓦器椀、瓦質羽釜（第23図21～28）などが、落ち込み６から少量の古墳時代の須恵器杯と、土師椀・皿・鍋、須恵器椀、瓦器椀、青磁碗、瓦（第23図29～38）などがみられた。

ピット１は、調査区中央南壁沿いに検出したもので、最終的には、幅0.9m、長さ1.5m以上、深さ16cmの隅

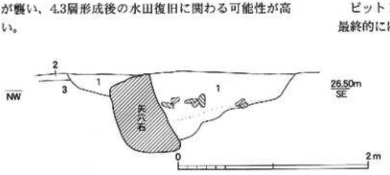

第21図　第45地点採石土坑３断面図　1／40

※土層番号は基本層序に対応する。

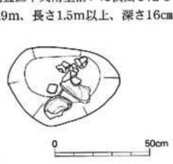

第22図　第45地点ピット３平面図　1／20

丸長楕円形で、床面に礫を有する土坑になった。埋土は暗灰褐色礫混じりシルトで、遺物は出土しなかった。ピット３は、調査区南東部で検出した、長径0.5m、短径0.4m、深さ５㎝の楕円形ピットである。底から土師皿３個体以上（第23図39・40）と瓦器椀５個体以上（第23図41～45）が重なって出土した。本来はもっと深い遺構であったとみられるので、周辺にほかのピットは確認されていないが、建物を構成するピットであった可能性は十分考えられる。

6．出土遺物

今回の調査で出土した遺物は、27ℓ容量のコンテナ６箱分である。弥生土器・土師器・須恵器・土師質土器・瓦器・瓦質土器・陶器・磁器・土製品・石製品・鉄製品など、圧倒的に13世紀前後の遺物が多い。

第23図には、遺構から出土した遺物を、第24～26図には包含層などから出土した遺物を図示した。

第23図の１は第１遺構面採石土坑３から、２は第１遺構面採石土坑11からの出土である。３～45は第２遺構面の遺構に伴うもので、３～11が溝１から、12～18が溝２から、19が落ち込み３から、20が落ち込み４から、21～28が落ち込み５から、29～38が落ち込み６から、39～45がピット３から出土している。

１・２は、ともに、唐津焼の折縁皿で、17世紀前葉のものである。このほか、第１遺構面では、採石土坑６から瓦質甕体部片が、採石土坑７から外面にタタキ調整のみられる土師質鍋片が、採石土坑８から断面方形の鉄釘が出土している。これらは、土層の切り合いから1707年の宝永南海地震以降と推定している採石土坑の年代よりも古いものが多く、第３層に混在ないし第４層に由来するものであろう。

溝１から出土したものでは、３～７が埋土上部に含まれていたと記録されている。３・４・６・９は土師質土器、５は東播系須恵器、７・８は瓦器椀、10・11は龍泉窯系の青磁碗である。３・４は一段ナデの手づくねの小皿で、口端部に面をもつ。体部が内彎気味に立ち上がる５は、糸切りの底部が幾分突出する小皿である。体部のユビオサエが明瞭な６は、口縁部に一段ナデをめぐらせる中皿である。焼成のあまい７は、内彎気味に立ち上がり、低平な高台をもつ。暗文が銀色を帯びる８は、直線的に立ち上がる器形である。焼成のきわめて良好な９は、外面を粗いユビオサエ・ユビナデ、内面をナナメ方向のヘラナデで成形し、口縁部にヨコナデを施す椀である。灰オリーブ色を呈する10は、断面四角形の高台をもち、外面に鎬蓮弁文が認められる。オリーブ色の11は内外面無文で、見込みにスタンプが観察できる。これらのほかに、別個体の瓦器椀や東播系須恵器椀・甕体部片、瓦質鍋の脚部や羽釜も出土しており、13世紀中頃から後半に下る時期の遺物群であろう。

溝２から出土したものでは、12～14が土師質土器、15が瓦器、16・17が東播系須恵器、18が瓦質土器である。12は、３・４と同様に口縁部に面をもつ一段ナデの小皿であるが、13は口縁部の調整やナデがあまく、若干時期が下る小皿と考えられる。14は長石・石英粒を含む、在地産の鍋脚部といえる。内彎気味に立ち上がる体部に、外反して丸く収める口縁部をもつ15は、きわめて低い高台が付く椀である。16は口端部に丸みを帯びた面をもつ椀である。断面が台形の口縁帯にみえる17は鉢で、口縁部はやや肥厚し、外傾する口端面をもつ。18は、口縁部がわずかに内傾し、二段以上の段をもつ羽釜である。そのほかに、土師質鍋、別個体の瓦質羽釜や甕体部、玉石がみられる。

溝２の資料の時期も、溝１と同様に13世紀中頃から14世紀のものが主体を占めているといえよう。

落ち込み３から出土した19は、鉄鍋形の土師質鍋で、同一遺構面のほかの遺構から出土した遺物より、若干古い。また、落ち込み４から出土した20は、薄手の瓦器小皿である。丸みを帯びた底面外面にはユビオサエが明瞭に残り、口縁部は外反する。このほかに、瓦質土器の体部片も出土している。

落ち込み５から出土した21・22は土師質土器、23・28は東播系須恵器、24～27は瓦器である。この遺構からは、土師質羽釜や瓦質羽釜片も出土している。21・22は、一段ナデの手づくねの小皿で、口端部に面取りをもつ21と、口端部を丸く収める22の二通りが認められる。23は口縁部が外反する椀である。低平な高台に内彎気味に立ち上がる体部をもつ24・25は、ともに口縁部が外反する椀で、内面にはまばらながらも暗文が観察できる。24は内面の炭素の吸着が悪く、灰白色を呈する部分がある。26・27は炭素の残存がきわめて悪く、26の器面は黄橙色、27の器面は暗褐色を呈するが、水簸した精良な胎土や小さな高台の形態から瓦器とわかる。28は、外面に細かい平行タタキを施し、内面はナデ調整で仕上げる甕である。

落ち込み６から出土した29・37は東播系須恵器、30～34は瓦器椀、35・36は土師質鍋、38は青磁碗である。29は口縁部が外反する椀である。30～34は、外面のユビオサエが明瞭で、口縁部は外反傾向がみられる。内面にはわずかながら暗文が残るが、炭素の吸着の悪い個体が多く、器面が暗灰～黒色を呈するのは33・34のみである。35・36は鉄鍋形の体部に脚が付く同一個体と考えられるが、直接接合はできなかった。胎土はきめ細かで、内面は橙色、外面は煤化によって暗褐～黒色を呈する。内面や体部外面に同一原体によるハケ調整を施す。37は直線的に外上方に立ち上がる体部に、玉縁状の口縁部をもつ粗製の鉢である。施文原体の細かいクシガキ文様を加えた38は、同安窯系碗である。この遺構からは、須恵器杯・甕体部、土師小皿・鍋・羽釜、瓦質羽釜、白磁碗、平瓦も出土している。

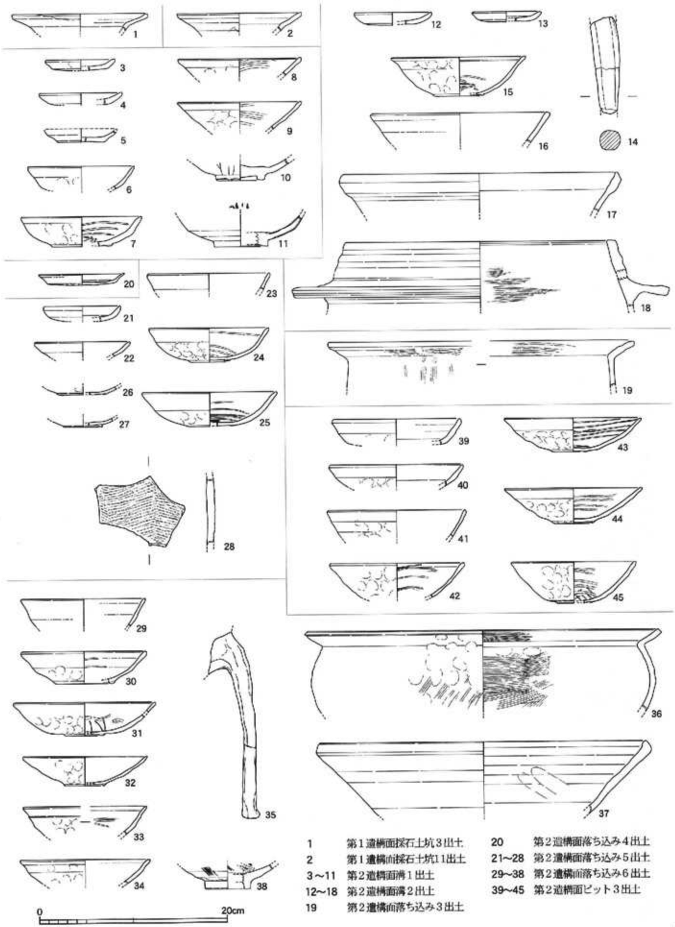

第23図　第45地点遺構出土遺物実測図　1／4

ピット３から出土した土師質土器・瓦器では、土師皿２個体（39・40）と瓦器椀５個体（41〜45）を図化できたが、このほかにも、別個体の土師皿片がみられる。39・40は乳白色を呈する一段ナデの手づくね皿で、40は口縁部の面取りが明瞭である。41は淡黄灰色を呈するが、焼成良好で、胎土や調整技法から、炭素の剥離が進んだ瓦器椀と判断した。42〜45は、いずれも肌理細かい灰白色の器壁で、器面は暗灰〜黒色を呈する。口縁部に一条のヨコナデを施すほかは、外面の調整は横方向に並ぶユビオサエで、内面のみにまばらな暗文が施されている。底部まで残存する43〜45には、きわめて低平な高台が貼り付けられている。これらの瓦器椀は、器高が４cmを下回り、直線的に開いて口縁部に外反傾向が認められる43・44と、それよりは器高があって口縁部のナデが弱く、内彎気味の42・45の二通りがみられる。ただし、これは時期差とは言い難く、13世紀中頃の一括資料とみて良いであろう。また、同一遺構面で検出されたほかの遺構についても、13世紀中頃を主体として、一部13世紀後半に下る遺物を包含するものの、中世後半に下る遺物は含んでいないので、鎌倉時代の遺構面とみることができる。

第24図では、46〜53が１号水田埋土（第４層上部に相当すると考えられる）から、54〜64が第４層から出土したものである。また、「西側落ち込み（流路）」出土と記録されている65・66は、第６層上部から、「東の谷ベースシルト」出土と記録されている67は、第５層から出土したと推定される。

46は土師質土器、47・48は須恵器、49は東播系須恵器、50〜52は陶器、53は土師質焼成のイイダコツボである。46はロクロ成形の小皿で、近世に下るであろう。47はヘラ切りの底部に高台が付く杯Ｂであるが、小さい高台が底端部に付く48は、さらに新しく、奈良時代後半〜平安時代前期に下る。49は口縁部が三角形を呈して端部が少し肥厚する鉢で、13世紀初頭頃に比定できよう。50は緑色釉がかかった瀬戸・美濃焼の皿で、51は灰色の釉薬が掛かった唐津焼の丸皿である。52はクシガキの播目をもつ備前焼播鉢で、口縁部はやや上下に拡張することから15世紀代のものといえる。53は、イイダコツボの釣手部分である。方形に近い形で、中央には円孔を穿っている。１号水田埋土からは、このほか、瓦器椀、東播系須恵器鉢底部、白磁碗、土師質焼成や須恵質焼成の平瓦片も出土しており、奈良時代〜近世前期の資料が認められる。

第４層から出土した54は土師質土器、55は東播系須恵器、56は瓦器、57・58は青磁碗、59は瓦質土器、60は備前焼、61は平瓦、62は丸瓦、63は土人形、64は鉄釘である。

54は46に似た小皿で、口端部に面をもつ。55は、49よりも口縁部の拡張が進んでいる鉢である。56は、口縁部のヨコナデが顕著な椀で、直線的に開く体部に低平な高台が付いており、ピット３出土の43・44に良く似ている。57は、淡緑色を呈する南方産の貿易陶磁碗である。一方、58は釉色が青緑色を呈する龍泉窯系の良品で、盤または鉢と考えられる。59はやや内彎気味に立ち上がる口縁部の端部が拡幅し、ほぼ水平な端面をもつ羽釜で、瓦質羽釜では出現期の13世紀代のものであろう。60は灰色を呈する須恵質焼成であるが、体部をタタキ調整した後に、体部下端部に横方向の調整を加えていることから、備前焼底部片と判断した。61は凸面に縄タタキ、凹面にヘラケズリのみられる燻し瓦の平瓦片、62は凸面にタタキ、凹面に布目痕が残る須恵質焼成の丸瓦の玉縁部分である。土師質焼成の63は、型作りの土人形の一部である。鉄釘64の断面は方形で、長さ4.8cm、重さ2.05ｇを測る。第４層からは、このほかにも別個体の東播系須恵器鉢や甕体部、瓦器椀、土師質土器や瓦質土器の鍋脚部、瓦質甕、別個体の備前焼播鉢片、白磁・陶器椀、燻し瓦といった中世遺物がかなり出土している。しかも、中世後半の遺物が占める割合が高い。また、63のように、明らかに近世に下るものも含まれている。

65は瓦器椀、66は鉄鍋形の土師質鍋である。同時に取り上げた遺物には、須恵器甕、土師質甕、丸瓦（燻し瓦）がみられるなど、中世前半を下限とする遺物相である。土師質羽釜の67は、緩やかに内彎する口縁部外面に段をもたないもので、出現期の土師質羽釜であろう。

第25図に示したものでは、68〜88が第５層から、89〜91が第５層または第６層最上部から、92・93が第６層上面から、94〜97が第６層から、99が第８層から出土したものである。なお、98は「第６層以下砂礫層」と記録されているので、第６層ないし第７層から出土したものとみなした。

第５層から出土したものでは、68が弥生土器、69〜77が土師質土器、78〜81が瓦器、82〜85が瓦質土器、86〜88が中国製磁器である。

68は磨滅が著しいが、弥生時代後期の甕底部である。土師質土器では、69〜71が一段ナデをめぐらす手づくね成形の小皿で、口縁部には面取りがみられる。72〜75は、一段ナデの中皿である。このうち、シャモットを含んで灰褐色を呈する72は、器壁の厚さが一定で、緩やかに外反する器形であり、口端部はシャープな面をもつ。淡黄橙色を呈する73〜75は、体部のユビオサエが明瞭で、ナデを施す口縁部との境も顕著である。76・77は鍋で、76が内面にハケメ調整、外面にユビオサエ・ナデのみられる鉄鍋形の鍋本体、77が脚部である。78〜81は、外面のユビオサエ調整が目に付く椀で、いずれも体部は直線的に開く。口縁部には一段ナデ、底部には低平な高台をもち、内面の暗文は形骸化している。ピット３出土の43・44に似ている。別個体の瓦器椀片が数個体以上出土しているが、形態はやはり同

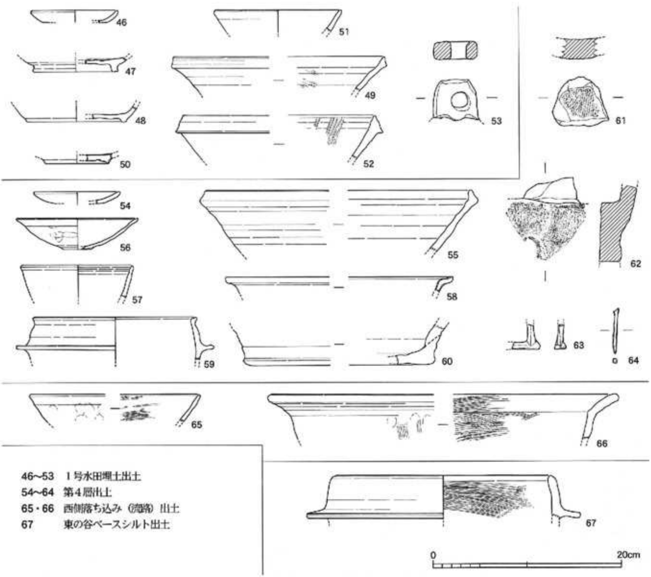

第24図　第45地点包含層出土遺物実測図（１）　１／４

じである。瓦質土器の82～85は、法量にかなりのばらつきがあるが、すべて内彎する口縁部をもつ羽釜で、口縁部外面には段を有さない時期のものである。

平底の底部外面が露胎の86は、見込みに草花文が施された白磁皿である。淡灰色に発色している87は、無文の白磁碗であろう。高台が露胎の88は、見込みにクシガキ文がみられる。これらの白磁は、いずれも13世紀の特徴を示している。第５層からは、そのほかにも土師器杯・椀、東播系須恵器鉢や瓦質土器・土師質土器の鍋類、青磁、土師質瓦がみられるが、その下限は中世前半に収まる。

89・90は、69～71に類似する土師小皿、91は78～81と同形態の瓦器椀である。

第６層上面として取り上げた92は東播系須恵器鉢、93は瓦質甕である。92は口縁端部下端を摘み出すように強いヨコナデを加えることで、外傾する端面を作り出している。93は短い頸部が大きく彎曲し、上下に拡幅する口縁部は直立する口端面をもつもので、東播系須恵器の影響下に成立した甕である。これらも、13世紀の資料と考えられる。

94・97は土師質土器、95は須恵器、96は瓦器である。口縁部に一段ナデのみられる94は、外面のユビオサエが顕著な椀である。95はやや底部が突出する平底の椀で、底部外面に回転糸切り痕が認められる。96はピット３や第４・５層出土の瓦器椀と比べると体部は深く丸みを帯びており、内面の暗文も丁寧である。内傾する口縁部をもつ97は、総じて薄作りの羽釜で、内面に繊細なハケ調整がみられる。これらのほかに、別個体の須恵器椀底部や、瓦質羽釜片もみられるが、総じて、第５層出土遺物よりもやや古色を帯びたものが多くなる。また、98は須恵質焼成の平瓦で、凸面のタタキがはっきり残る。

99は、須恵器杯である。第８層からは土師器高杯、須恵器高杯、布目瓦（土師質焼成）等が出土しているが、中世に下る遺物はみられない。

第26図に図示した遺物は、残念ながら出土遺構や層位を示す記録が失われている。しかし、特徴的な遺物なので掲載した。100は、シルト質粘板岩製の仕上げ

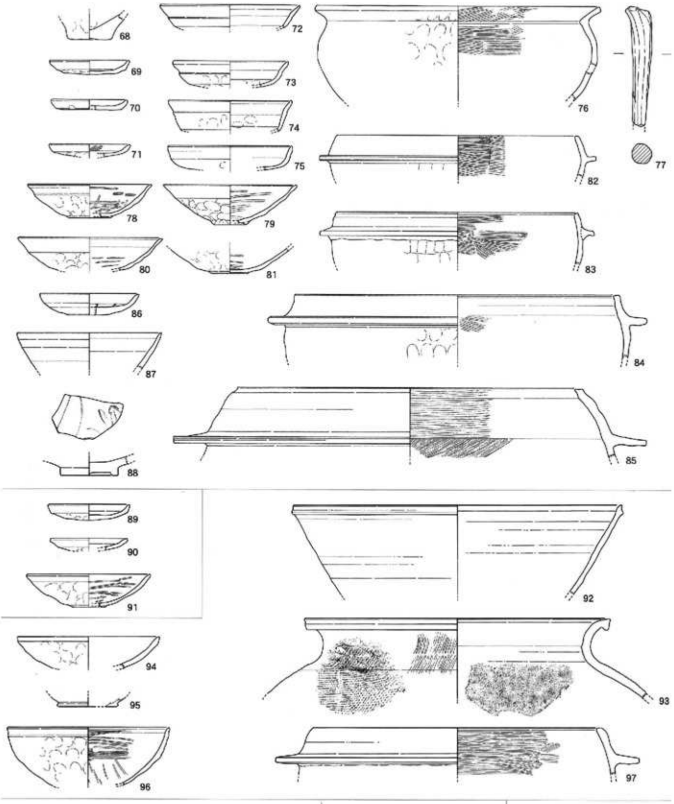

68〜88　第５層出土
89〜91　第５層または第６層最上部出土
92・93　第６層上面出土
94〜97　第６層出土
98　第６層以下砂礫層出土
99　第８層出土

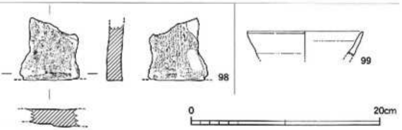

第25図　第45地点包含層出土遺物実測図（２）　1／4

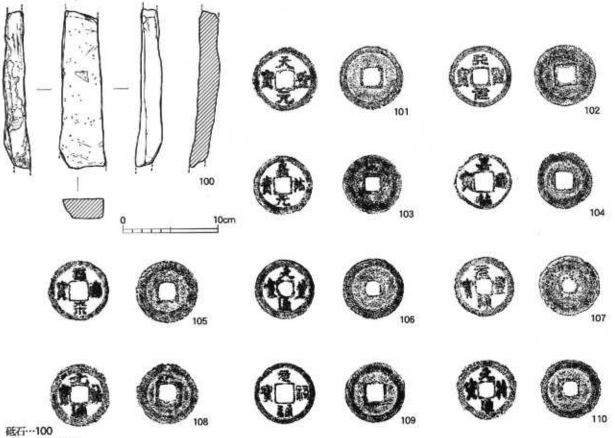

砥石…100
古銭…101～111

第26図　第45地点出土砥石・古銭実測図　砥石１／４・古銭約２／３

砥である。長さ17.0cm、最大幅4.9cm、厚さ2.2cm、重さ280ｇを測る。やや扁平であるが、置砥であろう。表面（砥面）と左側面はきわめて平滑で、初めから砥面として作られたものであるが、両小口と裏面、右側壁は、粗加工のみである。表面は長軸に対して斜行する使用痕がみられる。また、粗加工の裏面と右側面にもわずかながら使用痕がみられる。

101～110は、いずれも11世紀に初鋳年代をもつ北宋銭である。溝１の最上部から北宋銭が出土したことが記録されているので、これらの一部ないし全部が溝１からの出土と推定される。101・102は1023年初鋳の「天聖元寳」２個体、103は1056年初鋳の「嘉祐元寳」１個体、104は1056年初鋳の「嘉祐通寳」１個体、105は1064年初鋳の「治平通寳」１個体、106・107は1078年初鋳の「元豊通寳」２個体、108・109は1086年初鋳の「元祐通寳」２個体、110は1098年初鋳の「元符通寳」１個体である。

7. まとめ

この調査によって、この地域での土地利用の変遷の一端を明らかにすることができた。奈良時代から鎌倉時代の間に、調査区全域を覆う土石流が起こり（第７層）、この上にさらに土石流堆積物の再堆積層である第６層が形成された後、13世紀中頃にはこの上面に生活痕跡が見出されるようになった。この段階の遺構はボルダーのみられないところにピットなどを設けたもので、周辺に濃密な生活痕跡が眠っている可能性が高い。その後、当該地は次第に耕地化され、遅くとも近世には水田や畑が営まれたようである。しかし、宝永４年（1707）には、宝永南海地震が当地を襲い、液状化によって耕作地を引き裂く噴砂が認められた。その後、採石土坑の掘削を経て、当該地は宅地化され、18世紀末前後に小阪家住宅が構築されるに至ったと考えられる。

ところで、第６層の堆積状況をみると、第２遺構面形成以前の当該地は、流路固定される以前の河道内であったことが推測できる。南西に位置する六条遺跡の調査では、11世紀代の堤が検出され、この時点で東川の中～下流域は明らかに流路固定が図られていたことや〔芦屋市教委2002〕、さらに下流の津知遺跡では、古代末以降に東川の両岸で広く耕作地が形成される様子が確認されており〔芦屋市教委2003など〕、古代末から積極的に流路を固定して耕作地を確保しようとする動きが認められる。当該地で出土した遺物に11・12世紀代のものは乏しく、明確な護岸施設等はみつかっていないが、第２遺構面形成の背景には、流路固定と管理の浸透があったと考えて大過あるまい。また、そのような重要な位置であるからこそ、三条村の有力農民であった小阪家が、この地を選んで居を構えたことが説明できる。

第27図　第45地点第１遺構面全景（東から）

第28図　第45地点第２遺構面全景（東から）

第29図　第45地点ピット３遺物出土状況

第30図　第45地点調査風景

第４節　第49地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市三条町161－4、161－5番地に所在する当該地（敷地面積約300㎡）は、阪神・淡路大震災によって家屋が倒壊し、住宅の再建が急がれた（第１・37図）。その後、木造２階建個人住宅の建築計画が進捗したが、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である芦屋廃寺遺跡の隣接地であり、前節で報告した第45地点の北側隣接地であることから、文化財保護法第57条の２に基づく発掘調査届出書が、平成９年（1997）１月17日に提出された。計画建物は既存建物と規模・構造が異なるため、遺構や遺物包含層が損壊を被る可能性があった。そこで、本市教委は、土層の堆積状況や遺物包含層の有無などの基礎資料を得るため、２月13日に確認調査を実施した(調査面積10.36㎡)。その結果、現地表下45cmまで掘削したところ、盛土・整地層の下に層厚20cm 以上の庄内式期とみられる濃厚な遺物包含層が確認された。市教委では建物の建築による遺物包含層の損壊は避け難いと判断し、建物基礎部分を対象として、２月17日から28日まで本発掘調査を実施した。

2. 発掘調査の方法

当該地に計画された新築建物は南北に２棟に連なる構造をもっており、各々の基礎底レベルは北側が南側より40cm高い。確認調査の結果、南北いずれの建物相当部分においても、遺物包含層を破壊すると判断したため、計画建物基礎部分のG.L.－50cmまでを対象として事前調査を行うこととした。残土は場内処理で、反転掘削の調査方法を採った。調査区は反転掘削に合わせて南北に分けて、北区（69.1㎡）、南区(76.6㎡)としたので、総調査面積は145.7㎡である（第31図）。基準高は、本市道路課設置のマンホール上面基準高（T.P.28.38m）より水準測量を行って得た数値を用いた。なお、北区のT.P.は29.63m、南区のT.P.は29.23mであった。

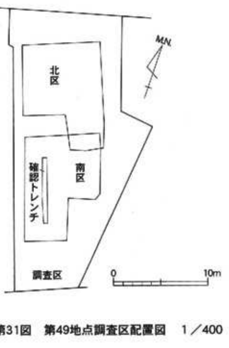

第31図　第49地点調査区配置図　1／400

掘削方法は、確認調査の結果を参考にしながら第１層(現表土・攪乱土)を重機掘削し、それ以下は、損壊深度まで人力で分層発掘を行った。遺物の取上げは、調査区・出土層位・遺構ごとに記録した。

3. 発掘調査の経過

２月17日に南区から掘削を開始し、20日に南区の調査を終了して埋め戻しを行った。続いて、翌21日より北区を調査し、28日にすべての調査・記録を終えて、器材を撤収した。

4. 調査区の層序

調査区では、南北で掘削深度が異なることと、調査区内の堆積状況が地形による斜面堆積であったため、北区と南区のすべての土層を対応させることは困難であった。そこで、対応できない層位は調査区ごとに土層番号を付けた。また、土層番号は、層序に関係なく記録順にアラビア数字の通し番号を振っている。そして、同一層内で微細な変化を認める場合には、さらにアルファベットの小文字を付加して細分した。観察によって色調や粒度・締まり・土質などの主観的な土層名を付けて、包含物やその性格を記録している。色調は、『新版標準土色帖1995後期版』（農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修）の土色名も併記して、客観化を図っている（第32図）。

第１層は、攪乱土や整地層を含む現表土である。第１層直下で検出した第２層は、土壌化の著しい黒茶色粗砂混じり砂質土層で、北区南部から南区に分布している。弥生土器を大量に含む遺物包含層である。第３層は、南区北部において検出した第２層を切り込む遺構（ＳＤ01）埋土で、淡黄色を呈する極細砂層である。第２層との層界付近から弥生土器および古式土師器が多く出土している。第４層は北区中央付近に分布する茶色粗砂混じり砂質土層で、弥生土器や土師器、須恵器を包含する。若干近代遺物の混入がみられるが、古代～中世に属する遺物は認められない。第５層は、北区で検出した黒色粗砂混じり粘質土層で、地山と判断した層である。北区北東部で検出した第６層は、灰茶黄色砂礫混じり粘質土層である。第５層の下位に位置し、地山内にみられる土石流堆積物である。第７層は北区東壁で検出した遺構埋土で、土師器片を含む灰茶色粗砂混じり砂質土層である。第８層は、北区北部で確認された暗黄色粗砂混じり砂質土層で、第１層と地山の間層であるが、遺物は認められなかった。第９層

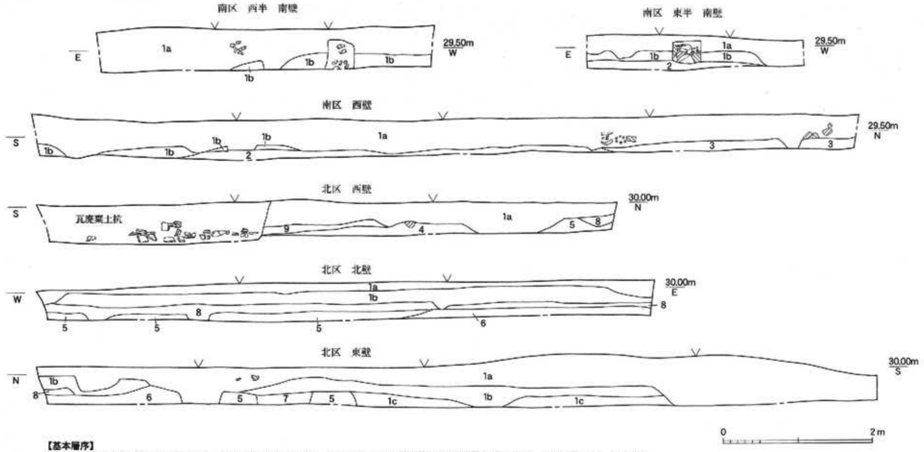

【基本層序】

第1a層　暗茶黄色粗砂混じり砂質土層　10YR2/2黒褐　極細砂～細砂に直径１cm以下の砂礫を多く含む。締まりは悪い。瓦片・コンクリート片を含む。現表土。

第1b層　暗黄色粗砂混じり粘性砂質土層　10YR4/3にぶい黄褐　極細砂～細砂に直径３ mm 以下の粗砂を含む。締まりは普通。炭化物を含む。粘性がある。山土流土。南区でみられる。

第1c層　暗黄茶色粗砂混じり砂質土層　10YR3/2黒褐　極細砂～細砂に直径５mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。炭化物を含む。直径２cm前後の黄色粘土ブロック（第1d層起源）を含む。整地層。北区でみられる。

第1d層　黄灰色粗砂混じり粘質土層　2.5Y6/6明黄褐　粘土に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは良い。下部に瓦礫を多く含む。近代の連房式竈の竈体断面である。北区南部でみられる。

第２層　黒茶色粗砂混じり砂質土層　10YR2/1黒　極細砂～細砂に直径１cm以下の花崗岩崩壊砂粒を多く含む。黒茶色層と暗茶色層が斑にみられる。土壌化が著しい。締まりは普通。やや粘性がある。弥生時代後期から古墳時代前期中頃の土器を大量に含む。

第３層　淡黄色極細砂層　10YR6/3にぶい黄橙　極細砂で粒子は均質。締まりは悪い。第２層上面で検出されるＳＤ01の埋土である。第２層との境界面から、弥生時代後期から古墳時代前期中頃の土器が多く出土する。南区でみられる。

第４層　茶色粗砂混じり砂質土層　7.5YR4/4褐　極細砂～細砂に直径５mm以下の粗砂をやや多く含む。締まりはやや悪い。マンガン・鉄分を含む。弥生土器・土師器・須恵器を含む遺物包含層。北区でみられる。

第５層　黒色粗砂混じり粘質土層　10YR2/1黒　粘土～極細砂に直径５mmの白色砂粒を多く含む。締まりは良い。地山。北区でみられる。

第６層　灰茶黄色砂礫混じり粘質土層　10YR4/3にぶい黄褐　シルト～極細砂に直径５cm以下の亜角礫と直径５mm以下の白色砂粒を多く含む。締まりは良い。ウン管がみられる。地山における土石流堆積物層。北区でみられる。

第７層　灰茶色粗砂混じり砂質土層　10YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。土師器片を含む。遺構埋土。北区東壁でみられる。

第８層　暗黄色粗砂混じり砂質土層　10YR4/3にぶい黄褐　シルト質極細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。南区でみられ、北壁西半では灰色を帯びる。

第９層　茶灰色粗砂混じり粘性砂質土層　7.5YR4/2灰褐　シルト質極細砂に直径３mm 以下の粗砂を含む。締まりは普通。S16埋土。

第32図　第49地点土層断面図　1／50

は北区南部で確認された茶灰色粗砂混じり粘性砂質土層で、S16の埋土である。

5. 検出遺構

本調査では、掘削深度が限られているにも関わらず、遺構面を検出することができた。しかし、遺構面が斜面堆積している土層の上面であるため、地形的に低い南側では損壊深度まで掘削しても遺構面に到達できなかったので、遺構面全体を調査することはできなかった。また、検出した遺構についても、掘削深度より下位部分は掘削していないため、完掘できなかったものも少なくない（第33・34・38～49図）。

遺構名は、掘立柱建物にＳＢ、溝にＳＤの記号を冠してほかの遺構と区別した。土坑やピットは、遺構の種類を考慮せずに頭に「Ｓ」字を付して、検出順に通し番号を付けた。今回、調査区内で検出できた遺構は、掘立柱建物２棟（ＳＢ01・02）、溝１条（ＳＤ01）、土坑２基（Ｓ２・16）、ピット５基（Ｓ１・３～５・10）である。なお、ＳＢ01を構成するピットは８基（Ｓ６～９・11・12・15・17）、ＳＢ02を構成するピットは２基（Ｓ13・14）認められた。また、北区南東端には瓦や円形円孔の銅銭を伴う近代の連房式竈が検出された。以下、主要な遺構について概観する。

①掘立柱建物（第34・39～48図）

ＳＢ01　北区中央で検出した掘立柱建物跡である。南半部は激しく撹乱を被っていたので、北半部の８基のピットから復元した。北側にＳ６～９・15の５基の柱穴があり、北西の隅柱Ｓ15に並ぶＳ11と北東の隅柱と並ぶＳ17が確認されたことや、Ｓ６に対応する南側桁行の柱穴とみられるピットＳ12の存在から、梁間２間×桁行４間以上、約2.8ｍ×約6.0ｍ以上の側柱掘立柱建物と推定した。ただし、Ｓ12の西側は廃棄土坑で損壊を被っており、東側に連房式竈が位置しているため、Ｓ12と並ぶ柱穴は確認されていない。建物の主軸はＮ２°Ｗとほぼ東西南北を指向しており、建築時に方位が意識されていたことが想定できる。柱穴の形態はおおよそ隅丸の長方形であり、規模は長軸が110cm前後、短軸が80cm前後、深さ15cm前後で、断面形は逆台形を呈するものが多い。Ｓ９の南西端において、直径13cmの円形の柱痕を検出している。なお、Ｓ６では、Ｓ６ａ（北側）とＳ６ｂ（南側）の２基のピットが重複関係にあり、北側のＳ６ａが新しいようであるが、その様相は図示できていない。Ｓ７は楕円形で長軸82cm、短軸60cm、深さ24cmと小規模である。ＳＢ01ピットの埋土は、黄褐色や灰褐色、黒褐色の粗砂混じり砂質土が大勢を占める。

出土遺物は、基盤となる第２層に起因する弥生時代後期後半～古墳時代前期中頃の土器に加えて、Ｓ６・７・９・11・12・15・17で須恵器が認められる。これらは杯・壺・甕・𤭯などで、古墳時代後期のものに加えて、第35図６・７のように奈良時代に下る資料を含むことから、建物の年代を当該期に比定した。

ＳＢ02　北区中央で検出した掘立柱建物の一部である。南北方向に並ぶ隅丸長方形の柱穴（Ｓ13・14）から推定したが、周辺の撹乱が甚だしく、平面プランは不明である。Ｓ13・14の規模は長軸が60cm以上、短軸45cm前後、深さは３cmで、Ｓ13―Ｓ14の柱間は約100cmである。埋土は灰色の粗砂混じり土や暗灰色粘質土で、ＳＢ01よりやや暗色がかる傾向がある。Ｓ13がＳ12を壊しており、その切り合い関係からＳＢ02の方がＳＢ01より新しいことがわかる。出土遺物は土師器の細片が多いが、Ｓ14からも奈良時代以降の須恵器甕片が出土しており、遺構の前後関係と矛盾しない。

②溝

ＳＤ01　南区北端でみつかった淡黄色極細砂層（第３層）を埋土とする東西方向に走る溝である。北部は激しく撹乱されており、北肩を検出することはできなかったが、北区南側に設定した第３層確認トレンチにおいてもその存在を確認しているので、この位置まで広がっていたことは明らかである。南北幅は３ｍ以上と推定でき、完掘はしていないが、第３層確認トレンチにおける観察などから、深さは50cm以上ある。地形的に高い北側をめぐるように弧を描き、東西方向という地形に即さない方向にのびることから、人工物と推測する。底面に貼り付くようにして、弥生時代後期末を主体とする土器が出土しており、埋土からは、弥生時代後期末～古墳時代前期中頃のものが出土している。また、ベースとなる第２層は弥生時代後期後半から古墳時代前期中頃の土器を大量に包含しているので、ＳＤ01出土の遺物と明確な前後差は認められない。

③土坑・ピット

土坑２基（Ｓ２・16）とピット５基（Ｓ１・３～５・10）は、それぞれ独立しており、遺物の量も少なく、性格や時期については不明なものが多い。その中で、南区西寄りで検出した、直径23cm、深さ12cmを測る円形ピットＳ１は、平安時代の土師器椀・皿片を包含しており、ＳＢ01よりも時期の下る遺構と考えられる。重機掘削の際に出土した高台付土師器椀がＳ16に帰属する可能性もあり、当該地周辺に平安時代の遺構が広がっている可能性を示唆していよう。

④連房式竈（第49図）

第33図に土層の分布のみ示した。①層は黄白色粗砂混じり粘土、②層は明黄色粘土、③－１層は暗灰紫色粘土ブロック・粗砂混じり黒褐色粘土、③－２層は暗茶黄色撹乱土、④層は暗茶黄～明黄色粘土である。

6. 出土遺物

当該地の調査で出土した遺物は、確認調査分と合わせて、27ℓ容量のコンテナ３箱分である。その内訳は、弥生土器・土師器・須恵器に偏在しているが、撹乱や

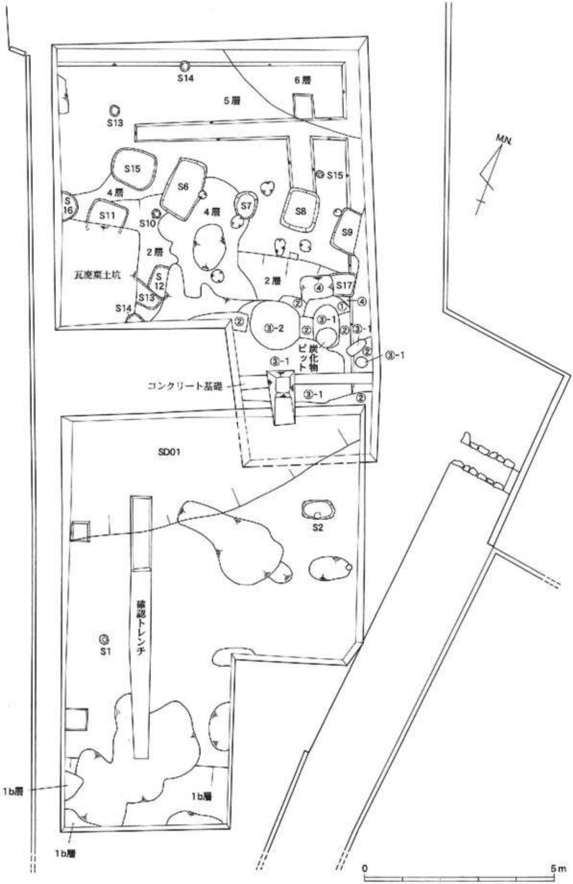

第33図　第49地点調査区平面図　1／100

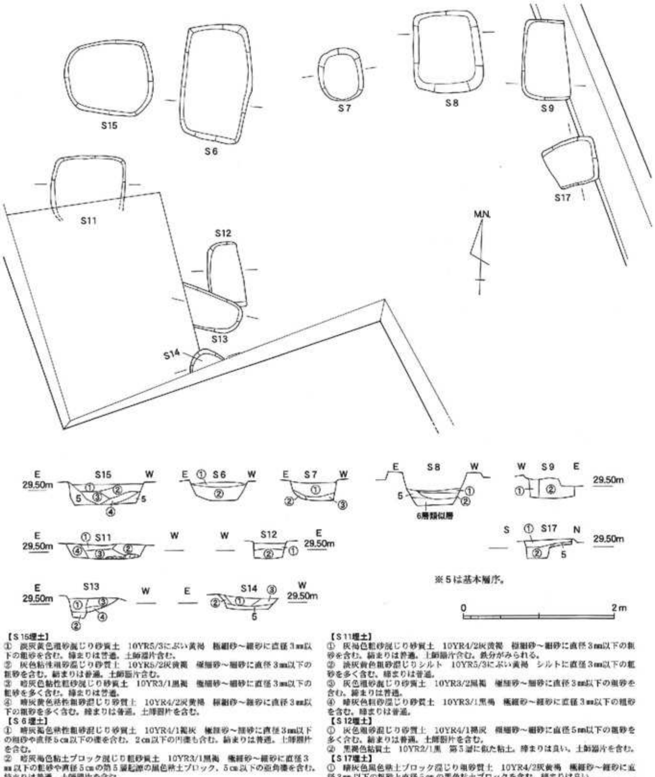

【S15埋土】
① 淡灰黄色粗砂混じり砂質土　10YR5/3にぶい黄褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。土師器片含む。
② 灰色粘性粗砂混じり砂質土　10YR5/2灰黄褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。土師器片含む。
③ 暗灰色粘性粗砂混じり砂質土　10YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を多く含む。締まりは普通。
④ 暗灰黄色粘性粗砂混じり砂質土　10YR4/2灰黄褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を多く含む。締まりは普通。土師器片を含む。

【S６埋土】
① 暗灰褐色粘性粗砂混じり砂質土　10YR4/1褐灰　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂や直径５cm以下の礫を含む。２cm以下の円礫も含む。締まりは普通。土師器片を含む。
② 暗灰褐色粘土ブロック混じり粗砂質土　10YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂や直径５cmの第５層起源の黒色粘土ブロック、５cm以下の亜角礫を含む。締まりは普通。土師器片を含む。

【S７埋土】
① 黄色砂礫混じり砂質土　7.5YR4/3褐　極細砂～細砂に直径１cm以下の粗砂を大量に含む。締まりは悪い。鉄分がみられる。第４層に似る。土師器片含む。
② 暗灰黄色細砂質土　10YR3/1黒褐　細砂で構成される。締まりはやや悪い。
③ 暗灰黄色礫混じり砂質土　10YR3/2黒褐　極細砂～細砂に直径５cm以下の亜角礫を大量に含む。締まりはやや悪い。土師器片含む。

【S８埋土】
① 黄灰色粗砂混じり砂質土　10YR5/2灰黄褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を多く含む。締まりは悪い。土師器・須恵器片含む。
② 暗灰色粗砂混じり砂質土　2.5Y3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂や直径３cm以下の礫を含む。締まりはやや悪い。土師器片含む。

【S９埋土】
① 灰黄色粘土混じり砂質土　10YR4/2灰黄褐　極細砂～細砂に直径１cmの黄色粘土塊を多く含む。締まりは普通。土師器片含む。柱痕。
② 灰色粘土ブロック混じり粘性粗砂混じり砂質土　10YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径１cm以下の粗砂や直径３cm以下の亜角礫、直径５cmの第５層起源の粘土ブロックを多く含む。締まりは普通。土師器片含む。

【S11埋土】
① 灰褐色粗砂混じり砂質土　10YR4/2灰黄褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。土師器片含む。鉄分がみられる。
② 淡灰黄色粗砂混じりシルト　10YR5/3にぶい黄褐　シルトに直径３mm以下の粗砂を多く含む。締まりは普通。
③ 灰色粗砂混じり砂質土　10YR3/2黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。
④ 暗灰色粗砂混じり砂質土　10YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。

【S12埋土】
① 灰色粗砂混じり砂質土　10YR4/1褐灰　極細砂～細砂に直径５mm以下の粗砂を多く含む。締まりは普通。土師器片を含む。
② 黒褐色粘質土　10YR2/1黒　第５層に似た粘土。締まりは良い。土師器片を含む。

【S17埋土】
① 暗灰色黒色粘土ブロック混じり粗砂質土　10YR4/2灰黄褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂と直径５cmの黒色粘土ブロックを含む。締まりは良い。
② 暗灰色黒色粘土ブロック混じり粘質土　10YR3/1黒褐　直径４cmの黒色粘土ブロックや直径10cmの角礫を含む粘土。締まりは良い。

【S13埋土】
① 灰色黒色粘土ブロック混じり粗砂質土　10YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂と直径４cmの黒色粘土ブロックを含む。締まりは普通。
② 灰色粘性粗砂混じり砂質土　10YR4/1褐灰　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。
③ 灰色黒色粘土ブロック混じり粗砂質土　10YR3/1黒褐　土質は①と同じだが、粘土ブロックが①より少ない。
④ 暗灰色黒色粘土ブロック混じり粗砂質土　7.5YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。

【S14埋土】
① 灰色粗砂混じり砂質土　10YR4/2灰黄褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を多く含む。締まりは普通。
② 暗灰色粗砂混じり砂質土　10YR3/1黒褐　極細砂～細砂に直径３mm以下の粗砂を含む。締まりは普通。
③ 黒褐色粘質土　10YR3/1黒褐　第５層に似た粘土。締まりは良い。土師器片を含む。

第34図　第49地点掘立柱建物平面図・土層断面図　1／50

近代遺構からは、瓦器や中世陶器、瓦など、中世以降の遺物も少量出土している。第35図には、遺構（ＳＢ01・ＳＤ01）出土遺物（１～18）と第４層出土遺物（19・20）を、第36図には、第２層出土遺物（21～53）を図示している。

①遺構出土遺物

掘立柱建物に関連するピットからは、弥生土器・土師器・須恵器の破片が出土している。ＳＢ01に関わるピットでは、Ｓ６・７・９・11・12・15から、弥生土器片・土師器片とともに須恵器片が出土している。一方、Ｓ８・17は弥生土器ないし土師器の小片のみが出土した。図化した１～７は、ＳＢ01ピットから出土したもので、１・７がＳ11から、２・３がＳ12から、４がＳ７から、５・６がＳ９からの出土である。１は、頸部に突帯をもつ広口壺で、上下に拡張する口端面や頸部にヘラ描き沈線がめぐる。胎土には、長石・石英に加えて片岩を多く含んでおり、吉野川流域からの搬入品と考えられる。２は、第Ｖ様式系のタタキ甕ないし鉢の底部である。このように、遺構面ベース層に由来するとみられる弥生時代後期末の土器が一定量認められる。３～７は須恵器で、古墳時代後期から８世紀までのものが含まれている。３は、口縁部がしっかり立ち上がり、端部を丸く収める杯身で、ＴＫ10型式（６世紀前半～中頃）に属する。４は口径が縮小し、立ち上がりも短い杯身で、ＴＫ214型式（７世紀初頭）に下る。口縁部外面にクシ描き波状文を施す５は、端部にシャープさを留めており、６世紀代の𤭯であろう。６は、口端部が断面三角形を呈する広口壺で、奈良時代に比定できる。７は、外面にヘラケズリを加え、内面は不定方向ながら丁寧なナデで仕上げる鉄鉢形土器の体部片である。このほか、Ｓ６・９・15から、須恵器甕体部片も出土している。このように、出土遺物の下限が８世紀であるので、ＳＢ01を奈良時代の遺構と考えることにした。

ＳＢ02を構成するＳ13・14からも弥生土器・土師器・須恵器片が出土しているが、いずれも細片で図化できなかった。Ｓ13からはマンガンの沈着の著しい古式土師器片や鉄片が出土している。また、Ｓ14からは弥生土器ないし土師器の甕体部片と、奈良時代以降の須恵器甕の小片が出土している。

ＳＤ01埋土である第３層からは、弥生土器・土師器が出土しているが、須恵器片は認められない。８～18の内訳は、８～11が壺、12・13が鉢、14・15が甕、16が器台、17・18が底部である。８は、口端部内面にクシ描き波状文を加飾し、端面には竹管文を有する円形浮文を貼り付けた広口壺の口縁部である。９は、頸部から単純に外反する口縁部をもつ無文系の広口壺である。10は、稜直上部に擬凹線２条をもつ二重口縁壺

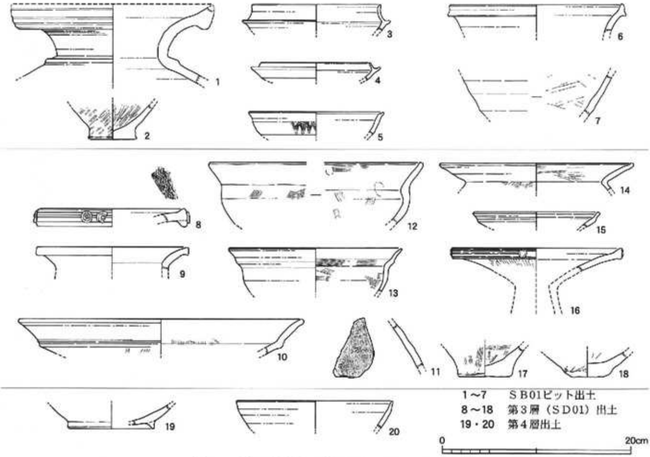

第35図　第49地点出土遺物実測図（１）　１／４

の口縁部である。口端部はやや肥厚して丸く収めており、布留式期に下る。11は、クシ描き直線文を多用する壺の体部上半部分である。幾分厚手で粗製の12は、外反する口縁部をもつ鉢で、庄内式期と考えて良いものである。一方、復元口径18.0cmを測る13は、指紋痕跡の残るナデによって器壁を薄く仕上げた有段口縁鉢で、布留式期に下る。14は、「く」の字状に屈曲して外反気味に直線化する口縁部をもつもので、端部は立ち上がる。内面のケズリは頸部際まで達しており、庄内式末期の甕といえる。３mm以下の花崗岩風化粒を顕著に含む15は、短く外反する口縁部形態から北近畿系の搬入品と考えられる。直線的に外上方に開く受け部をもつ16は、器台の口縁部である。直立する口端面に、３条以上のクシ描き直線文を施して擬凹線状に仕上げ、円形浮文を貼り付けている。17は、平底で突出する底部をもつ。外面・内面共にハケ調整がみられるもので、壺か鉢の底部であろう。18は、体部下半が膨らむ球胴化が進んだ甕の底部である。これらの土器群の様相か

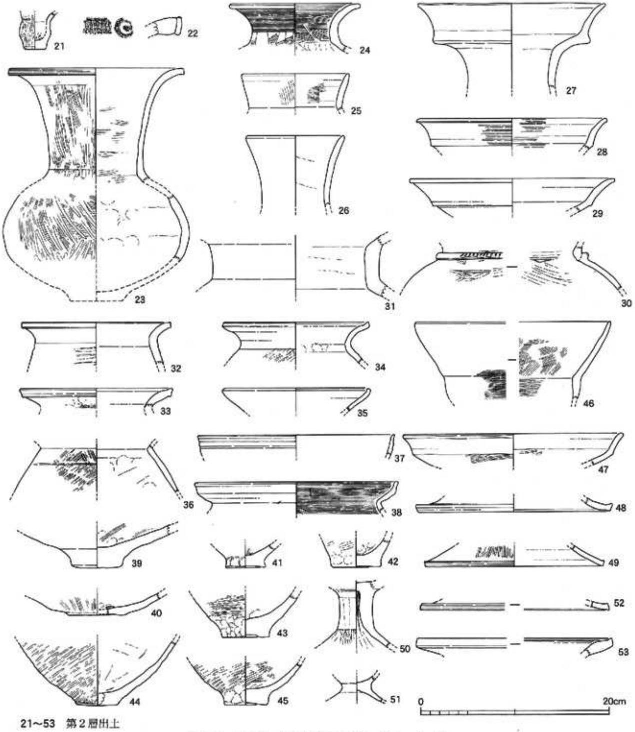

第36図　第49地点出土遺物実測図（2）　1／4

ら、ＳＤ01から出土した土器は、弥生時代後期末を主体としつつ、古墳時代前期中頃のものまでを含むといえる。

土坑Ｓ２・16からは、弥生土器ないし土師器の細片のみが出土している。ピットＳ１・４では、わずかに土師器片の出土を認めたが、ピットＳ３・５・10からの遺物の出土はない。Ｓ１出土の土師器椀は、高台をもつもので、Ｓ１が10世紀以降に下る証左といえる。

②包含層出土遺物

第４層は、弥生土器・土師器・須恵器を含む包含層である。図化した19は、高台をもつ土師器椀で10世紀に下るものである。また、内彎気味に立ち上がる20は、19と同時期の須恵器椀である。

今回検出した包含層では最下位に位置する第２層からは、弥生土器・土師器が出土している。若干、上位層からの混入とみられる、年代の下る土師器片が認められたが、圧倒的多数の遺物は、弥生時代後期末～古墳時代前期中頃のものである。第36図の21は、ミニチュア土器、22～31・53が壺、32～38が甕、39～45が底部、46が鉢、47～52が高杯である。

21は、口端部を欠損するものの、ほぼ完形に近く、甕を模したものであろう。外面には縦方向のヘラミガキがみられる。

22は、大きく外反する口縁部の端面にクシ描き列点文を加え、円形浮文を付けた広口壺の口縁部である。第Ｖ様式後半の大型広口壺とみておきたい。良質の胎土をもつ23は、外開きに立ち上がる頸部に外反する口縁部が付く長頸壺で、体部はやや寸詰まりの玉葱形である。体部から頸部にかけての外面はハケ調整の後にヘラミガキを加えている。内面は体部がナデとユビオサエ、頸部がハケ調整で、口端部には擬凹線がみられる。底部は残存していなかったが、類似する別個体の底部を参考に推定復元した。24は短い口頸部をもち、頸胴部接合部内面に明瞭な指頭圧痕を残し、口頸部が緩やかに外反する広口壺である。25は広口短頸壺であるが、こちらは直口である。26は、外反する口縁部をもつ退化ぎみの長頸壺である。27～29は、いずれも朱橙色を呈する二重口縁壺である。27は磨滅によって調整が観察できないが、直立する頸部が大きく外反する。28の口縁部は立ち上がる。29の口縁部は大きく外反しており、高杯の可能性もある。30は、頸部にヘラによる列点文で加飾した突帯をもつ。おそらく二重口縁部の肩部から頸部にかけての破片であろう。体部内面にはハケ調整、外面にはヘラミガキ調整がみられる。31は、厚手の大型壺である。広口壺か二重口縁壺に復元できよう。

32・33は、口端部をヨコナデで仕上げる、第Ｖ様式系の甕で、新しい要素をもつ。口縁部に及ぶタタキをナデ消している34は、やや体部の球胴化が認められる。35は、口縁部の内彎傾向と端部肥厚のみられる布留式甕である。36は、細かいタタキにハケ調整を加えた外面調整と、ケズリを施す内面調整が特徴的な庄内式甕で、外面には、波状の沈線もみられる。薄手でほぼ直立する37は、外面に擬凹線のみられる搬入品の甕であろう。受口状口縁の38は北近畿系の甕である。

突出する平底の底部に球胴化した体部の付く39と、底部の退化が進んだ40は、ともに壺の底部である。径が小さく指圧調整痕の目立つ41は、鉢になるだろう。42～45はタタキが顕著に残っており、甕とみられる。44は煤化が著しい。なお、このほかの底部についても、突出の明瞭な平底が圧倒的多数を占めており、尖底や丸底はほとんどみられなかった。

内彎しながら立ち上がる口縁部をもつ46は、口径が体部径を凌駕している大型鉢である。胎土は精良で、庄内式期といえる。ヘラミガキ調整のみられる47は有稜高杯の杯部である。48は、裾部が外反しながら開くもの、49は脚柱部から屈曲して裾部が直線的に開くものである。また、50のように長脚の脚柱部がある一方で、51のような短脚の脚部もみられる。52は脚端部に擬凹線をもつ高杯裾部である。53は器壁が厚く、大型広口壺の口縁部であろう。

このように、第２層出土の土器類は、弥生時代後期後半～庄内式期併行のものに加えて、布留式期前半のものも少量含まれる傾向が看取される。また、豊富な器種や搬入品の存在は、当調査地点周辺に展開していた当該期の集落が、拠点的な様相を帯びる集落であったことの反映といえる。

7. まとめ

当該地は、これまで芦屋廃寺遺跡の近接地と考えられていたが、予想に反して多くの成果を上げることができた。以下に調査成果を列挙する。

①弥生時代後期後半～奈良時代の遺構を検出したことによって、芦屋廃寺遺跡の範囲が少なくとも当該地まで広がることが判明した。②弥生時代後期後半～古墳時代前期中頃については、発掘深度が限られていたことから遺構床面まで到達することができなかった。しかし、土器の包含量が濃密なことから、発掘深度より深部に当該期の濃密な遺構が存在する可能性が高い。③全体は確認できなかったが、弥生時代後期末頃の東西方向にのびる溝を検出した。隣接地においてもこの溝が検出される可能性が高い。また、弧状に走ることから、地形的に高い北側に沿ってめぐることが推測でき、北側に集落や何らかの施設が存在したことが想像できる。④奈良時代に下る掘立柱建物を検出したことから、当該地周辺にこの時期の集落が広がる可能性が高い。

第37図　第49地点現況（北から）

第38図　第49地点南区遺構面検出状況（北から）

第39図　第49地点北区掘立柱建物跡掘削状況（東から）

第40図　第49地点北区掘立柱建物跡掘削状況（西から）

第41図　第49地点北区遺構面全景（北から）

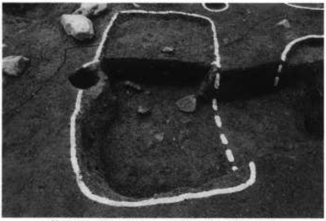
第42図　第49地点Ｓ６掘削状況（北から）

第43図　第49地点Ｓ７掘削状況（北から）

第44図　第49地点Ｓ８掘削状況（北から）

第45図　第49地点Ｓ９掘削状況（南から）

第46図　第49地点Ｓ11掘削状況（北から）

第47図　第49地点Ｓ11完掘状況（北から）

第48図　第49地点Ｓ15掘削状況（北から）

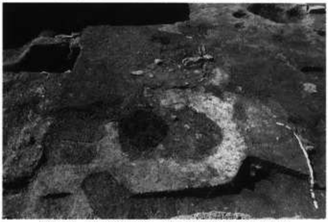
第49図　第49地点連房式竈検出状況（東から）

第３章　寺田遺跡の調査成果

第１節　地理的・歴史的環境

寺田遺跡は、市域の西部、芦屋市三条南町・西芦屋町一帯に広がる、縄文時代後期から近世に至る複合遺跡である。本遺跡は、芦屋川と東川が形成した扇状地上から扇状地間低地に立地しており、標高16～26mを測る緩傾斜地に展開する。

本遺跡は、昭和35年（1960）に市道工事に伴って土器が出土したことで、その存在が確認された。昭和59年（1984）には、初めて発掘調査が行われ（第１地点）、平安時代前期の総柱建物跡数棟が検出された。中には、表面をチョウナで削った直径30cm 大の柱根が残存する柱穴もみられた。また、皇朝十二銭である和同開珎も出土しており、一挙に官衙の可能性が高まった〔古代學協會1985〕。これ以降、平成25年３月１日現在まで、225次におよぶ調査が実施されており、当市において、最も調査地点の多い遺跡といえる〔芦屋市・芦屋市教委2002・2003・2005・2006・2008、芦屋市教委1986・1988b・1989・1991・1993b・1996・1999a・1999b・2001a・2001b・2003・2005・2008a・2009a・2009b・2009c・2010a・2010b・2012a・2013a・2013b・2013c〕。

とくに、阪神・淡路大震災後の復興調査と、寺田遺跡のほぼ中央を東西に貫く山手幹線街路事業に伴う発掘調査によって、本遺跡の動態や様相に対する理解は飛躍的に進んでいる。また、近年は山手幹線周辺の開発に伴う発掘調査も実施されるようになり、ますます情報量が増えつつある。なお、本遺跡の範囲は、東西約400m、南北約300mを測る（第１図）。

既往調査で蓄積された情報によって、遺構の分布域が時代によって大きく変動していることが明らかになっている。縄文時代晩期中頃のピットや土坑は、遺跡東部から中央部で確認されている（第127・130・139地点）。弥生時代前期になると、遺構や遺物は一挙に増加し、円形の竪穴式住居群に近接して貯蔵穴群が見出された遺跡南西部を中心に、集落が展開している（第142・152・168・213地点）。この集落跡では、土器はもとより、磨製石庖丁やサヌカイト製の石鏃など、多くの遺物が出土している。弥生時代中期頃からは、遺跡北部から中央部において集落が盛行する傾向があり（第55・95・127・137・142・168・178地点）、自然流路や溝、土坑など、多様な遺構が多く検出されている。また、集落規模そのものも大きくなることが分かっている。弥生時代後期になると遺構や遺物の検出例は幾分減少し、やや東部寄りで目立つようになる（第130・178地点）。後期後半の遺構は増加する傾向があり、方形を指向する竪穴住居跡も多く確認されている。

古墳時代では、側柱建物や造り付けカマドをもつ方形の竪穴住居跡が遺跡中央部～東部の範囲で散見される（第95・127・130・132・139・178地点）。中期には、韓式系土器の系譜を引く土師器が出土することともあわせて、渡来系住民の存在が想定できる。また、市域最大の須恵器甕や鉄製U字形鍬先片、滑石製紡錘車など、特徴的な遺物も出土している。

古代になると、遺跡中央部を中心として河川被害を受けない場所を選んで掘立柱建物が多数建ち並んだようである(第１・90・127・152・168・178地点)。飛鳥時代では、高句麗系軒丸瓦や法隆寺式忍冬唐草文軒平瓦など、寺田遺跡の北東に位置する芦屋廃寺遺跡とのつながりを想定させる遺物も出土している。奈良時代の遺構や遺物も濃厚で、とくに、本書で報告する第90地点からは、墨書土器や土馬が出土するなど、官衙的な性格がさらに強まり、郡衙の可能性が高まっている。平安時代末～鎌倉時代初めにも多くの掘立柱建物跡が確認されている。第139地点におけるこの時期のピットからは、在地の東播系須恵器鉢とともに日宋貿易に伴ってもたらされた黄釉鉄絵盤が、拳大に割られて埋納されており、大いに注目されている。

さらに、遺跡の中央部には、室町時代後期に埋没が進み、近世以降、灌漑用水路として整備された東川が流下する谷地形がみられる。周辺には月若遺跡・芦屋廃寺遺跡・三条九ノ坪遺跡が隣接し、北部には三条岡山遺跡や冠遺跡が近接するなど、本市域において遺跡が最も密集する地域といえる。

第１図　調査地位置図　１／5000

第２節　第77地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市三条南町19番地５に所在した個人住宅は、阪神・淡路大震災によって倒壊した。その後、土地を整地して３つに分筆され、それぞれの土地で住宅の再建が計画された。本調査は、この内の一区画（敷地面積約140㎡）の３階建個人住宅建設に関わるものである（第１・２図）。

当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である寺田遺跡の範囲に含まれるため、本市教委は、平成８年（1996）８月21日に確認調査を実施した。敷地の北西部と南東部にトレンチを設けて、現地表下120cmまで掘削したところ、現地表下60cm以下に少なくとも２枚の遺物包含層が検出されるとともに、トレンチ壁面において土坑２基を確認した。この結果と申請された建築計画を照合し、遺構および遺物包含層の損壊が避けられないと判断されたので、工事掘削深度である現地表下107cmまでを対象とする全面調査を実施するに至った。

2. 発掘調査の方法

建築計画では、北側隣接地の建物との間隔が狭くて調査区の壁面が崩落する危険性があったことや、西側部分の擁壁が不安定であったため、安全面を考慮して、工事掘削範囲より調査区をやや縮小し、80.3㎡とした（第３図）。

調査地内に排土置場を確保することができないため、場外に仮置きする計画を立てた。また、表土・盛土および近代・近世の耕作土である第０層と第１層は重機を用いて掘削し、遺物包含層である第２層以下を人力によって掘削する予定で重機掘削を進めたところ、調査区の西側半分は、現地表下120cmより深くまで撹乱を被っていることが判明した。そこで、調査効率を勘案して、撹乱部分は最大掘削深度まで掘削して状況確認を行った後、排土の仮置き場にする方法に変更した。

遺構の測量・図面作成は、調査区の形状に合わせて

第２図　第77地点調査地現況（南東から）

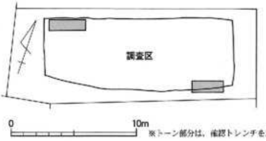

※トーン部分は、確認トレンチを示す。

第３図　第77地点調査区配置図　1／300

任意の基準線を設けて平板測量を行った。また、標高は、芦屋市が調査区に近接する道路上マンホール蓋面に設けている水準点（T．P．19.260m）から移動した数値を用いた。記録写真は、35㎜のモノクローム・リバーサル・ネガカラーの３種類のフィルムを使用した。なお、図中に示した方位は磁北である。

3. 発掘調査の経過

平成８年（1996）９月10日に、現地において調査方法などについて現地立会を行い、翌日から発掘調査を開始した。途中、台風接近の影響を受けたが、現地での作業は11日から30日までの実働９日間であった。

11日に重機や機材を搬入し、重機による表土・盛土掘削に着手した。排土が進んだところから、人力による遺構検出に取り掛かる。重機による盛土・表土の除去は12日に完了し、調査区の四周に土層観察用のサブトレンチ兼排水用の溝を設けた。17日には排土の搬出や西側撹乱部分の重機掘削を行う一方で、東側では遺構検出を進めた。近世の遺構面は写真撮影のみの記録に止めてさらに掘り進めたが、第２層上面、第３層上面、第４層上面では明確な遺構を検出できなかった。このため、任意で第４層を約10cm掘り下げたところ、ピット群を確認した。さらに第４層を掘り下げていった結果、24日になって、第５層上面において、本来はさらに上部に位置する第１遺構面から切り込んだとみられるピット群を確認し、第２遺構面の遺構として記録した。翌25日にも掘削を進めたところ、第５層下面すなわち第６層上面において、第３遺構面のピット群を検出した。空模様と相談しながら記録を急ぎ、27日には、調査区全景や土層断面の写真を撮影して、発掘調査に係る作業を終了した。最終日の９月30日は生憎の雨天であったが、機材の撤収や事務引き継ぎを行い、現地での作業を終了した。

4. 調査区の層序

当該地の基本層序は、確認調査によって、撹乱土を含む表土の下に、近代水田耕土、近代水田床土、複数枚の遺物包含層が存在していることが明らかになっていた。本発掘調査では、確認調査のデータを参考にしながら、表土や近現代整地層の下に存在する淡灰色砂

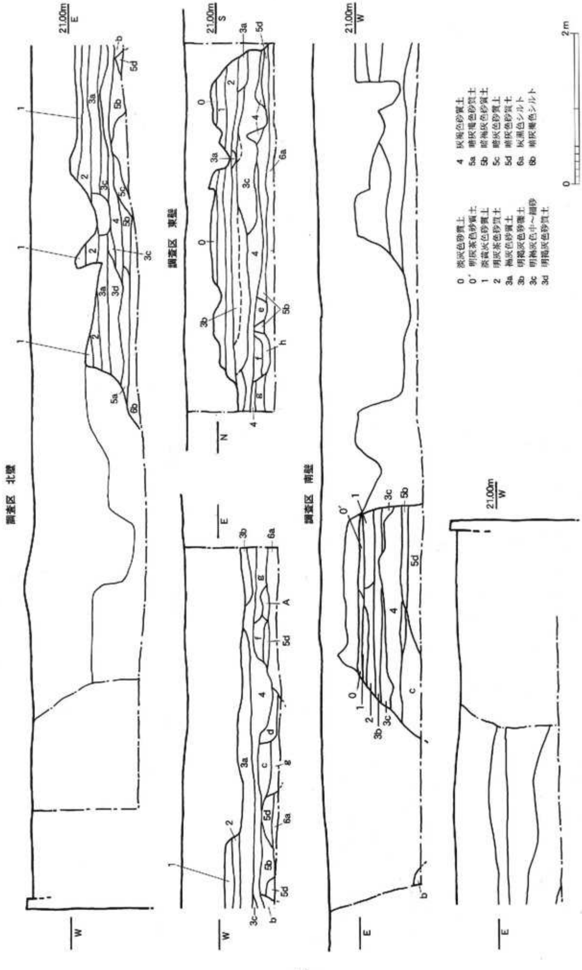

第４図　第77地点土層断面図　1／50

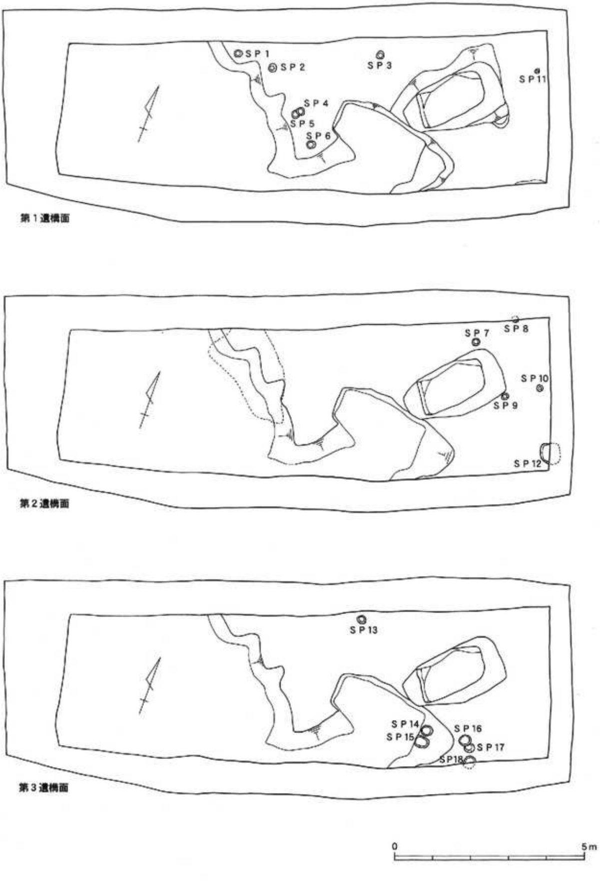

第５図　第77地点遺構平面図　1／100

質土の近代耕作土を第０層とし、それより下位の各層に上から順番に土層番号を付した（第４・15～18図）。なお、第０層より上には、表土である現代整地層および攪乱土、西南部盛土層、旧家屋整地層が存在している。また、第０層の下には、淡黄灰色砂質土である近世耕作土（第１層）、明灰茶色砂質土である近世床土（第２層）、褐灰色系の砂質土を主体として谷肩部から谷部に堆積し、奈良時代～平安時代の遺物を主体とする遺物包含層（第３層）、上面にマンガンの沈着が著しく、９世紀代までの遺物を包含する灰褐色砂質土（第４層）、若干、土師質遺物を包含する暗灰色系の砂質土（第５層）、無遺物層とみられるシルト層（第６層）である。なお、確認調査時には、第６層の下位に暗黄色砂層を確認している。さらにその下には、通常は礫混じり黒褐色土として認識されることの多い「寺田基盤面」に相当するとみられる、暗青色粘質土が存在することがわかっている。

5. 検出遺構

この調査では、調査区の西側は大きく攪乱を被っていたので、東側を対象として遺構の検出を試みた。確認調査のデータを参考にして、第２層上面や第３層上面、第４層上面の精査を行ったが、明確な遺構の検出には至らなかった。そこで、第４層を任意に10cm ほど掘り下げたところ、攪乱のすぐ北東側を中心に合計７基のピット（ＳＰ１～６・11）が確認できたので、これを第１遺構面とした。次いで、第４層を除去したところ、調査区北東部の第５層上面において、５基のピット（ＳＰ７～10・12）を確認したので、この面を第２遺構面とした。さらに、第５層を除去して第６層上面で遺構検出を行ったところ、調査区南東部を中心としてピット６基（ＳＰ13～18）が確認できたので、第３遺構面とした。埋土の状況から、より上位面からの掘り込みを見逃したものもあり、第１・２遺構面を併せて上位遺構面、第３遺構面を下位遺構面とみるのが適切と考えられる。ただし、『実績報告書』の遺構平面図は検出時の状況に合わせて作成されていた（第５図）ので、この図に準拠して記述する。

①第１遺構面（第５図上、第７・８図）

検出した７基のピット（ＳＰ１～６・11）は、概ね直径20cm 前後の円形で、規格性が認められるが、本来の掘り込み面と推測される第３層上面からの深さは13～27cmと一定ではない。また、この遺構面では、西部において、拳から人頭大の亜角礫の集石がみられ、この集石周辺に明褐灰色砂質土（3d層）が堆積していた。集石は、不定形な平面プランを呈し、明確な掘形もみられないので、谷肩部に自然堆積したものと判断した。なお、集石は、旧家屋建築時の掘り込みによって西端部を失っている。ＳＰ１・２・４～６は、この集石に近い調査区中央部に北西―南東方向に並ぶように位置しているので、谷部を画する柵列を想起させる。しかし、調査面積が限られているので、何ともいえない。調査区東端に位置するＳＰ11は、10cm 角で長さ30cm 程度の礫をピット内に直立させていた。ＳＰ11の西側には、長さ180cm、幅110cm 大の花崗岩巨礫（ボルダー）が認められた。このような礫の存在も、当該地が谷部に位置していることの証左といえよう。

②第２遺構面（第５図中、第９・10図）

第５層上面で検出したピット５基（ＳＰ７～10・12）は、第１遺構面とした第４層上面ないしそれより上位から掘り込まれた可能性が高い。ＳＰ７～10は、ＳＰ７―ＳＰ９間とＳＰ８―ＳＰ10間が約1.8mを測るもので、方形プランを構成する掘立柱建物の可能性がある。一方、東壁沿いで検出したＳＰ12は、明褐灰色中砂～細砂（3c層）を埋土とする。１辺50cm ほどの隅丸方形で、深さは約50cm を測り、ほかの遺構とは趣を異にする。

③第３遺構面（第５図下、第11～13図）

第５層上面からの掘り込みと想定されるピット６基（ＳＰ13～18）が確認できた。これらは、直径20cm 前後の大きさのものが中心である。規則性は認められないが、ＳＰ16・18は遺構底に根固めと考えられる小礫が検出され、掘立柱建物の存在を想定させる。

6. 出土遺物

今回の調査で出土した遺物は、27ℓ容量のコンテナ２箱分である。その内訳は、弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・緑釉陶器・灰釉陶器・土師質土器・瓦器・磁器・瓦・鉱滓などで、弥生時代～近世の資料が認められるが、奈良時代後半～平安時代前半に集中する傾向がある。第６図には、包含層から出土した弥生土器・須恵器・土師質土器・黒色土器・緑釉陶器・灰釉陶器・瓦器を図示した。また、図化できなかった特徴的な遺物については、第19図に写真を掲げている。

第６図の１・２は東壁追加トレンチから出土した弥生土器である。３～14は第２層から、15～17は北トレンチ上位部から、18～32は第３層から、33・34は西部盛土層から出土したものである。

１・２は、出土層位が確定できないが、当調査地点で検出できた数少ない弥生土器なので図示した。１は、底端部までタタキが及ぶ甕の底部、２は、底側部にユビオサエが顕著な壷底部で、ともに弥生時代後期後半の範疇で捉えることができる。

第２層から出土したものでは、３～11が須恵器、12が緑釉陶器、13が瓦器、14が黒色土器である。

３・４は杯蓋、５は壷蓋、６・７は杯身、８・９は椀、10・11は壷や鉢、瓶などの底部である。３は口縁部から天井部にかけて屈曲があるもの、４は丸みを帯びた笠形の天井部をもつもので、どちらも口端部が内側に折り曲がる奈良時代前半のものである。断面が紫

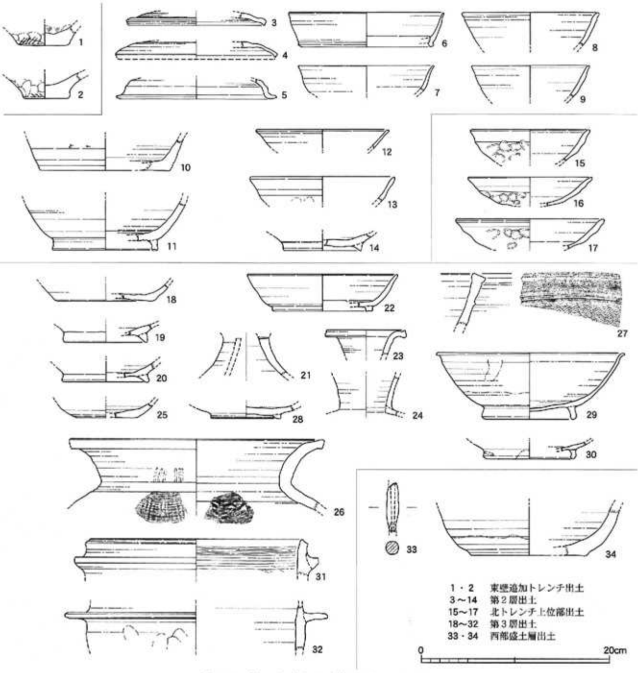

第６図　第77地点出土遺物実測図　１／４

褐色を帯びる５は、口縁部が彎曲して跳ね上がるもので、丸みを帯びた天井部につまみが付く形に復元できよう。薬壺などに対応する特殊なものであろうか。６は底端部に小さな高台が付く。７は腰部が丸みを帯び、口縁部が外反するもので、口縁部は薄く仕上げられている。灰白色で軟質焼成の８・９は播磨産の椀で、内彎気味に立ち上がり、口縁端部が外反する。８の口縁部外面直下には凹線状のナデがみられる。10は平底の底部で、外面体部下端は横方向のヘラケズリで仕上げている。高台をもつ11も外面体部下端はヘラケズリを施し、それより上はナデを加えている。高台端面には焼成時の融着痕跡が残る。

外面が灰色、内面が淡灰緑色を呈する12は、釉薬を薄くハケ塗りしている。口縁端部を短く屈曲させる皿で、硬陶であることから、９世紀後葉頃の京都産といえる〔高橋2003〕。13は、口縁部に強いナデを一条加えて外反させる椀である。内黒の黒色土器椀である14は、断面三角形の高台をもつ。

このように、第２層からは土師器・須恵器・黒色土器・緑釉陶器・瓦器が出土している。これらの中で最も年代が下るのは瓦器椀であるが、確認できたのは小片２個体分のみで、けっして多くない。このほか、瓦質土器の体部片とみられる破片もあるが、明確な瓦質土器の鍋・釜類は含まれておらず、貿易陶器や中世の国産陶器もみられないことから、第２層に包含されている遺物は、いくら新しくみても下限は13世紀までに

収まる。むしろ、中心となるのは平安時代前半である。

第3層全体から出土した遺物は、弥生土器・須恵器・土師質土器・緑釉陶器・灰釉陶器と鉱滓である。15～17は、北トレンチ上位部から出土したもので、第3層の最上部である3a層に包含されていたものと判断した。これらは橙褐色を呈するシャモットまたはクサリ礫を含み、淡黄橙色を呈する。体部から底部にかけてユビオサエ成形し、口縁部に一段ナデを施す。口端部はやや外反して丸く収めており、12世紀の西摂の在地の土師皿である。

層位を細分せず、第3層として一括りで取り上げた18～32は、18～20・31・32が土師質土器、21～27が須恵器、28が緑釉陶器、29・30が灰釉陶器である。

18は高台をもたない杯、19・20は断面三角形の高台をもつ回転台土師器椀である。21は長方形の3方透かしをもつ低脚の高杯で、古墳時代後期に遡る資料である。軟質焼成の22は、腰部が丸みを帯びていて、低平な高台をもつ播磨産の杯Bである。23・24は、頸部で屈曲して外開きに立ち上がる口頸部で、口縁部は大きく外反して口端面をもつ。卵形の体部をもつ短頸壺である。25は、わずかながら平高台が突出する椀である。26は酸化焼成で、器面が橙褐色、断面が灰色を呈する。緩やかに外反する口頸部は、一部にタタキが及んでいるようだがナデで仕上げており、口縁部はほぼ直立する面をもつ。体部は外面に格子タタキ、内面に同心円の当て具痕が観察できる。27は外上方に立ち上がる口縁部の端部が上下に拡幅し、外傾する端面をもつもので、外面には区画線が仕切られた部分にクシガキ波状文をめぐらせる。大形の甕に復元できるもので、灰白色の胎土から、播磨産と推定している。須恵質焼成で断面が灰色を呈する28は、高台内や畳付もあわせて全面に若草色の釉薬が薄く塗布されており、器面は灰オリーブ色を呈する。器壁は厚く、高台内にヘラ切り痕が残る輪高台なので、10世紀後半頃の京都産であることがわかる〔高橋2003〕。29は、直接接合関係をもたない、口縁部から体部の破片と体部から底部の破片を図上で合成したものである。丸みを帯びた体部は器壁が薄く、やや張りが弱くて内彎気味に立ち上がり、口縁部が外反して端部を丸く収める。高台は径が大きくやや厚味をもつので、体部より幾分新しい印象を受けるが、全面に塗布された釉薬の様相などもあわせると、猿投窯黒笹90窯式（9世紀後半）の椀とみてよいのであろう〔山下1995〕。三日月高台をもつ30は、29より高台が低くツケガケ釉薬が高台まで垂下しており、10世紀に下る椀と推測した。ただし、高台の作りはシャープである。31・32は、煮炊具の羽釜である。31は厚手の器壁をもち、口縁部直下に短く厚みのある鍔をもつもので10世紀を中心に盛行する。一方、32は、薄く水平に広がる鍔をもつもので、中世初頭に下るのであろう。

このように、第3層は、古墳時代のものを多少含んでいるが、奈良時代後半～平安時代前期の遺物が大半を占める。このほか、口縁部の肥厚は大きくないものの端部を内側へ摘み上げる東播系須恵器鉢もみられるなど、12世紀の遺物を下限とする。

第4層は第2・3層より遺物がかなり少ないが、弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器が認められる。図化していないが、最も時代が下るのが内黒の黒色土器椀なので、第4層の形成を9世紀代と推定している。

このように、包含層出土の土器の様相から、谷状地形への埋積土の性格をもつ第2～4層は、良好な土器推移のセリエーションを示しているといえる。また、緑釉陶器や灰釉陶器を含む多彩な種類・器形の存在から、当該地が一般集落よりもさらに上位の集落に近接する位置であったことも明らかである。

なお、33・34は盛土から出土したものであるが、寺田遺跡の特徴を示す資料なので図示している。33は土師質焼成の管状土錘である。ほぼ完形で、長さ5.1cm、最大径1.4cm、8.1gを測る。34は灰釉陶器の鉢底部である。平高台をもち、残存部分にはすべてナデ調整を施している。体部外面には、釉をハケ塗りしている。寺田遺跡においても、このような器形の出土は珍しい。

このほか、第19図に写真を掲げた34は、第3遺構面ＳＰ16から出土した須恵器で、カキメが明瞭な提瓶の体部である。35は第3層から出土した鉱滓で、縦6.4cm、横6.9cm、最大厚2.5cm、重さ約90gを測る。36と37は西部盛土層から出土したもので、36は江戸時代後期以降の京焼系の蓋、37は高台内に崩れた渦福が描かれた18世紀代のくらわんか碗である。

7. まとめ

今次の調査は、木造3階建個人住宅の新築に伴う発掘調査であり、建物基礎の掘削深度である現地表下約110cmまでの調査であることと、建築面積と隣接地に対する安全確保のため、かなりの制約があり、中世の遺構面および遺物包含層の一部を調査したに過ぎない。

検出した遺構は、複数の遺構面にわたって中世のピット群を確認しており、建物跡の可能性を有する。また、出土遺物は奈良時代～平安時代の土師器・須恵器が中心となっており、灰釉陶器や緑釉陶器といった特徴的なものもみられる。

今次の調査では、調査区の西側にみられる河道の痕跡もあわせて考えると、寺田遺跡でも中央の南端部、しかも河道に転換する平坦地の端の部分と考えられよう。ただし、出土している遺物からは、一般的な集落からの出土が考え難いものも含まれていることから、官衙的な性格を残す遺跡の一端を占めているものと考えておきたい。

第７図　第77地点第１遺構面全景（西から）

第８図　第77地点第１遺構面全景（東から）

第９図　第77地点第２遺構面全景（西から）

第10図　第77地点第２遺構面全景（東から）

第11図　第77地点第３遺構面全景（西から）

第12図　第77地点第３遺構面全景（東から）

第13図　第77地点第３遺構面ピット完掘状況（南から）

第14図　第77地点調査風景

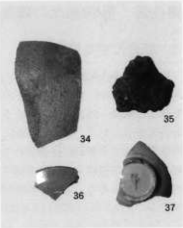

35
34
36
37

第19図　第77地点出土遺物

（左上）
第15図　第77地点調査区北壁
土層東部（南から）

（左）
第16図　第77地点調査区北壁
土層（南西から）

第17図　第77地点調査区東壁
土層（西から）

第18図　第77地点調査区南壁
土層（北東から）

第３節　第89地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市三条南町65 －１番地に所在する当該地(敷地面積約400㎡)は、平成７年（1995）１月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により家屋が倒壊し、住宅の再建が急がれた（第１・20図）。そのため、木造２階建個人住宅の新築が計画されることになった。当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である寺田遺跡の範囲内にあることから、文化財保護法第57条の２に基づく届出が、平成８年(1996)11月29日付(芦教社文第275号）で本市教委に提出された。計画建物は既存建物と規模・構造が異なるため、遺構や遺物包含層に影響が出る可能性が高かったので、12月19日に土層の堆積状況や遺構・遺物包含層の有無などの基礎資料を得ることを目的として、確認調査を実施した。

その結果、当該地西端部に良好な遺物包含層が存在していることを確認した。また、確認トレンチ東側でピット１基を検出したので、調査地東部まで遺構が分布していることも明らかになった。さらに、当該地中央以東には無遺物の流入土が堆積していて、現地表下55cmで、寺田遺跡の基盤層と認識される、泥炭質の黒色粗砂混じり粘質土が顔を出すことも確認した。

しかし、計画建物の建設による遺物包含層の損壊は避けられず、とくに基礎掘削の深い車庫部分（当該地西部）における遺物包含層の損壊が著しいことが予測されたので、この部分（約46.2㎡）を対象として、平成９年（1997）２月10・12日に発掘調査を実施することにした。

なお、今回の調査は、阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関する基本方針」(平成７年３月29日、文化庁次長通知。以下、「基本方針」と表記する。）に基づいて行ったものである。

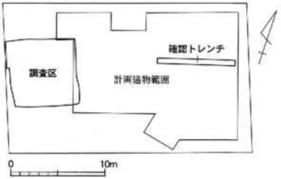

第21図　第89地点調査区配置図　1／400

2. 発掘調査の方法

当該地に計画された建物は、住居部分よりも車庫部分のほうが基礎工事に伴う掘削深度が深く、遺構への影響が考えられた。そこで、「基本方針」にしたがって、車庫部分のみ、基礎掘削深度の現地表下60cm までを対象として発掘調査を行った（第21図）。

確認調査の結果を参考にしながら、現表土・攪乱土（第１層)、近・現代水田床土（第２層）を重機掘削し、それ以下は、調査深度まで、人力で分層発掘した。遺物の取上げは、各層位、遺構ごとに記録した。また、残土は、敷地内に仮置きする場内処理の方法を採用した。基準高は、調査地に近接する道路課水準マンホール（上面T．P．19.25m）から水準測量によって導き出した数値を用いた。

3. 発掘調査の経過

平成９年２月10日に機材等を搬入して、重機掘削を開始した（第22図）。調査区では南半が攪乱を受けていたので、その状況を確認したところ、調査深度よりも深い位置にまで達していることが明らかになった。このため、この部分は人力掘削の対象範囲から除外して、北半部の分層発掘を進めた。第４層上面、第５層上面では遺構は認められなかったが、第６層上面でピット６基を確認することができた。最終的には、工事掘削深度まで第６層を掘削し、遺物を採取した。

第20図　第89地点調査地現況（南東から）

第22図　第89地点調査風景

4. 調査区の層序

基本層序は、撹乱の著しい南部を避けて、遺存状態の良い調査区北半の堆積状態を基準とした。現表土を第１層として、上から順に第７層まで土層番号を付し、目視による色調や土質に基づいて土層名を決めている。なお、同一層内で微細な変化がある場合は、土層番号の後にアルファベットの小文字を足して細分している。粘性を帯びた灰茶色土である第３層は、色調や粘性の差異から第3a層・第3b層に、暗褐灰色土の第５層は、粘土ブロックの有無や締まりから第5a層・第5b層に二分している。さらに、『新版標準土色帖1995年後期版』（農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修）に依拠した土色や粒度、締まり具合、包含物、土層の性格なども併せて記録した。なお、各層は、地形の影響を受けて北東から南西に下る傾向が看取できる（第23・24図）。

第１層　灰色粗砂混じり砂質土　10YR4/1褐灰　極細砂～細砂に直径３㎜以下の粗砂を多く含み、締まりは良い。煉瓦・コンクリート・瓦片などを混在する現表土・撹乱土である。なお、調査区南半の撹乱土は、締まりの非常に悪い暗灰茶色粗砂混じり砂質土である。

第２層　灰白色粗砂混じり砂質土　10YR6/6　明黄褐　極細砂～細砂に直径３㎜以下の粗砂を含み、締まりは良い。鉄分を斑状に含む、近・現代水田床土と考える。

第3a層　灰茶色粗砂混じり砂質土　10YR4/2　灰黄褐　極細砂～細砂に直径３㎜以下の粗砂を含み、締まりは良い。炭化物を含み、やや粘質である。

第3b層　暗灰茶色粘質土　10YR4/3　にぶい黄褐　粘土～細砂で粘土はブロック状に含まれる。締まりは良い。

第４層　暗灰色粗砂混じり粘性砂質土　10YR3/1　黒褐　極細砂～細砂で粘土ブロックを少量含むが、締まりは普通である。第４層上面清掃（第３層を含む）時に土師器・須恵器片が出土しており、第４層中からは、土師器・須恵器・瓦（土師質焼成）が出土している。この中には、東播系須恵器椀が含まれる。

第23図　第89地点北壁土層（南から）

第5a層　暗褐灰色粘質土　10YR4/4　褐　極細砂～細砂で粘土ブロックを含み、締まりは良い。

第5b層　暗灰褐色粗砂混じり砂質土　10YR3/1　黒褐　極細砂～細砂に直径３㎜以下の粗砂を含み、締まりは普通である。第５層からは、土師器・須恵器・土師質焼成の瓦が出土している。この中には、東播系須恵器鉢がみられる。

第６層　黒灰色粗砂混じり砂質土　10YR3/1　黒褐　極細砂～細砂に直径１㎝以下の砂礫を含み、締まりは良い。上面は遺構面である。なお、第６層から出土した遺物は、土師器・須恵器で、古代の須恵器甕片が最も新しい。

第７層　黒色粘土　10YR2/1　黒　粘土　締まりは良い。遺物の包含は確認できなかった。

5. 検出遺構

今回の調査で確認した遺構面は、第６層上面における一面のみである。ここでは、掘立柱建物を構成すると思われるピット６基（Ｓ１～６）を検出した（第25・26図）。これらは、いずれも直径30㎝前後の円形ピットで、深さは９～19㎝を測る。ただし、検出面が第６層上面であるものの、これは第７層上面で計測した数値であるので、実際にはさらに数㎝以上深くなる。

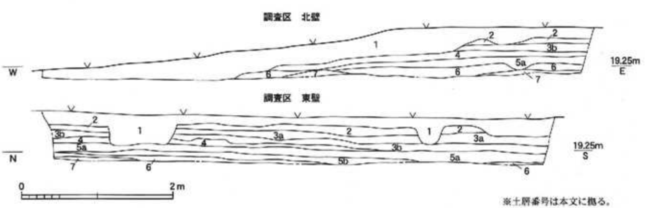

※土層番号は本文に拠る。

第24図　第89地点土層断面図　1／50

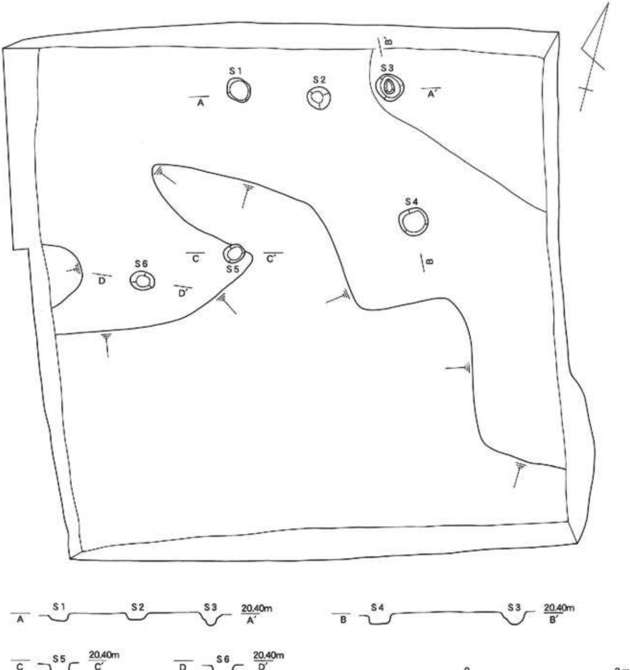

第25図　第89地点遺構平面図・遺構断面図　1／50

埋土はＳ４のみが暗灰色粗砂混じり砂質土で、残りのピットは暗灰褐色粗砂混じり粘性砂質土である。

南側は撹乱で破壊されているために不明な点が多いが、Ｓ１～Ｓ５は梁間２間、桁行２間以上の掘立柱建物の北半の配列を示しているようである。それぞれの芯々間距離は、Ｓ１—Ｓ２間が約1.1m、Ｓ２—Ｓ３間が約1.0m、Ｓ３—Ｓ４間が約1.8m、Ｓ４—Ｓ５間が約2.4m、Ｓ１—Ｓ５間が約2.2mを測り、梁行約2.2m・桁行2.4m以上と推定できる。なお、Ｓ６はＳ１～Ｓ５の掘立柱建物の平面プランから外れるので、確認調査時のピットと合わせて、建物の建て替えや別の建物の存在を示唆しているといえよう。

これらのピットから出土した遺物は、Ｐ２とＰ５が土師器細片のみである。Ｐ３からは弥生土器・土師器・須恵器の小片が出土しており、出土遺物の下限は古墳時代後期である。ただし、これらの遺物から遺構の年代を決めることはできない。遺構のベースとなる第６層は古代の包含層であり、遺構面を覆う包含層である

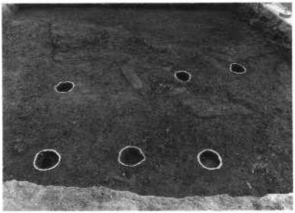

第26図　第89地点調査区全景（北から）

第5層は、第27図10の東播系須恵器鉢を下限とする土師器・須恵器・土師質焼成の瓦が出土している。10は12世紀代のものであり、瓦器や貿易陶磁など13世紀に下る遺物は認められないことから、この掘立柱建物は、最も新しい場合で12世紀に下降する可能性を有する、古代後半の遺構と推測できよう。また、ピットはいずれも直径30cm 程度の円形で構成されており、9世紀以前の大型方形ではないことから、10世紀以降の年代観が与えられる。

6. 出土遺物

今回の調査で出土した遺物は、27ℓ容量のコンテナ1箱分である。その内訳は、弥生土器・土師器・須恵器・瓦で、そのほとんどは包含層から出土したものである（第27図）。

層序の項で述べたとおり、第4層上面清掃（第3層を含む）からは、土師器・須恵器片のみが出土している。その年代は、図示した須恵器杯A（1）、須恵器杯B（2）のように、奈良時代に限られる。底部外面に明瞭にヘラ切り痕が残る1は、淡灰色を呈する。2も、底部外面はヘラ切り調整のようである。しかし、より下層から中世に下る遺物が出土しているので、これらの資料をもって第4層上面の形成年代とみることはできない。

3・4は、第4層中から出土した須恵器椀である。3は、内彎気味に立ち上がって口端部を丸く収める東播系須恵器である。4はわずかながら、底部の突出が認められる。よって、これらは、平安時代末頃のものといえる。

第5層からは、土師器・須恵器片や土師質焼成の瓦片などが出土している。この中で最も新しいものは、10の東播系須恵器鉢である。これは口端面が直立するものの口縁部の肥厚は小さく、12世紀代の神出窯のものといえる。このほかに、須恵器杯蓋のつまみ（5）・須恵器杯B（7）・須恵器壺（8）・須恵器ないし灰釉陶器の壺あるいは鉢の底部（9）などの古代の資料がみられる。併せて、古墳時代後期の須恵器杯身（6）も出土している。5は、扁平な小振りのつまみである。6は、短いながらしっかりした立ち上がりのあるＴＫ209型式の杯身である。ただし、小片であったので、復元径に誤りがあるかもしれない。7は、小さな方形の高台をもつ。短く外反する8は、口頸部外面にタタキを思わせるほど深い板状工具痕が残り、口端部は丸く収める。精緻な胎土を用いた9は、焼成も良好である。高台内側に釉薬が付着しており、高台端面や高台内は褐色を帯びている。

第6層からは、土師器・須恵器片が出土しており、古代の須恵器甕片が最も新しい。しかし、いずれも破片が小さく、図化するには至らなかった。

このように、本調査地点からは、古墳時代から中世初頭の遺物が出土している。

7. まとめ

本調査では、調査区が計画建物の車庫部分に限られたが、古代後半の掘立柱建物を検出することができた。調査区東側で行った確認調査においても、第7層対応層の上面で柱穴を1基検出していることから、掘立柱建物の棟数や遺構の分布範囲はさらに広がることが推察される。

ただし、「基本方針」にしたがって現地表下60cmまでの調査にとどめたので、これより下位の様相については不明である。

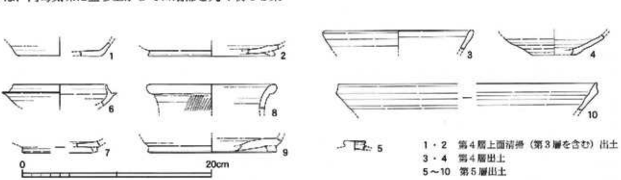

第27図　第89地点出土遺物実測図　1／4

第４節　第90地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市三条南町44番地１に所在する当該地(敷地面積約210㎡)は、平成７年（1995）１月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により家屋が倒壊し、住宅の再建が急がれた（第１・28図）。木造３階建専用住宅の新築計画が進捗したが、当該地は、昭和59年(1984)の調査によって奈良時代～平安時代初頭の掘立柱建物群が検出された寺田遺跡第１地点の東側近接地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である寺田遺跡の範囲内に含まれている。このため、文化財保護法第57条の２に基づく届出が、平成８年（1996）12月３日付（芦教社文第278号）で、本市教委に提出された。

計画建物は既存建物と規模・構造が異なるため、遺構や遺物包含層に影響が出る可能性があった。そこで、本市教委は、12月５日に土層の堆積状況、遺物包含層・遺構の有無などの基礎資料を得るための確認調査を実施した。その結果、当該地西半では、現地表下24㎝で、中世および古墳時代以前の遺物包含層と遺構を確認した。一方、当該地東半は既存建物による損壊が著しかった。当該地の計画建物は２棟であるが、このうち、西側建物の建築による遺物包含層の損壊は回避し難いことから、損壊を受ける建物基礎部分の本調査を行い、記録保存を行う必要があると判断した。そこで、平成９年（1997）２月３日から７日まで、建物基礎部分である約46.1㎡ を対象とする発掘調査を実施した。

なお、今回の調査は、阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」(平成７年３月29日、文化庁次長通知。以下、「基本方針」と表記する。）に基づいて行った。

2. 発掘調査の方法

当該地の計画建物は２棟であるが、東側の建物相当

第28図　第90地点調査地現況（北東から）

第29図　第90地点調査区配置図　１／300

部分については、攪乱が著しいことを確認したため、西側の建物予定部分のみ、事前調査を行った。残土は場内処理し、東側建物相当部分に仮置きした。計画建物は幅80cmの布基礎構造であったので、「基本方針」にしたがって、損壊部分である布基礎部分のみを発掘調査した。発掘深度は、計画建物の基礎掘削深度である現地表下50cmまでとした。

調査区の設定は、各布掘りの予定区域を基準線と考え、北から南へA、B、C…Gライン、西から東へ１、２、３、４ラインとした（第29図)。基準高は、本市道路課設置のマンホール上面基準高より水準測量を実施し、調査地のG．L．はT．P．17.347mを測る。

確認調査の結果を参考にしながら、第１層（現表土）を機械掘削し、それ以下は調査限界深度まで人力で分層発掘を行った。遺物の取上げは、出土位置を各ラインで示し、出土層位や遺構名を記録した。平面図の作成は、調査区の形状に合わせて任意の基準線を設けて平板測量を行った。また、記録写真は、35㎜ のモノクローム・リバーサル・ネガカラーの３種類のフィルムを使用した。なお、図中に示した方位は真北である。

3. 発掘調査の経過

平成９年（1997）２月３日に、機械掘削を開始し、地区割りを行う。遺構Ｓ１・２を検出して掘削したほか、調査区北西部に土器の集中を確認した。４・５日は、Ｓ３を検出して掘削するとともに、人力掘削で第５層を除去する。第５層には確実に瓦器が含まれているが、土馬や緑釉陶器といった、古代に特徴的な遺物も出土した。６日には第６層の掘削に着手するが、遺物の量が半端ではない。７日には工事掘削深度を考慮して、第９層の遺物を狸掘りで採取した。その後すぐに埋め戻しを行い、調査を完了した。なお、図面は土層断面図と平面図を作成した。

4. 調査区の層序

調査区では、東部と西部で大きく堆積状況が異なる。西部では攪乱を受けていないプライマリーな層が堆積するが、調査区中央で検出された南北方向の近現代溝（Ｓ２）を境にして、その東側では近現代盛土が存在する。当該地東側には東川用水路が流れており、調査地の本来の地形は、東川に向かって傾斜していたことが推測できる。それを平坦化するために、調査地周辺に由来しない土を持ち込んで整地したようである。

土層番号は、層序に関係なく、記録順に通し番号を付した。そして、同一層内で微細な変化を認め得る場合には、土層番号の後にアルファベットの小文字を付加して細分した。土色は、『新版標準土色帳1995年後期版』（農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修）に依拠して客観化を図ったほか、粒度・締まり具合・包含物・土層の性格などを記録した。なお、局部堆積の土層は、ライン単位で分布範囲を記した（第30～38図）。

調査区西側の基本層序は、上から、現表土である第１層、中世前半までに形成されたとみられる包含層の第２～５層、古代の土器類を大量に含むＳ４埋土の第６・９層、広域基盤層と考えられる黒色粗砂混じり粘質土の第12層である。また、２ラインを中心に、第5b・６層の下位に、水成層の特徴を有する第７層が広がっている。調査区東側では、近現代の溝と判断したＳ２埋土の第17層が検出されているほか、谷状地形を埋めた客土やＳ２の影響で汚れた第16・18・19・23層、近現代盛土（第24層）が検出された。そのほか、ブロックや遺構埋土と認識したものに、第８・10・11・13・14・15・20・21・22層がある。以下、個々の層について、記述する。

第１層　暗灰色粗砂混じり砂質土　5Y4/1灰　粘土～シルトに直径３㎜以下の粗砂を含む。締まりは普通。現表土であり、攪乱土や近現代の水田耕作土・床土層も含む。

第２層　淡灰紫褐色シルト　7.5YR5/2 灰褐　粒子はシルトで均質である。締まりは普通で、鉄分を斑状に含む。調査区西半を中心にみられる。少量ながら中世遺物を含む。

第３層　暗灰褐色砂質土　10YR5/2灰黄褐　細砂で直径５㎜以下の砂を多く含み、締まりは普通。鉄分を含む。調査区西半でみられる。少量ながら中世遺物を含む。

第4a層　淡灰紫褐色粘性砂質土　7.5YR3/1 黒褐　極細砂～細砂で直径３㎜以下の中砂をやや多く含む。鉄分を含み、締まりはやや悪い。第５層との層界に鉄分が沈着している。出土遺物には、土師器・須恵器・黒色土器・瓦器などがみられる。

第4b層　暗灰色砂混じり粘性砂質土　N/2 黒　極細砂～細砂で直径３㎜以下の中砂を含む。締まりは普通。調査区南西部でみられる。出土遺物には、土師器・須恵器・黒色土器・瓦器などがみられる。

第5a層　灰色粘性砂質土　10YR4/1 褐灰　極細砂～細砂で、締まりは普通。鉄分を斑状に含む。土師器・須恵器・黒色土器・瓦器・緑釉陶器・白磁・瓦を含む、中世の遺物包含層。調査区西半にみられる。

第5b層　暗灰青色粗砂混じり粘質土　N/3 暗灰　粘土～極細砂で直径30cm 以下の礫を多く含む。締まりは普通。炭化物と土師器・須恵器・瓦器・灰釉陶器・瓦・土製品（土馬　第56・59図104）など、律令期から中世前期を中心とする遺物包含層。調査区西半の第4a層や第5a層の下にみられるほか、Ｄライン北壁などでは、第5a層と第5b層との間に第11層が認められる。

第5c層　暗灰青色粗砂混じり粘質土　N/2 黒　粒子は第5b層と同じで、締まりは普通。土師器・須恵器・瓦器を含む中世の遺物包含層。調査区西半の第4a層直下にみられる。

第６層　黒灰色粘質土　N/1.5 黒　粘土に直径30㎝大の礫を多く含み、締まりは普通。古代の土器（土師器・須恵器・製塩土器）を大量に含み、樹皮・木材片や炭化物も多く含む。また、少量の中世遺物もみられる（第53図１～37、第54図69～71、第55図85・94、第56～58図99・103、第60図105・106・110～112・114・116～118）。遺物の出土状態に加えて、この層の外周に礫が多くみられる様子から、池状遺構（Ｓ４）の上層埋土と考えられる。調査区西半にみられる。

第７層　灰黄色砂　2.5Y5/2暗灰黄　細砂が主体であるが、黄色細砂と灰色粘質土が相互に堆積する水成層で、締まりはやや悪い。炭化物を含んでいる。調査区北西部で、Ｓ４の縁辺部を中心として、第5b・5c層直下にみられるが、Ｂライン北壁では、第６層の下に潜り込んでいる。出土遺物には奈良時代の土師器・須恵器のほかに、中世に下る土師器・瓦器がみられる（第61図142～145）。

第８層　白灰色粘土　2.5Y8/1　灰白　粘土で、締まりは普通である。層厚は５㎝前後であるが、Ｂライン北壁中央部断面にしかみられない。土器製作用の粘土貯蔵土坑などの遺構埋土と推測する。

第９層　黒茶色粘土　7.5YR2/1黒　粘土で、締まりは悪い。１ラインとＤラインの深掘部分で確認した層で、第６層の下位に位置することから、池状遺構（Ｓ４）の下層埋土と考えられる。古代の土器を大量に含むとともに、多量の木片を層状に含み、炭化物も含む（第54図38～71、第55図72～98、第56～58図100～102、第60図107～109・113・115）。なお、この層の上面で、中世に下るとみられる掘立柱建物柱穴を検出している。

第10層　淡灰黄色細砂　10YR6/2 灰黄褐　細砂で、締まりは普通。調査区南西端の第5a層を切り込み、第

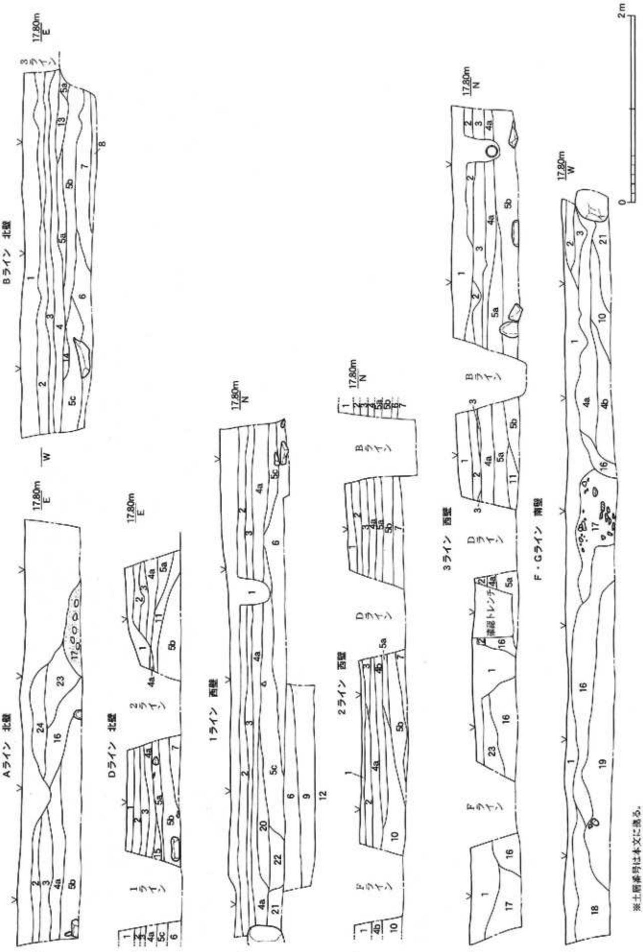

※土層番号は本文に拠る。

第30図　第90地点土層断面図　1／40

第31図　第90地点Ｂライン北壁（西部）土層（南から）

第32図　第90地点Ｂライン北壁（東部）土層（南から）

第33図　第90地点Ｄライン北壁（西部）土層（南から）

第34図　第90地点Ｄライン北壁（東部）土層（南から）

第35図　第90地点１ライン西壁（南部）土層（東から）

第36図　第90地点１ライン西壁（中央部）土層（東から）

第37図　第90地点１ライン西壁（北部）土層（東から）

第38図　第90地点２ライン西壁土層（東から）

5b層をベースとする落ち込み部分に堆積している。

第11層　灰黄色細砂　10YR5/2 灰黄褐　細砂で、締まりは普通。３ラインとDラインの交点付近においてみられる、第5a層と第5b層の間層。

第12層　黒色砂混じり粘質土　2.5Y2/1 黒　粘土で、直径３㎜以下の中砂をやや多く含む。１ラインの深掘部でのみ確認した。広域基盤層と考える。

第13層　黄灰色細砂　2.5Y5/3 黄褐　細砂で、締まりは普通。Ｂライン北壁東部でみられる、第5a層をベースとする深さ20㎝ほどの土坑埋土である。

第14層　灰褐色中砂混じり砂質土 10YR4/3 にぶい黄褐　極細砂〜細砂に直径３㎜以下の中砂をやや多く含み、締まりは普通。Ｂライン北壁西部でみられる、第5c層をベースとする浅い土坑埋土である。

第15層　淡黄褐色細砂　10YR5/4 にぶい黄褐　細砂で、締まりは普通。鉄分を含む。Ｄラインの１ライン際でみられる、第5a層をベースとして南北方向に走る溝状遺構の埋土と判断した。

第16層　淡灰紫色シルト　7.5YR5/1 褐灰　シルトで、締まりはやや悪い。調査区中央部を南流する近現代溝（Ｓ２）の周囲に、溝に沿うようにみられる。溝によって汚れ、グライ化したものと考える。

第17層　褐色砂礫　7.5YR4/6 褐　直径10㎝前後の亜角礫が主体を占め、礫間を砂が充塡する。締まりは普通である。調査区中央部を北から南へ走る溝（Ｓ２）の埋土である。

第18層　灰白青色シルト　7.5YR8/1 灰白　シルトで、締まりは普通。鉄分が斑状にみられる。調査区東半の谷状地形を埋める客土と考える。

第19層　淡灰色中砂混じり砂質土　10YR6/1 褐灰　極細砂〜細砂に直径５㎜以下の中砂、直径５㎝以下の礫を含み、締まりは普通である。調査区東半にみられ、近現代溝（Ｓ２）からの水分で汚れた層ないし客土と考える。

第20層　灰黄色細砂　2.5Y5/1 黄灰　細砂〜粗砂で、締まりはやや悪い。１ラインの南寄りにみられる、第4a層と第5c層の間層で、流水堆積層であろう。

第21層　黄灰色細砂　2.5Y6/3 にぶい黄　細砂〜粗砂で、締まりはやや悪い。調査区南西隅の落ち込み状の部分において、第10層の下位にみられる。

第22層　暗灰色中砂混じり砂質土　5Y4/1 灰　極細砂〜細砂に直径３㎜以下の中砂を含み、締まりは普通。１ライン南端で検出した、第5c層をベースとする土坑（Ｓ３）の埋土である。

第23層　白黄褐色シルト　10YR8/2 灰白　シルトで、締まりは普通。鉄斑がみられる。近現代溝（Ｓ２）の周辺でみられ、第16層と同じくＳ２によって汚れた層と考える。

第24層　明橙色シルト　10YR6/6 明黄褐　シルトで、締まりは普通。鉄斑が顕著にみられる。Ａラインの東寄りにおいて、Ｓ２の影響で汚れた第16・23層上にみられるので、近現代の盛土であろう。

5. 検出遺構

本調査は、布基礎部分のみの調査であったため、面的に遺構を検出することは困難であった。そこで、各遺構は、その種類・性格等を考慮せず、検出順に通し番号を付けて、「Ｓアラビア数字」で表記した。検出した遺構は、溝２条（Ｓ１・２）と土坑１基（Ｓ３）、前項で述べた、第６層を上層埋土、第９層を下層埋土とする池状遺構（Ｓ４）である（第40〜52図）。なお、このほかにも、各壁面の土層観察によって、第５層上面から掘り込まれた溝状遺構や落ち込み状遺構も確認したが、これらについては、平面上の記録は省略した。以下、Ｓ１〜４について、概略を述べる。

Ｓ１　３ライン中央において、第３層上面で検出した東から西に走る溝である（第43・44図）。幅約21㎝、深さ約12㎝、検出長約115㎝を測る。埋土は白黄色極細砂（10YR8/2 灰白　極細砂）が均質に堆積しており、締まりはやや悪い。遺物の出土はないが、第３層上面での検出なので、近世以降に下る遺構であろう。

Ｓ２　Ａライン中央部・Ｃライン中央部・Ｅライン西寄り・Ｇライン西端や３ライン南部で検出された、調査区中央を北から南に走る溝である（第45図）。第4a層上面から切り込んでおり、幅約1.8m、深さ約0.6m、検出長約9.0mを測る。埋土は、直径10㎝前後の亜角礫が主体を占め、礫間を砂が充塡する第17層（褐色砂礫）である。出土遺物は見当たらなかったが、埋土の様相やこの溝を境にして調査区東西の堆積状況が一変していることから、この溝は、東川用水路の流れる谷部に向かって下る水田段差に伴うものと推測する。

Ｓ３　１ライン南端における落ち込み状の部分に第10・21層が堆積した位置に、第5c層上面から掘り込まれていた土坑である（第46・47図）。調査区西側に広がっており、全形を検出することはできなかったが、平面形は楕円形に近く、長軸50㎝以上、短軸35㎝以上、深さ約15㎝を測る。埋土は第22層（暗灰色中砂混じり

第39図　第90地点調査風景

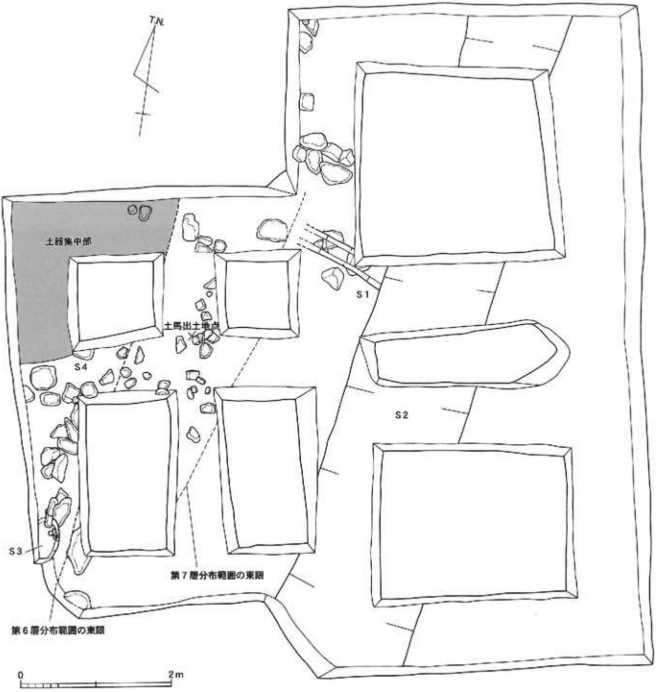

第40図　第90地点遺構平面図　1／50

砂質土）で、土師器・須恵器・瓦器の細片を含んでいた。東播系須恵器椀や瓦器椀がみられるが、これらより年代の下る遺物は確認できなかったので、遺構の年代は、12世紀を下限とするのであろう。

Ｓ４　調査区西半の第５層直下で、直径50cm以下の礫約60個が北から南へ列状に分布するのを確認した。（第48～52図）この礫の西側に第６・９層が分布し、この層には、律令期の土師器・須恵器が大量に包まれていた（第53図１～37、第54図38～71、第55図72～98、第56～58図99～103、第60図105～118）。また、第６・９層は、樹皮・木片といった有機物や炭化物も大量に含む粘質土で、滞水状態で堆積したことがわかる。このような状態から、池状遺構の肩部分を検出したと判断した。Ｓ４の縁辺部では、第5b層直下にみられる第７層が、第６層の下に潜り込む様子が観察されている。この層は水成層で、その分布について十分には追求できなかったが、洪水等でＳ４に流入した自然堆積層で、本来は池一面に広がっていたものが池浚いによって縁辺部のみに残ったとみるほかに、Ｓ４に注ぐ導水に堆積した可能性も考えられよう。

第41図　第90地点調査区全景（南から）

第42図　第90地点調査区全景（西から）

第43図　第90地点Ｓ１検出状況（北西から）

第44図　第90地点Ｓ１完掘状況（北西から）

第45図　第90地点Ｓ２完掘状況（南西から）

第46図　第90地点Ｓ３検出状況（東から）

第47図　第90地点Ｓ３完掘状況（東から）

（左上）第48図　第90地点Ｓ４全景（南から）
（右上）第49図　第90地点１ライン礫出土状況（南から）
（左中）第50図　第90地点１ライン北部掘削（北から）
（左下）第51図　第90地点１ライン南部掘削（北から）
（右中）第52図　第90地点Ｓ４土器集中部（北から）

6. 出土遺物

当該地の調査で出土した遺物は、27ℓ容量のコンテナ10箱分で、調査面積・掘削深度に対して、きわめて多い。その内訳は、縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・緑釉陶器・灰釉陶器・瓦器・磁器・製塩土器・土製品（土馬）・石器未製品・石製品（砥石）など多彩である。とくに、奈良時代の遺物が多く、転用硯や墨書土器も認められた。ここでは、遺構出土遺物と包含層出土遺物に分けて記述したい（第53～79図）。

①遺構出土遺物（第53～58・60・63～76・78図）

遺物を伴った遺構は、Ｓ３とＳ４である。Ｓ３からは土師器・須恵器・瓦器の破片が出土したが、これらは細片であるため図化していない。

Ｓ４埋土と判断した第６・９層からは、大量の土師器・須恵器や樹皮・木片といった有機物、炭化物が出土した。主たる遺物の年代は、奈良時代前半と奈良時代後半～平安時代初頭に偏在しており、加えて官衙的な色彩を帯びるものが多い。また、第６層直上の第５層や第５層に伴う中世遺構に基因するとみられる中世遺物（概ね12世紀を下限とする）も少量認められるが、下層の第９層の方が中世遺物の混入率は低くなる。さらに、第６層を中心として製塩土器も多くみられる。なお、第６層からは転用硯も出土している。

第53～55図には、Ｓ４から出土した土師器・須恵器・瓦器などを図示しており、第53図が、第６層から出土したもの、第54・55図が、第６層と第９層から出土した破片が接合したものならびに第９層から出土したものである。一見して明らかなように、供膳具が圧倒的多数を占める。また、第56～58図にはＳ４から出土した墨書土器を、第60図にはＳ４出土の製塩土器を掲げた。なお、墨書土器以外の土器類の写真は、第63～76・78図に示している。

第53図に図示したものは、１～18が土師器、19～33が須恵器、34が縄文土器、35が瓦器、36・37が瓦である。土師器は１～６・13・14が杯、７～12が皿、15が椀、16が鉢、17が煮炊具、18が甕である。須恵器は19～22が杯蓋、23～27が杯身、28・29が皿、30が鉢、31・32が椀、33が甕である。

１～12は、黄灰色や淡褐色を呈する良質の胎土の杯・皿類で、１～６が杯Ａ、７～12が皿Ａに分類できる。１～８は、内面に１段の放射状暗文が観察できるもので、６を除き、口縁部が外反し、端部を内側に巻き込む。10～12は、口縁部が外反する器形である。調整は、外面体部がヨコナデ、底部が未調整のａ手法より外面体部がヨコナデ、底部がヘラケズリのｂ手法の方がやや多く、３・５・10がａ手法、１・２・４・７・８・12がｂ手法である。内面口端部に沈線をもつ６と９は、外面体部に横方向のヘラミガキが顕著に残り、底部はヘラケズリを施している。なお、３は内面の煤化が著しく、灯明皿として使用されたことがわかる。これらは、器高や口縁部形態などから、難波Ⅴ古段階～中段階〔佐藤2000・2003・2004〕にかけて、すなわち奈良時代の資料といえる。

底部にヘラ切り痕のみられる13は、ナデ調整で仕上げた杯で、細砂粒の含有の多い胎土を用いている。回転台土師器片とみられるもので、律令様式の１～12より新しく、９世紀以降に下ると考えられる。14は高台を有する杯Ｂである。

粘土紐を巻きつけて作られたことのわかる未調整の平底をもつ15は、体部が内彎しながら立ち上がり、口縁部内面に強いナデを加えて端部を短く外反させる椀である。これも14と同様に、９世紀以降に下る。

細砂の混入の多い特徴的な胎土を用いて作られた16は黄灰色を呈する。体部は内彎気味に立ち上がり、口端面に加えられた強いナデによって端部が外に摘み出されている。外面には粗いハケ調整がみられる。

外面にタテハケ、内面にヨコハケを施す17は、残存率が低いので定かでないが、甑や甕の口縁部であろう。

18は、外反気味に開く口縁部にほぼ直立する端部が付く甕の口頸部で、体部はおそらく長胴形であろう。

須恵器杯蓋は、いずれも天井部外面にヘラケズリがみられる。19・20は笠形の天井部をもつもので、扁平なボタン形のつまみが付く。口縁部の残る20は、下方に屈曲する形態で、カエリを有さないことから、奈良時代前半に比定できる。天井部が平坦で口縁部との境に稜をもつ21・22では、21は口縁端部を小さく下方に屈曲させるだけだが、焼き歪みの著しい22は、強いナデによって屈曲した口縁部がさらに「く」の字状に下方に折れ込む。

杯身はいずれも口縁部を丸く収めるもので、底部と体部の境が丸みをもつ23～26と、明確に屈曲する27がある。皿では28が、底部と体部の境が明瞭で、直線的に外上方に立ち上がり、口縁部を外へ摘み出している。一方、29は、底部から丸みを持って内彎する体部が立ち上がり、口端部を丸く収める。

いわゆる鉄鉢形の鉢30は、丁寧なヨコヘラミガキを施した内面から外面口縁部にかけて、焼成の際に瓦器のように燻されたようで、灰色に変色している。灰白色を呈する外面体部は、ヘラケズリ調整後にヘラミガキを加えて器面を滑らかに仕上げている。部位による色調の変化から、同一形態のものを重ね焼きした可能性が考えられる。

31は内面の同心円圧痕は明瞭であるが、外面のタタキ痕はナデ消して、カキメ調整を行っている。

なお、ややさくい胎土で灰白色を呈する20・25・30と、軟質焼成で白色～灰白色を呈する21・27～29、外面が灰白色、断面が灰白色～黄橙色で内面が灰色を呈する31は播磨産と推測できる。これら、古代の須恵器

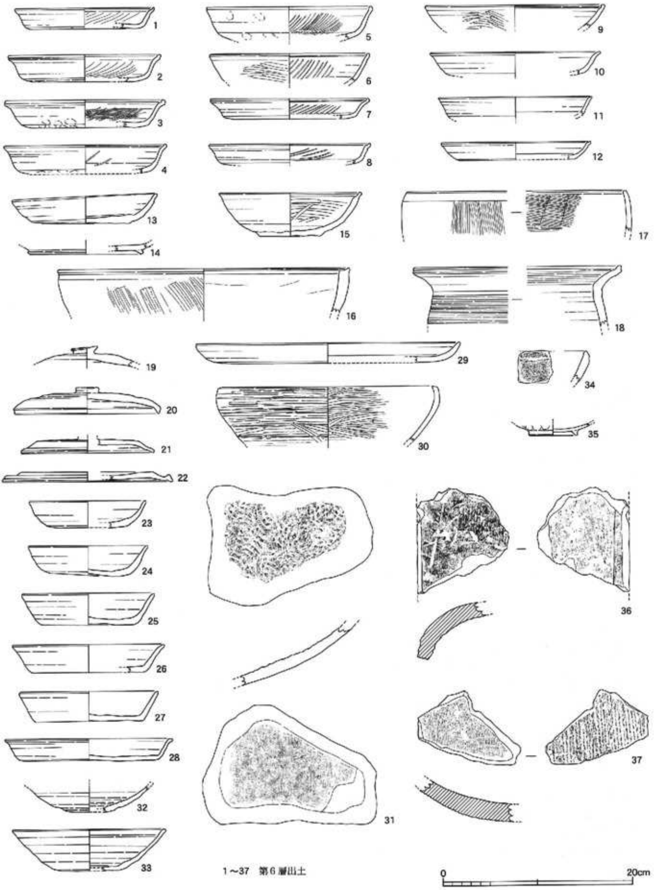

第53図　第90地点Ｓ４出土遺物実測図（１）　1／4

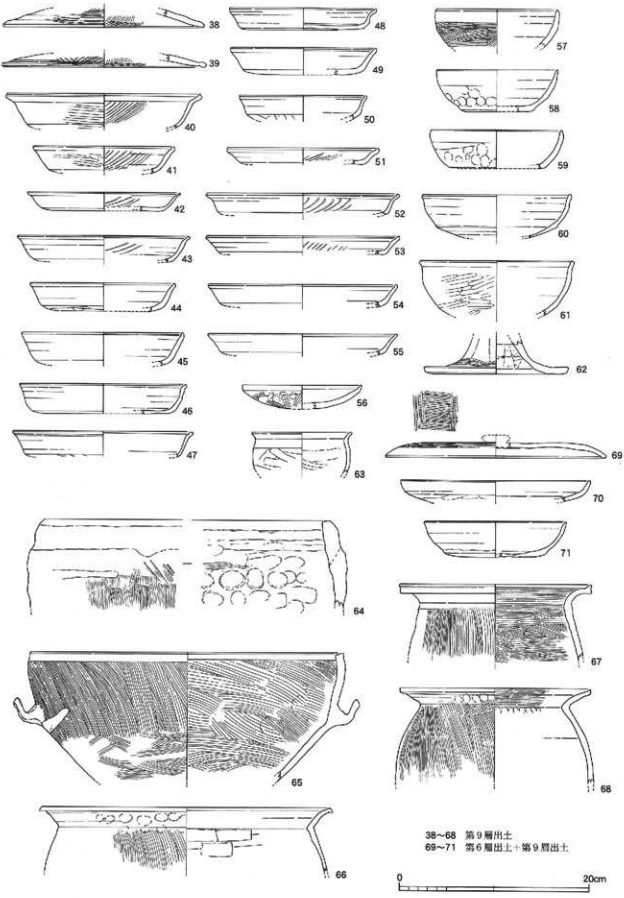

第54図　第90地点Ｓ４出土遺物実測図（２）　1／4

は、19・20・23〜26・28・29のように８世紀前半に属するものと、21・22・27・30のように８世紀後葉〜９世紀初頭と目されるものが存在している。

32・33は、東播系須恵器椀である。底部の下方への突出はほとんどなく、内底面の窪みも曖昧であるので、12世紀後半に下る。

縄文土器とみなした34は、口縁部外面に沈線がみられるもので、中期後半〜後期初頭の深鉢片であろう。角閃石や長石・石英など砂粒を多く含み、黄褐色〜灰褐色を呈する。

器面が銀黒色を呈する35は、細い高台をもつ瓦器椀底部で、12世紀に属する。

36は、凹面に布目、凸面に簾状タタキが残る丸瓦である。橙色のシャモット粒を含む胎土は粒子が細かく、断面が淡黄灰色を呈する燻し瓦である。37は、シャモットや長石粒、石英粒を含む黄灰色の平瓦で、凹面に布目、凸面に簾状タタキが残る。これらの瓦は、寺田遺跡に係る官衙よりも、芦屋廃寺に由来するものであろう。

第54図に図示したものは、すべて土師器である。このうち、69〜71は第６層と第９層から出土した破片が接合したもので、そのほかは第９層から出土したものである。38・39・69は杯蓋、40〜50は杯、51〜56・70は皿、57〜61・71は椀、62は高杯、63は鉢、64は竈、65は甑、66〜68は甕である。

38・39は、天井部から口縁部に直線的にのびてくるもので、端部を丸く収めるので折り返しの弱い38と、口端面にナデを加えて端部を下方に折り返す39がある。ともに内面には二段以上の放射状暗文があり、外面はヘラナデで仕上げており、高杯の杯部の可能性もある。38は胎土に金雲母や石英、長石を含む黄灰色、39は微細粒を含む黄橙色を呈する。一方、平坦な天井部に、横方向とそれに直交するヘラミガキがみられる69は、口縁部が内彎し、端部を丸く収める。内面の暗文の有無や調整は磨滅によって観察できない。シャモットや金雲母、長石などの微小粒を含み、黄橙色〜淡黄褐色を呈する。これら３点は、本来つまみを有するものである。40は、口径、器高ともに大きく、復元口径は20.4㎝を測る。胎土には少量ながら２㎜台の砂粒を含む良質のもので、黄灰色を呈する。体部は内彎気味に立ち上がり、口縁部が外上方に開き、ナデを加えて外傾する端面を作り出す。外面には幅広のヘラナデ調整を行い、内面にはきわめて細い放射状暗文がみられる。高台が付いたり、盤になったりするのかもしれない。ほかの杯・皿類では、灰白色を呈する41が外面にヘラミガキを施しているが、それ以外はすべてナデ調整である。底部は42・45・46・48・49が未調整のａ手法、43・44・47・50〜55がヘラケズリを加えるｂ手法で、皿を中心にｂ手法の方が多い。内面に放射状の暗文が観察できるのは、41〜43・51〜53である。色調は、灰白色や黄灰色のものが多いが、シャモットを含む46と49は一部分が橙色を呈しており、底部や体部の外面が煤化で黒くなっている。また、52はとくに精良な胎土を用いていて、白色を呈する。ちなみに、残存率が３分の２を超える48は、口径15.2㎝、底径12.8㎝、器高2.3㎝で、小型品に分類できる様子から、38〜41や69をはじめとして、概ね難波Ｖ古〜中段階に比定できよう。56は外面に不定方向の粗いハケ調整を施す浅い丸底の皿で、口縁部にナデを加えてわずかに直立させている。口縁部を除きほぼ全面が煤化しており、灯明具として使われたことがわかる。また、ａ手法で短い体部が内彎気味に立ち上がる70も、内外面ともに煤化が著しく、灯明具として使われた皿といえる。

椀は、丸底傾向の底部に内彎する体部が立ち上がり、口縁部を丸く収める57〜59と、内彎しながら立ち上がる体部に外反する口縁部が付く60・61・71がみられる。いずれも胎土に花崗岩風化粒を多く含んでおり、概ね黄灰色や灰褐色を呈する。外面調整は、57がヨコハケ、58・59が粘土紐接合痕の残る程度のユビオサエ、60・71がヨコナデで底部にもヘラ切りの後に粗いナデを加えている。また、61はヘラミガキのようである。なお、58は外面に焼成時の黒斑が認められる。これらは、胎土の様子をみると、在地産といってよいであろう。

62は、多角形の脚柱部をもつ高杯の裾部である。内面は横方向のヘラケズリが顕著で、外面には裾端まで粗い放射状の暗文を加えている。少量の長石・石英粒を含むが、胎土は精良で、淡黄灰色を呈する。

薄手の63は頸部で屈曲し、短い口縁部が外反する。体部内面および外面には繊維状ないし板状工具による横方向のナデがみられる。

内面の煤化が著しい64は、ナデとユビオサエで成形し、外面をタテハケで仕上げている。胎土は良好で、淡い黄橙色を呈しており、竈の上端部である。

65は、小さな一対の把手の付くもので、口縁部はやや内彎気味に立ち上がり、内傾する端面をもつ。体部は把手の位置から急速に内すぼみになる。内面全体と外面体部は同一のハケ原体を使用しているが、外面口縁部はもう少し目の細かい原体を使用している。シャモットや微小砂粒を含む胎土は良好で、淡黄褐色〜橙黄色を呈する。

66〜68は、使用による煤の付着が認められることから、煮炊具として使われたことが明らかな甕である。砂粒を多く含み淡褐灰色や灰色を呈する66と68は、球胴の体部をもつもので、頸部は「く」の字状に屈曲し、外反しながら広がる口縁部にはナデによる端面を作り出す。66は、体部内面にケズリを加えているが、68は、ナデ調整である。67は、シャモットや砂粒を多く含み淡橙色を呈するもので、内面は口縁部までヨコ方向のナデ調整である。頸部で大きく屈曲した口縁部は強く

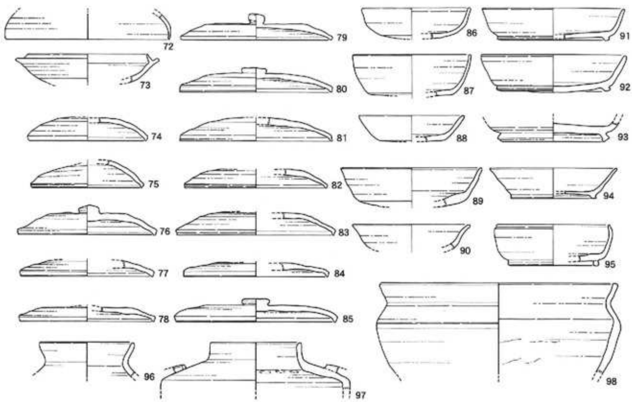

第55図　第90地点Ｓ４出土遺物実測図（３）　１／４

外反し、端部を摘み上げる。体部は長胴形になるだろう。これらの甕は、８世紀の西摂津に通有のものである〔秋山1996〕。

第55図には須恵器を収めたが、このうち、85・94は第６層と第９層から出土した破片が接合したもので、そのほかは第９層から出土したものである。72・74～85は杯蓋、73・86～95は杯身、96・97は壺、98は鉢である。

72と73は、ほかの資料と明らかに時期が異なる。72は稜が退化し、丸みを帯びた天井部をもつＴＫ43型式の杯蓋で、６世紀後葉のものである。短い立ち上がりをもつ73はそれよりやや新しい傾向のみられる杯身である。74～85はいずれもカエリを有さないので、８世紀に下る。天井部が丸みを帯びる74・75・80～82と、平坦な天井部と口縁部の境に稜をもつ76・78・79・83～85とに区別されるが、口縁部が大きく屈曲するものは認められないので、奈良時代のものといって大過ない。難波Ⅴ古段階のものが多い中に、78・81・82・84のように若干新しい口縁形態のものがみられる。74は口縁端部が黒変する重ね焼き痕が明瞭に残る。また、75は焼け歪が著しい。82は内面全体に墨が付着しており、一部磨り減った部分もみられるので、硯に転用されたことがわかる。総じて杯蓋は、焼成が良好で灰色を呈するものが多い。

86～89は高台を有さない杯Ａ、91～94は高台を有する杯Ｂで、難波Ⅴ古段階のものに加えて、94のように小さな高台が底部外縁部に付き、難波Ⅴ中段階のものも認められる。肌理細かい胎土の86は、瓦質焼成に近い焼き上がりで灰白色を呈する。88～90はやや軟質焼成なので、播磨産とみられる。胎土に５㎜以下の白色砂粒を多く含むが、焼成のきわめて良好な95は、磁器を思わせるほど硬質の焼き上がりで、灰白色を呈する。体部は内彎気味に立ち上がり、外面口縁部直下に沈線を巡らす特異な器形で、小さな高台を有する。あるいは金属製の仏器を模ったものかもしれないが、律令期のものとみて大過なかろう。

96は頸部で「く」の字に屈曲する広口壺、肩部と体部の境に稜があって肩部で大きく屈曲し、直立する短い口縁部をもつ97は短頸壺に分類できよう。肩部には、二方向以上に把手が付くようである。98は肩部が最大径となる卵形の体部をもつ鉢で、「く」の字に屈曲する口頸部をもつ。内面に粘土紐接合痕が残るもので、体部に火襷がみられる。胎土はさくく、やや焼成のあまい播磨産のもので、８世紀末に下る加古川市投松１号窯に類例が知られる〔兵庫県教委2001〕。

第56図に示した墨書土器99～103は、すべて須恵器である。これらの写真は第57図に、原寸大の墨痕要部の写真は第58図に掲げている。99・103は第６層から、100～102は第９層からの出土で、99は「少領」、101は「大領」と読める。

99は５㎜以下の灰色・白色砂粒を多く含む粗めの胎土を用いており、灰色を呈する杯蓋である。天井部外面は回転ヘラケズリを施すが、天井部と口縁部の境があまり明瞭ではない笠形で、胎土の土質からざらざらした器面に仕上がっている。ナデを施す口縁部もシャープさに欠けるなど、良質の須恵器とは言い難い。本来つまみが取り付いた部分は円形に欠損しており、つまみの基底径が2.7㎝程度であることがわかる。内面には回転ナデ調整がみられるが、こちらもあまり丁寧とはいえず、総じてぼってりした厚手の作りで、Ｓ４出土のほかの杯蓋と比べても粗製といえる。ただし、ヘラケズリの様相からほかのものと同様に８世紀に比定できる。墨書は天井部内面の中央をやや外れた位置にあり、細い筆を用いて書かれている。杯身の100は、胎土も焼成状況も明らかに99とは異なり、岩片・鉱物の混和の乏しい精良な胎土を用いた器壁は暗灰色で、断面は褐色を帯びる。外面底部にはヘラ切り痕が残り、内面はナデ調整を加える。低平な高台が貼り付けられた高台内に、99より太い筆を用いた墨書がある。この墨書については、長らく「少領」と書かれていると理解してきたが、ここに来て、「艹（くさかんむり）」が認められるという指摘があり、一挙に郡名である「莵原」を表記している可能性が浮上している。101は、平坦な底部の半径が８㎝を優に超える供膳具で、底部しか残存していないが、高台を有する皿または盤と推定できる。肌理細かい胎土で、内面外面ともに灰色を呈し、焼成は良好である。外面はヘラ切り未調整、内面はナデ調整で、墨書は火襷を避けて、底部中央に「大」の字の二画目の始点が当たり、そこから外縁に向かって記されている。102と103は軟質焼成で白色～乳白色を呈する。胎土はどちらも大変肌理が細かく、砂粒の混在もほとんどない。102は今回出土した墨書土器では唯一口縁部が遺存するもので、口径13.8㎝に推定復元できる杯蓋である。天井部の残存端でつまみへの屈曲が認められるので、つまみの基底部径は2.6㎝である。天井部はヘラ切りの後に少しナデを加えているようで、天井部と口縁部の境があいまいな笠形である。口端部は下方に屈曲し、ナデによる面をもつ。内面は丁寧な回転ナデで、天井部中央付近に墨書がみられる。「自」や「身」の文字にも酷似するが、「領」の旁の可能性がきわめて高い。103は色調や胎土だけでなく、調整も102によく似ている杯身である。外面のヘラ切り痕は、より明瞭で、墨書は底部外面にみられる。中央からやや外れた位置に左上から右下へのはらいが認められる。これについては、筆ならしとみるべき資料である。なお、これらの資料の出現に即応する地域像の歴史的背景を巡る諸問題については、次節で詳述する。

第60図に図示した製塩土器では、105・106・110～112・114・116～118が第６層から、107～109・113・115が第９層から出土したものである。胎土は５㎜台のシャモットや白色砂粒を含み、淡赤褐色を呈するもの（105）、長石や金雲母と灰色砂粒を含み黄褐色に発色するもの（106・107・111・113）、７㎜大の灰色鉱物粒（石英）や小粒の長石等を含むが、肌理の細かい粘土で灰褐色を呈するもの（108）、長石や石英を含む肌理の細かい粘土で器面は乳白色～灰白色、断面は灰色～暗灰色のもの（109・112・114）、同じく器面は乳白色～灰白色であるが、胎土の粗いもの（110・115）、灰色や白色の砂粒を多く含み、灰白色でさくい胎土の

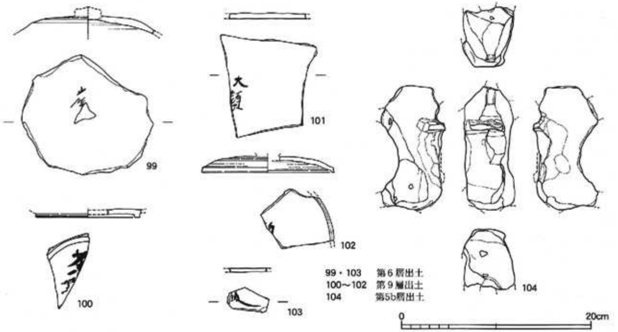

第56図　第90地点出土墨書土器・土馬実測図　1／4

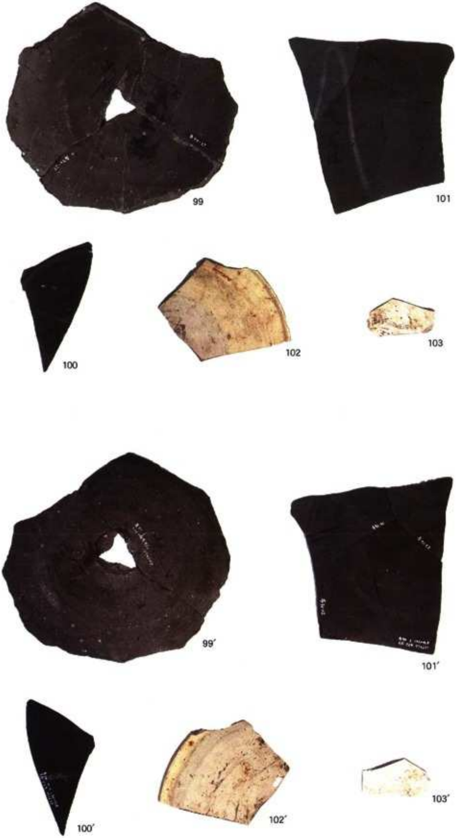

第57図　第90地点出土墨書土器写真

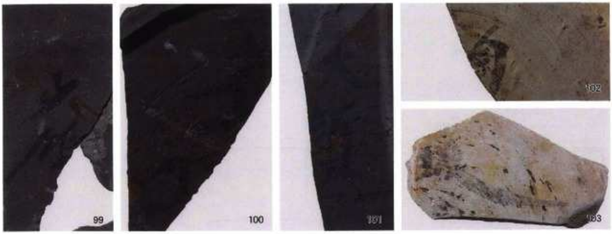

第58図　第90地点出土墨書土器墨書部分写真

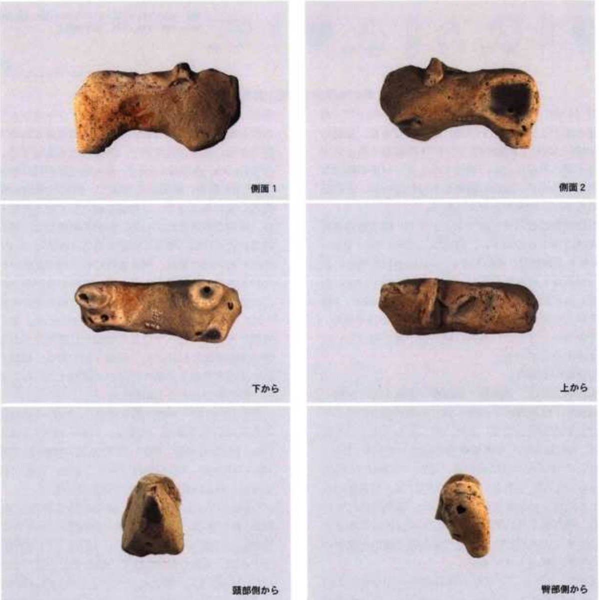

第59図　第90地点出土土馬写真

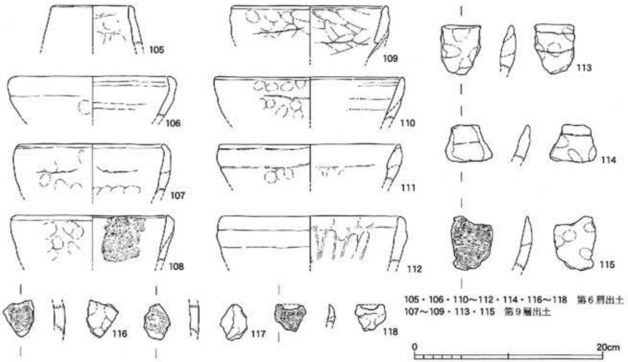

第60図　第90地点出土製塩土器実測図　1／4

もの（116）、混和材が少なく粒子が細かい粘土で、黄灰色を呈するもの（117・118）と多様である。器壁のやや薄い105は、内面のナナメナデが顕著であるので製塩土器とみなしたが、復元するとコップ形の特殊なものとなるので、ほかの器種かもしれないが、そのほかのものは、砲弾形と考えられる。

外面調整は粗いユビオサエとナデで、粘土紐接合痕が明瞭に残るものが多い。内面は、105～107・109～114がナデ調整で、108・115～118には布目が残る。布の目の粗密も経緯も多様で、108・115は絹ではないかと思うほど細かく、116・118は１㎜間隔の平織り、117はそれより目の粗い２㎜間隔の平織りの布目である。

そのほか、Ｂライン西端６層から、鞴の羽口らしい破片が出土している。

②包含層出土遺物

第５層からは、土師器・須恵器・黒色土器・瓦器・緑釉陶器・灰釉陶器・白磁・瓦と土馬が出土しており、中世前半を下限とする。また、第７層から出土した遺物は、古代に加えて中世遺物を少量含んでおり、第６・９層との共通性が認められる。第56・59図には第5b層から出土した土馬を、第61・62図には、包含層から出土したほかの遺物を示した。なお、遺物写真については、残存率の高い127の写真を第76図に加えるとともに、Ｓ４との関わりが想定できる第７層出土遺物の写真を第77図としている。

104は、２ライン北寄りの第5b層から出土した土馬で、出土位置は第40図に示している通り、Ｓ４の縁辺部である。本来はＳ４かＳ４に関連する遺構に埋没していたのかもしれない。首と四肢を欠損した状態で、全体に表面が磨滅している。胎土は、シャモットや白色砂の微小粒を含む良質の粘土で、焼成はきわめて良好である。表面は乳白色で、断面は灰色を呈する。残存長13.2cm、残存高6.4cmで、最大幅は脚の付け根部分で5.5cmを測る。胸部から尻まで、断面三角形の棒が貫通しているようで、この棒を軸にして粘土を貼り付け、馬体が形成されている。頸部の断面形は、頂角を鋭角に仕上げた二等辺三角形である。四肢については、それぞれの付け根に、棒を支柱にして脚部を貼り付けたのではないかと思うほど、深い円形の孔がみられる。これは、脚部の接着強化のためで、その角度から脚が「ハ」の字形に開く形態であることがわかる。また、陰部に円孔一つとヘラによる刺突が二箇所みられる。背には鞍が貼り付けにより形成されており、前輪と鞍壺を表現する粘土の貼り付けが一部残っていることから、飾り馬であることがわかる。

第61図の119～141は第５層から、142～145は第７層からの出土である。内訳は、119～125が土師器、126～131が須恵器、132～137が瓦器、138が灰釉陶器、139・140が瓦、141が砥石である。また、142・143が土師器、144が須恵器、145が瓦器である。

119はａ手法の杯Ａで、口縁部が外反する。120～122は皿である。口縁部直下に凹線状のナデをもつ120は、９世紀のものであろう。121は「て」の字状口縁の小皿、122は手づくねで二段ナデの小皿である。123・124は椀で、胎土にシャモットを含む。123はユビオサエとナデで仕上げる。124は回転台土師器椀の底部で、細く立ち上がる高台をもつ。外面の煤化が著しい125は長胴甕の口頸部で、頸部は「く」の字に屈

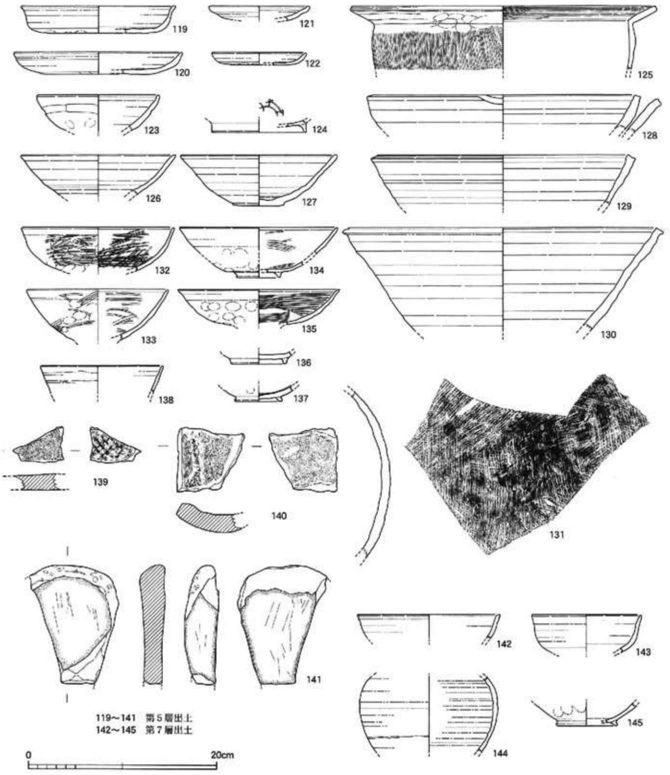

第61図　第90地点包含層出土遺物実測図　1／4

曲している。

　須恵器のなかでは、126～130は中世前半期の東播系須恵器で、131のみ奈良時代のものである。126・127は椀、128～130は鉢、131は甕である。126は口縁部に重ね焼き痕がみられる。127は回転糸切り痕のある平底がわずかに突出し、内面に窪みがみられるので、12世紀前半のものである。128は内彎気味に立ち上がる口縁部をもつもので、口端部の拡張はみられない。129・130は直立気味に開く体部をもつもので、体部に直交する端面がわずかに肥厚する。椀同様に12世紀代に収まる。131は、灰白色の良質な胎土を用いており、焼成はきわめて堅緻である。内面は当て具の痕跡をナデ消していて、外面の平行タタキは、細い目の原体を用いて多方向にタタキ締めており、底部に近

第62図　第90地点包含層出土遺物写真

い部位とみられる。

瓦器の132～137は、いずれも椀である。銀黒色を呈するものは少ないが、総じて炭素の吸着や焼成は良好である。132・133は体部が内彎する深めの椀で、内面・外面のヘラミガキは顕著である。134・135の体部はそれより直線的になって器高も低くなり、外面にはヘラミガキはみられない。136・137の高台は、断面矩形である。これらの瓦器椀も、東播系須恵器同様に12世紀代のものといえる。

138は小片であるが、内面から口縁部外面にかけて釉薬が残っており、灰釉陶器椀とわかった。

須恵質焼成の139・140は平瓦で、ともに凹面に布目が残る。139の凸面には量的に少ない格子タタキが観察できるが、140は摩滅により、調整は不明である。

砂岩製の141は、半分ほどが残存しており、中砥と判断した。Ａ面は皿状に窪むほど磨り減りが顕著で、縦方向の擦過痕がみられる。Ａ面に対する右側面もわずかながら砥面として用いられた痕跡がある。一方、Ｂ面はＡ面ほどの磨り減りはないが、明らかに砥面として用いている。なお、円弧を描く面は打撃による整形痕がみられる。

142は杯、143・145は椀、144が壺体部である。黄灰色を呈し、内面が煤化する142は、内彎気味に立ち上がった口縁の端部が外反する。外面調整はヨコナデである。底部から丸みをもって立ち上がった口縁部が緩やかに外反する143は、花崗岩風化粒を含む胎土で、淡橙色を呈する。144は、外面はナデで仕上げており、ロクロ痕が明瞭である。倒卵形の体部に、やや外傾する短い口頸部が付く律令期の壺の体部片であるので、142～144は８世紀代のものといえる。145は高台をもつ瓦器椀の底部片であるが、破片は小さく、第７層の土質を考えると、混入の可能性が高いものである。

また、第62図には、第２～５層から出土した磁器や土製品を写真のみ掲載した。146は第２・３層から、158は第４層から、156は機械掘削後の清掃時（第４層ないし第５層と推定）の出土で、そのほかは第５層から出土している。146・148～151は白磁、147は緑釉陶器、152・153は青磁、154～156は土錘、157・158は石器、159は塼残欠である。

146は口縁部が外反する皿で、148～151は、玉縁の口縁部に直立する露胎の高台をもつ碗である。147は、灰色の須恵質焼成の生地に淡緑色の釉薬を塗布する京都産緑釉陶器の口縁部片である。152は口縁部が外反する無文の碗、153は蓮弁文の碗体部である。

154は長さ5.0cm、重さ約6.3ｇの紡錘形の細い環状土錘、155・156は棒状有孔土錘で、155の残存長が3.1cm、重さ約6.6ｇ、156の全長が7.3cm、重さ約17.2ｇである。157・158はサヌカイト製で、長さ3.1cm、幅1.7cm、厚さ0.6cm、重さ3.1ｇを測る。

157は刃が十分に作り出されてはおらず、有茎式の鏃の未製品である。158は長さ2.9cm、幅1.6cm、厚さ1.6cm、重さ約4.9ｇの剥片で、側面に原面が残る。159は厚さ５cm以上を測るが、欠損が著しい。５mm以下の長石・石英粒を含む良質の胎土は硬く焼き締められており重みがある。残存する一面は燻されて灰色を呈している。塼を用いる特殊な建物の存在を示唆するものである。

7. まとめ

本調査は、昭和59年（1984）に調査された、奈良時代から平安時代前期の掘立柱建物群が検出された第１地点の東に近接することから、当初より濃密な遺構・遺物を検出することが予測された。震災復興に伴う本調査は、掘削部分が布基礎部分のみで、調査深度も限定されていたことから、当該期の建物跡などを検出するまでには至らなかったが、調査成果は以下に列挙するとおり、特異なものである。

①古代（８～９世紀を中心とする）と中世（12～13世紀）の濃密な包含層を確認した。遺構では、前者の時期の池状遺構の一部（Ｓ４)、後者の時期の土坑（Ｓ３）やＳ４上面で確認した柱穴等を検出することができた。遺構の数は多くはないが、調査地を含む広い範囲において、中世前半に大々的な集落が存在していたことを如実に語っているといえる。

②池状遺構の一部を検出した。これは、寺田遺跡第１地点の掘立柱建物群と時期は必ずしも一致せず、より古い年代のものであるが、総体として、当該地周辺を含む遺構群の性格を推測する資料となる。官衙的な施設の存在を示唆しており、それがこの付近一帯に展開していたことを想定して大過ない。

③池状遺構の多量の出土遺物の中から、墨書を有する須恵器片５点が集中して見出された。これらは郡司四等官制との関わりを即物的に示す文字資料を含んでおり、当該地で検出された遺構が、間接的にせよ、郡衙や郡衙付属建物・施設と一定の関わりをもつことの証左となる。加えて、池状遺構の縁辺部において、同遺構直上の第5b層から土馬が出土していることは、祓いなどの公的祭儀を想定させるものであり、さらにこの遺構が、郡衙を含めた官衙的施設に関わるものであるとする推測を補強する。

以上の事実関係のまとめを踏まえた上で、さらに加うるに、この調査地点の成果が発信する歴史情報は、小面積に比して卓抜な資料群に恵まれた上で提示されたということができる。兵庫県広しとはいえ、県内資料における出土文字資料に明確なる郡司層備品としての墨書食器の検出例は今なお認められず、土器資料として顕現したこと自体が、きわめて稀少価値をもつことが知られよう。

本出土文字資料は、予想だにしない狭隘な調査面積に集中したものである。しかし、もとより同調査地点の遺構連関などの再現性はすでに失われているため、遺構そのものの機能や性格が第一に重要な検討項目となる。同地点の調査結果は、みてきたように、古代の建物施設が密集する場とは言い難く、むしろ水成域を伴う洲浜状の石材を用いた苑池状の施設の一部を発掘した状況にある。拳大から人頭大までの石材の岩質は、黒雲母花崗岩・花崗閃緑岩・花崗斑岩・砂岩・チャート質圭岩・泥岩などで、そのうち主体をなすのは、いわゆる六甲花崗岩である。とりたてて緻密に敷布されたものではないが、傾斜も看取される状態は気にかかるところである。時期は異なるものの、近傍の六条遺跡の枢要部では、庭園苑池岸のような遺構に供膳形態の土器を一括廃棄した土器群が検出されており、当該地の遺物出土状況もこれに似通った状況と捉えるのが妥当であろう。

墨書土器の方は、郡衙厨房の食器備品の一つとして、少なくとも郡領の長官・次官が同時に往来ないし常駐していた状況を彷彿とさせる存在である。だが、特別に執務施設を想定し得るような掘立柱建物のごとき建築物は見出せていない。状況証拠的に類推すれば、公的施設内部における開放的空間での饗宴・饗応など、儀礼を含めた飲食行為やそれらを含めた断器儀礼といった公儀的要素を強くもつように思われる。

隣接する第１地点には、すでに郷倉群と推測される公的倉庫群が広がるエリアがある。したがって、少なくとも郷内官衙としての位置付けや郡衙の支所的な役割を担う出先施設などの性格が積極的に付与可能である。のみならず、古代律令国家の地方官人の特定階層が日常的に接する機会ともなる構造物、さらに厨家や苑池、園地のような政治空間とは一定距離を置く付帯施設を考えることは十分許されるところであろう。

翻って、識字階層との関わりを教える市内における円面硯の破片は20数点の確認例がある。その８割方は、芦屋川右岸の扇状地の扇央域や末端、沖積低地部からの出土であり、これらに加えて日常業務に再利用した杯蓋裏面・杯底部・甕胴部片などの転用硯を加味すると、圧倒的多数がこの右岸側官衙ブロックからの出土を示している。言わば、この地域の古代文字空間の形成域での出土例となる。

官衙については、近年各地で郡衙などの移動が里再編、郷再編、あるいは国の領域編成などに伴って起こっている様相が確認されている。当該地では、第５節で後論するごとく、摂津国内の古代行政機構は、７～10世紀にかけて大幅に変動している。かつて提出した菟原郡衙の移動説は、８世紀を中心とする芦屋郷域から９～10世紀に勢威をみせる住吉郷域への移動、考古学的には寺田遺跡中枢部から郡家遺跡大蔵地区を要とする地域への具体的な移動を説いたものである〔森岡2002〕。本地点の資料は、まさにその推移と、土器の示す時期とに整合性の採れるものであり、改めて注目される。勿論、郡衙の立地点を如実に示すのは、官衙構成建物群の検出と検討により、郡庁を立証すべきことはいうまでもないことであるが、本地点の成果の大部分で言及されている出土文字資料は、その欠を十二分に補うものと考えられる。このまとめの中では、消極的ながらも郡衙関連施設が近傍の地に存在したであろうことを内聞ながら強調しておきたい。

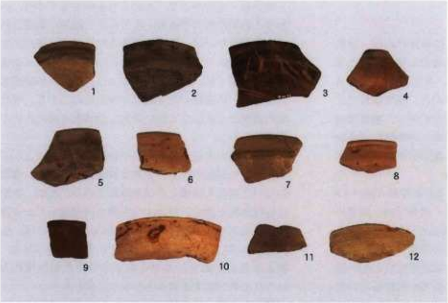

第63図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（１）

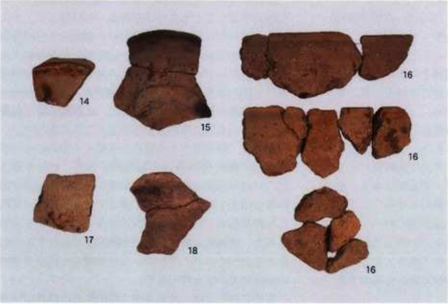

第64図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（２）

第65図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（３）

第66図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（４）

第67図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（５）

第68図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（６）

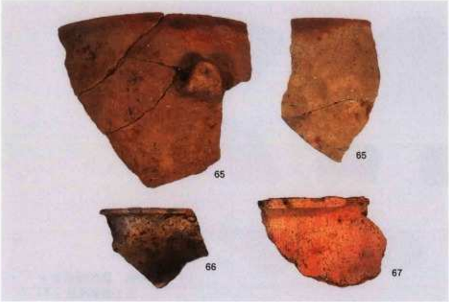

第69図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（７）

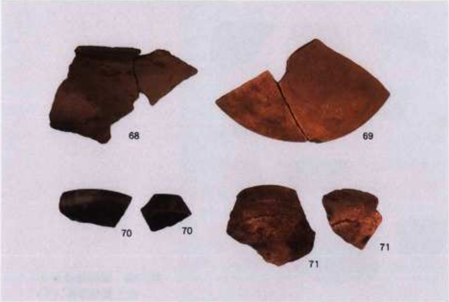

第70図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（８）

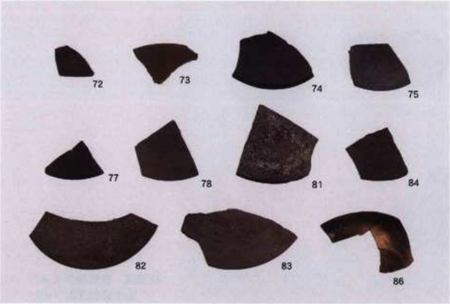

第71図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（９）

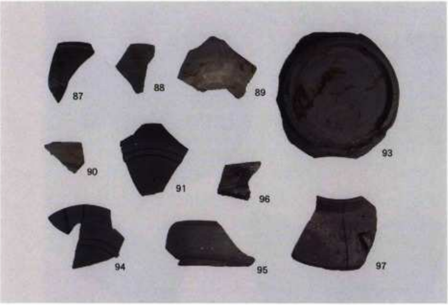

第72図　第90地点Ｓ４
出土遺物写真（10）

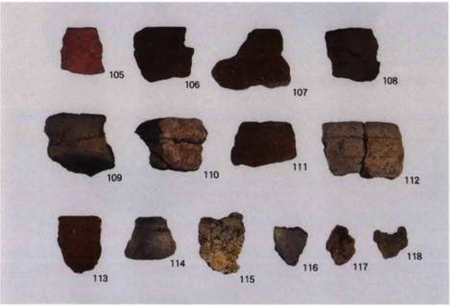

第73図　第90地点Ｓ４
出土製塩土器写真（１）

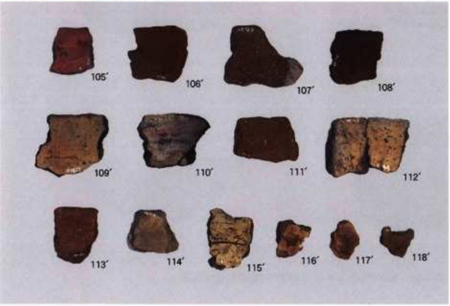

第74図　第90地点Ｓ４
出土製塩土器写真（２）

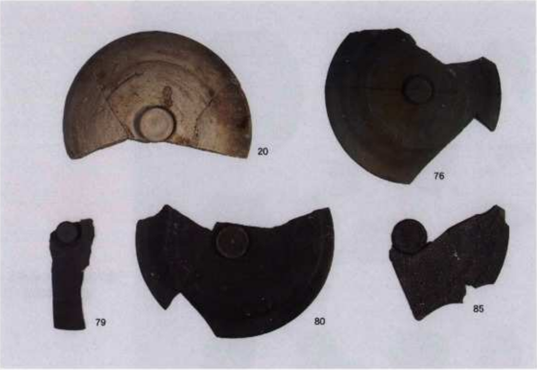

第75図　第90地点Ｓ４出土遺物写真（11）

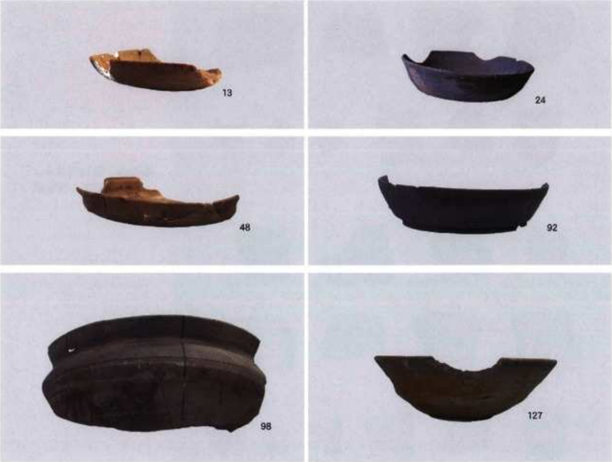

第76図　第90地点Ｓ４および第５層出土遺物写真

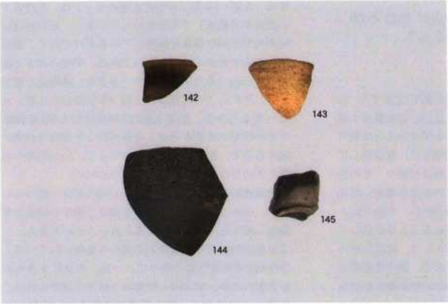

第77図　第90地点第７層
出土遺物写真

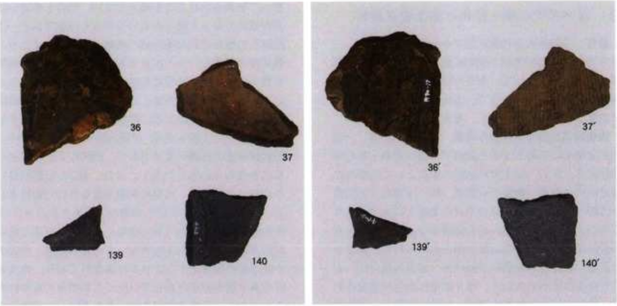

第78図　第90地点出土瓦写真

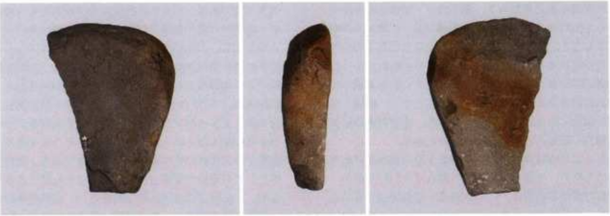

第79図　第90地点出土砥石（141）写真

第５節　寺田遺跡第90地点における郡領層墨書土器をめぐって

1. はじめに

本書において正報告した寺田遺跡第90地点では、四等官制の郡領の当該地への往来を想定し得る墨書土器が出土しており、菟原郡衙の所在を推定する上で有力な材料（食器備品や儀礼祭器の存在など）を提供している。西側近接地には同遺跡第１地点があり、その性格付けに関してはすでに本地域の古代歴史環境の叙述の中での素描を試みている〔森岡2002〕。本節では、その時空間からの理解をさらに深めることを考慮して項・目を立て、その歴史的な意義として、遠近から古代地域像への接近を説き起こすことで、震災復興調査の実施によって、掛替えのない土中の歴史遺産が出現した史的意義をより一層周知させたい。

2. 日本古代の郡・郡司と出土墨書資料

緒言　立郡後の古代菟原郡の存在を前提として、これらの墨書土器が地域の歴史に提示するさまざまな問題を考えるにあたって、現今の日本古代史の研究の進捗や推移との関わりの中で、改めてその存在が投げかける数多くの問題について、考えておきたい。

当該墨書土器の重要度の理解　墨書土器には、一般的に文字そのものと文字と認知できない記号・符号の類がある。なお、文字資料形成の手法としての墨書は、焼成前のヘラ書、焼成後の釘書、鉄ヘラ書などの刻書や色調・素材によって識別できる朱書とは大きく異なるものであって、全国の古代遺跡を中心に、中・近世の遺跡などからも膨大な数の出土がみられる。刻書が生産地に限定される傾向が強いが、墨書の場合は、どこで記されたものなのか、常々慎重な対応が要請される。本地点出土の墨書土器は、日常の什器と一線を画する官衙遺跡の地域史料であって、出土文字史料として格付けの高いことを強調しておきたい。よって、多くの墨書土器と異なって、出土地点・遺跡の性格やそれらを取り巻く在地の歴史的環境に多くの問題を照射する存在といえる。また、墨書器物は食器管理の面から分析されることも多いが、まとめでも触れたように、饗宴の場のような存在形態も十分考えられる遺構の検出状況にあるので、厨房関係の施設として、御厨・厨家・厨屋・厨などの建物との関係性、地方官衙の給食活動も一般的には想定し得るものである。

もとより市域資料に占める墨書土器の数は限られたものであり、土器資料に占める割合はきわめて低い。それだけに本資料は、とくに飛鳥・奈良時代のものとして、古代地域史を語る上で大きな発言力を有している。著しく条件の悪い震災復興調査の過程で検出された、同一調査地点での古代郡司層の長官・次官を意味する「大領」「少領」の墨書土器のセットは、兵庫県下の資料中を検索しても稀有のものであり、その存在は地点内での同伴関係を維持しているだけでなく、郡領層の往来を直接示唆するものである。年代の古さで脚光を浴びた三条九ノ坪遺跡の「壬子年」銘木簡と相並んで、それらとも相補関係を保つ重要資料が出現したといえるだろう。墨書土器は8世紀段階と9世紀段階でその性格が変質するが、今般検討した資料は前者に属する点で、頗る政治的なものであり、かつ組織や官職と不可分なことも看過してはならない。

当該資料の擁する属性　すでに報告部分で述べているが、改めて寺田遺跡の墨書土器群が発する諸属性を整理し直すと、次のようにまとめることができる。
①須恵器供膳具で、複数の産地から集積されている。
②時期は8世紀中頃～後半で、一部、末葉に下るものが含まれるが、ほぼ同一時期の一括性が認められる。
③完形品ではなく、破片で構成されるが、意図的に割って廃棄されたことも考えてよい。残存しやすい部分が破片となって残ったという見方も可能である。④洲浜とも解釈可能な苑池風の遺構から出土しており、饗宴後の廃棄といった捉え方もできる。つまり、廃する場を限定するための官有品の打ち欠き行為とみるわけである。饗宴用の食器として本来の備屎などの機能空間を離れたことによる、回収しない儀礼と認識する。⑤墨書された土器４点は、平城分類の杯B身・蓋が中心の供膳形態の器種が基本であり、酒杯のような用途のものを含むのかもしれない。また、盤Bの公算が高いものも一点みられ、大型の供膳形態を含む可能性もある。⑥筆慣らし、筆先揃えの墨痕土器を１点含み、使用の場から遠く離れた場ではなく、本地点近辺で墨書が記された可能性も存在する。さらにいえば、円面硯や転用硯の顕在化するエリアに含まれており、奈良時代の識字層中枢が存在していたことも酌外におかれぬことである。⑦墨書判読を行った４点は、いずれも身底部外面や蓋内面であって、正立・転倒を含め、器の側面例はない。したがって、使用時に墨書を読むことは不可能である。こうした状況は全国傾向とも合致する。裏向けに置く食器の保管も考慮の余地はあろう。これまでに、1列単位ごとの最上部土器に目印として墨書を施す用例が提示されており、非墨書土器の器種構成との相似からもその点を論じたものがみられる。問題点は、こうした公官食器が本来の銘々器と同じ次元で扱えるか否かである。つまり、人名食器そのもののような属人器・属人性と異なるのかどうかである。⑧若干の煮沸具の共伴も気になる存在である。食料調達としての遺物や饗宴自体の準備行為を包括する蓋然性も、一応推定の域に入れておきたい。⑨共伴資料としての有意性は強く、本資料群に無作為な墨書土器の集中部という説明はし難い。少なくとも、酒や食料理の調達や供給が考え得る。一過性の使用かもしれない

が、当地近辺での一括管理品という捉え方も示しておきたい。⑩最も肝要な点は、古代の郡名「菟原」の墨書土器を含む可能性が浮上したことである。郡名の墨書自体は、隣接する西宮市に「武庫郡」を表記した木簡があり、全国的には珍しい存在ではないが、菟原郡関連のものは、神戸市東灘区住吉宮町遺跡（第23次調査）井戸ＳＥ06出土の「免」字の墨書土器を除けば〔神戸市教委1999〕、今のところ連関する文字資料は全くない。郡名単独か大領・少領が付随するかなどは想像の域を出ないが、組み合う蓋然性も考えてみるべきだろう。発注や出荷に伴う表示行為の可能性もある。館や曹司への移動分配の際、特定器の明示として必要とされたのかもしれない。土器の管理が人名表示となって個人および官職名を伴って分別される様は、器物を通して有位者の管理・掌握を行ったことを意味しており、律令官人支配の末端事情を想像することができる。⑪西方隣接部の第1地点では、郷倉ランク以上と推定される総柱の倉庫群が立地しており〔古代學協会1985〕、本墨書土器との関連も気になる。ただし、周辺域に格の高い建物が林立するようすはなく、郡衙郡庁院・舎などの近在は説明できない。なお、土馬は、層位・時期から、墨書土器群との伴出は容認できぬ資料であり、考証に深く関与させることはできない。⑫同筆関係については、現状では同定できない。同一人物の連書も現有資料の観察からは明らかにできない。筆跡の違いは、考古学的にみても介在しており、複数人の所産になることは明らかである。この点、後述の志太郡衙に属する曹司とみられる御子ヶ谷遺跡と秋合遺跡とでは、同一郡内での同筆関係が検証されていて、特定器の移動について大きな意味をもっている。郡名＋官職名の墨書土器が目立つ点も留意しておきたい。

国郡里制における郡の支配機構　古代律令期の自然集落、河川、可耕地、山林原野など原風景をなす郡的規模の人間集団の地縁的結束は、中近世を経て近現代社会まで連なる不動性の強い歴史的枠組みを土地にも及ぼし、その反映は今も地域社会の構成体のプロトタイプとして潜在的にかつ根強く機能しているように思われる。通時的側面からの遡及が辿り着く上限の一つが、古代律令制下の国郡里制ともいえるのである。

四等官の職掌や選抜的、身分的位置付け　郡の行政的支配に不可欠な大領・少領・主政・主帳の地方官人から成る四等官制は、一般に郡司と呼ばれ、管内管区の行政、郡内部の取り締まりを任とする。その任用は国司の推薦によるもので、原則として任期は終身とみなされることが多い。

大領・少領で構成される郡領は、郡内全域を治め、行財政全般と司法の一部を主担し、郡内の取り締まり、公文書の審査、事務の監督を行う主政と、文案作成などの政務を分掌する主帳がこれを補佐する。加えて、正規の役人でない権任郡司や擬任郡司、郡書生・案主・駈使・採松丁・調長・庸長など多数の徭丁が存在するが、官人としての郡司は四等官のみしか該当しない。

郡司の大領・少領は任官時に外八位が与えられる有位者であって、無位から任官される主政・主帳のごとき官人階層とは一線を画する存在である。国司と対応させると、郡領は判官・主典クラスまたは品官的位置付けといわれる。他方、主政・主帳は史生的な位置が与えられており、四等官内で決定的ともいえる格差が横たわっている。具体的な任用にあたっての区分は、古墳時代に遡る在地的な首長の政治的力量や地域共同体の階層序列、支配関係とも深く絡むものといえよう。そうして考えると、次元を異にするように映る古墳時代後期や終末期の集団関係との連続性を絶ちきれない。

郡司との関わりを持つ墨書土器の実情　今般、その稀少性が問われている数点の墨書土器が、郡司層の構成に関わるものか、郡領のみの往来を示唆するものかについては、墨書土器自体の釈読に課せられるところであるが、郡司長・次官に関わるものが存在していることは間違いない。類似する組み合わせの出土例は全国的にはまま存在しているが、けっして多くない。

最も注目される例は、先述した静岡県藤枝市の御子ヶ谷遺跡や益頭郡衙の墨書資料である。数量は特筆すべきもので、前者にあっては帰属の推定される建物遺構を伴う点も貴重である。御子ヶ谷遺跡は、駿河国志太郡衙跡と推定される官衙遺跡で、墨書土器として「大領」「少領」に加え、書記に相当する「主帳」も出土しており、類稀な構成である〔岩木2008・2009〕。

御子ヶ谷遺跡では、２時期４小期に及ぶ変遷が認められる奈良・平安時代の複合建物群が存在し、墨書土器の大半は、８世紀前半を始期とする１期段階のものである。周辺には鉄滓・鞴羽口を持つ郡衙附属工房と目される山廻り遺跡や、灰釉陶器や木簡・砥石・土馬などが出土する秋合遺跡なども存在する。これらの遺跡からは共通して、郡領の官職名墨書土器が検出されており、比較すべき遺跡群として留意すべきである。

いま一つ重要な存在が、益頭郡に所在する郡遺跡や水守遺跡である。前者は、古代の掘立柱建物群・井戸などが検出され、帯金具・木簡や墨書土器が出土していることから、郡衙厨関連の遺跡と推定されている。後者の水守遺跡からも多くの墨書土器が出土しており、石帯や土馬もみられる。なお、墨書土器に占める土師器の割合が少ないことは注意されてよい。

大阪府枚方市禁野本町遺跡では、刮目すべき「大領」木簡が出土している。当遺跡は、南北基幹道路と東西基幹道路が交差することが判明している。北東街区には、桁行５間、梁間３間の身舎（東西棟）に南側庇を有する大型掘立柱建物（ＳＢ１）が存在し、周辺に掘立柱建物群や道路・井戸などがみつかっている。遺跡内最大でグレードの高いＳＢ１と関連する井戸（ＳＥ301）から木簡５点が検出され、その中に「米一石」

などとともに「大領」の墨書が認められる。また、ＳＢ１の井戸ＳＥ６からは、木簡７点と墨書土器「少家」「小家」「口家」などが、多量の木簡製作削屑と併せて出土している。そのため、当遺跡の性格が①郡衙②郡衙関連（郡衙付属施設）や③郡司私邸として示唆されるものの、別の見方も考証されつつある。

その異質のありようが、街区の形成、都市形成といえ、遺跡群全体の様相には地方官衙を超越した律令国家根幹の施設が展開したとの推定に立ち、百済寺の造営などとの同一設計プランに乗る百済王氏そのものの難波からの本貫地位移動を契機とするなど、地域に根ざした考察が加えられている〔宇治田2003・西田2013〕。「大領」木簡がその存在を匂わせる交野郡衙の要地への都市形成の重なりなども考えられてよい。

さらに滋賀県栗東市に所在する大将軍遺跡においても、墨書土器「大領」の出土が知られており、郡衙比定地としての評価が与えられている。

生産地である茨城県堀ノ内古窯跡群では、刻書例ながら「新大領」の存在がみられることを付記する。

3. 郡領層墨書土器の前提となる郡域の古代行政支配

郡として顕れる小地域の姿　郡はそもそも自然地形や構成戸口に著しく個性を伴う多様な存在形態をもつ。耕地の占める割合は各地で異なり、個々に豊かな属性をもつ存在であって、一律にその構造を理解できない複雑さがみられる。郡の行政的意義は、視覚的には、同一企画の条里制施行単位が郡域を単位とすることが多く、散在する口分田の実情からも知られる。また、郡的規模を地域的限界線としてその流動が看取される郷戸構成戸口など、アジア的共同体にみられる首長保有強権力の実体と関連付けられたり、土地所有と共同労働の基本主体として階級支配までを射程に入れた農業共同体論の範疇での理解が行われたりするなど、郡の公領域性と弥生時代以来の農業共同体を構造的にも権力基盤としても峻別する意見もみられる。

郡領層の任用制度に関して　郡領層の理解では、優先権を有する任用制度の問題がある。「才用同じくば、先ず国造を取れ」（養老令規定）の考え方があって、国造をはじめとする在地首長層からの選出の一般的流れや国司との一体的結合の中で生成する郡領層の権限などの台頭、地方支配のやり易さの論理、領域支配の合理性もある。郡司階層の基本が在地出身の有力者やその子弟に宛がわれ、勧農・徴税などの民政や裁判権まで保持する権限は、中央派遣型の官僚層とはかなり異質の性格を備えたものであり、土地と結び付いた地盤の農民層との密着度も高いと考えられる。郡司層における郡領とそれ以外の階層的区分は、地域共同体の統率規模や政治的位置の優位度とも不可分な関係にあり、膝下の郷里の勢威や出身状況とも相関するものであり、郡政の根幹に関わる基本的な問題である。

かかる墨書土器の実際の使用者を考えるに際して、重要な視点は郡司の任用数である。管轄里数８～11の「中郡」に比定される摂津国菟原郡の場合は、大領1名、少領1名、主政1名、主帳1名の配備規定となるはずで、この下に、実務機能に携わる多くの下層官人層が存在したと考えられる。ちなみに、大宝令の規定では、大郡・上郡・中郡・下郡・小郡の５段階が設定され、中郡は８～11里の規模規定である。

他方、律令国家権力を代行的に行使し得る国司には、中央官人層としてのプロフィールがあるので、地方豪族をベースとする郡司とは、本来明確に分離される性格上、制度上の違いが多い。また、郡司の任用に際しては、地位の持続を含め、国司の判断に委ねられる。輸租田としての職分田が付与される一方で、季禄の支給は全くなかった。郡領の任用は大宝選任令の規定に基づくが、養老選叙令郡司条と同内容との理解に立つと、式部省に出される手順となる。任用に際しての尺度は、譜第主義・才用主義として今日よく知られるところであるが、蓄銭叙位令と対応する六貫以上の蓄銭（和銅6年）、中央出仕（兵衛出仕）の介在など、検討を要することは多々残されている。

任用郡領の位階などに関して　任用される郡領については、選叙令郡司条で位階が定められており、大領は外従八位上、少領は外従八位下に叙されることになっていた。古代行政機構末端の郡司は、国司の管掌下に置かれており、律令的な人民支配が実質的に作動し始めるための重層構造を担う存在として、官位相当職の酌外に置かれた存在であった。なお、地方官人として国司と共通する民政、とりわけ勧農と徴税、軍事権や僧尼に関する事項は除外されている。

郡司制度の法制史上の規定についてみると、「凡国郡司」といった表現が採られて、職掌上の同居がみられる場合でも、郡司協力の国司業務以上の仕分けに注意する見解もあって注意を要する〔渡部1989〕。特権的位置付けの職掌として、子弟の国学入学、伝馬の飼育、兵衛・采女の貢進、実質的な住民の統治などがある。国司権限への越権として、出挙、雑徭の徴発もある。また、豪族の服属的儀礼の延長上にある大嘗祭の任、調庸物の領送の実態的関与なども数多く挙げられる。

前身の評の官人数に関しては、評造１官から評督・助督への移行を説く井上光貞説〔井上1952〕や当初段階からの二等官制（評督・助督）としての評造を考える立場も存在する。行政単位としての評から郡への移行で定点となるのは、大宝令施行であることは論を待たない。評制は国造制から国司制に変化するまでの過渡期としての理解に立つが、白雉4年（653）の段階における評造の存在は容認でき、郡大領の前身が評造→評督の呼称替えによる変遷をたどることになる。孝徳朝における国造との並列的存在である評から文武朝に

おける国評制の変化過程と関係付け、その延長上に国郡里制を理解するのが穏当なところである。

古代菟原郡形成前の行政機構の捉え方　菟原郡盛期の郡制をこれまで述べてきたが、評制期・郡制初期における菟原郡の前身問題、とくに雄伴郡との関わりをめぐる考説も見直しておく必要があろう。以下では、こういった点にも若干触れておこうと思う。

現行芦屋市の市域全体を確実に包括する「菟原」は、令制下、古代摂津国管下13郡の一つで、内に8郷を擁する郡名である。芦屋市域を越えた発掘調査の進展により枢要部と目される地域が浮上し、構造的に明らかになってきた点で、一つのモデルケースとなる地域といえる。それが摂津国の西部域に位置し、現在の兵庫県南東部の一画を占める芦屋地域である。菟原郡を包摂する摂津国は、後述するようにきわめて特殊な成立事情がある。その性格を強め潜在力を高めたいくつかの画期が認められ、菟原郡誕生前のエリアもその動きと少なからず連動する。摂津そのものの来歴に目を向けても、その特殊性には多くの言及すべき問題があり、その概略は逐条的に提示している〔森岡2012a〕。

4. 菟原郡の成立事情と研究の近状

7～8世紀史としての地域行政区分と菟原郡の揺籃

摂津国菟原郡周辺の7世紀段階の行政区分には、実際不分明なことが多く、その言及は避けられてきた気配すらある。東に武庫郡、西に八部郡、北に有馬郡という位置関係は9世紀前半頃の実態であり、中世的な地域間関係を捉える上でもベースとなる。しかし、7～8世紀の実情に関しては、近年次々と新しい考え方が示されつつあり、当墨書土器が一連として遺存することの意味付けのためにも顧慮する余地があるだろう。かつてのオーソドックスな理解は8世紀初頭に「雄伴国」が広く存在し、天平3年（731）の『住吉大社神代記』の記事に登場する「菟原郡　一町三段二百九十歩　元名雄伴国」はその反映とみるのが自然であるという理解であった。つまり、8世紀前半には、広域行政区域である雄伴国の東半域を分割して菟原郡が新たに成立し、西半域はそのまま雄伴郡に移行したという解釈である〔森岡2002・2008〕。

立郡に関わる変遷論争　信憑性のほどはあれ、文献史料に見える菟原郡の上限年代は、天平2年（730）までは遡ることができる(『行基年譜』)。それ以前の状況は全く未知であり、郡評転換期についても全く想像の世界であったが、神戸市須磨区大田町遺跡出土の須恵器円面硯に遺存した刻銘「荒田郡」という文字資料の新出郡名により、西半域荒田郡→雄伴郡・菟原郡→八部郡・菟原郡という変遷が想定された〔直木2002〕。荒田郡→雄伴郡・菟原郡→菟原郡→八部郡・菟原郡の推移といった併呑期を包摂する関係郡の複雑な変遷過程も想定された〔森内1993・1995〕。さらに、8世紀初頭の荒田・雄伴・菟原3郡並存説〔岩井2010〕も、地方史叙述の中で容認されてきた。そこへ、菟原郡の前身は丸々雄伴郡であり、遡って7世紀では雄伴評と呼ばれることも許容し得るという見解が、最近登場している〔西本2012〕。雄伴郡から八部郡への移行が通説となってきた学史からすれば、その疑問に出発点を見出した西本昌弘説はまことに斬新に映る。また、論証の説得力に溢れており、現状では従わざるを得ない。

西本によれば、史料にみえる雄伴郡は、『摂津国風土記』逸文に遡り、『播磨国風土記』と同様、その編纂命令に近い霊亀3年（717）以前の初期稿本成立が見込まれるため、少なくとも710年代に現在の神戸市兵庫区夢野町付近に雄伴郡が成立していた蓋然性は高い。加えて、西本説では「雄伴国」は雄伴郡の古名と断じられ、前身自体が雄伴郡で、その改名実施は天平2年（730）までということになる。全面雄伴郡→全面菟原郡→八部郡・菟原郡並存への変遷（その場合、荒田郡は別地域比定の公算が高くなる）が示されたわけで、今や定説となっている並存説から、両郡の前後時期差説、全域交替説が積極的に唱えられたのである。天平19年（747）の『法隆寺伽藍縁起?流記資財帳』には、所有水田や山林岳嶋・池などが菟原・雄伴両郡に存在すると記載されており、あたかも東西並列の状況にあるように読み取れるが、これらが一体的な扱いを受けている節が認められること〔鷺森2001〕に基づき、西本は菟原郡改名以前の雄伴郡における一括領有と考えている点も、甚だ興味深い。さらに、8世紀前半の『律書残篇』国郡部摂津国条にみえる奈良時代の管属が12郡、『延喜式』民部省式、『和名類聚抄』などから平安時代の管属が13郡を数え、八部郡成立による1郡増加の反映を示す時系列史料が提示されていることも手堅い論証点である。『和名類聚抄』（名古屋市博物館本）摂津国八部郡条にみえる「生田、宇治、神戸、八部、長田、　天長九年（832）、割菟原郡、為八部郡」は、正しくは天長元年（824）の誤記であると訂正を加えた上で、広域郡の分割経緯とその年代を示すものとしての有効性を主張している。これにより、菟原郡西半域割譲→八部郡の歴史的推移がはっきりするのである。

いずれにせよ、雄伴郡が大宝令成立段階で現推定菟原郡域全体を覆っていた段階が存在したことを初めて高唱されたわけで、主題となっている7世紀段階は、評制下の雄伴評が広く1評単独で機能していたことも考えられてよいだろう。評衙の存在を示すような具体的な考古資料は当地域には全く確認されていないが、近傍では、神戸市北区宅原遺跡において、墨書「評」の認められる須恵器杯蓋が存在し、有馬郡における評制の施行を消極的ながら傍証する。大阪湾の北岸にあって、水上交通も至便で畿内の西端を占める先進的な当該地域において、「菟原評」ではなく、西本説「雄伴評」を証する出土文字史料の発見が待たれる。

評制・郡制移行問題と７世紀社会　この墨書土器の歴史的な意義を考究する上で、７世紀段階の地域像の掌握が不可欠であるが、さらに、日本列島全体における7世紀社会そのものが具有する地域性の問題、公地・公民化政策や末端行政機構整備における著しい時間差や偏在性の存在、こうした不可避な視角も示した上で、この地域に目を向ける必要がある。

7世紀は周知のとおり、地方行政組織の整備の遅早や完徹度そのものが議論されている。評制施行の評価をめぐっては、1970年代後半段階に活発な議論の始期が遡る。孝徳朝全面立評説〔鎌田1977〕と段階的施行説〔米田1976〕の所論を代表とし、多くの異説や中間説が存在する。現今の認識では、「里」は683年に採用が始まり、「五十戸」表記が改められた。里の表記の初見史料木簡は、「癸未年」の年紀があり（第544号木簡）、天武天皇12年（683）の所産である〔奈良国立文化財研究所1981〕。683～685年には五畿七道の設置・整備と深く絡む諸国国境の画定事業が進捗する。浄御原令は689年の施行であるが、編纂事業そのものは681年に開始されており、これらの行政的変革をその事業期間に含み込む。と同時に、中国唐から里制を受容し、評里制が誕生するといった経緯がみられる。

また、相即的ながら７世紀中頃～後半には、中央政府から集落の住民に対してさまざまな施策が次々と出され、実施された点も見逃せない。646年の品部廃止、649年の評制の施行は最たるものである。評衙と呼ぶべき遺跡は、７世紀第Ⅲ四半期段階の官衙遺構からの検証が進んでおらず、実在には否定的であるが〔山中1994〕、ここでは評制起源論検討の上限年代としての意義から敢えて掲げ、検討の必要性を訴えておく。また、貢進主体・組織として並列関係を維持した「評—五十戸」制に先行する「評・五十戸」制は、両集団単位の管掌者が「造」のカバネを称することで共通しており〔岩宮1999〕、上下関係にあるはずの郡・里の行政機構上の仕組みが未成熟な段階が想定される。

加えて７世紀後半は、664年の甲子の宣（民部・家部設定）、670年の庚午年籍、675年の部曲廃止、690年の庚寅年籍など、戸籍の整備や人民支配に関わる制度の進展があり、看過し得ない事象が連なっている。また、近年の飛鳥地域木簡資料には、地方行政の仕組みを想定する上で欠かせないものが蓄積されつつある。例えば、奈良県石神遺跡の近年の発掘調査で、「乙丑年（665）十二月三野国ム下評（以上、表側）大山五十戸造ム下部知ツ　従人田部児安（以上、裏側）」の年紀木簡が出土している。地名を基礎としたサトが表記されており、国→評→五十戸の行政単位が成層構造を保持している状況が確認できる。また、斉明朝期（655～661）の飛鳥京跡木簡「白髪部五十戸」や法隆寺に伝わる幡の干支年（663）の「山部五十戸」などに基づき、部民編成的なものが先行していたと推測されているが、665年段階では大きな変化を遂げている〔市2012〕。

以上のごとき文物から読み取れる五十戸制の段階的発展論に関しては、国宰による第一次的編成、法的枠組みによる剰余労働の強制的収取を果たした第二次的再編を考えた山尾幸久説が、地方支配機構の推移論を展開しており、７世紀社会の具体相を描いている〔山尾1994・1995〕。７世紀後半という時期は、地域集団編成の原理が族制的編戸から領域的編戸への再編過程にあり、部民制から公民制への転換期、編戸造籍の進捗期に該当する。地域によっては、可視的な個々の遺跡・遺構が不可視の末端支配制度の実情を負う存在であることを看過してはならない。『播磨国風土記』中の里名変更について、その時期が判明するものは、庚午年と庚寅年に集中する傾向があることが指摘されており、「里名の変更が、公民制の創出と密接に関係していたこと」が判明している。また、庚午年籍の作成段階に里名が付いたのは、在地豪族勢力膝下の地域という説も示されている〔岩宮1999〕。建評時の公的諸施設は、その後に定式化していく郡衙とは装いを異にする様相で７世紀の集落遺構に姿を現している蓋然性を払拭することはできない。評機能の主体性の確立過程の解明、その吟味も地域ごとに不可欠な課題である。

なお、７世紀の出土文字史料、就中、木簡の出土数は格段に増加している。７世紀後半の天武朝期（672～686）は勿論のこと、天智朝期（662～671）以前でも、当時の文書行政を考える上に有用なものがいくつも存在する〔市2012〕。芦屋市三条九ノ坪遺跡の干支年銘木簡も、優れて地域を超えた重要資料であると共に、芦屋地域の持つ特異性を早い時期から示しているといえる。それゆえ、以下に一項を立てて記述する。

三条九ノ坪遺跡（第16地点）出土の孝徳朝期干支年銘木簡とその歴史的意義　芦屋廃寺と隣接する三条九ノ坪遺跡からは、飛鳥時代に遡る出土文字史料が確認されている。「大領」「少領」などの墨書土器を約100年遡る存在であるが、かような文字史料が先行して見出される地域的基盤があったということである。この調査地点からは７世紀前半経営の水田跡が検出されており、用水を供給する流路ＳＤ01埋土上層から７世紀第３四半期を下限とする土師器・須恵器と伴出した年紀木簡がある。木簡は、上端部に丸味をもたせて面取り整形を施す特異な形態で、表裏共に５文字が判読可能である（表「三壬子年□（手）」裏「子卯丑□向」）。共伴土器との関係から、干支年は652年（白雉３年）とみられる〔兵庫県教委1997〕。当該木簡の招来された年代は、年紀に限りなく近いと考えられ、古様の書風と木簡形態、土器年代の合致を尊重したい。当該年は難波長柄豊碕宮完成年であり、畿内西端に位置する芦屋からの出土は、孝徳朝難波宮とも関連性が濃厚な史料であることを付記したい。四等官制墨書土器の前

提として必須の資料群の一つと数えられる。

武庫郡・菟原郡・雄伴郡をめぐる郡界問題　大正７年（1918）に喜田貞吉はすでに当地域の古代行政郡界について論述し、武庫・菟原の郡界についてはその変動を認識し、吉井良秀の先行考証に留意する。西側については、菟原・八部の郡界を旧生田川とし、当時の旧神戸市域は八部郡内に収まることが説かれ、その後菟原郡に包含される東部域の存在により、郡界を超えることが強調されている。続けて喜田は武庫郡の郡衙については武庫郷内に比定し、郷名に遺ると考え、菟原郡衙は住吉村字郡家の地に遺称があるとの見解を残している〔喜田1918・1924〕。当時としては、妥当な検討というべきであり、その後、神戸市教育委員会が進めてきた長期にわたる発掘調査によって、９世紀以降、郡域中枢部とみなし得る多くの出土物証に恵まれている。かつては菟原郡衙の候補地として絶対的な信頼度で、発掘当初の郡家大蔵遺跡、現在では郡家遺跡が重視されており、その存在は有力視されてきた。

5. 摂津国誕生、摂津職・摂津国府の動静と７世紀前後の菟原郡中枢域の集落動態をめぐって

津国・摂津職から摂津国への動き　通説では、令制の国は天智朝初期の段階に誕生したとされる。令制国に派遣された国宰（クニノミコトモチ）の存在がそれを示している。改新詔第二条では点的な四至（東名墾横河・南紀伊兄山・西赤石櫛淵・北近江合坂山）を明示して「畿内国（うちつくに）」という括りを設けるが、大宝・養老律令では、大和国・山背国・摂津国・河内国・和泉国の四国・四国一監段階を経て五国により「畿内」が定められており、四至定点重視型の前者からエリア・区分重視型の後者への古代行政区画の推移が認められる。畿内国→四ヶ国分割→五畿内の成立といった図式が示せそうであるが、畿内周辺の諸国も、『日本書紀』天武天皇４年(675) ２月癸未９日の記事により、畿内四国とともに立国していることが知られる。

そもそも菟原郡域を招来する摂津は、きわめて特殊な建国事情があった。そのため、文献史料の研究からは、常々重要な位置づけがなされている〔芦屋市役所1971、兵庫県史編集専門委員会1974、落合1989、岩宮2010、栄原2010、佐藤2011、高橋2011b、古市2011b、坂江編2011など〕。周知のとおり、「津国」と並んで摂津職なるものがあり、難波宮・難波京に対する特別行政機構が設けられ、「摂津職　津国を帯す」（『養老令』職員令）から、津国国政兼務の複雑な実態が知られよう。「摂津職大夫」就任の大錦下丹比公麻呂の名前がみえる記述が、摂津職初見史料とされるので（『日本書紀』天武天皇６年（677））、1世紀以上にわたって特別機関が設置されていたのである。その後に正式に「津国」から「摂津国」への改名が進捗したと考えられる。

摂津職政庁の所在地は遺跡としては不明であるが、難波京内とみられる（「穴記」『令集解』所引）。一方、津国府、それを後継した摂津国府に関しては、以下のような複数の史料が認められ、変遷や移転計画を辿ることができる。順次、史料の伝える変遷を俯瞰しよう。①難波京内(推定地)　摂津職政庁内(津国庁兼任施設)両機関の並存。②長岡京遷都。摂津職実務廃絶。摂津国成立。〔延暦３年（784）〕。国としての単独機能。③摂津職残務停止→摂津国府に完全転用　難波大宮既に停む。よろしく職の名を改めて国と為すべし。〔「太政官符」『類聚三代格』延暦12年（793）〕。④西成郡難波堀江(移動推定地)　摂津国治を江頭に遷す。之を許す。〔『日本後紀』延暦24年（805）〕。⑤豊島郡南部（移転推定地）　摂津国治を豊島郡家以南の地に遷す〔『日本紀略』天長２年（825）〕。⑥河辺郡為奈野（移動計画→中止）鴻?館（難波堀江沿い）を修復し、転用。〔『続日本後紀』承和11年（844）〕。

以上の①～⑥の7世紀後半から９世紀中葉にかけての推移は、複雑なためかあまり認識されていないし、考古学的にも、発掘所見などが乏しく、摂津国府の所在地比定や移動事情についての関心は低い。しかし、摂津職大夫の丹比公麻呂は、職四等官の大夫・亮・大少進・大少属のトップであり、大国長官の官位より上位である。官人の官位からは、摂津国は延暦23年（804）までは上国、嘉祥元年（848）頃以降は一時大国になったことが判明している〔栄原2010〕。上記した①から、津国府と摂津職の行政機関としての密接な関係が長期間続いたらしいこと、②から難波京から長岡京への遷都に伴う津国→摂津国への変化の時期が延暦年間と認識されていたこと、③から独立した摂津国府そのものの成立年代が②から約10年後であること、④から８世紀初頭には国府の移転が行われたこと、⑤からおそらく南摂地域から神崎川を南の限りとする豊島郡の南部に移転し、西摂地域東端の一画へとさらに国府が移動したこと、⑥から今の尼崎～伊丹付近への移設計画が進んでいたが中止されたことと、仮に実現していたならば、およそ20年単位の頻繁な国府設置の更新が慌ただしく行われたことが理解されよう。

肝要な点は、摂津国府が難波京や摂津職との関連で常に置かれたものの、難波京廃都後は京域を離れ、基本的には東摂地域への移転をあえて退けて、専ら西摂地域への移設計画を意識的に行っている経過が追えることである。ただし、実現は困難であったとみられる。移設計画の主たる理由を考えると、淀川水系中流域の地より、慣海性に富んだ河口部から西国と結び付く大阪湾岸への至近地を選んでいる意図が読み取れる。また、難波津そのものの直接管掌も考えられてよい。河内・和泉や播磨・淡路と比し、国府や国庁の位置・構造に関する発掘知見を大きく欠く摂津国であるが、近い将来、西摂・南摂の候補地域でもその証左が出土遺

構や文字史料の形で検出されることが期待できよう。

なお、いくつかの点を付言しておくと、③の段階に摂津職が国司に改められたこと、④については、移転先の難波堀江のほとりの具体相として、上町台地の北西端、難波宮北西方に該当する8世紀末～9世紀初頭の官衙的機能を持つ遺構の存在〔松尾2006〕に着目する江頭国府の比定〔佐藤2011〕に注意したい。延暦24年（805）の暦年と触れ合う点が見逃せない。⑤の天長2年（825）には、難波堀江以南に所在する住吉・百済・東生・西生の4郡の「江南四郊」を和泉国に移管する記事が存在する。西生郡に存在した摂津国府は、和泉国に編入する方針になったため、国境変動に伴い豊島郡への移設が余儀なくされた。⑥の国府移転案は、朝廷の命として、天長2年（825）から承和2年（835）に下った。しかも、結局施設の転用という政策低減に至った経緯については、地方政治再編過程の特徴として理解し、グレードの高まった和泉国の存在を理由とする説〔山本2006〕や移転促進の動きを河尻—三国川ルートの運輸形態の重要性、港津監察体制の再整備と結びつける説〔大村2006〕などを紹介しており〔佐藤2011〕、実現問題にも賛否両論が認められるようである。佐藤泰弘は前掲論文において、国府移転実現にも読める『日本紀略』の記載に対し、承和年間までの国府移転事業計画を容認しつつも、『続日本後紀』の記事は全面的に中止されたことを示すと理解すべきであることを強く主張しており、「豊嶋郡家以南地」と「河辺郡為奈野」が同一地域になることを説く点も興味を引く。

自然環境的特質と古代生活面の安定化持続　上記してきた摂津国において、菟原郡成立域の中枢部が芦屋川右岸扇状地上の高燥な土地や背後の台地を要として形成されてきたことは、多くの考古資料を媒介とした考証〔森岡2001・2002・2007・2008・2011・2012a・2012b、竹村2002〕により、疑う余地がない。以下では、具体的な遺跡・遺物に求心力の高さを示す証左を求め、該期前後の集落動向との関わりを考えてみたい。

河川災害の面からみた場合、六甲山地山麓部扇状地の形成途上の土石流堆積物に対し、弥生時代後半段階以降の生活面の安定度は飛躍的に高まっている。遺跡の連続性がその営為を示す濃密な遺構と遺物によって理解できるだけでなく、時間を追っての堆積物自体が予想以上に少なく、洪水などによる氾濫堆積を繰り返した形跡は乏しい。複合性の高い遺跡が比較的安定性に恵まれた自然環境の下で、継続的に営まれているわけである。とくに左岸側に比して、右岸側は高燥性による居住適地化の傾向が顕著である。しかし、近世後期に至ると、芦屋川の自然堤防付近で、砂礫物の厚い堆積が遺構を覆うようになる。天井川の発達が河川制御を大きく狂わせる事態を招き始めたのである。

古墳時代から飛鳥時代への継承度の高さを示唆する遺跡を挙げると、扇央面中位に立地する月若遺跡・寺田遺跡や、やや高い位置に存在するの芦屋廃寺遺跡と西山町遺跡がある。堆積学的な地形分類では、月若・寺田両遺跡は沖積扇状地下位面中部に帰属し、芦屋廃寺遺跡の大部分は沖積扇状地の上位面を占める〔辻2002〕。また、扇央面が谷地形を挟んで西に分岐する位置に三条九ノ坪遺跡が選地する。さらに西方、台地地形と接続する部分の高みには三条岡山遺跡や冠遺跡が存在している。いずれも共通して、弥生時代後期後半あたりから居住行為が充実し、古墳時代中期・後期から平安時代にかけての遺構・遺物を包蔵する。

6. 摂津国胎動に向けての菟原郡の立郡以前の動静

摂津国誕生の波動と特殊性の二、三　摂津は瀬戸内海の東端、大阪湾の北岸にあり、北部九州や東・西部瀬戸内方面からの水上交通、物流や文化の伝播では、たえず近畿の門戸や中継地として重要な位置を占めていた。加えて、そのルートは間接的ながら韓半島に伸びていたので、外来文物を含む交流は時期によって複雑化する。それを証する事象としては、Ⅰ．紀元前5～6世紀に遡る弥生時代前期の遠賀川式土器の早期伝播と水稲農耕の着床、Ⅱ．紀元2世紀末～3世紀前半の庄内式期における活発な外来系土器の交流と東西遠隔地域への橋渡し、Ⅲ．3世紀後半に求められる前期古墳築造集団の通交要衝への選地と沿岸航路の掌握（大阪湾北岸部）、Ⅳ．紀元4世紀末頃から顕在化する渡来人・渡来系文物の往来と定着、そしてその持続、Ⅴ．5世紀末頃を起点とする対外交流の長距離化、地域首長層の政治的変動、Ⅵ．6世紀前半の継体政権が主導した淀川水系諸地域の開発、Ⅶ．7世紀中頃の難波京遷都に伴う大阪湾岸の海路の定式的発達と港津の整備、迎賓儀礼の実修、対外施設の建設、Ⅷ．摂津職の成立に基づく国家的な役割・機能の定型化、制度化などが、大枠組みの画期として提示できる。

国の成り立ちにも深く関与するⅠ～Ⅷの諸画期は、西摂に属する古代菟原郡域周辺でも看取できる顕著な動態であり、これまでにも考古資料を駆使して分析、叙述し、その通時的な役割と対外交渉の累重性こそが、一見地理的な纏まりを欠くようにみえる摂津の揺籃、確立そのものを物語っていることを力説してきた〔森岡1999・2001・2002・2008など〕。

大和王権が大阪湾岸の摂津エリアへの触手と求心力を高める必然は、4世紀末から大型古墳の造営系譜を河内・和泉に大幅に移動させたことからも明らかである。大陸・半島の対外交渉ルートの始点と終点の確立とその実効支配が、瀬戸内海航路と直接結び付くこの地にも面的に及んだことと無縁ではない。敏売浦（美奴売浦）の意義はより年代を遡り、上記Ⅲの段階に倭国中枢勢力から観念された土地として考えており、築造年代の最も古い西求女塚古墳（神戸市灘区）の立地は、

３世紀後半の大和王権の湾岸制海域の西の要を担うものとして注目される。この敏売浦や敏売崎は、太宰府経由の海路による入京の門戸であり、『延喜式』巻二十一玄蕃寮新羅客条にみえる特殊外交儀礼〔坂江1998・2010〕は、『日本書紀』推古天皇16年（608）６月の記事まで遡る。その前段の動きとして看過できないⅡの現象は、上町台地の北に伸びる砂嘴先端に立地する大阪市崇禅寺遺跡で出土する素環頭鉄刀や対岸の吹田市垂水南遺跡などを包括的にみた吉備・東部瀬戸内・中河内・摂津・東海・南関東などの搬入土器の様相から、東西多方面の人々が往来し、交流・交換の中継地の役割を担っている状況が把握できる。おそらく崇禅寺の集落は、港津的な性格を強く帯びたものであろう。この地域では土器の製作に適する素材粘土の確保は全く困難であり、自給を放棄して他家供給に依存していたとみられる。同様の例として、海岸砂州上に選地した西宮市西宮神社社頭遺跡も挙げられよう〔森岡1999〕。摂津東南部や河内潟沿岸部で確認されるようになったⅠの現象は、近年、近畿地方最古級の遠賀川式土器が大阪府寝屋川市讃良郡条里遺跡、東大阪市若江北遺跡、兵庫県神戸市本山遺跡などで確認されている。これらは、内陸部の大和・山城・近江や畿内南部の和泉より１～２小様式程古く、初期農耕文化波及の受容地としての意義が認められる〔森岡2009〕。

雄略朝期の画期を受けた凡河内氏勢力の胚胎と菟原

倭王権による面的支配が進む中、政権構造の画期は、Ⅴの雄略朝期に生ずる。葛城臣・吉備臣・和邇臣などの有力一族から成る豪族連合が一旦崩れ、職掌を群臣に分かつ体制へと変化し、王位は強化された。畿内圏では、渡来人集団の手工業生産への組織編成化が進み、鉄精錬や鉄器製作、馬の飼育などが諸技術を伴って発達した。部民や屯倉の再編、その新興設置などは、葛城臣の滅衰による領有地や人材の大王関与による編成と考えられている〔岩宮2010〕。また、『日本書紀』敏達天皇十二年是歳条には、「朝廷に仕え奉る臣・連・二造、二造は国造・伴造なり」とみえ、間接的な地域支配における国造の活動がうかがえる。中でも有力国造は「クニ」と称される地域の統治を行い、その全国の数が127と記されている（『先代旧事本紀』の国造本紀）。６世紀を目安にすると、菟原郡には凡河内国造が支配する凡河内のクニの存在が浮かび上がってこよう。「凡」の用字は、「大押」という表記や「大河内氏」と記す例から、あまねく、おしなべてといった含意があるが、「郡レベルか数郡規模を支配していた国造を第二次的に再編し、より広域の統一体を支配するようになった段階の国造が『凡直国造』を称した」とされる〔高橋2011b〕。その生成の背景は、「律令制以前の王権の拠点を連ねた広域支配である、いわゆるミヤケ支配の進展と連動したもの」と捉えてよい。また、高橋明裕によれば、「凡河内」は広域性を帯びた統一体を管轄する「凡直国造」の制度的な存在をうかがわせる「地名＋凡直国造」一般に先行するものと理解されている。

凡河内直氏の出現は、文献史料では５世紀の雄略朝に遡り、「雄略紀九年二月条」に登場する。雄略大王の意図に沿わず、殺害の憂き目に遭ったとされる凡河内直香賜が主人公であるが、大王の新羅派兵前に宗像（胸方）の海神を祀る職務で派遣されており〔加藤1980・1991、森岡2002・2008、坂江編2011、高橋2011b、古市2011b〕、海路を通じて最も遠距離行動を起こしている点が甚だ特異な存在である。５世紀後半から始まった凡河内直の海送・航海祭祀の役割は、祭祀・外交官僚的でもあり、大阪湾岸統治の地方官としての職掌を超えた活動といえる。６世紀前半に継続し、７世紀中頃にかけて活発な足跡を残している。安閑朝、皇后に向けての屯倉設置を目的とする良田の確保と献上を命ぜられた大河内直味張の存在、外交使節団の接遇や先導船を出しての水先案内は、推古朝の大河内直糠手や舒明朝の大河内矢伏が例証しており、領域拡張氏族の華々しい軌跡として、さらに国造の地位に立って実益的な動きが看取される。旧来この地に力を及ぼしていた倭直勢力と恰も交替するかのような出現経緯で現れ、広い範囲にさまざまな物証を残す一大勢力となっている〔加藤1980・1991、森岡2008、高橋2011b〕。

凡河内直一族の活動領域は７世紀前史としてかように広く捉えることが可能であるが、その証左は、西摂平野東部にも及んでいる。尼崎市には、川原公ないしは為名真人や為奈部首が造営者とみられる猪名寺廃寺が存在するが、川原公は凡河内直の子、稚子媛と宣化天皇の間に生まれた火焔王子を始祖とする血脈が認められる。また、伊丹廃寺は、摂津国河辺郡大領の地位ないしは河内国造にあったとされる凡河内直創建と考えられており、凡河内氏一族と関係深い造営系譜を辿る〔岩宮2010〕。凡河内直を中核とする地域的ネットワークは広く西摂地域の枢要部を覆っていたようで、その活動領域は想像以上に大きいと考えられる。こうした国造支配の原理は、評制の整備によって排除され、原初官僚制的な三等官制の施行によって地域の掌握を機械的に進めることとなった〔米田1979〕。

ところで、６世紀前半には、継体が即位するに至り、淀川中・下流域の支配権を強化する動きがみられるが、淀川以西、西摂津の為奈の地域にも倭王権の直接支配が及ぶ動向が認められ、上述した宣化代の出自や婚姻関係から積極的に想定されている〔古市2011a〕。それと関連する地域である伊丹台地北域の郡家郷を中核として、河辺郡には凡河内直氏が数多く居住していたようで、河辺郡の郡司は凡河内氏が譜代となった〔加藤1980〕。一方、古墳動向に比重を置いて、６世紀前半頃に有力な存在である猪名野古墳群の被葬者に凡河内氏をあてて、猪名川下流域の水上交通掌握を考える高橋照彦の説があり、凡河内直氏はミヤケ管理の担い手

としても考えられている〔高橋2007〕。

凡河内氏の本拠地、基盤地域を問うと、早くに菟原郡周辺に求める見解がある〔吉田1973〕。他方、河内から摂津への移住を唱える学説も多様に存在し〔山尾1979・笹川1988・直木2002など〕、混乱した状況である。諸説の巧みな整理〔高橋2007〕も重要な仕事であるので、これらを渉猟しつつ、根源的な本拠地について、7世紀前後の考古資料を基に検討を行う。

打出小槌古墳被葬者像をめぐる凡河内直香賜と菟原郡地域支配の原型　凡河内氏の活動初期になる5世紀末頃に関わる考古資料としては、芦屋市打出小槌古墳が挙げられる。現在は盾形周濠を完備した総長85m前後の前方後円墳になることが判明しており〔芦屋市教委2012〕、その被葬者の候補は、先にも触れた凡河内直香賜である〔森岡2002〕。凡河内氏一族の大阪湾岸での諸活動の黎明を物語る存在であり、この地の古代菟原郡域の中枢地としての出発点が、海に臨むこの古墳の築造契機にあり、その後の令制郡に向けての展開過程〔森岡2002〕にも深く関係していると考える。

石製模造品の生産体制を擁する月若遺跡　古墳時代中期・後期の集落が直ちに飛鳥・奈良時代の集落への接続性を示す事例として、月若遺跡がある。律令期官衙域へと系譜的に連なる空間に存在する古墳時代集落では、石製模造品を生産する基盤をもつことを証する遺跡の一つでもある。居住域の中核は北半域にあり、竪穴住居から掘立柱建物への変化を短時間で済ませる。

面的に調査された第18地点では、5～6世紀に比定し得る竪穴住居の廃絶以降、7～8世紀代の掘立柱建物群が一気に営まれ、竪穴住居から掘立柱建物への移行がスムーズであったことがわかる。前身的存在の古墳時代中・後期集落は周辺にも広がっていて、鍛冶炉を伴う滑石製模造品を生産した集落と考えられる。

芦屋廃寺下層遺跡としての飛鳥時代集落　菟原郡唯一の古代寺院である芦屋廃寺は、その伽藍中枢部における様相から、6～7世紀の居住域が先行しており、飛鳥時代の集落立地点の中でも最優良の高みが意識的に選択されている。第62地点で確認されたような基壇面の掘立柱建物は、柱穴が不揃いながら大きく、礎石瓦葺きの建物に先んじて造営された7世紀の後半に遡る寺院遺構とみることができる。なお、690年代までに金堂が建設されたと推定するので、寺域での居住活動はそれ以降途絶えたとみられる。

標高40m付近に立地する第48地点では、重層的に重なる数棟の6世紀代の方形竪穴住居群が見出されており、6世紀末まで場を踏襲した形で短期のサイクルによる建物の変換が認められる。芦屋廃寺遺跡の他地点とは分離できる集落であろう。少し古い掘立柱建物は第49地点にもあり（東西棟・2間×4間）、6世紀前半に遡る。このように、7世紀に継続する集落も別の一群として存在するようである。

以上のように、芦屋廃寺遺跡内に点在する古墳時代末期の集落は、沖積低地との比高10mを測るより高所に存在しており、山麓部の城山・三条古墳群の6～7世紀の造墓活動とも絡むことが十分予測される。

扇状地面を東西方向にみた飛鳥時代集落の景観　震災復興計画事業の一環として実施された山手幹線街路事業に伴う事前調査では、全時代に跨る多くの遺構・遺物が発掘された。寺田遺跡では、古墳時代後期末の方形竪穴住居5棟、側柱掘立柱建物4棟、総柱掘立柱建物2棟、飛鳥時代の側柱掘立柱建物3棟、総柱掘立柱建物4棟、奈良時代前期の大型側柱掘立柱建物3棟、側柱掘立柱建物2棟、総柱掘立柱建物1棟の計24棟、月若遺跡では、古墳時代後期～末の方形竪穴住居6棟、飛鳥時代の掘立柱建物3棟、総柱掘立柱建物1棟、奈良時代の側柱掘立柱建物1棟の計11棟が検出されており、東西方向に展開する集落の概要がおおよそ理解できるようになった〔芦屋市・芦屋市教委2002～2010、芦屋市・芦屋市教委2008に総集〕。

古墳時代集落の動態を示す竪穴住居の分布型について、芦屋川右岸地域では、重複型の偏在性（例えば、月若遺跡第18・19地点、寺田遺跡第55・95地点）と、ある程度広く淡く分布する散在型とがみられる（例えば、月若遺跡第71地点など）〔芦屋市教委2004b〕。後者を集落縁辺部や散居とするには疑問も多いが、前者には家地を限定して歴代踏襲する場合があったことも十分想定できよう。前史になる古墳時代中期には、寺田遺跡と月若遺跡に核となる遺構の密な分布域があるが、同後期から飛鳥時代にかけては扇状地上に広く拡散し、居住域自体は西について東川旧流路を超えて低所にも拡大する。また、南・東にも活動領域を広め、大きな土地割ともなるような南北方向の大溝を構築する。奈良時代に入ると、この範囲内で遺構分布域を縮めた形で縮小させ、寺院・駅家・郡衙などの整備に対応した集落構成に変質するようである。

飛鳥時代を中心とする様相としては、6世紀末頃の竪穴住居には竈を造り付けたものが一定数みられる。飛鳥時代に入ると、一気に竪穴住居は減衰し、六甲山地の南麓地域では、7世紀に残る竪穴建物は異例といえる。その用途が単なる住居ではなく、対をなす掘立柱建物に居住して、鍛冶工房などに使用した可能性も高い（神戸市中央区二宮遺跡例）。

7世紀前後の掘立柱建物の諸特徴　明確に奈良時代に下るものと比較すると、7世紀代を中心とする掘立柱建物には、以下のような特徴が認められる。ただし、特徴自体が集落としてのまとまりの中で完結することも多く、地域全体に敷衍できる事項か否かはさらなる検討が必要である。

①奈良時代の掘立柱建物が主軸を真北に近づける傾向があるのに対し、主軸をより西に振り（20°前後）、地形の傾斜に馴染むものが目立つ。ただし一部の飛鳥

時代の建物には、真北方向への志向を強めるものが現れてくる（寺田遺跡第127・178地点）。また、この地域の奈良時代の掘立柱建物は、南北棟が主体を成し、構造的には側柱建物が多いという二点の指摘がみられる〔神戸市教委2002〕。飛鳥時代は総柱建物の比率が全体の５～６割を占める。②柱掘方は方形・隅丸方形が多い奈良時代に対し、7世紀の建物は不整円形・不整方形が主流で、奈良時代のものより規模が小さい。奈良時代の柱掘形は1辺60～100cm程度の大きさが普遍的となってくる。加えて建物規模自体も奈良時代の掘立柱建物が大きく、30～70㎡クラスのものが目立つ。平面規模の面で７世紀代のものは小さい。③奈良時代の建物が緊結的に限られた範囲を持つ一方、７世紀の建物はグループをなす部分もみられるが、かなり散在的な傾向を示し、扇状地上での分布範囲はより広い地域に展開する。古墳時代後期後半～末頃の竪穴系建物との関連性や連続性を示す場合も多い。奈良時代の建物群には、３棟１単位の大型掘立柱建物群が存在するが、飛鳥時代以前の建物群には明確な単位性が認識できるものは乏しい。

①と関連して、寺田遺跡の内部分析〔森岡2004〕では、掘立柱建物主軸方位を測定した34棟において、北の方角を強く志向することがうかがえる。すなわち北東から南西への勾配をみせる旧地形の特徴を反映していると理解できる。また、奈良・平安時代では真北を基準として東へ大きく振る建物も一群をなしている。

この地域の復元条里地割はN20°Wと考えられており〔吉本1981〕、①では奈良時代より飛鳥時代の建物方位に近似する。考古学的には条里型地割の施工時期は不詳な事項が多いが、奈良時代の建物方位は、斜方位に走行する六甲山地の山麓線や海岸線と合わず、自然地形を重視した条里地割にそぐわない。数説の路線案がみられる古代山陽道〔森岡2007〕とも直交せず、官道開設や支道との間にも矛盾をきたしている。

後背における終末期古墳および終末期群集墳の存在　飛鳥時代の集落にほぼ対応する時期には、終末期の古墳が城山古墳群並びに三条古墳群に築造される。この古墳群には６世紀代を中心にミニチュア竈形土器の副葬慣行が認められる。埋葬施設は横穴式石室であるが、それぞれが個性豊かで、独立する古墳の時間的累積が景観としての群集墳を形成させているものの、群内の古墳には等質性の欠如がみられる。６世紀段階の盟主墳である山芦屋古墳は、巨石を多用する大型横穴式石室で、副葬品には百済系平底短頸壺や金銅装馬具、水晶製三輪玉など多彩なものがみられる〔森岡1984〕。７世紀には旭塚古墳や城山３号墳など貼石を用いた外護多角形墳が築造された。巨石を用いた旭塚古墳には、床面や前庭部に播磨竜山石を使用しており、７世紀中頃築造とみられるが、墳裾のテラス面に土師器・須恵器などの土器類を意図的にセットで供献するなど、終末期古墳としては稀少な属性が多くみられた〔芦屋市教委2009d〕。被葬者は７世紀代に限れば、評造や郡司輩出氏族と密接なる系譜関係が予測される。

７世紀の特殊祭場がみつかった三条岡山遺跡第４地点　三条岡山遺跡第４地点からは、眼下一帯に大阪湾が一望でき、古代の官衙・集落域の活動エリアを象徴するような場所といえる。表六甲の前山南斜面において確認された７世紀中頃の祭祀遺構は、舟形状土坑に径15cmの柱穴を東西に配し、多くの供献遺物が一括出土した。西日本では最も新しい型式の子持勾玉をはじめ、鉄刀（大刀・短刀）・鉄鐸・鉄鏃・銀装柄頭・鉄芯銀張足金物や円形青銅製品・鈴形土製品、須恵器大甕・高杯・平瓶などの土器類が割ったり曲げたりした状態で確認されており、海洋祭祀を彷彿とさせる特殊な祭場と捉えられる〔村川（行）・村川（義）1986、村川（義）2012〕。航行する船舶の安全祈願や海への信仰と直接関係する祭祀、あるいは山と禁足地との結界を意識した祭祀などが執り行われたと推測されている。

法隆寺様式軒瓦・高句麗様式軒丸瓦の分布とその性格　菟原郡唯一の白鳳期寺院である芦屋廃寺は、現在「郡寺」という認識がほぼ定着しつつある。段丘崖に近い立地から、西および南への眺望を強く意識した状況が読み取れる。また、創建期を表徴する法隆寺様式の軒瓦や飛鳥時代の高句麗様式の軒丸瓦の確認など、一定の発掘成果が齎されている〔森岡・竹村2000〕。さらに、これらの軒瓦が想定寺域をはるかに超えて出土するようになり、集落と、芦屋廃寺建立者との強固なネットワークがこの地域の要所にあったと想定できる。また、大阪湾岸地域（摂河泉枢要部）において、法隆寺様式の軒瓦出土地は20遺跡近く存在するが、河内・和泉に対し、摂津は10遺跡以上を数える濃密さで、菟原郡内と百済郡内に集中する傾向が読み取れる。ただし、純然たる法隆寺式瓦〔林2009〕をもつ百済郡に対して、法隆寺系統とはいえ、亜流の長林寺式系統の芦屋廃寺周辺との際立つ差違が生じている。現状では、飛鳥時代集落の中に芦屋廃寺に先行する寺院関連遺構が散在的に存在する公算も高い。

7. まとめにかえて

芦屋市は、西部摂津の古代菟原郡に市域が収まり、『倭名類聚抄』（高山寺本）にみえる「葦屋郷」と「賀美郷」に概ね対応する。とくに葦屋郷は、その郷心が芦屋市西部に存在しており、西に接する神戸市東灘区の東部域に広がっていた蓋然性は大きく、今日の行政区分を超える存在と思われる。1995年の阪神・淡路大震災により未曽有の被害を受け、その復旧・復興のための事前発掘調査は、地域の古代史の構築に欠かせない歴史情報を数多くもたらした。その典型例が、本書で報告した寺田遺跡第90地点で見出された律令郡政官人層の使用したらしい墨書土器の一括出土である。

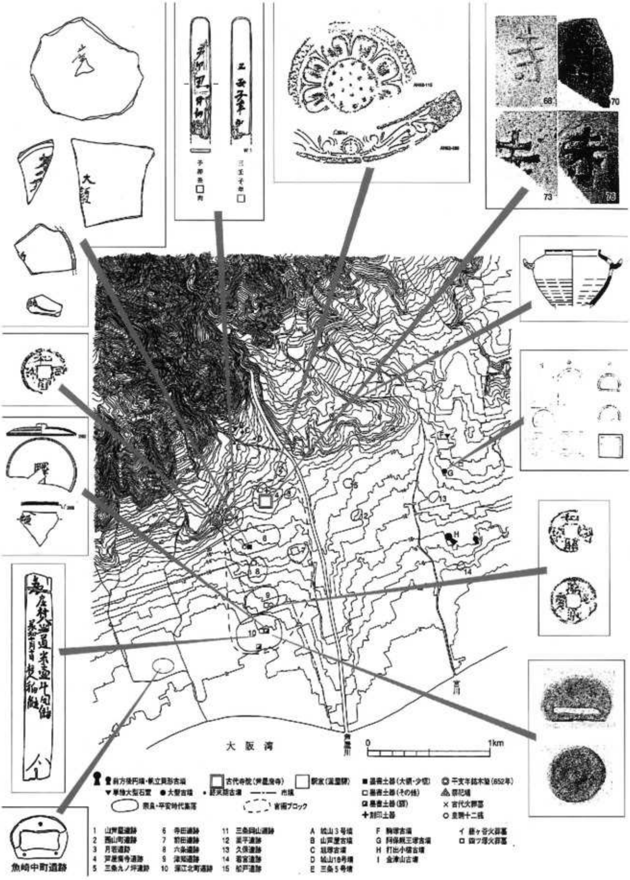

第80図　郡領層墨書土器出土地周辺の古代地域像

第４章　打出小槌遺跡の調査成果

第１節　地理的・歴史的環境

打出小槌遺跡は、大阪湾北岸に面する市域の南東部、芦屋市打出小槌町に広がる旧石器時代から近世に至る複合遺跡で、その範囲は東西約220m、南北約230mである（第１図）。地形的には、東六甲山麓から派生した翠ヶ丘台地の最先端部、標高10m付近の緩傾斜地に立地している。本遺跡は、昭和61年（1986）に集合住宅建設工事に先立つ確認調査において、埴輪片や葺石らしき円礫と沼状の堆積土の存在を確認したことを契機として実施した発掘調査（第１地点）によって、古墳の濠を検出したことから、周知の埋蔵文化財として登録・周知されるに至ったものである。この調査では、葺石を伴う幅５ｍを超える濠が、長さ20m以上にわたって北東―南西方向に一直線にのびていて、濠内から大量の円筒埴輪・朝顔形埴輪とともに、人物・動物・蓋・盾・靫など多彩な形象埴輪や須恵器が出土したことから、古墳時代中期後半（５世紀後半～末）にこの古墳が築造されたことが判明し、町名との関係もあって「打出小槌古墳」と命名された。また、濠の最上部には中世の遺物が含まれていることから、この頃には濠の埋没が完了するとともに、墳丘も削平されてしまったものと推測された〔芦屋市教委1993a・1993b〕。

これ以降、平成26年（2014）３月１日現在まで、54次におよぶ調査が実施され、多くの知見が得られている。平成元年（1989）の第３地点の調査において、濠が北西方向に屈曲していることが明らかになったことから、一辺約36mの方墳と推定されたが、平成11年（1999）の第31地点の調査において、第１・３地点で確認した濠の延長部分（前方部）がみつかり、盾形の周濠を有する前方後円墳である可能性が高まった。さらに、平成17年（2005）度の第41地点の調査では、この調査地点までは後円部の濠がのびていないことが確認され、ついに平成22年（2010）の第45地点の調査によって、後円部の濠が初めて検出されるに至り、発見から24年の歳月を経て、墳丘長約60mの前方後円墳であることが確定した〔芦屋市教委1993a・1993b・1996・2001b・2005・2007b・2009a・2009c・2012〕。ただし、次節で報告する第22地点の調査段階では、打出小槌古墳の範囲・規模は確定されていなかったので、当該地の調査は、打出小槌古墳に関わる遺構の検出も視野に入れて実施されたものである。

なお、打出小槌古墳から東約100mには、墳丘長55ｍで二重周濠を有する帆立貝形古墳の金津山古墳が存在している。金津山古墳は、周濠から出土した埴輪や須恵器の様相から、金津山古墳→打出小槌古墳への首長墓系譜が追える〔芦屋市教委2008b〕。また、打出小槌古墳から南西約250mの若宮遺跡でも、５世紀代の大形古墳の存在を想定するに足る濠状の遺構や埴輪（円筒埴輪・形象埴輪）を検出しており、打出小槌古墳周辺には、古墳時代中期の古墳群が広域に展開していた可能性が高まっている〔芦屋市教委2012a〕。

古墳時代以外の発掘情報としては、第４地点で、地山直上面から旧石器時代の国府型ナイフ形石器が出土している。また、第７・36・37地点では、サヌカイト剥片が出土している。弥生土器の出土は、次節で報告する第22地点以外では多くないが、第41地点では、弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の粘土採掘坑と考えられる土坑群が検出されている。当該期の土器は、第22地点においても一定量出土している。奈良時代以降は、第１・31・36・37・41・45地点などで土器類が確認されており、地形的に一段高くなっている遺跡の北東部分に、官衙や寺院の存在を類推する見方もある。平安時代後期になると、翠ヶ丘丘陵上にも集落や耕作地が展開し始めるようで、中世以降、打出小槌遺跡一帯では、耕作地化していったようである。

第１図　調査地位置図　１／5000

第２節　第22地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市打出小槌町49番地ほか（敷地面積約1500㎡）において、阪神・淡路大震災の復興に伴う鉄筋５階建共同住宅の建設が計画された。当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である打出小槌遺跡の範囲に含まれるため、本市教委は、平成８年（1996）10月17日に確認調査を実施した（第１～３図）。基礎工事の掘削深度は現地表下300cmと深く、トレンチ３箇所（「トレンチ１～３」と呼称。）を設定して、遺構や遺物包含層の有無を検証した（調査総面積20.415㎡）。現地表下約150cmで宅地造成以前の水田耕土・床土が検出され、その下には大阪層群の一部と思われる粗砂基盤層が確認された。トレンチ壁面において遺構・遺物包含層等は看取されなかったが、埴輪片など遺物出土の徴証もあったため、調査面積が不十分として、第２次確認調査を実施することとした。第２次確認調査は10月31日に実施し、幅約１m、長さ約37.7mのトレンチ（「トレンチ４」と呼称。）を設定した（調査面積39.53㎡）。現地表下180～210cmまで掘削したところ、トレンチ４の南部において、流路ないし沼沢地の一部と推定される水成層を確認するとともに、完形資料を含む庄内式併行期の土器群の出土をみたことにより、当該地に弥生～古墳時代の遺構が存在していることが明らかになった。しかし、共同住宅の基礎工事によって遺構面が損なわれるため、全面調査による記録保存が必要と判断し、同年12月９日から翌平成９年（1997）２月17日にかけて、本発掘調査を実施した。

2. 発掘調査の方法

調査区は当該地のほぼ全面に広がっており、調査面積は830㎡を測る（第３図）。調査は、まず、盛土を主体とする現表土（第１層）と宅地造成以前の水田耕土（第２層）、床土（第３層）を重機で除去し、基盤層上面の精査を行った。調査区の北西端では基盤層より上位に位置する、大阪層群起源の黄褐色土（整地層）において、調査区南端部中央では基盤層上面において、それぞれ耕作痕を確認したことから、これらの遺構を第１遺構面帰属のものとして掘削し、記録を残した。さらに、調査区東部において、基盤層を切り込む流路状遺構と土坑を検出したので、各遺構を人力掘削し、遺物の採取や図面の作成、写真撮影を行った。遺構の測量・図面作成は、調査区の形状に合わせて調査区北西端に設けた任意の杭を基準として、４m間隔で、北から南へ１、２、３…10、西から東へA、B、C…Fと区割りし、平板測量を行った。また、標高は、芦屋市が調査区に近接する道路上マンホール蓋面に設けている水準点から移動した数値を用いた。記録写真は、35㎜のモノクローム・リバーサル・ネガカラーの３種類のフィルムを使用した。

3. 発掘調査の経過

平成８年12月９日に現地立会を行い、発掘調査を開始した。重機によって北側から盛土等を除去し、順次人力掘削に切り替えるとともに、調査区の四周の壁沿いに排水路を掘削し、土層観察も行った。13日から本格的に第１遺構面の検出を行ったところ、耕作痕を確認した。耕作痕の掘削や図面作成を一部残した状態で年を越し、年明けの１月７日からは、第２遺構面の流路状遺構の掘削にも着手した。流路状遺構は、まず、サブトレンチ（ＳＴ３・４・７）によって土層や遺構の深度を確認し、続いて土層観察用の畦を残しながら掘り進み、最下層に達したのは１月末である。なお、１月21日には降雪があり、22日は調査区全面が冠雪した。２月５日には流路状遺構内のすべての遺物を取り上げ、翌６日に完掘状態を撮影した。その後、土層断面図や平面図の作成、遺構のレベル計測などの記録作業を行い、２月17日に調査を完了した。

第２図　第22地点調査地現況

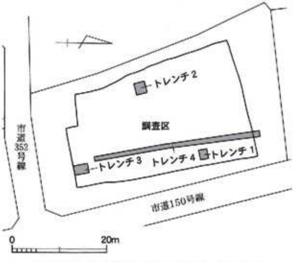

第３図　第22地点調査区配置図　1／800

4. 調査区の層序

本調査においては、調査区東壁を基本層序として、北から確認した順番に、各土層に通し番号（１～29）を付した。次いで、サブトレンチ、調査区南壁の順に通し番号を付けた（第４～11図）。当該地では、近現代の宅地化に伴う盛土を主体とする表土（１層）の下に、近代水田耕土（２層）、近代水田床土（３・４層）が堆積し、その下に若干の包含層を挟んで、遺構面の基盤層である灰白色重埴土（９・25層）が存在していた。11～14層は流路状遺構支流部分の埋積土、17～24層は流路状遺構本流部分の埋積土である。調査区中央部東寄りの流路状遺構は、掘削に先行してサブトレンチ３ヶ所（ＳＴ３・４・７）を設けて、埋積土を観察した。最も北側に設定したＳＴ３では、流路状遺構埋積土に30～40の土層番号を付した。ＳＴ３より南側で流路状遺構と土坑を横断するように設定したＳＴ４においては、前者に関する土層番号を41～49、後者に関する土層番号を50～52とした。さらに南側に設定したＳＴ７で確認された土層には、53～58の土層番号を付けた。このうち、54～58が流路状遺構埋積土になるだろう。調査区南壁では、流路状遺構埋積土や包含層について、59～71の土層番号を付した。60層以下が流路状遺構埋積土で、69層が第１遺構面耕作痕埋土に相当する。なお、各層の土色や土質については、第10・11図に掲げている。

第４図　ＳＴ３流路状遺構土層断面（南から）

第５図　ＳＴ４流路状遺構土層断面（南から）

第６図　ＳＴ７流路状遺構土層断面（北から）

第７図　調査区南壁流路状遺構土層断面（北から）

第８図　調査区東壁流路状遺構土層断面（西から）

第９図　ＳＴ４土坑土層断面（北から）

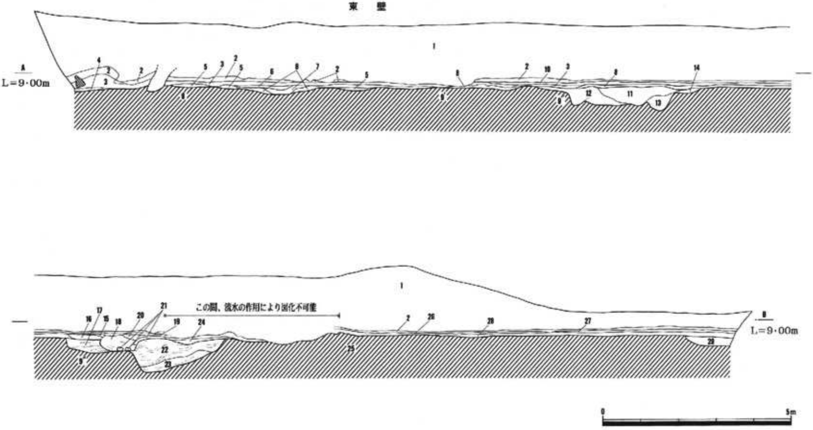

【土層注記】

1　盛土を主体とする現表土。本文中の第１層に相当する。
2　中～細砂混じりの弱粘性暗灰色壌土。旧耕土で、本文中の第２層に相当する。
3　粘性強く、固結の進んだ中砂質灰オリーブ色壌土。近現代遺物を包含する旧床土対応層で、本文中の第３層に相当する。
4　わずかに鉄分が沈着し、固結の進んだ中砂質壌土。近現代遺物を包含する旧床土対応層で、本文中の第３層に相当する。
5　鉄分が沈着し、粘質シルトを多量に含んだ固結度の高い明黄褐色粘質粗砂壌土。
6　鉄分が斑状に沈着する中～細砂を含む弱粘性灰白色シルト質壌土。
7　鉄分が斑状に沈着する中～細砂を含む粘性を帯びたオリーブ灰色シルト質壌土。
8　中～細砂を含み、固結度がやや高く、粘性を帯びた暗灰黄色砂質壌土。
9　部分的に真砂化した粗砂礫を含む灰白色の風壌土。基盤層。
9′　固結度の高いシルトを含んだ黄灰色～灰褐色の粗砂礫層。基盤層。
10　粗砂礫をわずかに含む弱粘性褐灰中砂質壌土。
11　上部ほど壌土分が多くなるにぶい黄褐色粗砂質壌土。流路状遺構支流部分の埋積土。
12　鉄分が小斑状に沈着する、やや粘性の強い黄灰色極細砂～シルト質壌土。流路状遺構支流部分の埋積土。
13　鉄分・マンガンがわずかに沈着し、シルトをわずかに含んだやや粗小な灰黄褐色中砂～粗砂質壌土。流路状遺構支流部分の埋積土。
14　鉄分・マンガンが小斑状に沈着する。粘性の強い褐灰色細砂～シルト質壌土。流路状遺構支流部分の埋積土。
15　シルトを含む弱粘性浅黄色粗砂礫。
16　粗砂鉄分を含む弱粘性黒色中砂質壌土。
17　灰色粘土と黄褐色粗砂礫のラミナの発達した互層堆積。流路状遺構本流部分の埋積土。
18　弱いラミナのみられる、やや固結の進んだ均質な褐色中砂～粗砂。流路状遺構本流部分の埋積土。
19　やや粘性を帯びた、にぶい黄褐色中砂～粗砂質壌土。流路状遺構本流部分の埋積土。
20　18層のやや暗色がかった部分。流路状遺構本流部分の埋積土。
21　下部に鉄分・マンガンが沈着する。粘性の強い黒褐色中砂質壌土。流路状遺構本流部分の埋積土。
21′　18層中に崩落した21層のブロックを含む。流路状遺構本流部分の埋積土。
22　弱いラミナの発達のみられる、やや粗小な褐灰色中砂～粗砂。流路状遺構本流部分の埋積土。
23　粘土分をわずかに含み、粗砂礫分の多い粗小な褐灰色粗砂礫。流路状遺構本流部分の埋積土。
24　下部に鉄分・マンガンの沈着がみられる。弱い粘性のある褐灰色中砂質壌土。流路状遺構本流部分の埋積土（Ⅱ層に相当）。
25　鉄分が細い管状に沈着するウン管が発達した灰色壌土。基盤層。
26　粘質分を含み、中砂～粗砂礫を大量に含んだ、固結度の高い黄褐色中砂～粗砂質壌土。
27　26層より鉄分の沈着が強く、微細な灰色粘土粒や中砂～粗砂を含む灰黄褐色壌土。
28　鉄分・マンガンが斑状に沈着し、真砂起源の灰色砂礫粒を多量に含む弱粘性灰色粗砂質壌土
29　27層で黄褐色粘質シルト分が強い部分。

第10図　第22地点土層断面図（1）　1／100　　※『実績報告書集』から転載・一部改変。

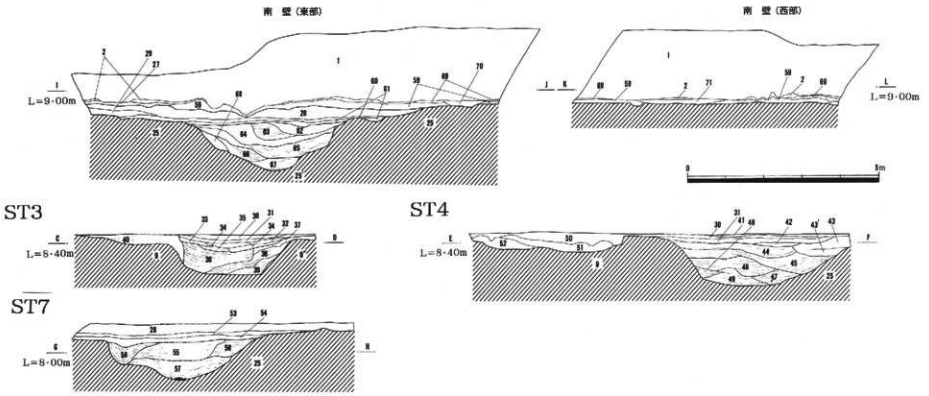

【土層注記】
1　畑土を主体とする現表土。本文中の第１層に相当する。
2　中～細砂混じりの弱粘性暗灰色壌土。旧耕土で、本文中の第２層に相当する。
9　部分的に真砂化した粗砂礫を含む灰白色の重埴土。基盤層。
9''　鉄分が沈着した粗砂礫層。基盤層。
25　鉄分が細い管状に沈着するウン管が発達した灰色壌土。基盤層。
27　26層より鉄分の沈着が強く、微細な灰色粘土粒や中砂～粗砂を含む灰黄褐色壌土。
28　鉄分・マンガンが斑状に沈着し、真砂起源の灰色砂礫粒を多量に含む弱粘性灰色粗砂質壌土。
29　27層で黄褐色粘質シルト分が強い部分。
30　下部に黒褐色粘質部をもつ、マンガンが斑状に沈着した褐灰色粗砂。
31　均質な黄灰色粗砂。
32　上部に粘性の強い黄灰色埴土をもつ、黄灰色粗砂。
33　均質な黄灰色粗砂。
34　粘質部を間層に含み、ラミナのやや発達した褐灰色中砂～粗砂。
35　わずかに炭化物を含む褐灰色シルト質埴土。
36　褐灰色の中砂～粗砂層が薄く互層堆積する黒褐色シルト質埴土。
37　粘性のあるシルト分をわずかに含む暗灰黄色中砂～粗砂。
38　黒色シルト分をわずかに間層に含みラミナが発達する、にぶい黄橙色中砂～粗砂。
39　ラミナが発達し、粗小な褐灰色中砂～細砂。
40　ラミナがやや発達し、白色粒・黒色粒を含む灰黄褐色粘質土ブロックを有するにぶい黄褐色中砂～粗砂。
41　鉄分がわずかに沈着し、灰色粘土粒を極わずかに含む明黄褐色弱粘性細砂。
42　細砂層を間層に含み、鉄分・マンガンの沈着および黒色砂のみられる黄灰色シルト質埴土。
43　ラミナの発達が弱く、中砂～粗砂を含む粘性のやや強い暗灰黄色壌土。
43'　黒褐色に漸移した43層。
44　流路両肩が黒褐色シルト質に漸移し、下部に厚さ５㎝程の白色粘質土の堆積がみられる黄灰色細砂～極細砂。
45　流路両肩で～黄灰色粘質シルト質に漸移する、ラミナの発達した中砂～粗砂。
46　黒褐色分の強いシルトを薄く間層に含む、固結度の弱い黒褐色粗砂。
47　直径10㎝ 前後の円礫を含む、ラミナの発達した粗小な褐灰色粗砂。
48　ラミナの発達のみられる、粗小な黄灰色粗砂。
49　やや粘性のあるシルト分を含んだ粗小な灰白色中砂～粗砂。
50　鉄分・マンガンの沈着が著しく、固結度が高く、粘性の強い灰黄褐色中砂～粗砂質壌土。
51　灰黄褐色ブロックなどを含み、撹乱状に堆積する。粘性はややあるが、固結度の低い黄色粗砂質壌土。
52　下部に鉄分が沈着し、灰色粗砂ブロックを含む灰色シルト質粘土。
53　粗砂と粘性の強いマンガン粒がみられる埴土が互層となる黄灰色シルト質埴壌土。
54　やや固結度の高い黄灰色中砂～粗砂。
55　黄灰色細砂をわずかに間層に含む、やや固結度の高い黒色シルト質壌土。
56　ラミナが発達し、鉄分の沈着もみられる、やや固結の進んだ灰白色中砂～粗砂。
57　ラミナが発達し、鉄分が縞状に沈着する粗小な褐灰色中砂～粗砂。
58　灰黄褐色中砂～粗砂を間層に含む、ラミナがやや発達した黒色粘質シルト。
59　わずかに鉄分が沈着し、固結の進んだ中砂質壌土。
60　弱粘質で中砂～粗砂礫分の多い褐灰色壌土。
61　粗小で均質な褐灰色粗砂。
62　わずかに鉄分が沈着し、粗砂の混入もみられる黒色シルト。
63　粗小で、弱いラミナのみられる褐灰色粗砂。
64　わずかに細砂～中砂が下部に偏在する黒色シルト。
65　灰色シルト分がわずかに混在し、弱いラミナおよび鉄分の弱い沈着がみられる粗小な灰白色粗砂。
66　弱いラミナの発達がみられ、黒色分も薄く堆積する粗小な灰白色粗砂。
67　ラミナが発達し、シルト分～粗砂の互層堆積がみられる灰白色砂。
68　65層と25層の漸移層。
69　灰色粘土主体の耕作機乱層。第１遺構面耕作痕に係る土層。
70　粘性強く、固結の進んだ中砂質オリーブ色壌土。
71　わずかに鉄分・マンガンが斑状に沈着する弱粘性の暗灰黄色中砂～粗砂質壌土。

第11図　第22地点土層断面図（２）１／100　※『実績報告書集』から転載・一部改変。

5. 検出遺構

今次の調査では、ほぼ同一遺構面で耕作痕と流路状遺構、土坑を検出した。ただし、遺構の性格や埋土、遺物等が極端に異なるので、調査区の北西部と南端部中央において検出した耕作痕を第１遺構面の遺構、調査区東部で検出した流路状遺構と土坑を第２遺構面の遺構として報告を行う。以下、第１遺構面、第２遺構面の順に記述する。

①第１遺構面（第12～16図）

この遺構面で確認した耕作痕は、調査区北西部の３条と、南端部における南北方向５条とそれに直交する13条である(第12・13図)。調査区北西部では、近現代の宅地化に伴う盛土を主体とする表土(１層)の直下に、灰色の水田耕土（２層）があり、この耕作土は、近代を下限とする陶磁器や瓦の細片を含む整地層を基盤としていた（第14図)。耕作痕は整地層上面で、N20°W方向の間断をもつ溝として検出された。３条の耕作痕は、東側から順に、幅15～50cm・最深部の深さ９cm、幅10～32cm・最深部の深さ４cm、幅10～36cm・最深部の深さ７cmを測るが、完全な平行ではない。南端部の耕作痕は、N10° W方向の５条に対して、N75° E方向の耕作痕が先行する。なお、耕作痕埋土からは、瓦器・中国青磁と江戸時代後期の染付磁器が出土した。

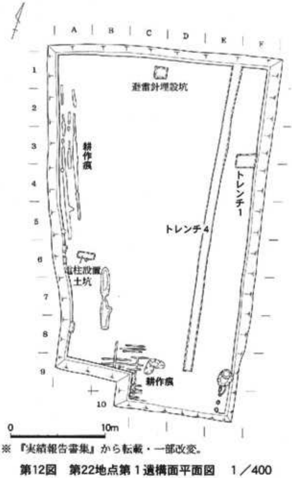

※『実績報告書集』から転載・一部改変。

第12図　第22地点第１遺構面平面図　1／400

第13図　第１遺構面北西部の耕作痕（北から）

第14図　調査区北西部の北壁土層（南から）

第15図　調査区北西部の整地層除去状況（北から）

第16図　第１遺構面西部の電柱設置土坑（東から）

ちなみに、芦屋市域では、大正８～11年（1919～1922）に大々的に土地耕地整理事業が実施されて、碁盤目状の区画整理が行われている。また、昭和２年（1927）に国道二号の拡張工事による丘陵部の削平が進んだので、第１遺構面を覆う盛土をこの時期のものとみることができよう。なお、整地層を除去したところ、幅10mほどの浅い溝状の窪みとなったが、これは、基盤層の軟弱な部分を対象として置土を行った結果、整地層の陥入部分布域が溝状にみえているものと判断した（第15図）。

このほかに、調査区中央部北端で避雷針の埋設坑、南西部で電柱のステーを設置するための土坑が検出されており、これらは昭和期前半を下限とするものと推測できる（第16図）。

②第２遺構面（第４～９・17～25図）

第２次確認調査の際にトレンチ４の南部において検出した水成層は、北から南に流れる自然流路であることが明らかになったので、「流路状遺構」として報告する。また、調査区南部で、流路状遺構の西肩部において検出した略楕円形の遺構は、「土坑」として報告する。

流路状遺構は、平面的には調査区東寄りを北から南に向かって流れているようにみえ、検出長は25mである。ただし、調査区東壁の中央部に接する付近で二股に分かれており、平面図ではわかりにくいが、ＳＴ３とＳＴ４の間で東に屈曲して調査区東壁に向かい、北東方向にのびているものが本流で、それよりも北側にみられる、やや細くて長さ10mほどの部分が支流である。本流は、ＳＴ４付近で幅5.5m、深さ1.1m、調査区南端で幅4.3m、深さ1.3mを測る。また、支流は幅2.4m、深さ0.8mで、本流より0.3mほど河床が浅くなっている（第４～８・10・11・17～25図）。

この遺構の埋土は、土質や色調から３つに大別できた。下から、洪水砂とみられるラミナの発達した灰白色～黄灰色粗砂層を主体とする「Ⅲ層」、黒色シルトなどを含み、わずかに粘性のある灰色～黒褐色中砂質土層の「Ⅱ層」、最上部に水平堆積している固結度の高い黄褐色土層の「Ｉ層」で、Ⅱ層はⅢ層より川幅を減じる形でレンズ状に堆積しており、流水と滞水を繰り返したと考えられる土質である。Ⅱ層下部からⅢ層上部に刺さる形で流木が埋没しており、顕著な流水は認めがたい。また、Ｉ層は、流路状遺構の埋没が進み、最終的に窪地状になった段階で堆積したもので、人為的な整地層とも考えられる。なお、支流部分の遺物量は少なく、埋土はＩ層ほど固結度は高くないが、幾分土壌化した黄褐色系の砂質土で、Ⅱ層堆積段階ではすでに埋没していたようである（第４～８・10・11図）。

流路状遺構から出土した遺物は、国府型ナイフ形石器（第30図**76**）やサヌカイト製の打製石鎌（第30図**77・78**）、剥片・石核（第31図**84～86**）、チャートの石核（第31図**87**）といった石器類が認められるほか、縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦器・陶器・磁器・埴輪・石製品など、実に多彩である。その大部分はⅢ層から出土しており、残存率の高い弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器を主体とし、少量の縄文土器片や弥生土器（第Ｉ様式・Ⅳ様式）と石器類が混じる（第19～22図）。

弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器の出土状態は、遠方から流れ下ったものがこの地に留まったというよりも、直接至近地から投入したと思われるほど残存率が高く、器面の状態の良いものが多い。また、壺・甕・鉢など多様な器種が認められる。これは、調査区に近接する位置に大々的に当該期の集落が展開していたことを示す証左といえる。なお、残存率の高さを考えると、廃棄以外に、流路そのものへの奉納の可能性も考えるべきであろう。また、第27図**37・43**、第28図**48**などは、特徴的な形態・調整のみられる土器で、阿波・讃岐といった北四国から搬入されたものやこれらの地域の人々と関わる臨地製土器とみることのできる一群も存在する。さらに第28図**50**は、北近畿系の土器と思われ、存外他地域との交流を示す資料の比率が高い。

弥生時代中期に遡る土器の出土量は限られているが、完形で小形の広口壺（第27図**28**）やヘラミガキの単位まで観察できるほど器面の状態の良い第Ⅳ様式の広口壺（第27図**29**）は、煤化が顕著であるという点からみても、方形周溝墓への供献土器などとの類似性を推測させる一群といえよう。

Ⅱ層の遺物量は激減するが、須恵器や埴輪片が認められる。わずかながら瓦器がみられるほか、サヌカイト片も混在する。Ⅱ層においてみられる土師器・須恵器の中には、５世紀後半に遡る須恵器杯身（第26図**14**）や朝鮮半島からの搬入が想定できる陶質系の有蓋高杯（第26図**16**）のように特徴的なもの、奈良時代の須恵器鉄鉢形土器（第31図**82**）・長頸壺（第31図**83**）などが含まれている。これらの資料は、おおよそ８世紀を下限としており、奈良時代後期から平安時代前期の遺物が一定量出土した第41地点と通ずる集落の存在を示唆する〔芦屋市教委2007b〕。

Ｉ層から出土した遺物の中には、Ⅲ層由来とみられる弥生時代や古墳時代の土器片も混じるが、東播系須恵器や瓦器、磁器、瓦質土器などが認められることから、流路状遺構の最終埋没が中世に下ることがわかる。

流路状遺構の西側で検出した土坑は、南北10.5m、東西4.5m、深さ0.45mを測る。埋土は、下層が地山崩壊土ブロックを含む黄色砂質壌土（第11図51層）を主体としており、上層が固結土の高い灰黄褐色土（第11図50層）である（第９図）。遺物は、上端部に土師器・須恵器の小片と砥石（第30図**81**）がみられるのみである。調査担当者は、実績報告書作成段階で近世以降の可能性を考えているので、本報告もそれに従う。

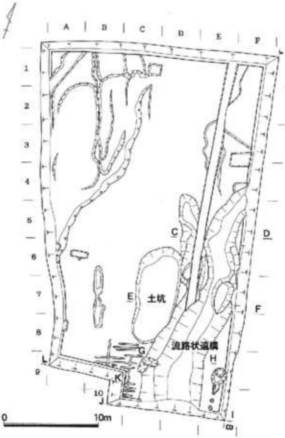

※『実績報告書集』から転載・一部改変。
第17図　第22地点第２遺構面平面図　１／400

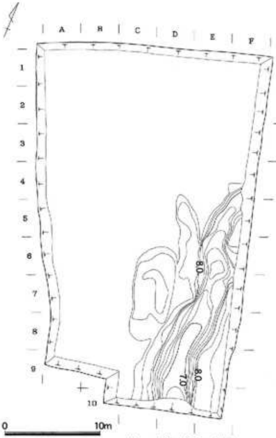

※ コンターは20cm間隔。
※『実績報告書集』から転載・一部改変。
第18図　第22地点流路状遺構等高線図　１／400

第19図　流路状遺構ＳＴ４～ＳＴ７間南半Ⅲ層遺物出土状況

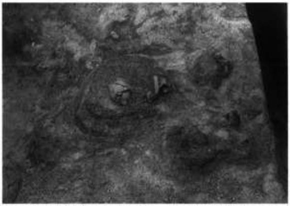

第20図　流路状遺構ＳＴ７セクションベルトⅢ層遺物出土状況

第21図　流路状遺構ＳＴ４～ＳＴ７間南半Ⅲ層遺物出土状況

第22図　流路状遺構西肩部ＳＴ４北遺物出土状況

第23図　調査区全景（北から）

第24図　流路状遺構全景（北から）

第25図　流路状遺構・土坑全景（南から）

6. 出土遺物

今回出土した遺物は、確認調査の分も合わせると、27ℓ容量のコンテナ９箱分である。その内訳は、縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦器・陶器・磁器・埴輪・石器・石製品などで、旧石器時代から近世の資料が認められる。その大部分は、流路状遺構から出土したもので、Ⅲ層において弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の土器が集中的に出土しており、完形品に復元できたものも多い。以下、流路状遺構から出土した遺物を中心に述べる（第26～31図）。

第26～28図には流路状遺構から出土した土器類、第29図には層序に関わらず円筒埴輪類全般、第30図には石器・石製品を図示した。また、第31図は、流路状遺構から出土した奈良時代の須恵器と各種石材の写真である。

第26図の１～13は流路状遺構のⅠ層から、14～24はⅡ層から出土したもので、排土中から採取した25は、おそらくⅠ層から出土したものであろう。第27図の26～47と第28図の48～68は、Ⅲ層から出土したものである。このほか、第29図69･72～75、第30図76～80、第31図82～88も流路状遺構の遺物である。

第26図のⅠ層関連遺物では、１が弥生土器、２～４が土師器、５～７が瓦器、８・９・25が磁器、10・11が須恵器、12・13が瓦質土器である。

１は後期後半の高杯である。脚柱部は中空で、屈曲して裾部が広がる。Ⅲ層に由来するものである。２・３は中世の皿で、黄褐色で指頭圧痕の顕著な２は15世紀、灰白色でナデ仕上げの３は14世紀のものであろう。４は細く高い輪高台を有する瀬戸内系の椀である。５は口縁部ヨコナデ調整の顕著な小皿で、炭素の吸着は良い。一方、椀である６・７は、焼成状態は良いが、炭素の残りは悪く、暗文の観察もできない。貿易陶磁である８・９は青磁碗で、淡青緑色で貫入のみられる８は龍泉窯系の鎬蓮弁文碗、暗オリーブ色の９は蓮弁文の表現が退化した龍泉窯系の碗である。10・11はともに東播系の鉢である。どちらも口端部がほぼ直立するが、端部が肥厚して断面三角形となり、内面に強いナデを巡らす10が13世紀後半以降、口縁部の拡張がさほど目立たない11が13世紀前半に比定できる。12・13は有脚の小型羽釜である。口縁部が外反する25は平底の白磁皿で、貿易陶磁である。

このように、Ⅰ層からは13世紀を中心とする中世遺物が出土している。また、打出小槌遺跡第１・31・45地点で検出した打出小槌古墳周濠の最上層や、打出小槌遺跡第41地点の包含層からも瓦器や東播系須恵器が相当量出土しており〔芦屋市教委2007b・2012b〕、打出小槌遺跡一帯に、中世集落が広く展開していたことが追認できる。

Ⅱ層から出土したものでは、14～18が須恵器、19が縄文土器、20～24が弥生時代後期末～古墳時代前期初頭の土器である。

完形の杯身14は、口縁部がほぼ垂直に高く立ち上がり、底部はかなり扁平である。口径10.3cm、器高4.5cmを測り、ＴＫ47型式と考えられる。胎土は良質で、焼成は良好、灰色を呈する。低平な宝珠つまみをもつ15は内面にカエリが残る杯蓋で、飛鳥Ⅲ～Ⅳに相当する７世紀後半のものである。４片の小片から図上復元した16は、体部に列点文が巡り、その下に突帯を有する有蓋高杯で、朝鮮半島製ないし、その写しともみえる。胎土には白色砂粒を少量含み、焼成は良好で、灰色～青灰色を呈する。甕口縁部片である17は、やや軟質の焼成で、灰白色を呈することから播磨産とみられる。外面に目の細かい原体を用いたクシガキ波状文を施す。18は、焼成は良好堅緻で、器面が灰色、断面が紫褐色の甕である。口縁部は緩やかに外反し、端部はナデによって外方向に引き出されている。体部外面は平行タタキで、内面の当て具痕はナデ消してある。

このほか、Ⅱ層に含まれる須恵器には、第31図82・83のように８世紀の須恵器もある。これらの存在は、当該地近在や翠ヶ丘丘陵のより標高の高い位置に、５～８世紀の古墳や集落の存在を示唆するものといえる。

19は、底部が薄く、体部下端はかなりの厚みをもつもので、深鉢の底部であろうか。胎土には白色砂粒を多く含み、黄褐色から暗灰色を呈する。器面の調整は貝殻条痕である。

20は、粘土紐を積み上げてユビオサエとナデで成形したミニチュア土器で、体部外面には把手のような粘土紐の貼り付けがみられる。胎土には長石・石英粒を含んでおり、小黒斑の部分は黒色、ほかは暗灰褐色を呈する。21は大きく外反する有段の杯口縁部をもつ高杯で、脚部の柱状部上位は中実で、裾部は大きく開くようである。花崗岩風化粒を含み、器面は黄灰色～淡黄灰色で、断面は暗灰色である。22・23は甕で、ともに外面にやや右上がりのタタキを施す。胎土にはシャモット・長石・石英を含み、22は黄橙色～灰褐色、23は黄褐色～灰黄色である。22の外面は体部から底部にかけて煤化が著しい。最大径が胴部上位にくる丸みを帯びた体部をもち、口縁部は緩やかに外反する。また、底部は平底であるが、突出は弱い。23はドーナツ状上げ底の底部である。24は底径の小さい甕または鉢の底部である。底部はユビオサエによって突出し、内面には蜘蛛の巣状ハケメ、外面にはタタキがみられる。これらの土器は、Ⅲ層に由来する弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭のものである。

第27図の26～32は弥生時代中期、33～47は弥生時代終末期～古墳時代前期前半の土器である。なお、29・37・42・43は縮小率１／６であるが、ほかは１／４である。

26と27は、流路状遺構の西肩部において土圧によっ

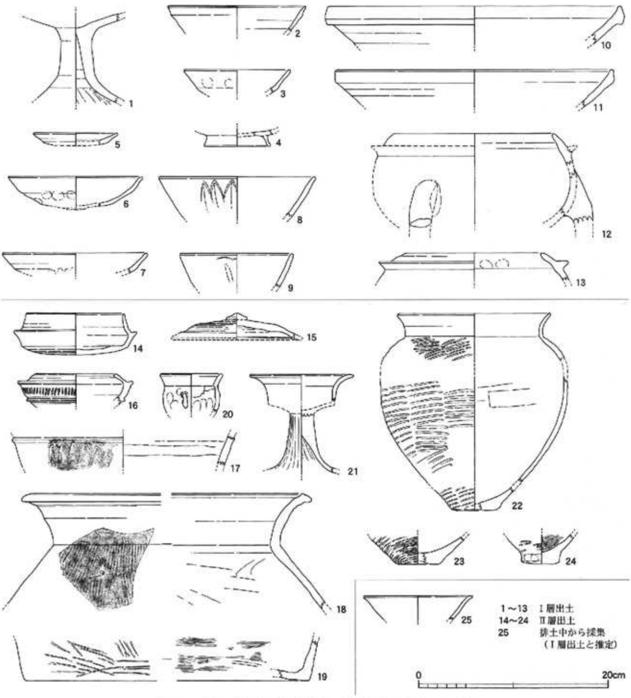

第26図　第22地点流路状遺構出土遺物実測図（1）　1／4

てつぶれた状態で出土した（第22図）。丸みを帯びた体部から緩やかに屈曲する26が、大形甕の頸部、彎曲が少なくやや薄手で煤化のみられる27が甕の体部と考えられる。どちらも長石・石英などの鉱物粒を大量に含む粗い胎土を用いており、前者は黄褐色、後者は灰褐色を呈している。26の体部外面にはナナメ方向のハケ調整がみられるとともに、内面には同じ原体で横方向のハケ調整が加えられている。27の体部外面には、目の粗いタテハケが施されている。これらは、胎土や形態から、中期前半のものであろう。

弥生時代中期でも後半に属する28～30は壺、31は甕、32は高杯である。

完形の28は小形の広口壺で、口縁部直下に蓋を固定するための二個一対の穿孔がみられるⅣ様式の壺である。胴部中央やや下寄りに最大径をもち、頸部は太く、短く外反する口縁部は端部を玉縁状に肥厚させる。体部外面下部は横方向、上部は縦方向のヘラミガキで仕上げる。一方、内面はユビオサエやナデに加えて、頸部には横方向のヘラミガキが認められる。なお、体部下半の約半分と底部全面にわたって、焼成時の明確な

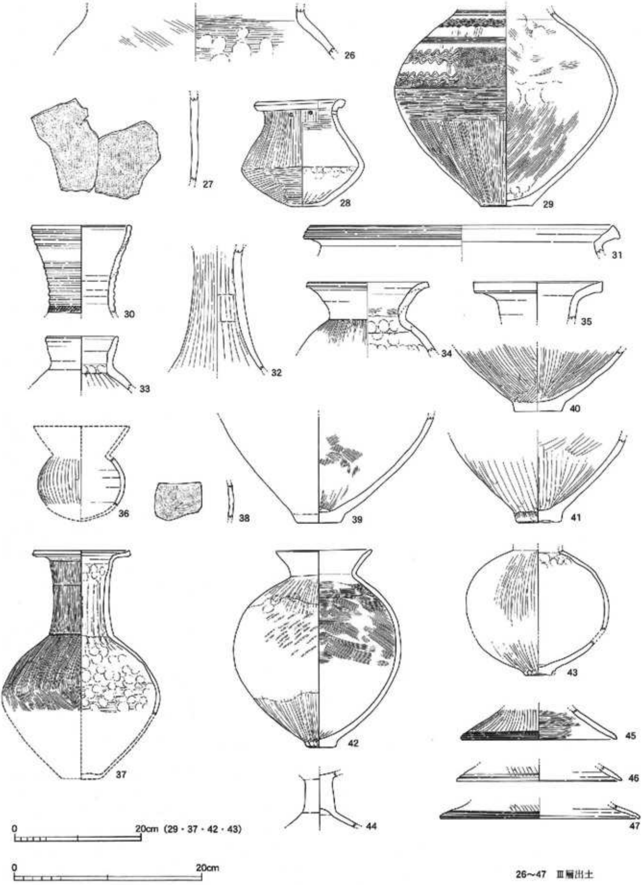

第27図　第22地点流路状遺構出土遺物実測図（２）　１／４・１／６

黒斑が認められるが、そのほかの部分は淡黄褐色～乳白色を呈している。器面の保存状態のきわめて良い29は、強く張り出した胴部をもつ摂津型の広口壺である。外面調整は縦方向のヘラミガキを多用しており、体部中位については、さらに横方向のヘラミガキを加えている。なお、わずかではあるがヘラミガキの隙間にハケ調整が認められるので、一次調整はハケメ、二次調整はヘラミガキであることがわかる。体部上位にはクシガキの波状文と直線文による加飾を行う。内面調整は、体部下部が放射状のハケメ、上部が横方向やナナメ方向のハケとユビオサエの併用である。胎土には５㎜大までの花崗岩起源の鉱物粒を含み、黄褐色や黄灰色に発色しているが、内面外面ともに煤の付着が著しく、方形周溝墓に供献されることの多い使用痕をもつ壺といえる。口縁部の破片は確認できなかったが、摂津Ⅳ－３様式に比定できよう。30は、頸部から外反気味に口縁部が立ち上がり、端部付近はやや内彎する長頸壺の口縁部である。ただし、水差になることも多い器形である。上３分の１に３条、下３分の２に７条の凹線文を巡らせ、頸部には櫛先列点文がみられる。長石や石英の細粒を含む胎土は黄褐色に発色している。これは、29より幾分新しくなるものである。31は頸部で「く」の字形に屈曲し、短い口縁部をもつ大形甕で、上下に肥厚する口端面に３条の凹線文を巡らす。胎土には花崗岩風化粒とシャモットを含んでいて、黄橙色～淡褐橙色を呈する32は、脚部が中空で、柱状部から裾部にかけて緩やかに広がっていく。内面は縦方向のナデ、外面は縦方向のヘラミガキで仕上げている。中期様式のものとみられる。

時期の下る33～43は壺、44～47は高杯である。

33は短頸の小型直口壺で、口縁部はナデ調整、体部外面はヘラミガキを加えている。胎土は花崗岩風化粒を大量に含み、器壁は黄灰色、断面は暗灰色を呈する。34は口縁部が緩やかに外反する広口壺で、端部はナデによる面をもつ。調整は33と同じで、口縁部は回転ナデ調整、体部外面はヘラミガキ調整だが、体部内面には粘土紐接合痕が残る。良質の胎土には花崗岩風化粒とシャモットを含み、黄褐色を呈している。口縁部がラッパ状に大きく外反する35は、口端部が肥厚ぎみに拡張する広口壺である。胎土は34に似るが、焼成はややあまく、淡黄褐色を呈している。磨滅が進んでいて、調整は観察できない。体部のみの破片である36は、丁寧な縦方向のヘラミガキ調整がみられる。球形の特徴的な形態から布留式期に下る小形丸底壺と判断し、口縁部と底部を推定復元した。胎土に長石・石英粒を含み、淡黄褐色である。淡黄灰色～乳白色の特徴的な色調を呈する37は、外面を細かなハケ調整で仕上げた長頸壺である。胎土はきわめて微小な白色・灰色粒のみを含む肌理の細かい良質なもので、焼成も良好である。中央部よりやや上方に最大径のくる体部に、直立する円筒状の頸部、大きく屈曲してほぼ水平に広がり、わずかに摘み上げる端部をもつ口縁部といった、摂津地域ではみかけない独特の形態である。体部の調整は、外面がヨコハケの後タテハケ、内面が板状工具によるナデとユビオサエで、頸部外面には体部と同じ原体によるタテハケを施し、中央やや上寄りに一条の沈線を巡らせる。器形はまさに阿波タイプの長頸壺そのものであるが、胎土に含まれる鉱物粒からみて、阿波産ではなく、臨地製土器と考えられる。胎土に長石や石英の微細粒を含む淡灰黄色の38は、外面にヘラ描きの文様が認められる絵画土器である。内面はユビオサエで成形しているが、粘土紐の接合痕が段差として明瞭に残っており、壺の肩部と考えられる。39～41はやや突出する平底をもつ体部下半で、いずれも胎土に長石・石英などの花崗岩起源の鉱物粒を大量に含んでいる。淡黄褐色～淡褐色の39は内面をハケで仕上げているが、黄褐色～淡褐色の40・41は内面・外面ともにヘラミガキ調整である。整った球形の体部をもつ42は、体部外面に焼成時の黒斑を有する広口直口壺で、39～41と共通の胎土である。体部はタタキによって成形し、外面は縦方向のヘラミガキ、内面は横方向のハケ調整で整形している。胎土に片岩を大量に含む淡褐色の43は、北四国で作られたと考えられる土器である。ヘラミガキを加えた球形の体部にやや突出した平底の底部を有する壺で、すでに失われている口頸部は直口であろう。44は中実の脚部片で、裾部は大きく開く。45～47は脚裾部で、３点とも黒斑を有する。端部を丸く収める45・46とわずかながら下方に屈曲して端面をもつ47の二通りがあるが、いずれも外面は放射状のヘラミガキ、内面は横方向のヘラミガキを施し、端部に複数条の強い擬凹線が巡る。これら４点は、いずれも微小な長石・石英を含む良質の胎土で、淡黄褐色や褐灰色を呈する。脚裾部に加飾を行う類例は、神戸市玉津田中遺跡出土の中空の高杯や器台にもみられる。

第28図はいずれも弥生時代後期後半～古墳時代前期前半の土器で、48～55が甕、56～61が鉢、62～68が鉢や甕の底部である。

48は、体部の張りの割には底部の突出の大きい甕で、外面のタタキは水平を指向しており、摂津通有のタタキ甕とは異なった印象を受ける。実際、胎土には片岩や石英粒を多く含んでおり、北四国産と考えられる。色調は黄灰色を基調とし、体部外面は煤化している。49は直接接合できないが、同一個体とみられる破片から図上復元したもので、受口状の口縁をもつ。胎土は花崗岩風化粒を大量に含む黄灰色で、明らかに在地のものである。体部は外面に右上がりのタタキ、内面下部にハケメが施されているが、内面上部は粘土紐接合痕が明瞭に残るナデ仕上げである。完形に復元できた50も受口状の口縁をもつが、49とは明らかに異なる胎土で混和材はきわめて少ない。また、調整も、体部外

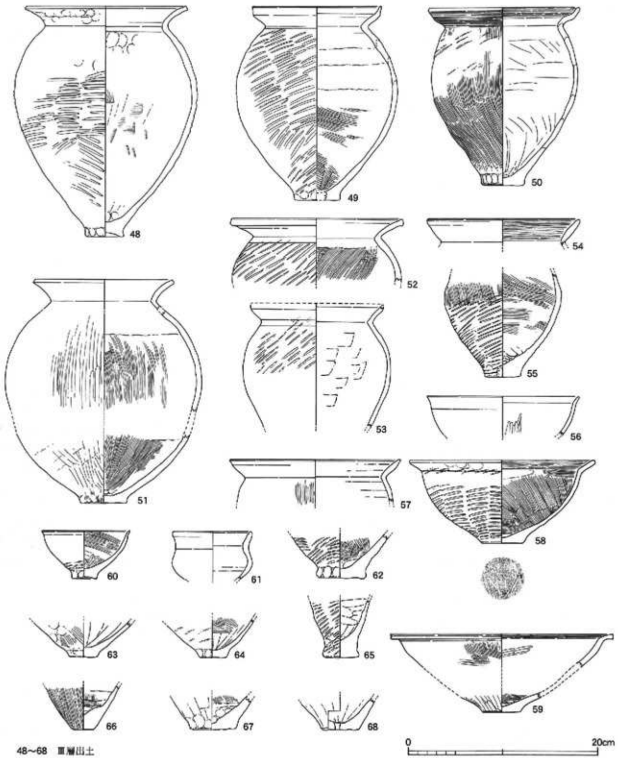

第28図　第22地点流路状遺構出土遺物実測図（３）　1／4

面は底部から最大径付近まで引き上げた細かいナナメハケ、内面は板ナデ、口縁部は内面外面ともに、体部外面と同じ原体を用いたヨコハケで、明らかに外来系の土器とわかる。丹波や丹後を含む北近畿系の土器である。頸部が「く」の字状に屈曲する51〜53は、胎土に花崗岩風化粒を大量に含んでいる。51は、口頸部、体部、底部の破片から図上復元した。球胴化の進んだ体部と突出の弱い平底をもち、外面にはヘラミガキ、内面にはハケ調整を施している。体部径に比し、口縁部は小さく、端面を大きくとって外反する。52は器壁全体が厚く、口端部は肥厚して端面をもつ。体部は外面に右上がりのタタキ、内面に板状ないし繊維状工具によるナデ調整を行っている。器壁の薄い53は体部内面を板状工具を擦過しているが、ケズリは行われて

いない。54は小片であるが、布留志向形の口縁部形態をもつ。ただし、布留式期に下るものではない。55は小形のタタキ甕で、外面の煤化が顕著である。外面体部は、下部が右上がりのタタキ、上部が水平に近いタタキとタタキ分けがあり、上部にはタタキの後にタテハケも加わる。内面のハケ調整は、下部と上部で原体が異なる。なお、胎土には、長石・石英とともにシャモットが含まれている。

56〜59が中型鉢、60・61が小型鉢である。これらの胎土には長石・石英を含んでおり、黄灰色や灰白色を呈している。56は半球状の椀形の体部に短く外反する口縁部が付く。磨滅によって調整はほとんど観察できないが、わずかに内面にヘラミガキが認められる。57・58は「く」の字状に屈曲する頸部をもつ。57は丸みを帯びた体部に内彎気味の口縁部が付き、端部を丸細く収めるもので、体部外面にかすかに縦方向のハケ調整が残っている。内面外面ともに煤化のみられる58は、口縁部までタタキ出し、その後のナデ調整で仕上げている。体部外面はタタキ調整のみで、内面はハケ調整を加えている。59は、口頸部片と底部片を図上で合成し、平底の底部から大きく広がる浅目の体部に復元した。器高指数は低く、時期的には新しい要素といえる。体部外面はヘラミガキであるが、上部にはヘラミガキに先行するハケメがみられる。内面は底部に蜘蛛の巣状ハケメが、体部上半にはヘラミガキが施されている。ほぼ水平に広げる口縁部は、内面外面ともにヘラミガキ調整で、端部面にナデ調整を加えて上下に拡張する端面を作り出している。ほぼ完存の60は、半球状の体部の口端部が短く外反する。内面にハケメ、外面にタタキ痕が観察できる。胎土にはシャモットも含んでおり、内面に明確な黒斑がみられる。61は体部が丸みを帯びており、低脚台の付く可能性がある。ユビオサエとナデで成形している。

62〜68の胎土や色調も56〜61の鉢と同様で、いずれも在地の土器といえる。62は、突出の顕著な平底をもつタタキ甕の底部である。63はナデとハケ調整で仕上げた鉢底部である。64の外面は磨滅により調整を観察しにくいが、タタキの後、ヘラミガキであろう。内面には蜘蛛の巣状ハケメが残っており、鉢とみてよい。厚底の底部に細く立ち上がる体部をもつ65は、外面にタタキがみられることから、甕形のミニチュア土器と考えられる。径の小さな底部の内面に窪みをもつ66は、外面はタタキ成形の後にタテハケで仕上げており、内面はユビオサエとハケメがみられる。鉢の底部であろう。ユビオサエやナデで粗く仕上げた67は、甕の底部であろう。68は、棒状工具によって外面から焼成前に穿孔を行った底部穿孔鉢である。

このように、Ⅲ層からは多様な器形の土器が出土しているが、いわゆるⅤ様式甕と二重口縁壺は乏しい。

第29図には、円筒埴輪片を集めた。69・73〜75は流路状遺構Ⅰ層から、70はトレンチ４から、71は１層直下から、72は流路状遺構Ⅱ層から出土したもので、69・70・72・74・75が須恵質焼成、71・73が土師質焼成である。外面調整はいずれも一次調整のタテハケのみで、内面調整はナデ調整を主体とするが、72だけ外面と同じ原体を使用した横方向のハケメがみられる。69の突帯はやや幅広のＭ字形であるが、72の突帯は69より突出が大きく、上端面に加えられた強いナデによって突帯が反り返るようになっており、突帯上面にハケ調整が加えられている様子からも、朝顔形円筒埴輪の口縁突帯部分とみるべきだろう。70には透し孔がみられる。どの埴輪片も厚手の傾向があるが、厚さ

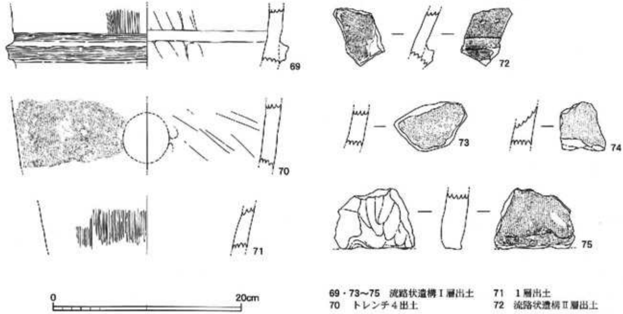

第29図　第22地点出土埴輪実測図　１／４

2.5cmの75は円筒埴輪の基底部で、基底面には板状粘土帯の接合痕や製作時に下に敷いた植物の圧痕が観察できる。これらの胎土には長石・石英粒やシャモットを含んでおり、須恵質焼成の場合は灰色から明褐灰色、土師質焼成の場合は淡橙色や淡黄橙色に発色している。これらは、ほかの調査地点、とくに打出小槌古墳の後円部周縁が確認された第45地点から出土した埴輪群〔芦屋市教委2012b〕と胎土・形態・焼成状況・調整・法量等の諸要素が酷似していることから、打出小槌古墳外堤上に樹立されていた埴輪の破片が流入・堆積したものとみて大過なかろう。

第30図に図示したものは、76が旧石器時代後期のナイフ形石器（国府型）、77・78が打製石鏃、79～81が砥石である。76～80は流路状遺構Ⅲ層から、81は土坑上面から出土した。

サヌカイト製の76は、縦3.8cm、横1.6cm、厚さ0.6cm、重さ約3.1ｇの横長剥片を加工している。いわゆる瀬戸内技法を採用している。素材となった翼状剥片は、定形的ながら小さい。主として腹面部からブランティングの調整加工を行っている。

77・78はサヌカイト製である。長さ3.5cm、基部幅2.1cm、厚さ0.55cm、重さ約2.5ｇの77は、大形の凹基式打製石鏃だが、両脚端を欠損する。Ａ面中央部に原面らしき風化面を残し、部分的に斜行剥離を残す。押圧を加えるなど、エッジ部の作出は薄く丁寧である。

78は水和が著しく灰白色である。77よりパティネーションが著しいが、時期の隔たりはない。長さ3.5cm、幅1.6cm、厚さ0.6cm、重さ2.0ｇで、Ａ面中央部に明確なバルブが残る。先端部を欠失し、破断面から二上山産サヌカイトとわかる。刃縁部の調整は不鮮明で、薄い素材剥片の形態・材質ともに粗悪であるが、凹基式石鏃の製品化を目指したものである。

79～81は砥石で、淡灰緑色の79がシルト質泥岩の仕上げ砥、灰白色の80が凝灰岩質砂岩の仕上げ砥または中砥、乳白色の81がやや目の粗い砂岩で粗砥である。79は長さ17.4cm、幅5.8cm、厚さ3.8cm、重さ500ｇで、砥面として用いられた表面とその両側面はぬるりとした滑らかな質感である。この三面は使用痕跡が明瞭だが、裏面は多少砥面として使用しているものの、整形時の凹凸のある面を残している。また、小口部は作出時の粗割りのままである。80は79ほど緻密な石材ではない。長さ11.7cm、幅5.7cm、厚さ4.5cm、重さ430ｇを測る置砥である。砥面として使用したのは表面と裏面の二面で、表面はやや砥面が粗く使用痕が明瞭な筋状に残っているが、裏面は表面より目が細かく、使用痕も粗い筋状というより、細かい線状痕が幅１cmほど

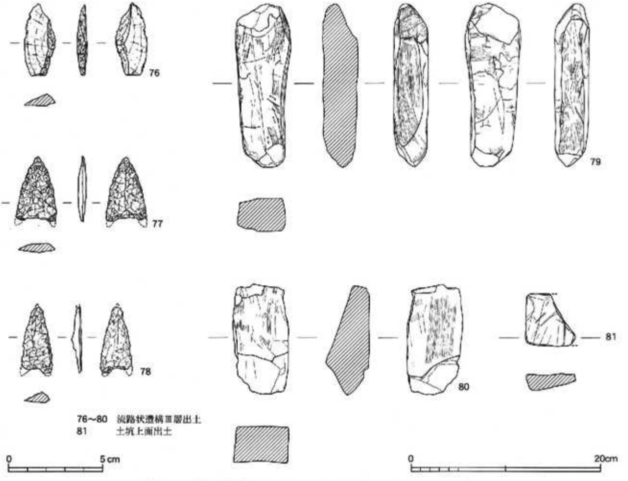

第30図　第22地点出土石器・石製品実測図　1／2・1／4

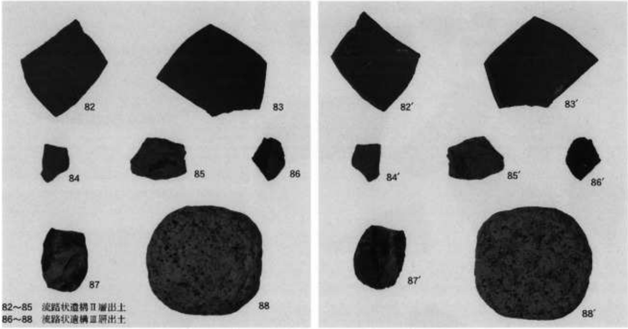

第31図　第22地点出土須恵器・石器・石製品写真

のまとまりをもって集中しており、目的によって使用面を変えている。81は、長さ5.6cm、幅5.3cm、厚さ1.8cm、重さ50ｇで、薄く小型の持ち砥であろう。表面は使用による磨滅で窪んでおり、右端の幅1cm分ほどは、1mmほど低い平坦面になっている。各側面や裏面は砥面として使用しなかったようで、とくに裏面は、粗割り後のタタキ調整も雑である。

第31図は、流路状遺構から出土した資料で、図化しなかったものの写真である。**82・83**は奈良時代の須恵器、**84～86**はサヌカイト片、**87**はチャート残核、**88**は花崗岩礫である。このうち、**82～85**はⅡ層から、**86～88**はⅢ層から出土している。

82は体部外面下部をヘラケズリで仕上げた鉄鉢形土器である。**83**は肩の張る長頸壷の体部片で、漏台痕が認められる。ともに焼成は良好で灰色を呈しており、播磨産であろう。

84は縦3.2cm、横2.3cm、最大厚0.55cm、重さ約3.9ｇの剥片で、全体に水和が進んでいる。A面に右上方向を中心とするリングがみられることから、この自然面を残す側面を打面とする剥離調整が行われたことがわかる。一方、B面には明確なリングはみられないが、作業面である。**85**は縦4.6cm、横3.4cm、最大厚0.5cm、重さ約8.9ｇの剥片で、灰色と灰白色の縞状葉理が顕著に観察され、金山産の剥片素材とみてよいであろう。A面の左上部側面は自然面をわずかに残すが、リング・フィッシャーは左中央部から広がっていて、下部にバルブが残る。B面もA面とほぼ同じ位置からリング・フィッシャーが広がっている。**86**は縦3.5cm、横3.2cm、最大厚1.3cm、重さ約9.2ｇの石核で、部分的に敲打痕のある自然面が残る。紅色・灰色・白色など、多様な色彩の**87**は、縦5.0cm、横4.3cm、最大厚2.9cm、重さ約83.1ｇを測る。A面右側面に自然面が残るほかは、何度も剥片を作出した様子がみえる。**87**は縦9.3cm、横9.0cm、最大厚3.1cm、重さ390ｇの扁平な自然礫で、平面形は隅丸方形である。円磨度が高く、B面は皿状に窪んでいるが、明確な打撃痕はみられない。石材自体は近在の六甲花崗岩である。

7. まとめ

今次の調査は、打出小槌遺跡で2例目となるナイフ形石器（国府型）が出土したが、近接する打出小槌古墳と直接結び付く遺構は確認されなかった。しかし、この古墳に先行する流路状遺構（小河川と推定される）を検出することができた。ここからは、弥生時代中期～古墳時代後期を中心とする遺物が出土している。とくに最下層であるⅢ層からは、弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の遺物がまとまって出土しており、外来系の土器は予想以上に多かった。打出小槌遺跡やその近傍の調査地点を通観したとき、調査地周辺に該期の集落が展開していたことは間違いない。ただし、これらの遺物を含む流路状遺構の堆積土は河川性の堆積物であるので、一過性の洪水による下刻、周辺居住域の自然災害を想定することも可能であろう。なお、磨滅痕跡のない弥生時代中期の土器も出土しているが、この段階の遺構については、まだまだ不明な点が多い。

古墳時代後期頃には流水と堆積を繰り返していた流路状遺構は、中世前半期にはほぼ埋没している。打出小槌古墳周濠の最終埋没の時期は15世紀に下るが、打出小槌遺跡一帯では、13世紀頃から面的に耕地化が進んでいるので、当該地も同時期に耕地化したことが推測できる。その後は、近代における宅地化まで、耕作地としての土地利用が続いたことが、確認できた。

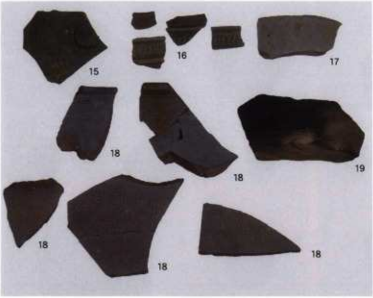

第32図　第22地点流路状遺構出土遺物写真（1）

第33図　第22地点流路状遺構出土遺物写真（２）

第34図　第22地点流路状遺構出土遺物写真（３）

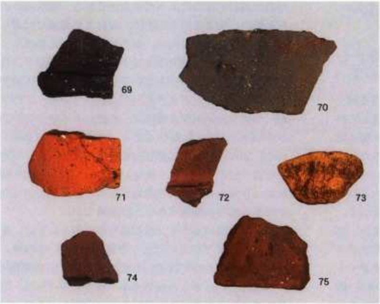

第35図　第22地点出土埴輪写真

第36図　第22地点出土旧石器写真

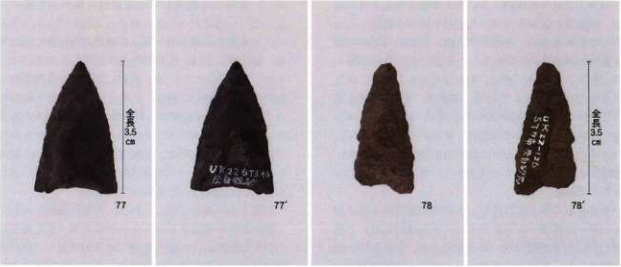

第37図　第22地点出土石鏃写真

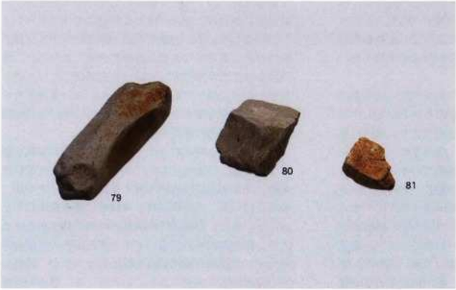

第38図　第22地点
出土砥石写真

第３節　打出小槌遺跡第22地点出土の特殊遺物

1. 阪神地方の国府型・国府系・非国府系ナイフ形石器、角錐状石器の出土様相について

芦屋市打出小槌遺跡第22地点からは、市域出土例としても大変稀有な国府型ナイフ形石器１点が見出されている。本遺跡からは、大手前女子大学調査の第４地点の調査より既に国府型ナイフ形石器１点がみられ、２例目を数える。市域では、昭和４年（1929）の採集品ながら、岩ヶ平遺跡において優品ともいうべき長手の１点が確認されており〔紅野1940〕、再検証の上、実測図も公表している〔芦屋市役所1976〕。また、市域東部の津知遺跡第４地点においては、国府型ナイフ形石器の素材剥片として知られる、二上山サヌカイト製翼状剥片が１点出土しており、市内関連資料は、国府型ナイフの旧石器時代の資料として、４点存在することになる。

いま、これらの資料についての考証を深化させる前に、関連する国府型ナイフ形石器や同型の範疇からはみ出す資料を含め、神戸市中央部・東部から尼崎市間の阪神地域出土例を集成し、一覧表に供したのが第１表である。また第39図は、その主要分布と公表されている図や写真を示している。遺跡名、地点名(調査次数)、所在地、旧石器型式学上の種別、長さ・幅・厚さなどの法量や所見などを含め、きわめて粗削りのものであるが、本地域における分布の実情の把握を目指し、地域内の情報を共有する意図から、新たに作成を試みたものである。

本表をみて明らかな通り、本市域関連資料４例に加え、神戸市東部（兵庫区会下山一本松遺跡以東）７遺跡11例、西宮市域２例、川西市域４例、伊丹市域２例が認められ、宝塚市や尼崎市での採集品や検出資料は全くない。加えて、意図的に国府系、非国府系（型）のナイフ形石器や異形式の石器を包括させたため、明らかに角錐状石器や尖頭器類に分類すべきものを含み込むが、今後精査をかけることによって、より精度の高い、型式別の旧石器出土地名表の作成を企図したいと考えている。

国府型ナイフ形石器とは、言うまでもなく鎌木義昌によって提唱された、瀬戸内沿岸部を分布の要とする、後期旧石器時代を代表する標式石器であり、瀬戸内地域を離れた遠隔地でも、国府型・国府系のナイフ形石器が次々と確認され、日本列島規模での年代研究、石器系統研究、技術形態学的研究が幅広く進捗している。

原材は、五色台・国分台系の四国産サヌカイトや二上山北麓産のサヌカイトであり、1960年の提唱当時は、打撃面と打撃痕が消失し、いわゆるナイフの形状の石器が仕立てられることを意味して用いられた。また、素材剥片である翼状剥片は、瀬戸内技法と呼ぶ横長剥片獲得の技術によって生み出される。翼状剥片の打面部は、加工されるものの、大きさや機能には著しい斉一性は容認できない。改めてこのように集成してみると、明らかに国府型ナイフ形石器とは異なり、排除すべき形態のものが含まれている以外にも、国府型ナイフの大小の大きさの違いが存在している。この状況、つまり形態的な多様性は、松藤和人らがかなり前から注目している通りである〔松藤1978・1980・1989・1992ほか〕。刃部状況や刃潰し加工など、属性的には一定のカテゴリーを呈しつつも、断面形態や縦断形、法量を含め、阪神地域のものもトータルではなかなか共通項を指摘することは困難である。

当地域の国府型ナイフ形石器の典型例としては、優美な長大タイプのもので岩ヶ平遺跡出土例（83㎜)、通常タイプのものでは老松古墳出土例や打出小槌遺跡の２例などを示すことができる。要点を挙げれば、①サヌカイトの横長剥片を素材とし、②厚みをもつ１側縁に刃潰し加工（ブランティング）を加えて背部を形成し、③台石を使用しての尖頭部位細部調整加工によって、一方に尖った加工部として仕上げるものであり、大工程の剥離方向と製品の使用方向は常に直交する。幅に関しては、広狭の差違が認められるものの、上述した資料については、観察により基本技術を保つ典型品として認知し得る。これらの資料は僅少ながら、長さが40～50㎜程度のものを標準とし、80㎜を超えるような例は地域を広げて詮索しても、限られた存在であることが知られる。近畿ではもちろん90㎜を超える資料もみられる（大阪府高槻市郡家今城遺跡Ｃ地点など）が、趨勢を占めるものではない。

形態上の特徴を仔細にみれば、石器の長軸に対し、二側辺がやや彎曲をみせるものが目立ち、また裏面については匙状の反り面を確認できる例が多く、瀬戸内技法によって翼状剥片に調整加工を加えた類例の基本原則を逸脱するものではない。側面先端部角は完形品であるため、27°～63°の範囲に広がることも確認でき、断面形状や背部と裏面が接する角度にもバリエーションが存在している。刃潰しなどと呼ばれるナイフ形石器特有の二次加工は主要な資料に共通してみられ、非対称をなす台形断面もしくは三角形断面に近いものが含まれよう。決して鋭利に尖ることのない基部を有することも重要な要素の一つであり、先に挙げた完品例はその底部形態の条件を満たしている。

「国府文化」と呼ばれるナイフ形石器装備の狩猟活動については、当地域において共伴資料や層位的資料を欠き、文化史的には表層理解する程度にとどまるが、少数とはいえ、丘陵地以外の沖積地に関連資料がおよぶこと、また、目的剥片が製品とは別に時折出土すること、国府型以外の広義のナイフ形石器との時間的関係など、立証的な根拠資料を保持しないのが、遺憾ながら阪神地域の実態である。したがって、遺跡の連関

第１表　阪神間国府型ナイフ形石器一覧

遺跡名	地点名	所　在　地	種　　別	長さ(mm)	幅(mm)	厚さ(mm)	備　　考（所見ほか）	文　献	図番号
会下山一本松遺跡	採集資料	神戸市兵庫区会下山町	国府型ナイフ形石器	54.0	18.0	6.0	1970年出土。松田均採集。調整加工が二側辺に及ぶ。サヌカイト製。	神戸市1989	12
滝の奥遺跡	—	神戸市灘区高羽	ナイフ形石器	42.0	16.0	—	両面加工。非国府型ナイフ形石器。	神戸市1989	1
桜ヶ丘遺跡	B地点	神戸市灘区桜ヶ丘町	ナイフ形石器	57.0	21.0	—	定形的な剥片の右側辺側に鋸歯状のトリミングを加える。鋭利な刃縁を左側辺にもつが、短辺の尖頭状の加工は一切なく、非国府型のナイフ形石器。	灘区80年史編集委員会2011	2
桜ヶ丘遺跡	B地点	神戸市灘区桜ヶ丘町	ナイフ形石器	68.0	22.0	—	中央に稜状の線が走るが、写真観察では器表に気泡状の小穴が多々みられ、原面部を有する可能性大。左側辺の上半にエッジをなす小剥離痕を認む。	灘区80年史編集委員会2011	3
西岡本遺跡	—	神戸市東灘区西岡本６丁目８・９・10	国府型ナイフ形石器？	27.5	10.5	4.5	Ⅰ西区上段６号墳周辺出土。一側縁ブランティング加工。小型品。サヌカイト製。	六甲山麓遺跡調査会2001	4
西岡本遺跡	—	神戸市東灘区西岡本６丁目８・９・10	国府型ナイフ形石器？	23.7	12.4	3.7	Ⅱ区１・２号墳間出土。一側縁ブランティング加工。小型品。サヌカイト製。	六甲山麓遺跡調査会2001	5
西岡本遺跡	—	神戸市東灘区西岡本６丁目８・９・10	国府型ナイフ形石器？	26.6	8.4	4.6	Ⅰ西区上段６号墳周辺出土。一側縁ブランティング加工。小型品。サヌカイト製。	六甲山麓遺跡調査会2001	6
西岡本遺跡	第８次	神戸市東灘区西岡本６丁目５番	国府型ナイフ形石器？	73.0	18.5	12.0	片面に稜線をもつ。横剥ぎ技法とみられるが、国府型とはやや異なる断面を呈す。	神戸市教委2011	7
本山遺跡	第20次	神戸市東灘区	ナイフ形石器片もしくは剥片残欠	—	—	—	ＳK03—b出土。チャート製。	森岡2008	A
東ノ平遺跡	—	神戸市東灘区	国府型ナイフ形石器	—	—	—	瀬戸内技法第２工程を示す資料。	森岡2008	B
荒神山遺跡	—	神戸市東灘区	翼状剥片	—	—	—	—	森岡2008	C
津知遺跡	第４地点	芦屋市津知町	翼状剥片	—	—	—	優美な素材剥片。瀬戸内技法第２工程。	森岡2008	D
打出小槌遺跡	第４地点	芦屋市打出小槌町	国府型ナイフ形石器	51.0	16.0	7.0	典型的な横剥ぎ技法で素材剥片を加工。	大手前女子大学調査。芦屋市立美術博物館にて展示。	13
打出小槌遺跡	第22地点	芦屋市打出小槌町	国府型ナイフ形石器	38.0	16.0	6.0	刃縁角27°。本書所収。	本書	14
岩ヶ平遺跡	—	芦屋市岩園町	国府型ナイフ形石器	83.0	24.0	9.0	1929年採集。ナイフのような形態と鋭い刃部を有する。槍先として装着し、刺突具として使用。横長剥片剥離技術をうまく使用。腹面側から背面に向けての鋸歯状の調整剥離を行っている。日本列島の外からの影響が強くなる細石刃文化に先行。刃縁角59°。	芦屋市役所1976	15
会下山遺跡	採集資料	芦屋市三条町	翼状剥片	—	—	—	瀬戸内技法第２工程を示す資料。	森岡2008	E
老松町遺跡	—	西宮市老松町	国府型ナイフ形石器？	47.0	17.0	7.0	断面台形。パティナーが著しい。鋭い刃縁と反対側の背潰し加工。瀬戸内技法の典型。刃縁角63°。	西宮市教委1978	16
仁川五ヶ山遺跡	第４地点	西宮市仁川町	翼状剥片	—	—	—	—	森岡2008	F
加茂遺跡	—	川西市	国府系ナイフ形石器	65.0	20.0	10.0	二上山産サヌカイト。鋭利な刃部調整。非国府型。宮川石器館所蔵資料。1967年確認。	兵庫県川西市1976	9
加茂遺跡	—	川西市	国府系ナイフ形石器	45.0	17.0	6.0	二上山産サヌカイト。鋭利な刃部調整。非国府型。宮川石器館所蔵資料。1967年確認。	兵庫県川西市1976	10
加茂遺跡	—	川西市	国府系ナイフ形石器？（槍先形尖頭器？）	64.0	16.0	10.0	二上山産サヌカイト。槍先形尖頭器状。宮川石器館所蔵資料。1967年確認。	兵庫県川西市1976	11
加茂遺跡	—	川西市	国府型ナイフ形石器	62.0	21.0	6.0	腹面ブランティング調整。片方鋭利で厚さは対照的。素材剥片は翼状。背腹面に刃こぼれあり。	川西市教委1986	8
南本町遺跡	—	伊丹市南本町１・２・４・５・７丁目、南町３丁目	槍先形尖頭器？	53.5	16.0	7.0	報告書番号Ｓ２。瀬戸内横剥ぎ技法。全周縁に行っているのが異質。刃部への調整加工から典型品といえない。角錐状石器。石核底面をもつ横長剥片素材。打面側と末端側の約半分は急角度な剥離。報告では、スクレイパーの可能性も指摘。サヌカイト製。	兵庫県教委2007	G
荒牧長野遺跡	第２次	伊丹市荒牧字長野54ほか	槍先形尖頭器？（有茎尖頭器？）	30.0（残存長）	11.0（残存幅）	5.0	第５トレンチ第４層出土。平成８年度の調査。有舌尖頭器の可能性。パティネーション認める。先端・基部ともに欠損。調整加工や形態は国府型ナイフ形石器とは言い難い（参考）。	伊丹市教委1999	H

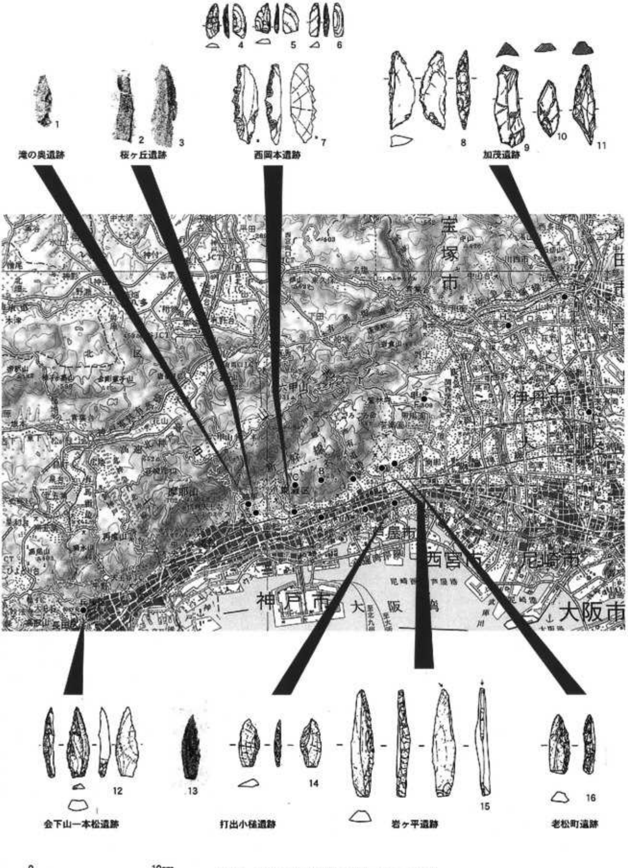

※図・写真の出典は第１表に示している。

第39図　阪神間国府型ナイフ形石器出土分布図・実測図　1／3

や集団の動きなど未知のことがあまりにも多い。自己完結的にみえる西摂平野における旧石器文化の情報のごく一部をありのまま紹介しても、瀬戸内技法第２工程上での翼状剥片と翼状剥片石核との技術上の関係など、多くの課題を抱えている点は否めない。この地域では、瀬戸内技法第１工程で剥離される大型の盤状剥片などはその存在すら不詳である。さらに一定数の量産を思わせる国府型技法の斉一性も僅かな資料からは得ることが少ないが、第１表には、二側辺加工石器や尖頭器状石器、角錐状石器など、かなり変則的なものも取り急ぎ混融した状況の下、提示した。

ナイフ形石器の用途については、未だ不分明な点が多いが、動物を捕るための石槍（有茎尖頭器類）とは別種の槍先機能を考える見解や、鋭利さを利用して獣肉などを切り分ける主要な切断道具の一つとみられており、欠くことのできない日常的装備であったろう。年代は、今から21,000～25,000年前頃に比定でき、科学年代の採用もあって、従前の年代観に比べて数千年古くなっている。阪神地域の旧海岸線は、旧石器時代後期の当時にあっては、現海水面より110m程低く、瀬戸内海や大阪湾は陸続きとなり、淡路島自体は山地環境をなし、汀線は紀淡海峡よりはるか南方にあったものと推測される。船の流通によるサヌカイト資源の海運的動きは乏しく、二上山産と四国産サヌカイトは、概ね地域的に使い分けられた可能性が強い。しかし、四国北東部の国府台・五色台などのサヌカイトの利用は、半径200km圏に及び、旧石器時代にもごく一部は二上山産サヌカイト圏の大阪平野にもたらされている。海域の存在によって、金山産サヌカイトが遠隔地へ動く縄文・弥生時代との根本的相違も往時の自然環境の違いを考えれば、自ずと理解できよう。

後期旧石器時代の遺跡は、12,000ヶ所前後と思われるが、それに比べると、阪神間ではせいぜい50ヶ所以内であり、国府型ナイフ形石器の典型資料ともなれば、十指の中に収まる乏しさである。瀬戸内技法を用いた国府型ナイフは、およそ紀元前約23,000年に誕生し、その後、同系技法まで含めると、西は九州、東は東北地方まで拡散力をみせる。在地化をみせつつ、他の石材をも使う点など、伝播のありようは大変興味深く、阪神地域はむしろ本場瀬戸内圏の技術力を浸透させた核に近い地域の一つと言える。しかし、発掘調査出土例が僅少な上、プライマリーな地層から検出される機会も乏しい。旧石器時代の気候は寒冷であり、気温も今より7.5℃ほど低く冷涼であるが、この時代の狩人たちの証しとも言うべきナイフ形石器については、今後も本地域の出土様相に注目し、集成の継続とその立地の評価など、基礎的検討を避けてはならないと考える。

2. 阿波を含む外来系土器の影響関係と大阪湾海域

市域西部の芦屋川流域一帯は、大阪湾北岸に面する関係もあって、広義の瀬戸内ルートによる土器の搬入や外来者往来の推測可能な集落遺跡が目立つ。その時期については、いわゆる庄内式併行期が顕著となるが、近年では市域東部の宮川水系、打出・翠ヶ丘丘陵一帯の左岸域や同川右岸域でも関連資料がまま確認されるようになった。戦前より知られる打出岸造り遺跡では、摂津産庄内河内型甕が庄内式期末葉にあり、本地域の庄内甕としては、布留０式や庄内Ⅳ・Ⅴ式などに匹敵する最も新しい型式的特徴を備えている〔芦屋市教委1997a〕。布留式直前には河内からの移住者集団が土器作りにおいてすばやく在地化をとげる点が、その器質と形質を通して強調できよう。畿内第Ⅴ様式末～庄内式期には、淡路・丹波・播磨・東摂・中河内などの土器がもたらされ、一方では、遠隔から来訪した人々が製作しているケースをしばしば見受ける。同丘陵先端部に位置する打出小槌遺跡でも外来系土器や来訪者の影響関係が確認でき、第22地点の発掘調査でも特徴的な非在地系の土器を二、三摘出することができた。本地点の流路状遺構Ⅲ層出土の広口長頸壺（第40図37）は、その形態や技法的特徴から阿波系とみられる資料であり、素地土に顕著な片岩粒が認め難い傾向から、土器を携えずに移動した人々が故地の土器をあえて製作する「故地製土器」〔森岡1999〕とみなして大過ないものである。製作上の諸要素は、比較的阿波産のそれを揃えるものの、胎土や形態上の微妙な違いなど、やはり吉野川流域産の土器とは認識上の相違もみられ、徳島平野部から直接流入してきた土器ではなく、その付近の人々の往来を物語る資料といえようか。しかし、口縁部をかなり水平に折るように広げる点、端部を心もち肥厚させ、僅かながら摘み上げ状にヨコナデ調整する手法、頸部や体部上半の内面整形に指圧調整を顕著に加える点など、多くのクセ・要素が阿波菅原編年〔菅原2003・2006〕のⅥ―１段階に併行することを示唆している。Ⅵ―１の様式的特徴は黒谷川Ⅱ式に先行する庄内式併行段階（庄内様式前葉）で、黒谷川Ⅰ・Ⅱ式間に入るⅤ―５との変化推移は漸移的なものとされる。広口長頸壺に加えて、二次的に口縁を付け加えた阿波的な二重口縁壺、口縁端部に擬凹線をみる甕、讃岐のＢ類土器と組み合う小型丸底鉢が顕在化するなど、本期の指標となる事項を列挙できる〔菅原2006〕。従来から東阿波型土器の一群とされるものであり、壺・甕の器壁内面の上位ユビオサエ、下半のヘラケズリが目立った器面調整技法である。この点37は、胴部下半を欠くため、その要点の確認が行き届かないものの、同期の属性を具有するとしてよい。参考図を第40図下部に掲載したが、矢野遺跡ＳＫ2330

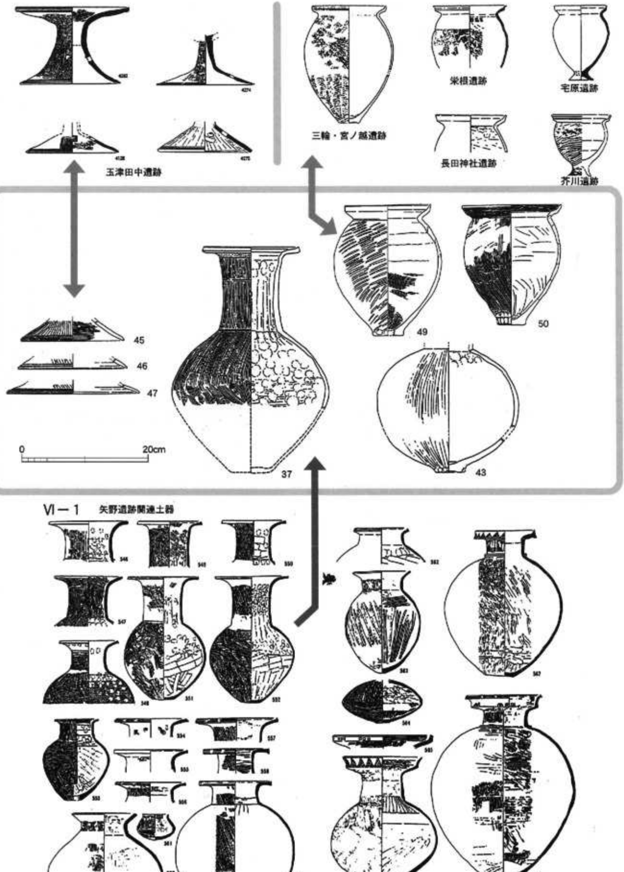

第40図　打出小槌遺跡第22地点外来影響土器参考図

出土の551・552などの広口長頸壺と酷似するものであり、市域で復元完形品が出土したのはこれが初例となり、貴重な資料が確認できたことになる。以上のごとき特徴がさらに在地化を進めたものであり、より畿内的な土器となっていることも了解されよう。

第40図49・50は、北近畿系土器のカテゴリーで理解されるものであり、口縁部立ち上がりの造形テクニックにその特徴がうかがわれる。内面器面調整など基層的要素まで踏襲する例は少ないものの、折衷的な臨地製土器と解される実例が多いことは、第40図上部に掲げた六甲南麓や猪名川流域、北摂淀川水系のこれまでの例と照合しても同様な傾向とみられる。川西市栄根遺跡、三田市三輪・宮ノ越遺跡、高槻市芥川遺跡にはタタキを残すものがみられるが、これらの資料は、福知山盆地や綾部盆地の影響とみるより、タタキ技法自体が及ぶ範囲的な目安で考えれば、北限の丹波高原以南の小地域からの間接的な影響とみなされよう。すなわち、三田盆地や篠山盆地経由、亀岡盆地経由で丹波・丹後方面から影響をもたらすものと考えられ、非淀川水系ルートとみられる。近畿北半域からの影響が入ってくる土器には、この時期に人が動く論理があったはずであり、現状では海域を越えて淡路北部にも達している点は、内陸部の南北経路として緩やかなリレー方式の集団間の接合を伴う動態として見直す必要が生じているが、伝来や人の動きの中核を担う集落遺跡の存在も課題としてあげておきたい。打出岸造り遺跡では、１つの器種として高杯に集中固定化する様相をみせ〔芦屋市教委2011〕、淡路市五斗垣内遺跡の実例をも勘案するなら、丹波→西摂（芦屋）→淡路のルートの変則的な存在が十分裏付けられる。阿波の土器が移動する背景として想起されることを詮索すれば、朱精製特産物の他地域への搬出があげられる。また、結晶片岩を含有する土器も散見されるため、市域出土の朱彩土器や大量需要の前期古墳との関係性も当然出てくるであろう。阿波Ⅵ－１期段階は、薄作りの土器が意識して製作されており、専業集団としての生産も考えられている。この時期の移動品は、高槻市安満遺跡井戸１や神戸市長田神社遺跡ＳＢ・ＳＣ河道、南あわじ市の志知川沖田南遺跡などに認められる。芦屋の壺資料は搬入品ではないにせよ、これらより僅かに先行し、播磨地域と同じ段階に位置づけ可能と考えられる。

いま一つ、数多く確認されたものとして、高杯ないし器台の裾破片がある。端部近くの外面に共通して沈線や擬凹線文を施すものである（第40図45～47）。近隣では、神戸市玉津田中遺跡で同様な意匠の脚台部有飾例が出土している（第40図左上の4126・4274・4275・4292）。これらの資料は当該期の東瀬戸内に顕著とみているが、今後さらに類品の確認に努めていきたい。

引用・参照文献目録

秋山浩三　1996「近畿南部の煮炊具―播磨・摂津・河内・和泉・紀伊・淡路―」『古代の土器研究―律令的土器様式の西・東4　煮炊具―』（古代の土器研究会第4回シンポジウム資料集）　古代の土器研究会

芦屋市・芦屋市教育委員会　2002『兵庫県芦屋市　寺田遺跡発掘調査報告書　第127・130・132・133地点―都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査―』（芦屋市文化財調査報告　第43集）　前田佳久・平田朋子・中居さやか 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2003『兵庫県芦屋市　寺田遺跡発掘調査報告書　第132・133・137・139・141・142地点―都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅱ―』（芦屋市文化財調査報告　第45集）　前田佳久・千種　浩・佐伯二郎・平田朋子・中居さやか 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2004『月若遺跡発掘調査報告書　第68・69・70地点　都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅲ』（芦屋市文化財調査報告　第57集）　前田佳久・石島三和・中村大介ほか 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2005『兵庫県芦屋市　寺田遺跡発掘調査報告書　第150～153・157～160・166～168地点―都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅳ―』（芦屋市文化財調査報告　第59集）　川上厚志・阿部　功・中村大介 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2006『兵庫県芦屋市　業平遺跡第61地点　月若遺跡第79・81地点　寺田遺跡第178・181地点　発掘調査報告書―都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅴ―』（芦屋市文化財調査報告　第62集）　安田　滋 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2007『月若遺跡発掘調査報告書　第83地点　都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅵ』（芦屋市文化財調査報告第68集）　斎木　巌 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2008『芦屋市山手幹線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要―総集編―』（芦屋市文化財調査報告　第74集）　山本雅和 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2009『月若遺跡発掘調査報告書　第96地点　都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅷ』（芦屋市文化財調査報告第76集）　竹村忠洋・守田めぐみ 編

芦屋市・芦屋市教育委員会　2010『月若遺跡発掘調査報告書　第98・100地点　都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅸ』（芦屋市文化財調査報告　第86集）　竹村忠洋 編

芦屋市教育委員会　1970『芦屋廃寺址』（芦屋市文化財調査報告　第7集）　村川行弘 編

芦屋市教育委員会　1986『埋蔵文化財調査メモリアル'80～'85』（芦屋市文化財調査報告　第14集）　森岡秀人 編

芦屋市教育委員会　1988a『昭和62年度国庫補助事業　芦屋廃寺遺跡G・I地点発掘調査概要報告書』（芦屋市文化財調査報告　第15集）　森岡秀人・和田秀寿・関野　豊 編

芦屋市教育委員会　1988b『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図　利用の手引き』（芦屋市文化財調査報告　第16集）　森岡秀人 編

芦屋市教育委員会　1989『昭和63年度国庫補助事業　芦屋廃寺遺跡K地点・寺田遺跡第16次地点発掘調査概要報告書』（芦屋市文化財調査報告　第17集）　森岡秀人・和田秀寿・後神　泉 編

芦屋市教育委員会　1991『平成2年度国庫補助事業　芦屋廃寺遺跡ほか発掘調査概要報告書　寺田遺跡第23次地点　寺田遺跡第24次地点　寺田遺跡第25次地点　寺田遺跡第27次地点　芦屋廃寺遺跡M地点　芦屋廃寺遺跡N地点』（芦屋市文化財調査報告　第21集）　森岡秀人・松村朋世・後神　泉 編

芦屋市教育委員会　1993a『平成4年度国庫補助事業　芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書　打出小槌遺跡第7次地点　打出小槌遺跡第2次地点　打出小槌遺跡第3次地点』（芦屋市文化財調査報告　第23集）　森岡秀人・白谷朋世 編

芦屋市教育委員会　1993b『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図および利用の手引き』（芦屋市文化財調査報告　第24集）　森岡秀人・和田秀寿・白谷朋世 編

芦屋市教育委員会　1996『平成7年度国庫補助事業　芦屋市内遺跡発掘調査―震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認（試掘）調査―概要報告書　寺田遺跡（第40・41・47・52・55・57地点）　芦屋廃寺遺跡（W地点・第29・38地点）　月若遺跡（第20・25・28・30・33地点）　打出岸造り遺跡（第1地点）　打出小槌遺跡（第17地点）　金津山古墳（第

9地点） 久保遺跡（第15地点） 山芦屋遺跡（S8地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第27集〉 森岡秀人・木南アツ子 編

芦屋市教育委員会 1997a『阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査（平成7年度分）概要報告書 芦屋廃寺遺跡（W地点） 芦屋廃寺遺跡（第29地点） 月若遺跡（第20地点） 月若遺跡（第28地点） 打出岸造り遺跡（第9地点） 久保遺跡（第15地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第28集〉 森岡秀人・木南アツ子 編

芦屋市教育委員会 1997b『月若遺跡（第18地点）発掘調査簡報』〈芦屋市文化財調査報告 第29集〉 森岡秀人 編

芦屋市教育委員会 1999a『寺田遺跡第95地点発掘調査概要報告書 阪神・淡路大震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果』〈芦屋市文化財調査報告 第32集〉 重藤輝行・竹村忠洋 編

芦屋市教育委員会 1999b『芦屋廃寺遺跡（第53地点）・寺田遺跡（第104地点）震災復興埋蔵文化財確認調査概要報告書 津知川排水区雨水管敷設工事（東川用水路推定地）に伴う確認調査』〈芦屋市文化財調査報告 第35集〉 森岡秀人・竹村忠洋・古川久雄 編

芦屋市教育委員会 2001a『寺田遺跡（第117～124地点）発掘調査概要報告書 都市計画道路川西線建設に伴う発掘調査―震災復興調査―』〈芦屋市文化財調査報告 第39集〉 山田清朝 編

芦屋市教育委員会 2001b『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の手引き』〈芦屋市文化財調査報告 第40集〉 森岡秀人・竹村忠洋 編

芦屋市教育委員会 2003『平成12・13年度国庫補助事業 寺田遺跡（第128地点）発掘調査報告書―集落東端部の様相と知見―』〈芦屋市文化財調査報告 第47集〉 森岡秀人・坂田典彦 編

芦屋市教育委員会 2004a『津知遺跡（第181地点）発掘調査報告書』〈芦屋市文化財調査報告 第50集〉 森岡秀人・坂田典彦 編

芦屋市教育委員会 2004b『月若遺跡（第71地点）発掘調査報告書』〈芦屋市文化財調査報告 第51集〉 竹村忠洋・白谷朋世 編

芦屋市教育委員会 2005『平成8年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査―震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査―実績報告書集』〈芦屋市文化財調査実績報告集1〉

芦屋市教育委員会 2007a『平成12年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書―震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果― 城山南麓遺跡（C・D地点） 西山町遺跡（第7地点） 芦屋廃寺遺跡（第71地点） 六条遺跡（第13地点） 津知遺跡（第24・31地点） 打出岸造り遺跡（第32地点） 四ツ塚（第7地点） うの塚（第1地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第65集〉 森岡秀人・竹村忠洋 編

芦屋市教育委員会 2007b『打出小槌遺跡（第41地点）発掘調査報告書』〈芦屋市文化財調査報告 第66集〉 竹村忠洋・白谷朋世 編

芦屋市教育委員会 2008a『平成13年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書―市内遺跡及び震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査の結果― 芦屋廃寺遺跡（第74・75・77・79地点） 寺田遺跡（第143地点） 六条遺跡（第43地点） 津知遺跡（第43・69地点） 大原遺跡（第45地点） 打出岸造り遺跡（第35地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第72集〉 森岡秀人・竹村忠洋 編

芦屋市教育委員会 2008b『金津山古墳発掘調査報告書―第17地点で検出した外周濠の発掘調査の成果―』〈芦屋市文化財調査報告 第75集〉 森岡秀人・白谷朋世 編

芦屋市教育委員会 2009a『平成14年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書―震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査とその成果― 城山南麓遺跡（E・F・G地点） 冠遺跡（第23地点） 芦屋廃寺遺跡（第81・88地点） 月若遺跡（第74地点） 寺田遺跡（第144地点） 津知遺跡（第123・187地点） 打出岸造り遺跡（第38・39地点） 久保遺跡（第47・48地点） 打出小槌遺跡（第36・37地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第78集〉 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦 編

芦屋市教育委員会 2009b『平成19年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査報告書 寺田遺跡（第191地点） 山芦屋遺跡（S14地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第79集〉 森岡秀人・竹村忠洋・守田めぐみ 編

芦屋市教育委員会 2009c『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の手引き』〈芦屋市文化財調査報告 第80集〉 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋世 編

芦屋市教育委員会 2009d『旭塚古墳 城山古墳群発掘調査報告書―第1・2次確認調査結果の概要と多角形終末期横穴式石室墳の保存調査―』〈芦屋市文化財調査報告 第77集〉 森岡秀人・坂田典彦

編
芦屋市教育委員会 2010a『平成15年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 芦屋廃寺遺跡（第89地点） 寺田遺跡（第171地点） 清水遺跡（第22地点） 金津山古墳（第12地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第83集〉 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2010b『平成20年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 城山南麓遺跡（K地点） 芦屋廃寺遺跡（第108地点） 月若遺跡（第102地点） 寺田遺跡（第197地点） 岩ヶ平刻印群（第169地点）―徳川大坂城東六甲採石場X―』〈芦屋市文化財調査報告 第84集〉 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2010c『兵庫県芦屋市 芦屋廃寺遺跡（第115地点）発掘調査概要報告書』〈芦屋市文化財調査報告 第87集〉 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2011『平成21年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 岩ヶ平刻印群（第176地点）―徳川大坂城東六甲採石場XⅢ― 芦屋廃寺遺跡（第113地点） 打出岸造り遺跡（第56地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第88集〉 森岡秀人・坂田典彦・白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2012a『平成22年度芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 寺田遺跡（第209地点） 若宮遺跡（第50・51・52、57地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第89集〉 森岡秀人・坂田典彦・白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2012b『平成22年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 三条九ノ坪遺跡（第40地点） 打出小槌遺跡（第45地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第91集〉 森岡秀人・白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2013a『寺田遺跡第213地点発掘調査報告書』〈芦屋市文化財調査報告 第94集〉 坂田典彦・西岡巣代 編
芦屋市教育委員会 2013b『平成８年度国庫補助事業（１）芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書―阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査― 三条九ノ坪遺跡（第15地点） 月若遺跡（第35・37地点） 月若遺跡（第36地点） 業平遺跡（第26地点） 業平遺跡（第29地点） 業平遺跡（第31地点） 大原遺跡（第21地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第95集〉 森岡秀人・白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2013c『平成23年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 寺田遺跡（第212地点）』〈芦屋市文化財調査報告 第96集〉 白谷朋世 編
芦屋市教育委員会 2014『芦屋廃寺遺跡（第122地点）発掘調査報告書』〈芦屋市文化財調査報告 第98集〉 坂田典彦 編
芦屋市役所 1971『新修芦屋市史』本篇
芦屋市役所 1976『新修芦屋市史』資料篇１
芦屋廃寺跡発掘調査団・芦屋市教育委員会 1987『芦屋廃寺Ｂ地点遺跡発掘調査現地説明会ノート』
安斎正人 2006『旧石器時代の地域編年的研究』 同成社
池田市役所 1997『新修池田市史』 池田市史編纂委員会 編
池田征弘 1996「摂津西部・播磨」『古代の土器４ 煮炊具（近畿編）』 古代の土器研究会 編
勇 正広・藤岡 弘 1976「古墳時代」『新修芦屋市史』資料篇1（考古・古代・中世） 芦屋市役所
伊丹市教育委員会 1999「第11節 荒牧長野遺跡第22次調査 震災復旧・復興事業に伴う発掘調査」『伊丹市埋蔵文化財調査報告書』第23集 小長谷正治・瀬川眞美子 編
市毛 勲 1994「人物埴輪外面のヘラガキについて」『考古学雑誌』第77巻第４号 日本考古学会
市 大樹 2012『飛鳥の木簡―古代史の新たな解明』 中央公論新社
伊野近富 1995「土師器皿」『概説 中世の土器・陶磁器』 中世土器研究会 編 真陽社
井上光貞 1952「郡司制度の成立年代について」『古代学』１―２
岩木智絵 2008「御子ヶ谷遺跡（静岡県藤枝市）の概要」『条里制・古代都市研究』第23号 条里制・古代都市研究会
岩木智絵 2009「静岡県御子ヶ谷遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』 雄山閣
岩宮隆司 1999「律令里制の歴史的前提―五十戸編成の成立と展開―」『ヒストリア』第169号 大阪歴史学会
岩宮隆司 2009「大化前代における倭直の動向」『藤枝市史研究』10 藤枝市
岩宮隆司 2010「原始社会から倭王権へ」「郡の成立と変質」「陸上交通の歴史と展開」『新修神戸市史』歴史編Ⅱ古代・中世 神戸市
上田睦・近藤康司 2009「摂河泉の法隆寺式軒瓦」『古代瓦研究会シンポジウム記録 古代瓦研究Ⅳ

―法隆寺式軒瓦の成立と展開― ―番文縁・幅線文縁・重圏文縁複弁蓮華文軒丸瓦の展開―』 奈良国立文化財研究所
宇治田和生 2003「付章 禁野本町遺跡と交野離宮について」『禁野本町遺跡Ⅱ 都市基盤整備公団中宮第2団地建替工事に伴う禁野本町遺跡第103次発掘調査報告書』（枚方市文化財調査報告 第42集） 財団法人 枚方市文化財研究調査会
内田律雄 2010「加茂岩倉銅鐸の海亀」『銅鐸の中の動物たち』 荒神谷博物館
太田宏明 2011「終章 日本における国家形成と古墳時代後期の社会 第1節 流通史における畿内地域の評価 第2節 文献史学研究における畿内 第3節 考古資料からみた六世紀の政治組織と古代国家」『畿内政権と横穴式石室』 学生社
大庭重信・清水和明 2010「徳川初期の大坂城・城下町出土陶磁器の現状と課題」『関西近世考古学研究 18 消費地からみた国産陶磁器の出現と展開』 関西近世考古学研究会
大町 健 1986「律令制的郡司制の特質と展開」『古代国家の支配と構造』 東京堂出版
大村拓生 2006「平安時代の摂津国衙・住吉社・渡辺党」『難波宮から大坂へ』 和泉書院
岡田章一・長谷川眞 2003「兵庫津遺跡の土製煮炊具」『兵庫県埋蔵文化財研究紀要』第3号 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
落合重信 1989『増訂 神戸の歴史―古代から近代まで―』通史編 後藤書店
尾上 実・森島康男・近江俊秀 1995「瓦器椀」『概説 中世の土器・陶磁器』 中世土器研究会 編 真陽社
小長谷正治1995「埋蔵文化財からみた荒牧」『荒牧郷土史』 伊丹市立博物館
織笠 昭 2005「国府型ナイフ形石器の形態と技術」『石器文化の研究―先土器時代のナイフ形石器・尖頭器・細石器』 新泉社
加藤謙吉 1980「猪名県に関する二、三の問題」『古代天皇制と社会構造』 校倉書房
加藤謙吉 1991『大和政権と古代氏族』 吉川弘文館
加藤晋平・鶴丸俊明 1991『図録 石器入門事典―先土器―』 柏書房
鎌田元一 1977「評の成立と国造」『日本史研究』176 日本史研究会
川西市教育委員会 1986『平成7年度川西市発掘調査概要報告―阪神・淡路大震災復旧・復興に伴う発掘調査―』
喜谷美宣 1989「古墳時代」『新修神戸市史』歴史編Ⅰ 神戸市
喜田貞吉 1921『摂津郷土史論』
喜田貞吉 1924『神戸市史』別録一
紅野芳雄 1940『考古小録』 西宮史談会
神戸市 1989『新修神戸市史』 歴史編Ⅰ 自然・考古 新修神戸市史編集委員会 編
神戸市教育委員会 1999『平成8年度神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会 2002『深江北町遺跡 第9次 埋蔵文化財発掘調査報告書』
神戸市教育委員会 2011『西岡本遺跡第8次発掘調査報告書』 西岡巧次 編
神戸市埋蔵文化財センター 1911『平成23年度 企画展 神戸の地宝』
古代學協会 1985『芦屋市寺田遺跡発掘調査報告書』 南 博史ほか 編
古代の土器研究会 1992『古代の土器1・都城の土器集成』
古代の土器研究会 1993『古代の土器2・都城の土器集成Ⅱ』
小森俊寛 2005『京から出土する土器の編年的研究―日本律令的土器様式の成立と展開、7～19世紀―』
堺市博物館 1987『漁具の考古学―さかなをとる―』
坂江渉 1998「敏売浦と古代の神戸―地域史研究の一視角」『文化学年報』17 神戸大学大学院文化学研究科
坂江渉 2010「敏売浦と外交儀礼」『新修神戸市史』歴史編Ⅱ古代・中世 神戸市
坂江渉 編 2011『神戸・阪神間の古代史』 神戸新聞総合出版センター
栄原永遠男 2010「大化の改新と国の成立」「八・九世紀の政治過程」『新修神戸市史』歴史編Ⅱ古代・中世 神戸市
坂本太郎 1929「郡司の非律令的性質」『歴史地理』53―1
鷺森浩幸 2001『日本古代の王家・寺院と所領』 塙書房
笹川信二郎 1988「凡河内直氏の成立について―丁未の役と難波津との関連で―」『立命館文学』第509号 立命館大学人文学会
佐藤亜聖 2007「瓦質土器研究の課題」『第26回中世土器研究会 瓦質土器の出現と定着―瓦質土器を考える（前編）―』 中世土器研究会 編
佐藤泰弘 2011「九世紀の輸送体系」『仁明朝史の研

究 承和転換期とその周辺』 思文閣出版
菅原正明 1990「『瓦器』は何を語るか」『中近世土器の基礎研究』Ⅵ 日本中世土器研究会 編
菅原康夫 2003「阿波地域」『弥生土器の様式と編年 四国編』木耳社 菅原康夫・梅木謙一 編
菅原康夫 2006「阿波の集落と初期古墳」『シンポジウム 邪馬台国時代の阿波・讃岐・播磨と大和』（ふたかみ邪馬台国シンポジウム6 資料集）香芝市教育委員会
佐藤 隆 1996「摂津東部」『古代の土器4 煮炊具（近畿編）』 古代の土器研究会 編
佐藤 隆 2000「古代難波地域の土器様相とその史的背景」『難波宮址の研究』第十一 大阪市文化財協会 編
佐藤 隆 2003「難波地域の新資料からみた須恵器編年—陶邑窯跡編年の再構築に向けて—」『大阪歴史博物館研究紀要』第2号 財団法人大阪市文化財協会
佐藤 隆 2004「8世紀の須恵器編年と難波宮・平城宮の並行関係—陶邑窯跡編年の再構築に向けて・その2—」『大阪歴史博物館研究紀要』第3号 財団法人大阪市文化財協会
佐藤 良二 1989「近畿地方におけるナイフ形石器群の変遷」『旧石器考古学』38 旧石器文化談話会
寒川旭・森岡秀人・竹村忠洋 2001「芦屋廃寺跡建物基壇と関わる地震痕跡」『日本考古学』第12号 日本考古学協会
設楽博己 1990「線刻人面土器とその周辺」『国立歴史民俗博物館研究報告』第25集 国立歴史民俗博物館
髙橋明裕 2010「倭王権の発展と海上交通」『新修神戸市史』歴史編Ⅱ古代・中世 神戸市
髙橋明裕 2011a「猪名湊と猪名川流域の古代氏族」『神戸・阪神間の古代史』 神戸新聞総合出版センター
髙橋明裕 2011b「倭王権の摂津支配と凡河内氏」『神戸・阪神間の古代史』 神戸新聞総合出版センター
髙橋照彦 2003「平安京近郊の緑釉陶器生産」『古代の土器研究—平安時代緑釉陶器—生産地の様相を中心に』（古代の土器研究会第7回シンポジウム）古代の土器研究会
髙橋照彦 2007「猪名川流域の古代氏族と勝福寺古墳」『勝福寺古墳の研究』大阪大学文学研究科考古学研究報告第4冊 大阪大学文学研究科考古学研究室
竹村忠洋 2002「芦屋市域の古墳時代後期から飛鳥時代の遺跡について」『八十塚古墳群の研究』（関西大学文学部考古学研究第7冊） 関西大学文学部考古学研究室
竹広文明 2003『サヌカイトと先史社会』日本学術振興会平成14年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）出版助成図書 溪水社
辰巳和弘 1992「日本古代の黥面装飾とその系譜」『埴輪と絵画の古代学』 白水社
辻川哲朗 2010「井辺八幡山古墳出土『力士埴輪』に関する一考察—古墳時代の『力士』の位置づけをめぐって—」『古代史の海』第61号 古代史の海の会
辻 康男 2002「遺跡をとりまく自然環境」『六条遺跡発掘調査報告書』（芦屋市文化財調査報告 第41集） 芦屋市教育委員会
續 伸一郎 1995「中世後期の貿易陶磁器」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会 編 真陽社
續 伸一郎 2007「大阪の瓦質土器—南部地域を中心に—」『第26回中世土器研究会 瓦質土器の出現と定着—瓦質土器を考える（前編）—』中世土器研究会 編
直木孝次郎 2002「摂津国の成立」『歴史と神戸』第41巻第6号 神戸史学会
中村聡 2011「武庫水門と御子代国」『神戸・阪神間の古代史』 神戸新聞総合出版センター
灘区80年史編集委員会 2011『灘の歴史』 田辺眞人監修 神戸新聞総合出版センター
奈良国立文化財研究所 1981『藤原宮木簡』二
西田和浩 2010「『石器—サヌカイトのはなし—』（平成22年度岡山市埋蔵文化財センター講座（第2回）資料）
西田敏秀 2013「第6章 総括 第3節 禁野本町遺跡の街区とその形成意義について」『禁野本町遺跡Ⅳ 市立枚方市民病院の新病院整備事業に伴う禁野本町遺跡第172次調査報告書』（枚方市文化財調査報告 第71集） 財団法人 枚方市文化財研究調査会
西宮市教育委員会 1978『苦楽園の古墳』（西宮市文化財調査報告書 第2集） 苦楽園の古墳発掘調査団 （代表 武藤 誠） 編
西本昌弘 2012「菟原・雄伴・八部三郡考」『菟原Ⅱ 森岡秀人さん還暦記念論文集』 菟原刊行会
乗岡 実 2000「備前焼擂鉢の編年について」『第3回中近世備前焼研究会資料』 中近世備前焼研究会
長谷川 真 2006「瀬戸内東部～播磨」『第25回 中

世土器研究会　土製煮炊具の諸様相』 中世土器研究会 編
長谷川　真　2007「播磨における土製煮炊具の様相」『中世土器の基礎研究』21　日本中世土器研究会
畑中英二　2003「近江における緑釉陶器生産の様相」『古代の土器研究―平安時代緑釉陶器―生産地の様相を中心に』(古代の土器研究会第7回シンポジウム)　古代の土器研究会
林　正憲　2009「法隆寺西院伽藍の創建瓦」『古代瓦研究会シンポジウム記録　古代瓦研究Ⅳ―法隆寺式軒瓦の成立と展開―　―雷文縁・幅線文縁・重圏文縁複弁蓮華文軒丸瓦の展開―』 奈良国立文化財研究所
原　秀三郎　1976「郡司と地方豪族」『岩波講座　日本歴史』古代3　岩波書店
兵庫県　1974『兵庫県史』第1巻　兵庫県史編集専門委員会 編
兵庫県川西市　1976『かわにし　川西市史　第四巻　史料編Ⅰ』 川西市史編集専門委員会 編
兵庫県教育委員会　1997 『芦屋市所在三条九ノ坪遺跡―被災マンション等再建事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―』(兵庫県文化財調査報告　第168冊)　髙瀬一嘉 編
兵庫県教育委員会 1999『白沢3・5号窯―山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告ＸＸⅨ―』(兵庫県文化財調査報告　第184冊)　森内秀造・深江英憲 編
兵庫県教育委員会 2000『志方窯跡群Ⅰ―中谷支群―山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告ＸＸＸⅠ』(兵庫県文化財調査報告　第203冊)　森内秀造・井本有二・仁尾一人・岡本一秀 編
兵庫県教育委員会 2001『志方窯跡群Ⅱ―投松支群―山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告ＸＸＸⅣ』(兵庫県文化財調査報告　第217冊)　森内秀造・井本有二・高木芳史・仁尾一人・岡本一秀 編
兵庫県教育委員会 2004『兵庫県遺跡地図』
兵庫県教育委員会 2007『南本町遺跡・北村遺跡―都市計画道路尼崎港川西線都市計画街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―』(兵庫県文化財調査報告　第320冊)　岸本一宏・仁尾一人・村上泰樹・鐵　英記・池田征弘・藤田　淳・構上くみ 編
冨加見泰彦　2008「井辺八幡山古墳出土力士埴輪について」『岩陰と古墳―海辺に葬られた人々―』 財団法人和歌山県文化財センター
冨加見泰彦　2009「井辺八幡山古墳出土力士埴輪の再検討」『郵政考古紀要』47　郵政考古学会
福島正和　2006「古代末から中世初頭の煮炊具―摂津地域における甕・羽釜・鍋―」『第25回　中世土器研究会　土製煮炊具の諸様相』 中世土器研究会 編
福島正和　2007「古代末から中世初頭の煮炊具」『中近世土器の基礎研究21　土製煮炊具の諸様相』 中世土器研究会 編
福永伸哉　1999「古墳時代の首長系譜変動と墳墓要素の変化」『古墳時代首長系譜変動パターンの比較研究』(平成8年度～10年度科学研究費補助金〔基盤Ｂ・一般2〕成果報告書)　大阪大学
藤枝市教育委員会　1981『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ―奈良・平安時代編―志太郡衙跡(御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡)』
藤枝市史編さん委員会　2003『藤枝市史』史料編2　古代・中世　藤枝市役所
藤枝市史編さん委員会　2007『藤枝市史』史料編1　考古　藤枝市役所
藤野次史　1986「中・四国地方における国府系石器群」『日本海地域における旧石器時代の東西交流』　北陸旧石器文化研究会・近畿旧石器交流会
藤木史子　2012「河辺郡の古代寺院について―伊丹廃寺と猪名寺廃寺を中心として―」『菟原Ⅱ―森岡秀人さん還暦記念論文集―』 菟原刊行会
古市　晃　2011a「為奈の王族と王宮―王族の住まう地域、尼崎―」『神戸・阪神間の古代史』 神戸新聞総合出版センター
古市　晃　2011b「倭王権と西摂―難波との関係で―」『神戸・阪神間の古代史』 神戸新聞総合出版センター
麻柄一志　2006『日本海沿岸地域における旧石器時代の研究』 雄山閣
麻柄一志　2013「日本海の旧石器考古学―日本海をめぐる旧石器時代の交流―」『日本海学講座　2013年度　第1回講座資料』 日本海学推進機構
松尾信裕　2006「上町台地周辺の中世集落」『難波宮から大坂へ』 和泉書院
松藤和人　1978「土器以前の文化」『大阪府史』第1巻古代Ⅰ　大阪府
松藤和人　1980「近畿西部・瀬戸内地方におけるナイフ形石器文化の諸様相」『旧石器考古学』21　旧石器文化談話会
松藤和人　1989「六甲山南麓の遺跡」『新修神戸市史』歴史編Ⅰ自然・考古　神戸市
松藤和人　1992「火山灰の降るなかで」『新版　古代の日本』第5巻　近畿地方Ⅰ　角川書店

村川義典　2012「芦屋市三条岡山遺跡の祭祀遺構」『菟原Ⅱ—森岡秀人さん還暦記念論文集—』　菟原刊行会
村川行弘・村川義典　1986「三条岡山遺跡（第４次調査）」『兵庫県埋蔵文化財調査年報 昭和58年度』兵庫県教育委員会 埋蔵文化財調査事務所
森　隆　1995「黒色土器」『概説　中世の土器・陶磁器』　中世土器研究会 編　真陽社
森内秀造　1993「『荒田郡』銘硯と大田町遺跡について」『神戸市須磨区大田町遺跡発掘調査報告書』兵庫県文化財調査報告　第128冊）　兵庫県教育委員会
森内秀造　1995「神戸市須磨区大山町遺跡出土『荒田郡』銘硯について」『考古学雑誌』第80巻第２号　日本考古学会
森　浩一 編　1972『井辺八幡山古墳』（同志社大学文学部考古学調査報告第５冊）　同志社大学文学部文化史学科　和歌山市教育委員会
森岡秀人　1984「旭塚古墳および城山・三条古墳群をめぐる諸問題」『兵庫県芦屋市 旭塚古墳—表六甲城山群集墳中の一巨石墳の測量調査とその考証—』　武庫川女子大学考古学研究会
森岡秀人　1985「土器の交流—西日本」『月刊考古学ジャーナル』252　ニュー・サイエンス社
森岡秀人　1993「土器移動の諸類型とその意味」『転機』４
森岡秀人　1995「海辺の古墳」『古墳文化とその伝統　西谷真治先生古稀記念論文集』　勉誠社
森岡秀人　1999「摂津における土器交流拠点の性格」『庄内式土器研究』ＸＸＩ（—庄内式併行期の土器交流拠点—「摂津・播磨地域」）　庄内式土器研究会
森岡秀人　2001「摂津国菟原郡葦屋郷・賀美郷考証覚書」『考古学論集』５　考古学を学ぶ会
森岡秀人　2002「摂津・八十塚古墳群と菟原郡葦屋郷・賀美郷周辺の古代史」『八十塚古墳群の研究』（関西大学文学部考古学研究第７冊）　関西大学文学部考古学研究室
森岡秀人　2003「考古学と古代史からみた摂津国菟原郡東部の８世紀史と藤ヶ谷古墓の占める位置」『摂津・藤ヶ谷古墓—藤ヶ谷遺跡第５地点・古代火葬墓の調査—』（芦屋市文化財調査報告　第48集）　芦屋市教育委員会
森岡秀人　2004「調査成果総括　寺田遺跡における掘立柱建物と本地点の建物ＳＨ01について」『寺田遺跡（第128地点）発掘調査報告書』（芦屋市文化財調査報告　第47集）　芦屋市教育委員会
森岡秀人　2007「葦屋駅家と古代山陽道路線諸説をめぐっての一試考」『考古学論究—小笠原好彦先生退任記念論集—』　真陽社
森岡秀人　2008「歴史からみた本庄地域　考古学が語る本庄地区周辺の地域史」『本庄村史』歴史編　本庄村史編纂委員会
森岡秀人　2009「海路による稲作東伝の謎—神戸市東灘区本山遺跡の遠賀川系土器の炭素年代から—」『深江史料館だより』第37号
森岡秀人　2011「発掘された木簡から見えるもの—古代の郡役所—」『神戸・阪神間の古代史』　神戸新聞総合出版センター
森岡秀人　2012a「若宮遺跡における古墳の存在と出土法隆寺式軒平瓦の地域性・年代」『平成22年度芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』（芦屋市文化財調査報告　第89集）　芦屋市教育委員会
森岡秀人　2012b「打出小槌古墳被葬者の性格と凡河内国造の活動」『芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』（芦屋市文化財調査報告　第91集）　芦屋市教育委員会
森岡秀人　2012c「弥生文化の地域的様相と発展　近畿地域」『講座日本の考古学』５ 弥生時代（上）　青木書店
森岡秀人　2012d「西摂の古代人と海とのつながり」『神戸～尼崎 海辺の歴史』　神戸新聞総合出版センター
森岡秀人　2012e「考古学・古代史から見た７世紀前後の地域社会変動」『第61回埋蔵文化財研究集会　発表要旨集（集落から見た７世紀）』　埋蔵文化財研究会
森岡秀人・竹村忠洋　2000「芦屋廃寺—芦屋廃寺中枢部の発掘調査」『平成12年度兵庫県下埋蔵文化財発掘調査連絡会資料』　兵庫県教育委員会 埋蔵文化財調査事務所
森岡秀人・竹村忠洋　2006「摂津地域」『古式土師器の年代学』　財団法人 大阪府文化財センター 編
森先一貴　2009「第Ⅳ章　国府系石器群の伝播形成過程」『古本州島における後期旧石器時代前半期／後半期移行期の構造変動研究—国府系石器群・各錐状石器の広域展開と地域間変異の解明を通じて—』
森島康雄　2006「基調報告—土製煮炊具の諸様相—」『第25回　中世土器研究会　土製煮炊具の諸様相』　中世土器研究会 編
森田克行　2008『国史跡　今城塚古墳』　同成社

森田克行　2011『よみがえる大王墓・今城塚古墳』シリーズ遺跡を学ぶ077　新泉社
森田　稔　1995「中世須恵器」『概説　中世の土器・陶磁器』　中世土器研究会 編　真陽社
森本　徹　2012「摂津地域」『古代学研究会2012年度拡大例会シンポジウム資料集　集落から探る古墳時代中期の地域社会―渡来文化の受容と手工業生産―』　古代学研究会
八木勝行　1991「志太地域における律令期須恵器について」『藤枝市郷土博物館年報・紀要』No.2　藤枝市郷土博物館
山尾幸久　1979「県の史料について」『論究日本古代史』　学生社
山尾幸久　1994「里制に関する予備的考察―改新詔の検討 その四―」『立命館文学』535　立命館大学文学部
山尾幸久　1995「律令国家の里制の成立」『日本古代国家の展開』上　思文閣出版
山下峰司　1995「灰釉陶器・山茶椀」『概説　中世の土器・陶磁器』　中世土器研究会 編　真陽社
山中敏史　1994『古代地方官衙遺跡の研究』　塙書房
山本信夫　1995「中世前期の貿易陶磁器」『概説　中世の土器・陶磁器』　中世土器研究会 編　真陽社
山本幸男　2006「摂津国府遷建と難波地域」『難波宮から大坂へ』　和泉書院
吉田　晶　1973「凡河内直氏と国造制」『日本古代国家成立史論―国造制を中心として―』　東京大学出版会
吉田　孝　1983『律令国家と古代の社会』　岩波書店
吉本昌弘　1981「摂津国八部・菟原両郡の古代山陽道と条里制」『人文地理』第33巻第４号
吉村茂樹　1957「郡司制度の研究」『国司制度崩壊に関する研究』　東京大学出版会
米田敏幸　1994「河内における庄内式土器の編年」『庄内式土器研究』Ⅶ　庄内式土器研究会
米田文孝　1983「搬入された古式土師器―摂津・垂水南遺跡を中心として―」『関西大学考古学研究室開設参拾周年記念　考古学論叢』　関西大学考古学研究室
米田雄介　1976「評の成立と構造」『郡司の研究』　法政大学出版会
米田雄介　1979『古代国家と地方豪族』　教育社
渡部育子　1989『郡司制の成立』　吉川弘文館
渡部育子　1980「律令国家の郡領政策―大宝令制定から天平初年まで―」『関晃先生還暦記念日本古代史研究』　吉川弘文館
六甲山麓遺跡調査会　2001『神戸市東灘区西岡本遺跡』　浅岡俊夫 編

報告書抄録

ふりがな	へいせい8ねんどこっこほじょじぎょう（2） あしやしないいせきはっくつちょうさがいようほうこくしょ―はんしん・あわじだいしんさいふっきゅう・ふっこうじぎょうにともなうまいぞうぶんかざいはっくつちょうさ―
書名	平成８年度国庫補助事業（2） 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書―阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査―
副書名	芦屋廃寺遺跡（Z地点・第45地点・第49地点）・寺田遺跡（第77地点・第89地点・第90地点）・打出小槌遺跡（第22地点）
巻次	
シリーズ名	芦屋市文化財調査報告
シリーズ番号	第97集
編著者名	（編集・執筆）白谷朋世・（執筆）森岡秀人
編集機関	芦屋市教育委員会
所在地	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町７番６号 TEL. 0797-38-2115
発行年月日	2014年（平成26年）３月31日

所収遺跡名（ふりがな）		芦屋廃寺遺跡（Z地点）（あしやはいじいせき（Zちてん））		発掘調査担当者	岡本敏行・大道和人	
所在地（ふりがな）		兵庫県芦屋市西芦屋町19番地の一部（ひょうごけんあしやしにしあしやちょう19ばんちのいちぶ）				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分44秒	135度29分76秒	19960424～19960514	124㎡	個人住宅建設
28206	AHZ					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
芦屋廃寺遺跡（Z地点）	集落跡・その他の遺跡	弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭 古墳時代後期 古代 中世	ピット・土坑・溝・耕作溝群	弥生土器・土師器・須恵器・陶器・磁器・土製品・鉄製品	近世～中世の水田面、弥生時代後期後半～奈良時代の遺構群の存在を確認することができた。	
要約		住宅新築基礎掘削深度である現地表下65cmまでの調査であったが、２枚の遺構面を確認した。また、弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭、古墳時代後期の土器を大量に含む包含層も検出した。なお、掘削深度以下において、さらに遺構面の存在が推測し得るとともに、これらの遺構面や包含層が形成される前には、当該地は頻繁に洪水等の被害を受けていたことも確認された。				

所収遺跡名		芦屋廃寺遺跡（第45地点）		発掘調査担当者	矢口裕之・禰冝田佳男	
所在地		兵庫県芦屋市三条町165番地				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分45秒	135度29分63秒	19961023～19961127	200㎡	共同住宅建設
28206	AH45					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
芦屋廃寺遺跡（第45地点）	集落跡・その他の遺跡	中世 近世	採石土坑・畦状遺構・耕作痕群・溝・土坑・ピット	弥生土器・土師器・須恵器・土師質土器・瓦器・瓦質土器・陶器・磁器・土製品・石製品・鉄製品	13世紀中頃には、ボルダーの見られないところにピットなどが設けられた。その後、当該地は次第に耕地化され、近世には水田や畑が営まれたが、宝永4年（1707）の宝永南海地震では、液状化によって耕作地を引き裂く噴砂が認められた。その後、当該地は宅地化され、18世紀末前後に小阪家住宅が構築されるに至った。	
要約		この調査によって、この地域での土地利用の変遷の一端を明らかにすることができた。奈良時代から鎌倉時代の間に、調査区全域を覆う土石流が起こり、この上にさらに土石流堆積物の再堆積層が形成された後、13世紀中頃にはこの上面に生活痕跡が見出されるようになった。おそらく、周辺に濃密な生活痕跡が眠っているのであろう。なお、遺構面形成以前の当該地は、流路固定される以前の河道内であり、遺構面形成の背景には、流路固定と管理の浸透があったと考えられる。そのような重要な位置であるからこそ、三条村の有力農民であった小阪家が、この地を選んで居を構えたことが説明できよう。				

所収遺跡名		芦屋廃寺遺跡（第49地点）		発掘調査担当者	森岡秀人・竹村忠洋	
所在地		兵庫県芦屋市三条町161—4、161—5番地				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分49秒	135度29分61秒	19970217～19970228	145.7㎡	個人住宅建設
28206	AH49					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
芦屋廃寺遺跡（第49地点）	集落跡・その他の遺跡	弥生時代後期後半～古墳時代前期中頃 古代（奈良時代） 近代	掘立柱建物跡・溝・土坑・ピット・連房式竈	弥生土器・土師器・須恵器・瓦器・中世陶器・瓦	弥生時代後期後半～奈良時代の遺構を検出した。弥生時代後期後半～古墳時代前期中頃の遺構は遺構底面まで掘削することができなかったが、土器の包含量は濃密であった。また、奈良時代に下る掘立柱建物跡を検出した。	
要約		当該地は、これまで芦屋廃寺遺跡の近接地と考えられていたが、集中して遺構を検出したことから、芦屋廃寺遺跡の範囲が当該地まで広がることが判明した。弥生時代後期後半～古墳時代前期中頃については、調査区の北側に集落や何らかの施設が存在したことも想像できる。また、当該地周辺に奈良時代の集落が広がる可能性が高い。				

所収遺跡名		寺田遺跡（第77地点）		発掘調査担当者	植松邦浩・小野田義和	
所在地		兵庫県芦屋市三条南町19番地5				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分26秒	135度29分70秒	19960911～19960930	80.3㎡	個人住宅建設
28206	TD77					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
寺田遺跡（第77地点）	集落跡・その他の遺跡	古代 中世	ピット(柵列や掘立柱建物が想定できる)	弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・緑釉陶器・灰釉陶器・瓦器・磁器・瓦・鉄滓など	建物基礎の掘削深度である現地表下約110cmまでの調査において、複数の遺構面にわたって中世のピット群を確認しており、建物跡の可能性を有する。また、出土遺物は奈良時代～平安時代の土師器・須恵器が中心で、灰釉陶器や緑釉陶器もみられる。	
要約		建築面積と隣接地に対する安全確保のため、かなりの制約がある調査であったが、中世の遺構面および古代～中世の遺物包含層を検出した。調査区の西側にみられる河道の痕跡もあわせて考えると、寺田遺跡でも中央の南端部、しかも河道に転換する平坦地の端の部分と考えられる。ただし、出土している遺物からは、郡衙や寺院に関わる地点と考えられる。				

所収遺跡名		寺田遺跡（第89地点）		発掘調査担当者	森岡秀人・竹村忠洋	
所在地		兵庫県芦屋市三条南町65番地1				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分30秒	135度29分51秒	19970210・19970212	46.2㎡	個人住宅建設
28206	AH89					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
寺田遺跡（第89地点）	集落跡・その他の遺跡	古代	掘立柱建物を構成するピット	弥生土器・土師器・須恵器・瓦	古代後半の掘立柱建物を検出した。	
要約		本調査で検出した古代後半の掘立柱建物のほかに、確認調査時に調査地東側でも柱穴を1基を確認していることから、掘立柱建物の棟数や遺構の分布範囲はさらに広がることが推察される。ただし、「基本方針」にしたがって現地表下60cmまでの調査に止めたので、これより下位の様相については不明である。				

所収遺跡名		寺田遺跡（第90地点）		発掘調査担当者	森岡秀人・竹村忠洋	
所在地		兵庫県芦屋市三条南町44番地1				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分22秒	135度29分63秒	19970203～19970207	46.1㎡	専用住宅建設
28206	TD90					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
寺田遺跡（第90地点）	集落跡・官衙跡・その他の遺跡	古墳時代 古代（8～9世紀） 中世（12～13世紀）	溝・土坑・池状遺構	縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・緑釉陶器・灰釉陶器・瓦器・磁器・製塩土器・土馬・石器未製品・石製品（砥石）	調査面積・掘削深度に対して、遺物はきわめて多い。とくに、池状遺構からは、転用硯や墨書土器を含む奈良時代の遺物が多く出土した。墨書土器（須恵器片5点）には、郡司四等官制との関わりを示す「大領」・「少領」などの文字資料がみられた。また、土馬も出土しており、当該地で検出された遺構が、郡衙と一定の関わりをもつことを示している。	
要約		古代（8世紀を中心とする）と中世（12～13世紀）の濃密な包含層を確認した。遺構は、前者の時期の池状遺構の一部（S4）、後者の時期の土坑（S3）や柱穴等を検出した。池状遺構の存在は、官衙的な施設がこの付近に展開していたことを想定させる。墨書土器や土馬が出土していることは、郡衙の施設における饗応や、祓いなどの公的祭儀を想定させる。また、調査地を含む広い範囲において、中世前半に大々的な集落が存在していたことも推定できる。				

所収遺跡名		打出小槌遺跡（第22地点）		発掘調査担当者	大川勝宏・半澤幹雄	
所在地		兵庫県芦屋市打出小槌町49番地ほか				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分27秒	135度31分34秒	19961209～19970217	83.0㎡	共同住宅建設
28206	UK22					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
打出小槌遺跡（第22地点）	集落跡・その他の遺跡	旧石器時代 弥生時代中期 弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭 古代 中世 近世	耕作痕・流路状遺構・土坑	縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦器・陶器・磁器・埴輪・石器・石製品	打出小槌遺跡で2例目となるナイフ形石器（国府型）が出土した。また、古墳時代中期の打出小槌古墳に先行する流路状遺構（小河川と推定される）を検出した。ここからは、弥生時代中期～古墳時代後期を中心に多くの遺物が出土しており、とくに、最下層（Ⅲ層）からは、弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭の遺物が、完形品を含めて磨滅の少ない状態で多数出土している。なかには、外来系要素をもつものが少なくない。さらに、弥生時代中期の土器も一定量出土している。	
要約		検出した流路状遺構の堆積土は、河川性の堆積物であるので、一過性の洪水による下刻、周辺居住域の自然災害を想定させる。また、堆積状況から、古墳時代後期頃には流水と堆積を繰り返していた様子がうかがえるものの、中世前半期には埋没はほぼ完了している。近接する打出小槌古墳の周濠の最終埋没の時期は15世紀に下ることが明らかになっているが、13世紀頃から、面的に耕地化が進行しているので、当該地も同時期に耕地化したことが推測できる。その後は、近代における宅地化まで、耕作地としての土地利用が続いたことが確認できた。				

芦屋市文化財調査報告　第97集

平成８年度国庫補助事業（２）
芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書
—阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—

芦屋廃寺遺跡（Ｚ地点）
芦屋廃寺遺跡（第45地点）
芦屋廃寺遺跡（第49地点）
寺田遺跡（第77地点）
寺田遺跡（第89地点）
寺田遺跡（第90地点）
打出小槌遺跡（第22地点）

平成26年（2014）３月31日　印刷発行

発　行　芦屋市教育委員会
〒659－8501　兵庫県芦屋市精道町７番６号
ＴＥＬ．0797－38－2115
印刷所　グランド印刷株式会社
〒770－0941　徳島県徳島市万代町６丁目20－15
ＴＥＬ．088－622－8448

Ashiya Archaeological Record 97

2014.3

Ashiya City Board of Education, Japan